

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

平成27年12月

中央環境審議会

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について 【目 次】

| | | |
|-----|---|-----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について | 8 |
| III | 重点点検分野等の点検 | 9 |
| | (事象横断的な重点分野) | |
| 1. | 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 | 9 |
| | 重点検討項目①：経済・社会のグリーン化 | 9 |
| | 重点検討項目②：グリーン・イノベーションの進展 | 21 |
| 2. | 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 | 38 |
| | 重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭に置いた国際協力等 | 38 |
| | 重点検討項目②：国際的な枠組みづくりにおける主導的役割 | 54 |
| 3. | 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 | 63 |
| | 重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組 | 63 |
| | 重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び 地域間の交流等の促進 | 77 |
| | (事象面で分けた重点分野) | |
| 4. | 水環境保全に関する取組 | 90 |
| | 重点検討項目①：健全な水循環構築のための取組 | 90 |
| | 重点検討項目②：水環境改善のための取組 | 114 |
| 5. | 大気環境保全に関する取組 | 134 |
| | 重点検討項目①：社会情勢の変化を踏まえた新たな課題への対応 | 134 |
| | 重点検討項目②：広域的な取組を重視した大気汚染対策の取組 | 150 |
| | 重点検討項目③：排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の 低減に向けた取組 | 157 |
| | (復旧・復興) | |
| 6. | 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項 | 169 |
| | 重点検討項目：持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組 | 169 |
| IV | その他 | 178 |
| 1. | 各府省等における環境配慮の方針に係る取組状況 | 178 |
| 2. | 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要 | 188 |

I はじめに

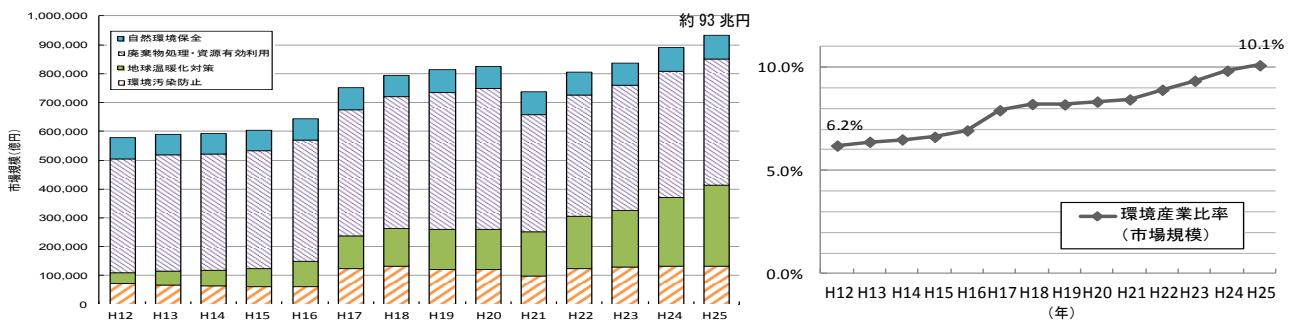
中央環境審議会においては、「第四次環境基本計画」（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聴きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施することとしている。

今回の点検（平成 27 年）は、第四次環境基本計画の第 3 回目の点検として行うものであり、平成 25 年、平成 26 年の 2 年間にわたり第四次環境基本計画に掲げる全ての重点分野等について点検を行った経緯を踏まえ、本年は、第 1 回点検（平成 25 年）において点検を行った重点分野等について、その後の施策の進捗状況、第 1 回点検において中央環境審議会の指摘した事項の進捗状況を含めて点検を行ったものである。具体的には、同計画で取り上げている 9 つの重点分野のうち、事象横断的な重点分野である「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」及び「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の 3 分野、並びに事象面で分けた重点分野である「水環境保全に関する取組」及び「大気環境保全に関する取組」の 2 分野を点検の対象とするとともに、「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」も点検の対象とした。なお、第 4 回点検（平成 28 年）においては、第 2 回点検（平成 26 年）において点検を行った重点分野等について、点検を行うこととしているところである。

点検に当たっては、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標（総合的環境指標）も活用しつつ、環境基本計画の進捗状況について現状を明らかにした。その具体的なところは、Ⅲの各重点分野等の現状において述べるとおりであるが、各重点分野等を概観すると、以下のとおりである。

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」分野については、日本の環境産業の市場規模が平成 21 年に一度落ち込んだものの、その後は拡大傾向にあり、平成 25 年に全体で約 93 兆円と過去最大となったことや、国内産業に環境産業が占める比率が一貫して増加し、平成 25 年には約 10% となったことから、環境産業が我が国の経済に与える影響は大きくなっているものと考えられる。（図表 I-1、P18 に再掲）。また、ISO14001 等の環境マネジメントシステムの登録事業者数や環境報告書を作成・公表している企業の割合は、いずれもこの 10 年間では大幅な伸びを示しており、経済・社会のグリーン化については一定の成果が出ているものと考えられる。その一方で、近年、前者の数値はほぼ横ばいで、後者の数値は若干の減少となっていることに鑑みると、企業の環境配慮行動の実態を把握した上で、企業システムにおける環境配慮の定着深化に向けて、中小企業への配慮、情報発信、関係府省等の連携など、施策の充実を図っていくことが必要である。

図表 I – 1. 環境産業の市場規模と全産業に占める環境産業市場規模の割合
 <市場規模> <全産業に占める割合>



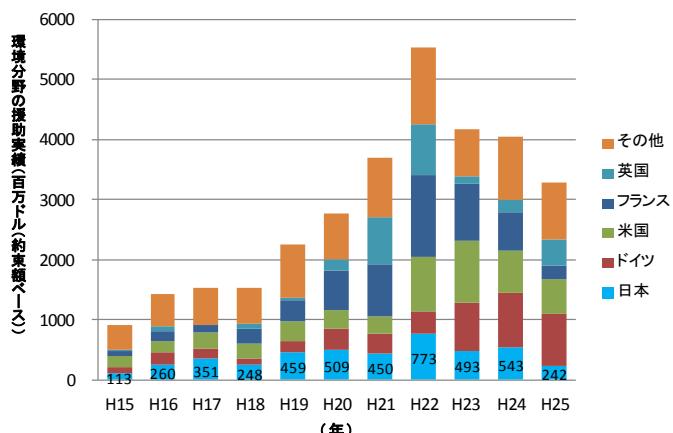
出典) 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」から作成

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」分野については、我が国は政府開発援助（O D A）の環境分野における援助を平成 25 年に 242 百万ドル（世界第 4 位）行うなど、経済協力開発機構（O E C D）開発援助委員会（D A C）の中で世界有数の援助国となっている一方で、ここ数年で援助額は減少傾向にある（図表 I – 2、P 40 に再掲）。また、例えは我が国は、外交会議議長を務めた水銀に関する水俣条約の策定交渉において主導的な役割を果たすなど、環境保全の国際的な枠組みづくりにも大きく貢献している。

また、地球温暖化対策について、我が国は、既に第四次環境基本計画において、平成 62 年（2050 年）までに、80% の温室効果ガスの排出削減を目指す長期的目標を掲げており、平成 32 年（2020 年）以降の温室効果ガス削減目標に関しては、年末にフランスのパリで開催される国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）に向か、我が国における温室効果ガス排出量を平成 42 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比マイナス 26.0%（平成 17 年度（2005 年度）比マイナス 25.4%）の水準にするという「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定）を決定し、国連気候変動枠組条約（U N F C C C）事務局に提出した。

我が国は、C O P 21 における平成 32 年（2020 年）以降の全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築等のルール作りや、持続可能な国際社会の健全な発展に向けた国際協力等に引き続き積極的に貢献していく。また、C O P 21 の合意の状況を踏まえ、できるだけ速やかに地球温暖化対策計画を策定する。

図表 I – 2. D A C 諸国におけるO D A（環境分野）実績



出典) O E C D D A C ウェブサイト (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CRS 1>) から作成

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野については、日本国内における再生可能エネルギーの導入量が、近年、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電を中心に増加傾向にあり、特に、平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、再生可能エネルギーの導入量（運転を開始したもの）は、平成24年度175.8万kW（7月～3月末）、平成25年度713.9万kW、平成26年度986.0万kWと着実に増加している。固定価格買取制度開始（平成24年7月）以降の累積の再生可能エネルギーの導入量は、平成26年度末時点では1,875.7万kWとなり、約3年間で、同制度開始前の累積導入量（約2,060万kW）に比べ約9割増加した。一方で、固定価格買取制度については、自然状況によって出力が大きく変動する太陽光発電に偏った導入が進んだこと等の課題が指摘されている。再生可能エネルギーについては、既に第四次環境基本計画において導入拡大の方向性が示されており、このことを前提に、国民の理解を得つつ、同制度の見直しを含めた検討を行っていくことが求められる。

また、地域の自然資源を活用した再生可能エネルギーやエコツーリズム等の事業、環境保全活動や環境教育といった活動は、地域づくり・人づくりに大きく貢献し得るものであり、ひいては地域の活性化にもつながり得るものである。関係府省等においては、環境保全の視点はもとより、地域づくり・人づくりの視点も含めて関係施策を講じていくことが重要である。

「水環境保全に関する取組」分野については、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっている。水域別では、河川92.0%、湖沼55.1%、海域77.3%であり、河川における達成率は高くなっている。海域では、達成率は近年横ばいであるが、湖沼では依然として達成率が低い状況である（図表I-3、P99に再掲）。水質に係る環境基準を達成していない地域が残っており、今後も施策の更なる充実が必要である。加えて、施策を効果的・効率的に推進するためにも、関係省庁をはじめ、関係者が緊密に連携していくことが重要である。

湖沼における水質改善、湖辺環境の保全に向けた取組として、汚濁負荷量の削減のほか、下水の高度処理及び自然浄化機能の活用など地域の特性を踏まえ対策を進めており、湖沼へ流入する汚濁負荷量の削減を目指し、都道府県が設置する土地利用調整会議の活用を図る等関係者間の連携を図るとともに、湖沼の保全、富栄養化防止のため水環境に効果的な施策の組み合わせについて検討を進める必要がある。

閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組として、総量削減の在り方検討、暫定排水基準の見直し、水産環境整備などの施策を継続しており、閉鎖性海域を取り巻く水環境に関する各種調査・研究を推進し、これらに関する科学的知見の充実を踏まえ、水質の保全や生物多様性・生物生産性の確保等の観点から総合的な水環境改善対策の検討を進める必要がある。

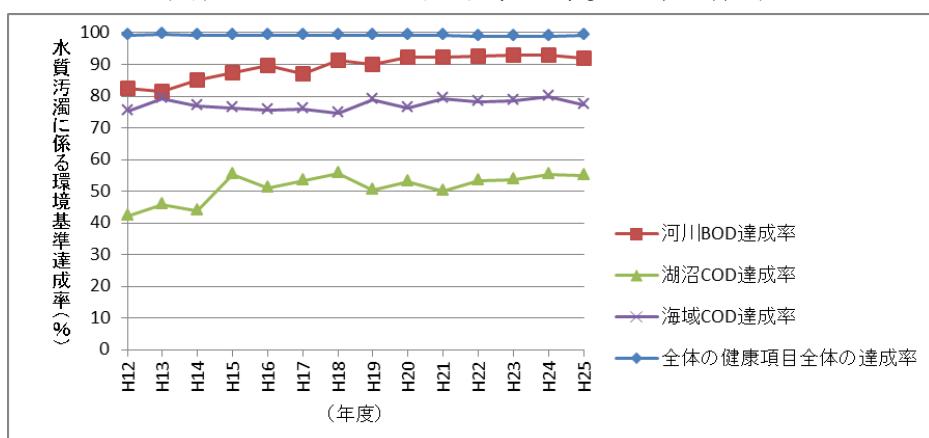
海洋環境保全対策を効果的に進めるため、我が国周辺海域海洋環境調査による現況把握のほか、国際的な協力・貢献などの取組を継続しており、海洋ごみ対策に関しては、近隣諸国との連携・協力を含めた、より一層の発生抑制対策の推進を図り、回収・処理事業との相乗効果を高めていく必要がある。また、引き続き回収・処理事業の成果等を活用した

全国的な状況把握に努める必要がある。さらに、特に近年問題となっているマイクロプラスチックの汚染実態に関する調査研究を推進する必要がある。

水環境の国際協力・連携の取組は、技術協力、資金協力、関連ステークホルダーの能力構築のほか、水ビジネス展開支援等を継続して行っており、我が国の水処理技術の海外展開においては、引き続き現地のニーズを把握し、地域に最も適する技術を適用することにより、水環境改善を図る必要がある。

なお、水資源の確保や環境の保全の観点から、水の適正な利用を通じた健全な水循環を確保することが重要であり、「水循環基本法」（平成26年法律第16号）及び同法に基づく水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、関係省庁をはじめ、関係者が十分に連携し、健全な水循環の形成のための施策を総合的に推進していく必要がある。

図表I-3. 公共用水域の環境基準達成率



注1 河川はBOD、湖沼及び海域はCODである。

注2 達成率(%) = (達成水域数/類型指定水域数) × 100

出典) 環境省「公共用水域水質測定結果」から作成

「大気環境保全に関する取組」分野については、近年、騒音を発生する施設、形態が多様化し、従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音、低周波音の問題が発生している。また、新たな宅地開発に伴い、新たに居住することとなった者に係る騒音問題が発生していることも環境基準の達成率が改善しない要因と推測されている。一方、民間建築物の解体が今後ピークを迎える中、アスベスト飛散、ばく露防止対策の徹底も重要である。さらに、大都市を中心とする平均気温の上昇に伴い、大気の熱ストレスが増大する地域においてヒートアイランド対策及び熱中症対策を推進する必要がある。

PM2.5については、環境基準の達成率が低く、国民の関心も高いことも踏まえ、より一層の対策の強化が求められている。また、PM2.5及び光化学オキシダントについては、濃度の動向等の実態把握や生成機構の解明に係る調査等の推進や、その原因物質の排出インベントリの作成や予測シミュレーションモデルの構築に係る取組等の強化が必要である。さらに、東アジア地域からの広域大気汚染の影響も踏まえた対策の在り方について、検討が必要である。

自動車排出ガスによる大気汚染については、自動車の単体規制や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平

成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）、低公害車の普及促進により、全体としては改善傾向にあるが、二酸化窒素（NO₂）については環境基準を達成していない地点が引き続き残存し、浮遊粒子状物質（SPM）については達成率100%を示す年度もあるが、その状況を継続的・安定的に維持しているとは言えない。自動車騒音については、発生源対策等の実施により、環境基準の達成状況は全体として改善の傾向にあるが、依然として環境基準が達成されていない状況にある。また、自動車から排出されるCO₂は、運輸部門の9割近くを占めている。こうした自動車に起因する環境負荷を低減させ、環境的に持続可能な都市・交通システムを実現することが重要である。

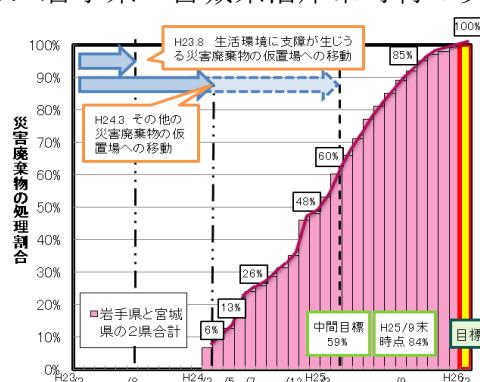
なお、平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」を踏まえた国内施策の実施のための措置として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が平成27年3月10日に閣議決定・国会提出され、6月12日に成立するなど、同条約の的確かつ円滑な実施に向けた総合的な措置が着実に進められており、引き続き同条約の早期締結に向けて担保措置の整備を進めていくことが重要である。

「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」分野については、東日本大震災により発生した災害廃棄物等（災害廃棄物は13道県で約2,000万トン、津波堆積物は6県で約1,100万トン発生）の処理については、岩手県及び宮城県を含めた12道県において、平成26年3月末までに処理を完了した。なお、岩手県及び宮城県の沿岸市町村における災害廃棄物の処理実績は図表I-4のとおりである（P172に再掲）。

残る福島県（避難区域を除く。）では、現在でも懸命な処理が続けられており、災害廃棄物の処理割合は約97%、津波堆積物についてもおおむね処理を完了している（平成27年3月末現在）。

今後の復旧・復興に当たっては、全ての被災地域で安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、迅速かつ着実に施策を実施するとともに、環境面での持続可能性の確保という視点も重視しつつ、低炭素・循環・自然共生に配慮した取組の充実を図っていくことが重要である。

図表I-4. 岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



出典) 環境省災害廃棄物処理情報サイト「東日本大震災における災害廃棄物処理について」(http://kouikishori.env.go.jp/disaster_waste/processing/processing_status/index.html)

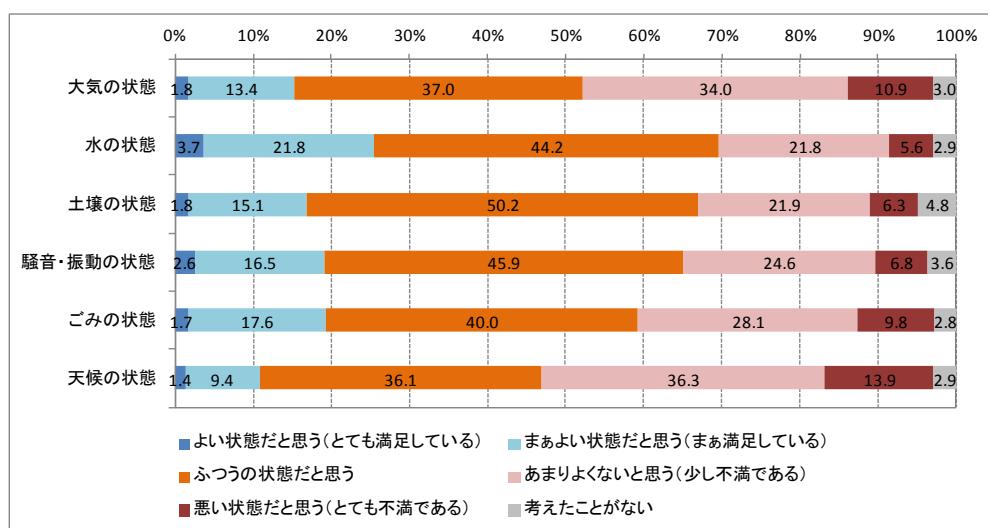
このほか、身近な生活環境の実感（満足度）について環境省が実施した調査においては、身近な生活環境（大気、水、土壤、騒音・振動、ごみ、天候）について、満足と回答した人^{※1}の割合が、不満足と回答した人^{※2}の割合より低くなっている（図表 I－5）。また、国民生活の環境への影響については、仮に世界中の人が日本人と同水準の生活をした場合の環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方によれば、地球2.3個分の資源が必要になるともされている。

関係府省等は、生活環境の満足度向上に取り組むとともに、国民の環境意識向上に努め、国民生活の環境負荷低減を図ることが重要である。

※1 「よい状態だと思う（とても満足している）」と「まあよい状態だと思う（まあ満足している）」の合計。

※2 「悪い状態だと思う（とても不満である）」と「あまりよくないと思う（少し不満である）」の合計。

図表 I－5. 身近な生活環境の実感（満足度）



出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成26年度調査）」から作成

これらの指標や各個別分野の関係府省等の取組状況を含めた現状を踏まえると、第1回点検以降の環境保全に関する取組は、おおむね進捗をしていることを確認した。その一方で、第1回点検において中央環境審議会が指摘した事項への対応を含めて、各分野において「関係府省等の連携不足」や「国民への情報提供の不足」といった諸課題も残存している状況を踏まえ、本点検では、今回点検した分野ごとに、これらの課題や今後の関係者の取組の改善の在り方について幾つかの指摘を行った。今後、関係府省等は、これらの指摘を踏まえ、更なる取組を進めていくことを期待する。その際には、環境教育や環境研究・技術開発等の複数の府省等が関与する環境保全に関する取組については、環境省が中心となって関係府省等と連携を図ることが必要である。

第四次環境基本計画では、「低炭素、循環、自然共生の統合的達成」を目標として掲げ、さらに、平成26年7月に中央環境審議会が「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」と題して行った意見具申で、「低炭素・循環・自然共生政策の統合」をより具体化するとともに、今後の環境政策の方向性を明らかにした。関係者は、今回の点検で行った指摘を解決するために、分野

や組織にとらわれることなく、これまで以上に連携・協力を図り、環境基本計画に示された目標の実現に向けて更なる取組を進めることが重要であり、その際には上記意見具申の趣旨も踏まえた取組がなされることが期待される。

前述のとおり、我が国は、本年、COP21に向け、温室効果ガス排出量の削減目標に関する「日本の約束草案」をUNFCCC事務局に提出し、削減目標に関する政府の方針を明らかにした。第四次環境基本計画にもあるとおり、新たな地球温暖化対策の計画を策定し、同計画に基づく対策・施策を進めていく必要がある。なお、このほかにも、政府全体の適応計画の策定については、本年3月に中央環境審議会が気候変動の影響について取りまとめた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」等を踏まえ、本年9月に設置された気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議において、「気候変動の影響への適応計画」の案を取りまとめ、本年11月27日に閣議決定した。今後は、関係府省庁等において、その着実な実行に向けて取り組むことが重要である。

また、昨今の気候変動問題や災害への対応等の持続可能な社会の構築に向けて、我が国の環境研究及び環境技術開発をより効果的に推進するため、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成27年8月20日中央環境審議会答申）を取りまとめた。この答申も踏まえて、環境省が中心となって関係府省等と連携しつつ、環境保全の基盤となる研究開発を進展させていくことが重要である。

加えて、東日本大震災からの復旧・復興について、政府は、平成28年度から平成32年度を「復興・創生期間」としており、今後、地方創生のモデルとなるような復興を目指すこととしている。関係府省等は、こうした取組を進めるに当たって、環境面での持続可能性にも配慮し、環境・経済・社会が統合的に向上する持続可能な地域づくりを進めていくことが重要である。

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴い各種の施設や都市インフラ等の整備が大規模に行われる予想され、その場合には、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の同時実現による持続可能な社会を目指した取組との整合性を図るべきである。

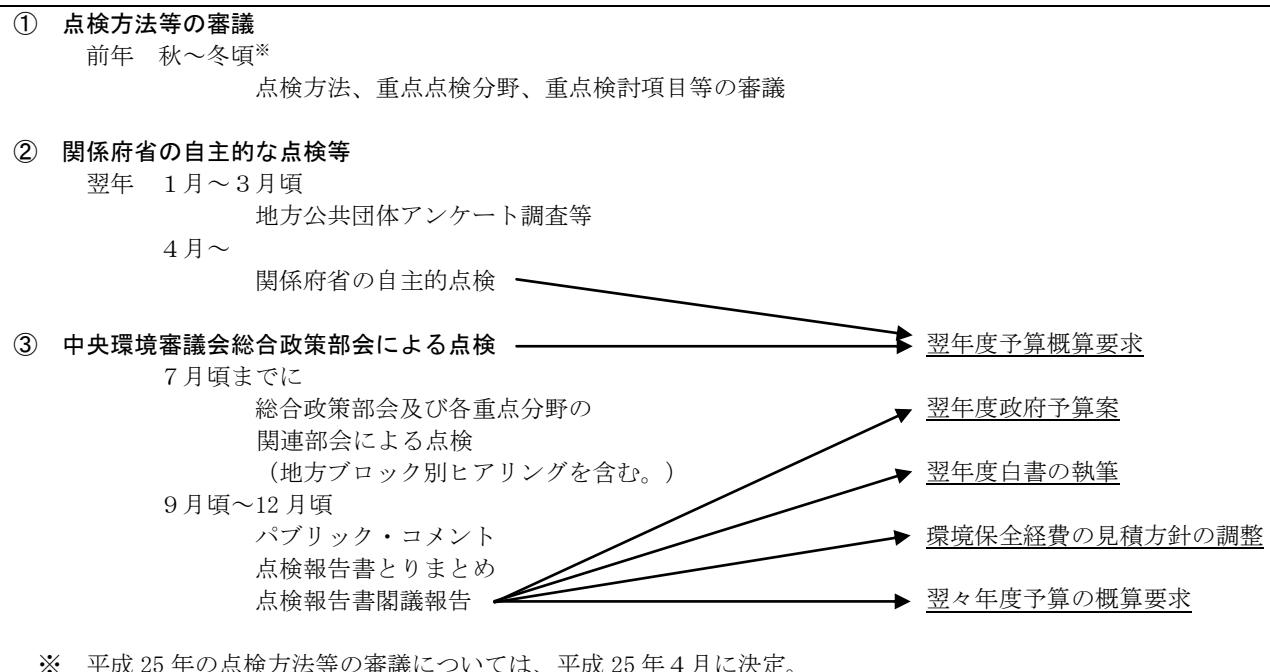
この点検の結果が社会に広く提供され、国民の環境行政への理解の一助になるとともに、関係者の取組の改善や後押しになることを期待する。

II 第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

1. 毎年の点検の流れ

第四次環境基本計画の点検は、下記の手順で行う。

(初年の平成 24 年は点検準備、最終年の平成 29 年は計画の見直しを実施する。)



2. 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

効果的に点検を実施するため、9つの重点分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」の分野から重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、特に焦点を当てて審議を行う重点検討項目を設定している。

| 重点分野名等 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 | | | | |
| ②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 | | | | |
| ④地球温暖化に関する取組 | | ○ | | ○ |
| ⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 | | ○ | | ○ |
| ⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 | | ○ | | ○ |
| ⑦水環境保全に関する取組 | ○ | | ○ | |
| ⑧大気環境保全に関する取組 | ○ | | ○ | |
| ⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 | | ○ | | ○ |
| 「復旧・復興」 | ○ | | ○ | |
| 「汚染回復等」 | | ○ | | ○ |

III 重点点検分野等の点検

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目①：経済・社会のグリーン化

経済・社会のグリーン化に向けては、事業者の環境に取り組む能力の向上や環境金融の拡大、環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることの促進等が必要となる。特に、事業者が物品等を製造・提供する際により高い環境性能を目指すことや、環境対応に際しての経済的インセンティブと社会的責任が重要であるとの観点から、以下のa) からc) までの項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)に係る国の取組(国によるプレミアム基準の活用状況を含む)
- b) 国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者がNPO等に評価・選択されるための国による普及促進の取組
- c) 機関投資家等に対する社会的責任投資(SRI) や環境・社会・ガバナンス(ESG) 投資等の環境投資の拡大に係る取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン化がより一層進められた経済・社会において、各主体の活動が環境負荷を出来る限り削減した持続可能なものとなるためには、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備をさらに進める必要がある。そのほか、環境金融の拡大により、資金の流れを持続可能な社会に寄与するものにする必要がある。

(2) 現状と取組状況

国は、環境の価値が市場において適切に評価されるよう政策を企画立案・実施し、市場では供給されない公共的な財やサービスを安定に供給することが必要である。具体的には、ルールの設定、科学的知見や基礎的な技術の基盤の整備、政府調達などにおけるモデル的取組の実施、事業者としての率先実行、各主体間の調整・連携促進といった役割を果たし、各主体の市場での取組を支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)に係る国の取組(国によるプレミアム基準の活用状況を含む)

現状

平成25年度における国等の機関の特定調達物品等の調達実績は、公共工事分野を除く199品目中189品目（95.0%）において、判断の基準を満たす物品等が95%以上の割合で調達されている^{※1}。また、製品やサービスを購入する際に環境を考慮し必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入について、地方公共団体のうち「組織的に取り組んでいる」ものの割合は約69%（平成26年度）^{※2}であり、上場企業のうち「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定を実施している」ものの割合は約80%（平成25年度）^{※3}である。

一方で、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目の中には必ずしも環境性能の観点から市場において先駆的な基準とは言えない品目もあることから、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく「プレミアム基準」に係る国の取組を進めるため、平成25年3月に環境省が「プレミアム基準策定ガイドライン」を策定した。現在、プレミアム基準を含む調達方針の策定数は18府省庁等となっている。

※1 環境省が実施した「平成25年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」による。

※2 環境省が実施した「平成26年度地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査」で、紙類や文具類各分野においてどれか一つでもグリーン購入を組織的に取り組んでいると回答した地方公共団体の割合（「調達方針に基づき、組織的に取り組んでいる」割合と「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」割合の合計）。

※3 環境省が実施した「平成26年度環境にやさしい企業行動調査」による。

取組状況

【プレミアム基準の活用による市場の更なるグリーン化】（環境省）

本施策は、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）を国等の機関が設定することにより、市場の更なるグリーン化を図るものである。なお、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年環境省告示第11号）については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることから、計画的に見直しを行っており、特定調達品目の市場での普及状況や、技術動向等についての調査を行い、実用性についての確認を行っている。

環境省においては、平成25年3月に策定した「プレミアム基準策定ガイドライン」を考慮した調達方針を毎年度策定しており、それに基づく調達を実施している。また、平成26年度から、各府省庁等におけるプレミアム基準策定状況を確認しており、18府省庁等（環境省を含む。）においてプレミアム基準を含む調達方針が策定されている。

今後は、引き続き、各府省庁等におけるプレミアム基準策定状況を確認する。

また、国等の機関がプレミアム基準を策定した内容について、市場における対応状況や技術開発の動向等に鑑み、適宜グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針等へ反映することを通じて、市場の更なるグリーン化を推進する。

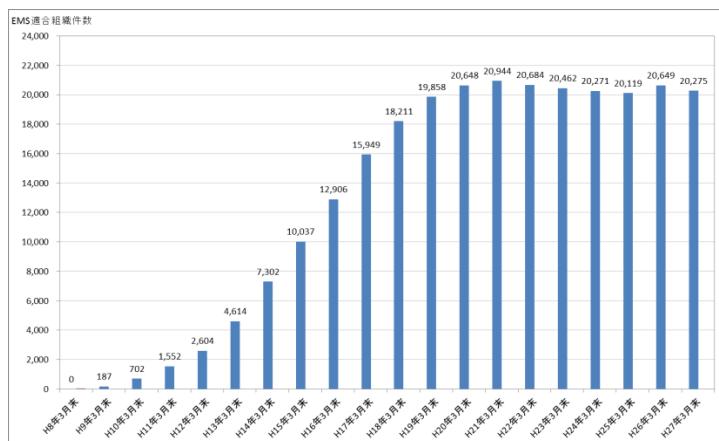
- b) 国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者がNPO等に評価・選択されるための国による普及促進の取組

現状

国際標準化機構（ISO）の環境マネジメントシステム（EMS）であるISO14001の登録事業者数は、近年2万件程度で推移しており横ばいの状態が続いている（図表III-1-1）。その一方で、環境省が策定した中小事業者向けのEMSであるエコアクション21の認証・登録事業者数については、認証・登録制度の始まった平成16年度以降増加傾向にあり、平成26年度の認証・登録事業者数は7,554件となつたが、ここ数年は伸び悩んでいる（図表III-1-2）。

また、「環境にやさしい企業行動調査」によると、環境報告書を作成・公表している企業は、上場企業では回答企業の約69%、非上場企業では回答企業の約26%が作成・公表しており、前年度に比べ若干減少した（図表III-1-3）。

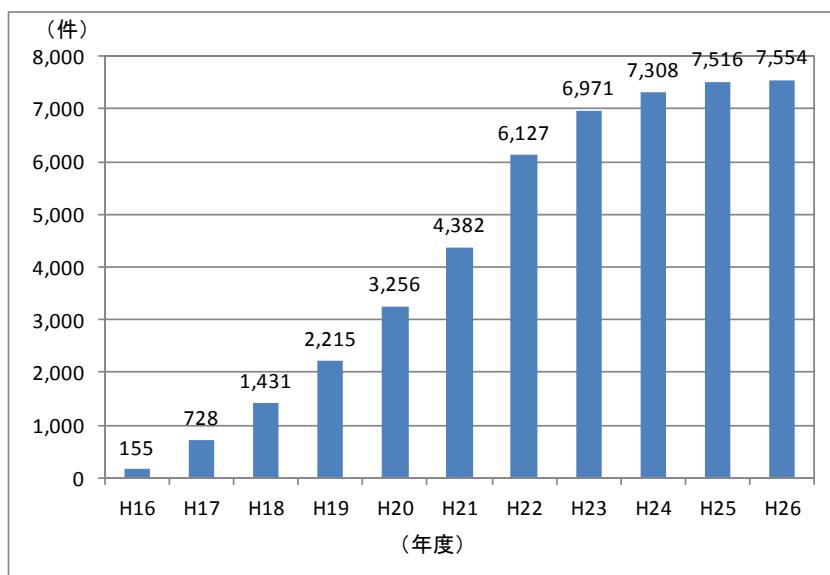
図表III－1－1. ISO14001の登録事業者数



注 認定先認証機関から提供されたデータを基に公益財団法人日本適合性認定協会ウェブサイトに公表された認証組織件数。

出典) 公益財団法人日本適合性認定協会提供資料から作成

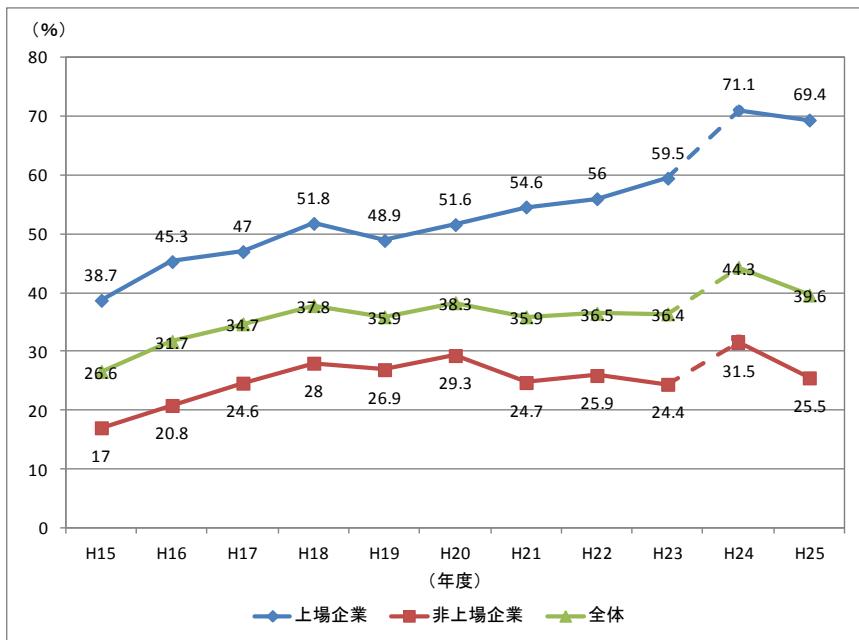
図表III－1－2. エコアクション21の認証・登録事業者数



注 データは平成27年5月末現在の値である。

出典) 一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ウェブサイト「エコアクション21認証・登録制度の実施状況（2015年5月末現在）」から作成

図表III－1－3．環境報告書を作成・公表している企業の割合



注1 環境報告書には、CSR報告書、持続性報告書等の一部として作成したものも含まれている。

注2 平成23年度調査までは、東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業と従業員500人以上の非上場企業及び営業所を対象とした調査であったが、平成24年度からはこのうち3,000社を標本として抽出して調査を行った。平成24年度以降の有効回答数は以下のとおりである。平成24年度上場企業：374社、非上場企業：787社。平成25年度上場企業：483社、非上場企業：1,013社。

注3 平成24年度のみ、調査票中の全ての設問に回答した者を有効回答とし、その者のうちの回答者をもって割合を計算している。

出典) 環境省「平成25年度環境にやさしい企業行動調査 調査結果」から作成

取組状況

【環境経営・環境情報開示の促進】（環境省）

本施策は、環境課題への重点的な対応のためには全ての事業者のグリーン化が必要である一方で、中堅・中小企業のグリーン化が十分に進んでいないことを踏まえ、PDCAサイクルを活用し環境への取組を継続的かつ効果的に行う「エコアクション21」による環境報告書の作成・公表等の促進のほか、以下の施策を行うものである。これらの施策により、当該事業者が投資家・NPO等のステークホルダーに評価・選択され、環境分野への投資が促進されることを通じて、経済・社会のグリーン化を図る。

- エコアクション21を含むEMS促進施策の一環として、平成26年度に、中小事業者が無理なくEMS構築に着手できるプログラムである「エコアクション21CO₂削減プログラム」の実証事業に着手し、245事業者の参加を得ており、平成27年度以降にエコアクション21認証を取得する見込みである。
- 環境情報開示については、平成25年度は、平成24年度に改訂を行った環境報告の指針である「環境報告ガイドライン」の普及のため、ウェブサイトでの

公表や環境関連イベント・セミナーでの公表 U R L 案内の配布等を行った。平成26年度は、環境情報利用者の多様化に対応するため環境報告書に係る信頼性向上のための具体的手法を解説した「環境報告書に係る信頼性向上の手引」等の改訂を行い公表した。

- 優れた環境報告書等を表彰し、その質の向上を図る「環境コミュニケーション大賞」の応募総数は、平成26年度に307作品となっており前年度に比べ33作品増加している。
- 平成25年度に環境情報開示基盤整備事業として、投資家等が企業の環境情報を「入手容易かつ比較可能」な形で利用できる開示基盤の整備に着手した。本基盤は、拡張可能な事業報告言語（X B R L）※を採用しており、将来的には環境情報以外の非財務情報の開示基盤としても活用可否の実証を行う予定である。平成26年度は約130社の企業・金融機関等が参加し、システムの技術的課題や記載内容の検証・改善を行った。

今後は、エコアクション21については、エコアクション21CO₂削減プログラムの実施等により、認知度向上と普及拡大を行う。環境情報開示については、環境コミュニケーション大賞の活性化を行い、社会にアピールする機会を一層増やす。また、投資情報として環境情報等のニーズが高まりつつあることを踏まえ、情報開示基盤の整備・構築を進めていく。

※ XMLベースのコンピューター言語で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E D I N E T）等の財務報告開示基盤で幅広く活用されている。

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

本施策は、平成32年（2020年）までの生物多様性に関する国際目標として、生物多様性第10回締約国会議（C O P 10）で採択された「愛知目標」の達成に向け、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」（平成21年度発行）の普及を図るものである。また、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。事業者が本指針に基づく行動に取り組むことで、企業ブランドの向上、新たな顧客の獲得等の効果が期待される。

平成25年度は、事業者による取組の評価手法の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報収集、事業者の取組促進策の検討、意見交換会の開催、国際的な動向の把握、事業者向けの普及啓発資料の作成等を実施した。平成26年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、これらの結果を冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集として情報発信した。また、事業者団体を対象とした、生物多様性に関する行動指針作成等の促進方策の検討や、C O P 12を始め

国際的な動向を把握して情報発信した。これらの取組の結果、以下のとおり、プロジェクト数等が着実に増加するなど、効果が現れている。

- 愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録件数のうち主に事業者や事業者団体によるプロジェクト数
平成 25 年度末時点：43 件
平成 26 年度末時点：72 件
- 生物多様性に取り組む企業団体である「生物多様性民間参画パートナーシップ」の参加団体数
平成 22 年 10 月時点：424 団体
平成 25 年 10 月時点：504 団体
平成 27 年 3 月時点：509 団体
- 「生物多様性民間参画パートナーシップ」参加団体で生物多様性を経営理念等に盛り込んでいる割合
平成 22 年 10 月時点：50%（回答数 145 団体）
平成 25 年 10 月時点：92%（回答数 117 団体）
平成 26 年 10 月時点：93%（回答数 124 団体）

なお、事業者等が行う優れた取組については、国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）が実施する「生物多様性アクション大賞」等の表彰制度を通じて、適切な評価が行われている。

平成 27 年度は、これまでの成果を活用しつつ、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国 3 か所で開催するほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針作成等を促進するためのモデル事業の実施や手引きの作成を行うなど、愛知目標の達成に向けた更なる施策の実施を予定している。

今後は、引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。

c) 機関投資家等に対する社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）投資等の環境投資の拡大に係る取組

現状

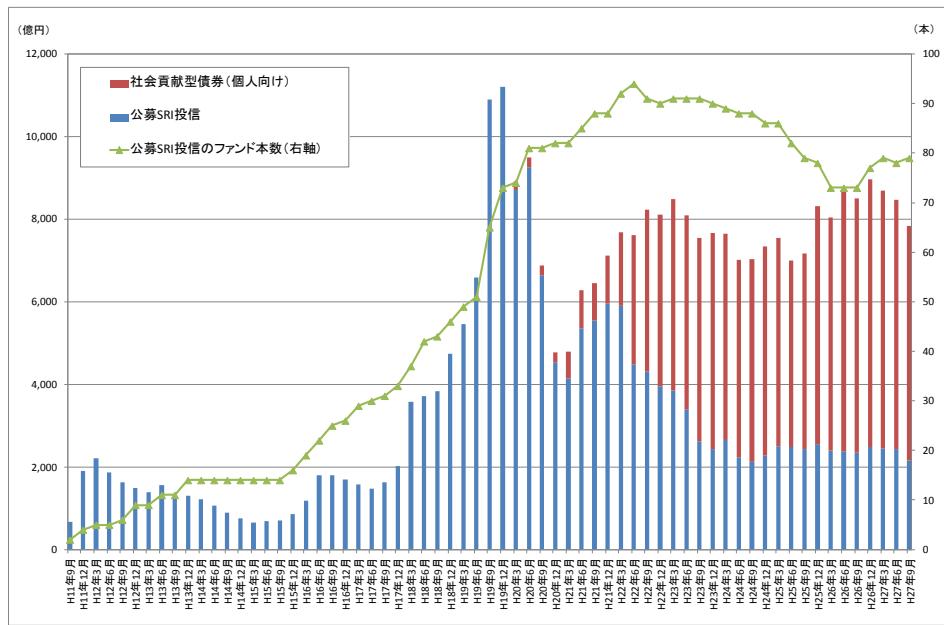
公募 SRI 投資信託の純資産残高は平成 19 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年 9 月時点で約 2,159 億円となっている。その一方で、近年の日本の SRI 市場では社会貢献型債券（個人向け）の割合が増加しており、公募 SRI 投資信託と社会貢献型債券（個人向け）の合計値でみると、平成 27 年 9 月時点の SRI 市場残高は約 7,840 億円である（図表 III-1-4）。

金融機関から成る環境金融行動原則起草委員会が取りまとめた環境金融に関するガ

イドラインである「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の署名金融機関数は平成23年12月の策定以降一貫して増加しており、平成27年3月時点で193機関となっている（図表III-1-5）。

また、日本の環境産業の市場規模は、平成25年に全体で90兆円を超え過去最大となっており、環境産業の市場規模は平成21年に一度落ち込んだものの、その後は拡大傾向にある。また、国内産業に環境産業が占める比率は一貫して増加しており、平成25年には約10%となっている。環境産業が我が国の経済に与える影響が大きくなっているものと考えられる（図表III-1-6）。

図表III－1－4. S R I 市場残高及び公募投資残高の推移



注1 「N P O法人社会的責任投資フォーラム（J S I F）によるS R I の基準」により、「広義のS R I （B r o a d – S R I ）」を以下の二つの原則を満たすものと考え、それを基準として該当する投信を「S R I 投信」として集計している。

第一原則：最終的な資金の供給者^{※1}の意思が確認できる広い意味での投資^{※2}

第二原則：投資プロセスでE S G（環境・社会・企業統治）の一つ以上を考慮

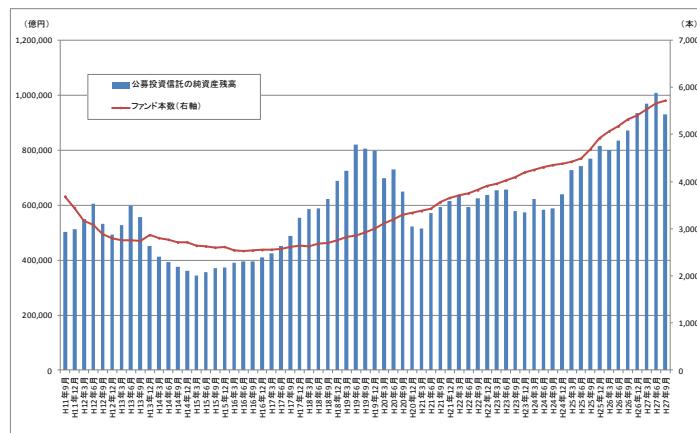
※1 年金等を含む。

※2 広い意味での投資とは、通常の株式、債券、投資信託といった有価証券等への投資に加え、形式的には出資や融資の形をとるが、実質的には資金の供給者からは投資に近いと考えられる融資等（市民風車への出資、コミュニティ投資など）も含む。

注2 ハイブリッド型投信（例えば、株式運用（S R I ）50%、債券運用（非S R I ）50%、で運用される投信）については非S R I 分を控除して算出。

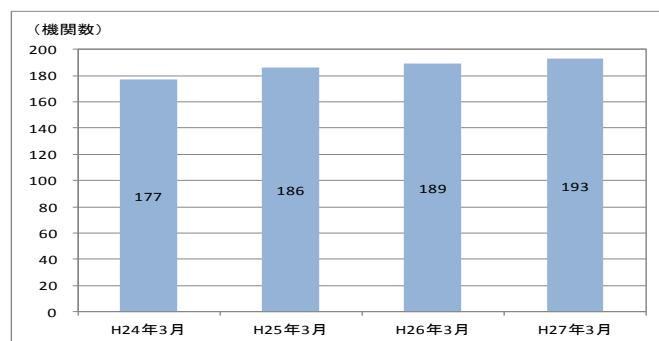
出典) J S I F 「公募S R I 投信の純資産残高とファンド本数推移」及び
「社会貢献型債券の累計販売額と債券本数推移（個人向け）」から作成

(参考) 公募投資信託の純資産残高及びファンド本数推移



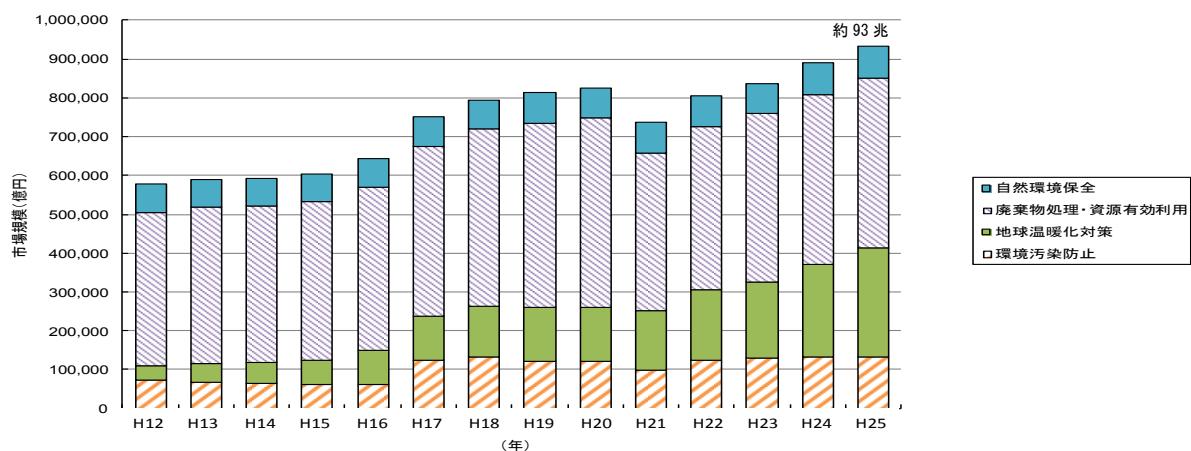
出典) 一般社団法人投資信託協会「公募投資信託の資産増減状況（実額）総合計（株式投信+公社債投信）」（平成11年9月～平成27年9月）から作成

図表III－1－5．持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）
署名金融機関数

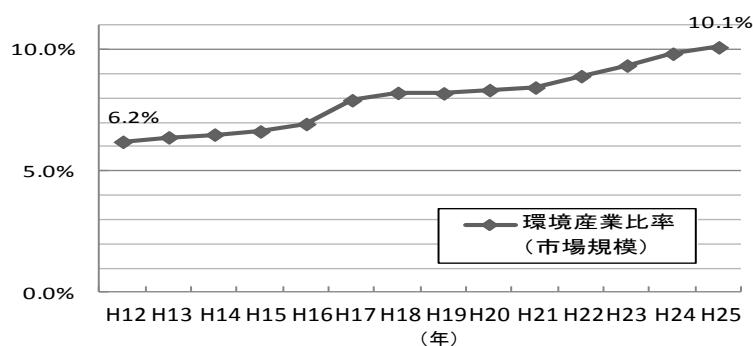


出典) 環境省環境配慮経営ポータルサイト「21世紀金融行動原則」から作成

図表III－1－6．環境産業の市場規模と全産業に占める環境産業市場規模の割合
<市場規模>



<全産業に占める割合>



注1 「環境産業の市場規模」は、原則として「国内にある環境産業にとっての内外市場規模（売上ベース）」を前提の考え方とし、国内で生産された製品・国内で実施されたサービスの生産者価格を市場規模として算出して推計を行った。ただし、データの制約のため、一部購入者価格を基準にしているものや、輸入を含むものも存在する。

注2 環境産業と国内全産業との比較は、「環境産業市場規模」と「全産業の産出額（名目値、SNA「経済活動別財貨・サービス産出表（V表）（名目）」の値を使用）」との比較による推計。

出典) 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」から作成

取組状況

【環境金融の拡大】（環境省）

本施策は、環境等の非財務情報を投資分析や投資判断に反映させる E S G 投資をはじめ、環境に配慮した金融（環境金融）の拡大を図ることにより、資金の流れを持続可能な社会の形成に寄与するものへと変え、経済・社会のグリーン化を促進するものである。具体的には以下の施策を行っている。

○ 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」

平成 23 年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を事務局として支援しており、平成 26 年度は 5 つのワーキンググループにおいて計 14 回の会合が開催されたほか、平成 27 年 3 月には署名金融機関が一同に会する第 4 回総会が開催され、環境金融に関する最新情報の共有等が図られた（平成 26 年度末現在の署名金融機関数：193 機関）。

今後は、E S G 投資の促進に向け、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動の更なる発展を図りながら、機関投資家や資産運用機関等の意識醸成、ノウハウの共有・向上等に取り組む。

○ 環境経営・環境情報開示の促進

（P13 の再掲のため、内容は省略）

○ 地域低炭素投資促進ファンド等

再生可能エネルギー等の環境分野に民間投資を呼び込むため、国が基金を造成し、一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに対し出資による支援を行う「地域低炭素投資促進ファンド」や、環境に配慮した融資に対する利子補給事業を実施している。地域低炭素投資促進ファンドについては、平成 26 年度末（公表ベース）までに出資決定 14 件、合計約 35 億円の出資上限額（コミットメント額）を設定した。また、利子補給事業では、平成 25 年度 22 件、平成 26 年度 61 件の融資案件を支援した。

今後は、地域低炭素投資促進ファンド等による支援を拡充し、民間の低炭素投融資の更なる拡大を図る。

○ グリーン投資に関する情報開示

再生可能エネルギー・ファンド等の金融商品に関し、幅広い投資家による投資の促進のために必要な情報開示の在り方について検討を行い、平成 27 年 4 月に、再エネ分野への投資判断に有用な情報等を整理した「グリーン投資に関する情報開示について（報告）」を公表した。

今後は、グリーン投資分野への更なる投資拡大を目指し、温暖化対策等の環境に配慮した事業を対象とした債券であるグリーンボンド等の拡大が期待できる分野の調査検討を進める。

【環境報告書の効果的な情報発信に関する調査事業】（経済産業省）

本施策は、ウェブサイト「環境報告書プラザ」を運営し、企業、団体等が発信す

る情報を蓄積・公開することで、国民、投資家、金融機関等が、企業、団体等の環境負荷や環境影響等に対する取組に係る情報に容易にアクセスできる場を提供し、環境情報を勘案した投資の拡大を促すものである。

同サイトに掲載している環境報告書等の掲載数は、平成 25 年度は 851 社、平成 26 年度は 830 社であり、延べ閲覧数は、平成 25 年度は約 17 万ページビュー、平成 26 年度は約 12 万ページビューと一定数の掲載数と閲覧数を維持している。また、平成 25 年度に英語版ページの全面リニューアルを実施し、日本語版とほぼ同等の検索機能を英語版ページで利用できる環境を整え、平成 26 年度は 323 社の英語版の環境報告書を収蔵した。

今後は、引き続き、データの追加・更新作業を行い、データベースの充実を図るとともに、蓄積されたデータの活用を推進する。また、環境を含め社会・ガバナンスといった非財務情報の重要性の高まりや、統合報告書を作成する企業の増加など、環境報告書をめぐる情勢が変化しているため、優良事例の紹介等閲覧者のニーズに応じた有益な情報提供を行う。

重点検討項目②：グリーン・イノベーションの進展

グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実かつ効果的に実施し、かつその成果を社会に適用させていくことが重要である。特に、国が実施している環境研究・技術開発については、その全体を把握し、また社会実装状況についても確認していくことが重要であることから、以下a)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国（各府省）が実施する研究・技術開発の取組
- b) 国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況（サービス化も含む）

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実かつ効果的に実施し、かつその成果を社会に適用させていかなければならぬ。これらの要請を踏まえ、以下の方向性で取組を進める。

① 中長期の「あるべき持続可能な社会の姿」を念頭に置いた研究開発

東日本大震災に象徴されるように、その時々の「あるべき持続可能な社会の姿」は常に変化しうる。これに臨機応変に対応していくためには、社会の備えるべきロバストネス（頑健性）やレジリエンス、効率性の整合を図る観点から、社会的、経済的、政策的な観点を踏まえた総合的な研究の実施により、目指すべき社会像を不斷に追求するとともに、その研究の成果たる社会像を明示し、各個別領域において、それを目指した研究開発を推進する。

② 技術パッケージとしての研究開発、政策手法の最適な組み合わせによるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションの推進のために、我が国の環境技術について個別の性能向上を目指すのみならず、技術パッケージとしての開発を促進しつつ、政策手法を最適なかたちで組み合わせ、環境技術の一層の普及に取り組む。

（2）現状と取組状況

国は、中長期的なあるべき社会像を追求するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた統合的政策研究を推進し、分野横断的な研究開発を推進するとともに、その成果を社会に適用させていくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

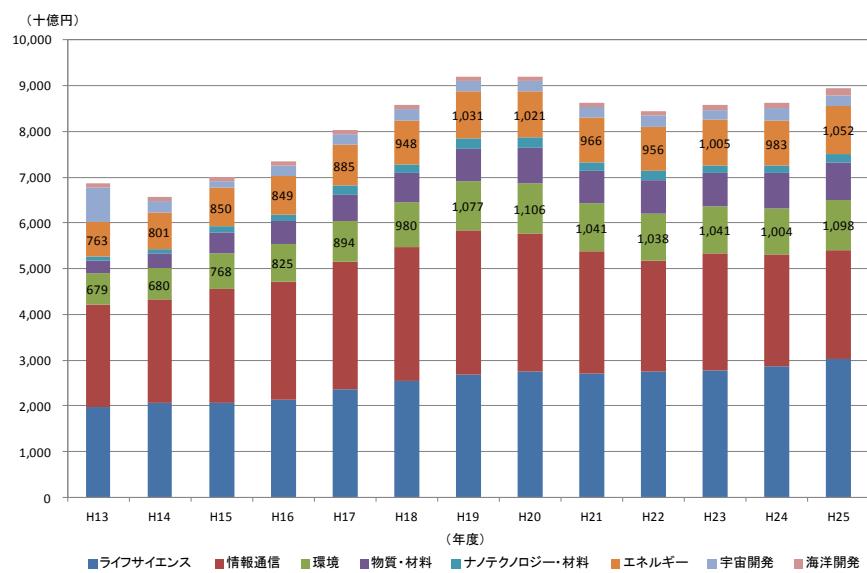
- a) 国（各府省）が実施する研究・技術開発の取組

現状

我が国における環境分野及びエネルギー分野の研究費の額はそれぞれ約1兆円ずつであり（図表III-1-7）、両分野ともに、研究費全体に占める割合は約6%となり、その割合は近年横ばいで推移している（図表III-1-8）。

環境分野における主体別の投資額は、企業が約8割を占め、非営利団体・公的機関と大学等は約1割ずつである。同様にエネルギー分野における主体別の投資額は、企業が約6割、非営利団体・公的機関は約3割、大学等は約1割である（図表III-1-9）。

図表III-1-7. 特定目的別研究費の推移

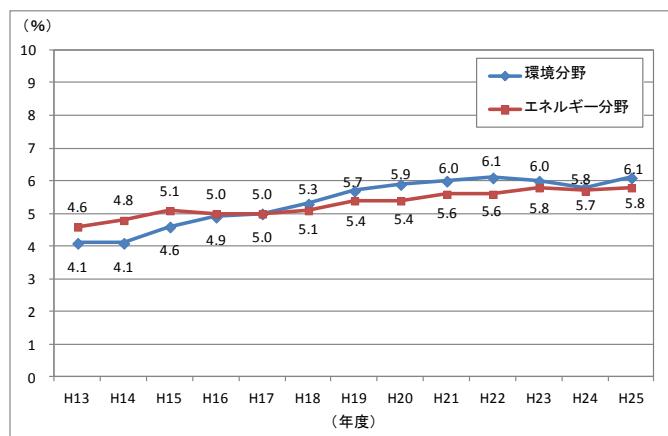


注1 特定目的別研究費とは、資本金1億円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等が、内部（社内）で使用した研究費のうち、特定の目的に使用した研究費である。

注2 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）における重点推進分野（「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」及び「ナノテクノロジー・材料」が重点推進分野4分野）等に使用した研究費である。

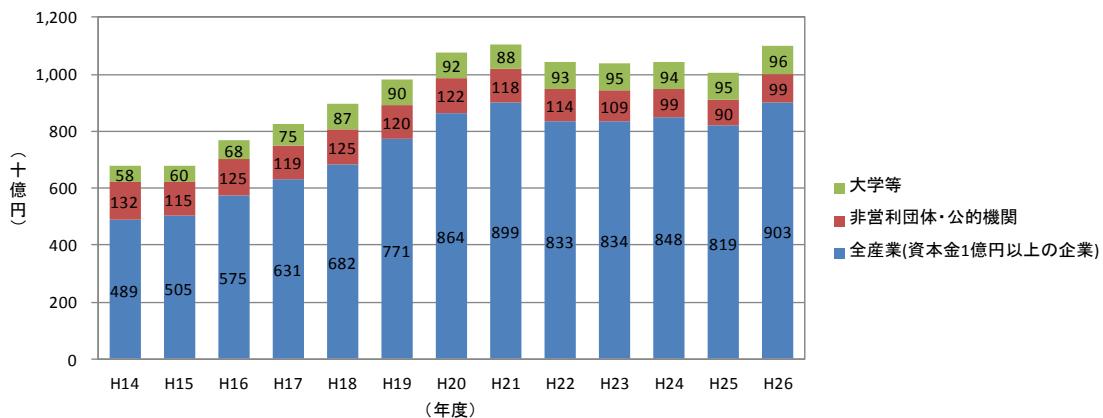
出典) 総務省統計局「科学技術研究調査結果の概要」（平成18～26年）及び「科学技術研究調査結果」（平成22～26年）から作成

図表III-1-8. 環境・エネルギー分野の研究費全体に占める割合

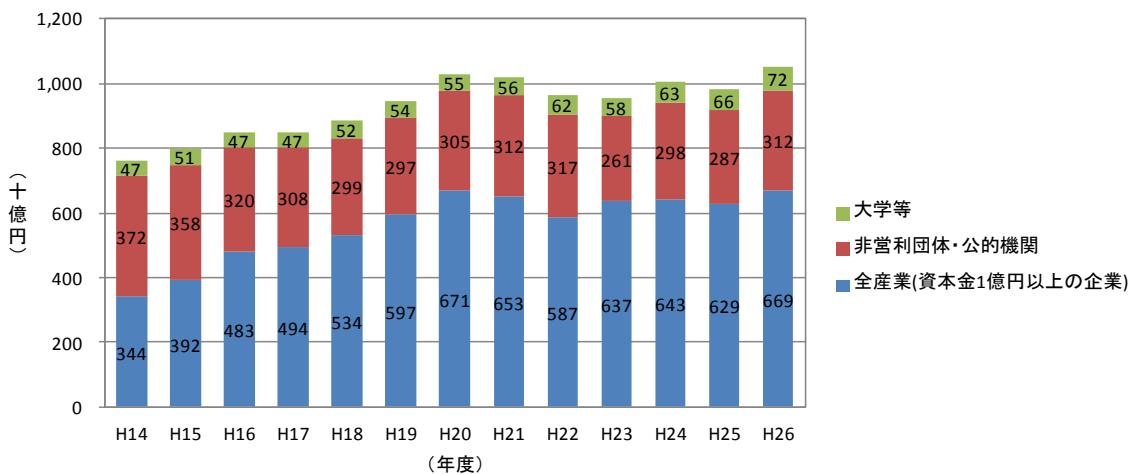


出典) 総務省統計局「科学技術研究調査結果の概要」（平成18～26年）及び「科学技術研究調査結果」（平成22～26年）から作成

図表III－1－9. 環境・エネルギー分野における主体別投資額の推移
 <環境>



<エネルギー>



出典) 総務省統計局「科学技術研究調査結果の概要」(平成18～26年) 及び総務省統計局「科学技術研究調査結果」(平成22～26年) から作成

取組状況

<府省横断的な施策>

【平成26・27年度アクションプラン対象施策の特定】(内閣府)

本施策は、政府全体の科学技術関係予算の重点化に向けて、各府省の施策の誘導を図るため、「総合科学技術会議（当時）」が重要と考える施策の方向性を概算要求前に示す「アクションプラン」を提示するものである。この中で、「グリーンイノベーション」に関するものとして、「科学技術イノベーション総合戦略2013」（平成25年6月7日閣議決定）では、科学技術イノベーションのために取り組むべき5つの政策課題のうち「クリーンで経済的なエネルギー・システムの実現」について、さらに、「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）では、3つの分野横断技術のうち「環境分野」について、各府省から提案された施策を「アクションプラン」として特定している。

平成26・27年度は、上記の政策課題及び分野横断技術について、以下のように

施策を特定した。なお、これらの施策については、予算の重点化を図るため、予算の費用対効果を最大化する P D C A サイクルを確立するとともに、「戦略的イノベーション創造プログラム」（S I P）※との関連性、施策間の連携方法等を整理し、フォローアップを行った。

○ クリーンで経済的なエネルギー・システムの実現

- ① 革新的技術による再生可能エネルギーの供給拡大（平成 26 年度：5 施策、平成 27 年度：5 施策）
- ② 高効率かつクリーンな革新的発電・燃焼技術の実現（平成 26 年度：5 施策、平成 27 年度：6 施策）
- ③ エネルギー源・資源の多様化（平成 26 年度：5 施策、平成 27 年度：6 施策）
- ④ 革新的デバイスの開発による効率的エネルギー利用（平成 26 年度：11 施策、平成 27 年度：12 施策）
- ⑤ 革新的構造材料の開発による効率的エネルギー利用（平成 26 年度：4 施策、平成 27 年度：5 施策）
- ⑥ 需要側におけるエネルギー利用技術の高度化（平成 26 年度：4 施策、平成 27 年度：2 施策）
- ⑦ 多様なエネルギー利用を促進するネットワークシステム（施策特定なし）
- ⑧ 革新的エネルギー変換・貯蔵・輸送技術の高度化（平成 26 年度：5 施策、平成 27 年度：7 施策）

○ 環境技術

- ① 持続可能な社会の実現に寄与するためのモニタリングとその利活用（2 施策）
- ② 持続的な成長に貢献する資源循環・再生（1 施策）

今後は、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」と「第 5 期科学技術基本計画」の策定に向けて取り組む。

※ 府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するために新たに創設されたプログラムである。

＜分野横断的な研究＞

【環境研究総合推進費】（環境省）

本施策は、環境政策貢献型の競争的資金として、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図り、環境政策の着実な推進、グリーン・イノベーションの実現、ひいては持続可能な社会の構築に貢献するものである。環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）については従前「地球環境研究総合推進費」、「環境研究・技術開発推進費」、「循環型社会形成推進科学研究費補助金」の 3 つの競争的資金により行われていたが、平成 22 年から平成 23 年にかけて分野横断的な研究を充実させるために統合し、創設したものであり、また、この統合に伴い、研究対象分野について、①全球システム変動、②環境汚染、③リスク管理・健康リスク、④生態系保全と再生、⑤持続可能な社会・政策研究の 5 つの分野に整理したところである。

また、平成 25 年度には、分野横断的な研究を一層推進するために、「第四次環境基本計画」及び「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 22 年 6 月 22 日中央環境審議会答申。以下「推進戦略」という。）の分類と合致させ、「全領域共通・領域横断」、「脱温暖化社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「安全が確保される社会」の 5 つの研究分野に再編した。

なお、公募に当たっては、推進戦略の 17 の重点課題ごとに研究開発テーマ（行政ニーズ）の設定を行い、行政ニーズに適合する研究・技術開発等を採択・実施している。

技術開発実証事業等で行っているエネルギー起源 CO₂ の排出抑制に資する技術開発を除く、環境研究・環境技術開発のほぼ全分野にわたる研究開発を実施している。各年度の研究開発等の実績は以下のとおりであり、平成 24 年度に新設された東日本大震災復興特別会計を財源とした被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策への貢献を採択要件とする研究課題（復興枠）については、平成 26 年度に全課題が終了した。

- 平成 25 年度：188 課題（うち復興枠 23 課題）
- 平成 26 年度：149 課題（うち復興枠 4 課題）
- 平成 27 年度：145 課題

推進費では行政ニーズに適合する研究・技術開発等を着実に進めることにより、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、ひいてはグリーン・イノベーション及び持続可能な社会の構築に貢献する。具体的には、当初研究計画以上の研究成果を上げた課題数が終了課題数の 60% 以上となることを目標としている。研究終了の翌年度に実施する事後評価において、平成 25 年度に終了した研究課題では 52%、平成 26 年度に終了した研究課題では 53% となっている。

今後は、平成 26 年度に環境研究企画委員会が実施した制度評価において提言された「行政ニーズ選定プロセスの明確化」等の運用改善に向け、引き続き、行政ニーズの要件明示、行政ニーズ意見交換会の実施等を進め、広範な行政ニーズに応え、個々の環境政策に直結する研究開発を推進するとともに、環境分野における領域横断的な研究開発を強化していく。

【環境研究・技術開発推進事業】（環境省）

本施策は、環境分野における民間レベルを含めた研究開発動向の把握・整理、競争的資金制度等による環境研究・技術開発のより一層の効果的・効率的な推進体制の確保、評価の充実強化による研究開発の透明性向上を行うことで、研究・技術開発を効果的に推進し、その成果の社会還元を一層進めるものである。具体的には、主に以下の 3 つの事項を実施することにより、研究開発の評価の充実等を図る。

- 推進戦略の改定及びフォローアップ手法の検討

平成 23 年度からフォローアップを実施し、平成 24 年度は環境省や他省庁等で実施している 61 の研究開発事業を対象として、採択課題の概要を確認し、

推進戦略の進捗状況を確認した。平成 25 年度に中間フォローアップ、平成 26 年度に総括フォローアップを実施し、推進戦略の 17 の重点課題ごとに整理して評価を行った。また、平成 22 年 6 月に策定した推進戦略は平成 27 年度で対象期間を終えることから、新たな推進戦略について平成 26 年 11 月 18 日付けて環境大臣が中央環境審議会に諮問し、環境研究・技術開発推進戦略専門委員会における検討を踏まえて取りまとめが行われ、平成 27 年 8 月 20 日付けて中央環境審議会が環境大臣に答申した。この答申を踏まえて、平成 27 年度中に、新たな推進戦略のフォローアップの方向性について検討を行うこととしている。

○ 環境省の競争的資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクタ－（PD）の配置

PD は、環境省の競争的資金制度である推進費における一連の活動を効果的かつ効率的に運用するため、制度の改善に向けた提言・助言や研究動向の把握、制度の効率的な運営に向けた支援等を行っている。平成 25 年度は、環境省内の部局に対して全体の方針、評価方法等について助言を行い、統一的な制度としての運用が実施できるようにした。平成 26 年度は、環境省が必要とする研究内容を明確化し関係者に対し周知することで推進費に基づく研究の円滑な推進をすべきとの指導・助言を行った。また、環境研究企画委員会が次期戦略研究課題を決定するために専門委員が戦略研究課題候補を選定する戦略検討会に参画し、研究代表者等と関係部局との意見調整を行った。

○ 環境省競争的資金の終了後 3～4 年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価

平成 18 年度から追跡評価を実施し、平成 25 年度は平成 21 年度に終了した 81 課題、平成 26 年度は平成 22 年度に終了した 95 課題を対象として、終了から 4 年を経過した段階での研究開発成果の活用状況等の把握を行った。

今後は、引き続き、制度の円滑な運営と環境政策への貢献をより高めるため、PD からの助言に基づく制度の改善を進めるとともに、評価結果を環境省ウェブサイトに掲載して研究開発の成果の広報等に用いる。

【環境技術実証事業】（環境省）

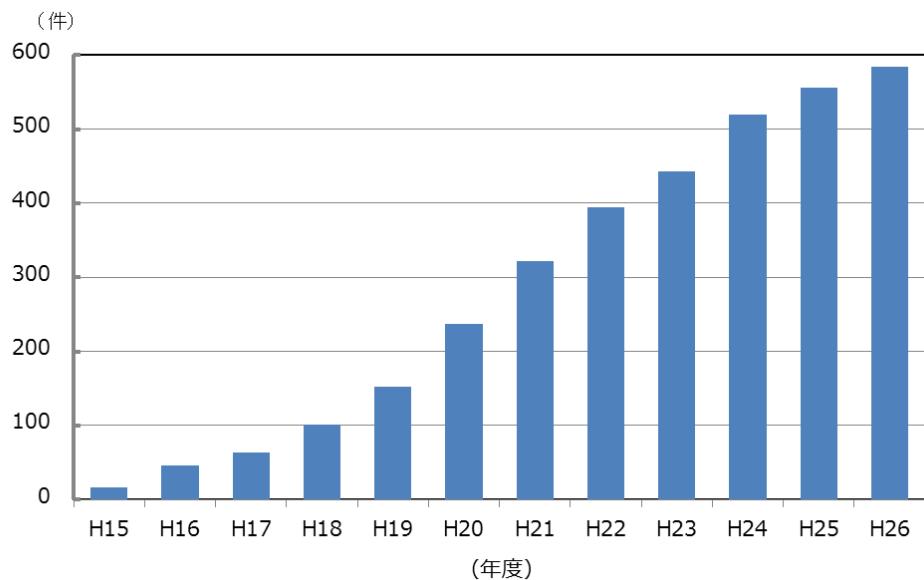
本施策は、中小企業等が開発・保有する先進的環境技術に対し、環境保全効果等について第三者が客観的な評価指標を用いて実証することで、技術の普及を促すとともに、実証方法の確立を図るものであり、以下の 4 段階で実施している。

- ① 有識者からなる検討会での議論を踏まえ、実証対象とする技術分野を設定
 - ② 実証運営機関及び実証機関を公募の上、選定
 - ③ 実証機関において、企業等への対象技術の公募・選定、試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成
 - ④ 実証試験結果報告書の公表、実証した技術に対するロゴマーク等の交付
- 平成 25・26 年度は、自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分

野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、湖沼等水質改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）、揮発性有機化合物（VOC）等簡易測定技術分野、地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）、中小水力発電技術分野の9技術分野で実施した。平成25年度は36技術、平成26年度は29技術の実証を行い、平成15年度から平成26年度末までに延べ数585技術を実証し、ロゴマーク等の交付を行った。本事業における実証済技術数は着実に増加しており、環境技術に関する実証と情報の提供によって、グリーン・イノベーションの推進に寄与している（図表III-1-10）。

今後は、引き続き、社会情勢の変化等に応じ、実証対象技術分野の見直しを行う。また、環境技術実証の国際標準が平成28年中に発行される予定であることから、国内外の実証制度の動向について情報収集を行い、今後の在り方について検討を行う。

図表III-1-10. 環境技術実証事業における実証済技術数の推移



出典) 環境省 環境技術実証事業ウェブサイトから作成

【国土交通省技術基本計画（グリーン・イノベーション関連）】（国土交通省）

「第3期国土交通省技術基本計画」（平成24年12月7日国土交通省策定）は、政府の「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）や「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）、「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）等の関連計画を踏まえ、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術研究開発の推進と技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人

材育成等の重要な取組を定めるものである。計画期間は平成 24～28 年度であり、その概要は、①技術政策の基本方針の明示、②技術研究開発の推進及び技術の効果的な活用、③重点プロジェクトの推進、④国土交通技術の国際展開、技術政策を支える人材の育成及び社会の信頼の確保である。

本計画では、「重点的に取り組むべき技術研究開発」として、技術研究開発を実施することとしており、社会的ニーズと照合し、分野横断的な一連の取組を整理し、有識者の助言及び関係部局等との調整を踏まえ、7つの重点プロジェクトとして総合的に推進すべき技術研究開発を平成 26 年度末までに 202 件設定した。なお、202 件の技術研究開発のうち、グリーン・イノベーション関連の件数は、平成 25 年度に 3 件、平成 26 年度に 2 件が追加され、47 件である。その内訳はエネルギー・資源の安定確保：11 件、地球温暖化対策：17 件、自然環境・生活環境の保全・再生、健全な水環境の再生：19 件である。また、平成 25・26 年度にそれぞれ、同計画のフォローアップを実施した。

今後は、引き続き、計画策定に当たり審議を行った社会资本整備審議会・交通政策審議会技術部会において、主要な取組状況に係るフォローアップを定期的に行う。

＜個別分野における研究＞

【環境研究技術開発の実施体制の整備】（環境省）

○ 技術開発実証事業等

本施策は、将来的な地球温暖化対策の強化につながるものであって、各分野における CO₂ 削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術について、開発・実証を行い、CO₂ 排出量の大幅な削減を目指すものである。

平成 25・26 年度の実績については、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源 CO₂ の排出抑制技術のうち現状の取組が不足している技術の開発を通じて地球温暖化対策を推進することを目的とした「地球温暖化対策技術開発等事業」（継続事業のみ）は平成 25 年度は 31 件、平成 26 年度は 16 件を実施した。また、将来的な地球温暖化対策の強化につながる CO₂ 排出削減効果の優れた技術の開発・実証を主導し CO₂ 排出量の大幅な削減を目指す「CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」は、平成 25 年度は 24 件、平成 26 年度は 34 件を実施した。これまでの政策効果として、電気自動車用大容量リチウムイオン電池、ヒートポンプ廃熱駆動の高効率コンパクトデシカントを用いたビル空調システム、既存住宅に施工可能な薄型断熱材など、多くの技術が実用化・社会実装されている。なお、事業開始前の「事前評価」、事業中間年の「中間評価」、事業終了後の「事後評価」を実施している。平成 27 年度に、地球温暖化対策技術開発等事業は終了するが、CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業により、引き続き、技術開発事業を実施予定である。

今後は、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を政

策的に推進し、CO₂排出量の大幅な削減を目指す。また、開発目標の達成及び実用化の確度を高められるよう、引き続き、外部専門家から助言等を受け、効果的・効率的に事業を実施する

○ 地球環境保全試験研究費

本施策は、「環境省設置法」（平成11年法律第101号）第4条第3号の規定に基づき、関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な推進を図るため、関係予算を一括計上し、予算成立後に関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るものである。具体的には、航空機や船舶を用いた温室効果ガスの長期観測など、将来の地球環境研究にとって重要な基礎的な研究と観測調査を行うものであり、地球温暖化とその影響の予測・評価に役立て、原因対策や影響対策立案の基礎とすることを目的とし、地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じて行政課題の解決を科学的側面から支援するものである。

本研究プログラムの下で、平成25年度は13課題（継続12課題、新規1課題）、平成26年度は13課題（継続8課題、新規5課題）を実施した。

本研究プログラムにおいては、全ての課題を対象に研究開始前の「事前評価」、研究中間年の「中間評価」、研究終了後の「事後評価」を利害関係者を排除した外部評価委員により実施しており、事後評価を実施した課題のうち、50%以上で、5点満点で4点以上を獲得することを成果目標としている。平成25年度に研究を終了した課題では、80%（5課題中4課題）、平成26年度に研究を終了した課題では、50%（2課題中1課題）で4点以上を獲得し、目標を達成した。

今後は、引き続き、上記の事前・中間評価に基づく評価結果を踏まえ、課題ごとの予算を増減させ、メリハリのある試験研究を実施する。また、新規課題を採用する際には、必要性・優先度の高い課題を採用し、効果的な事業実施に努める。

【気候変動リスク情報創生プログラム】（文部科学省）

本施策は、地球温暖化への適応等に寄与する政策等の立案に資するとともに、自然災害に対応する持続的な社会の構築には、信頼性の高い気候変動予測情報や気候変動に関するリスク情報が不可欠であることを踏まえ、気候変動に関する生起確率やその影響を評価する技術を開発し、気候変動によって生じる多様なリスクのマネジメントを可能とする基盤的情報を創出するものである。

平成25・26年度は、気候変動予測データ等について、信頼性評価等の検証を行うとともに、気候変動の影響を評価するために必要な予備実験を開始した。また、リスク評価等の鍵となる気候変動予測の確率情報の精度向上及び気候変動リスク情報の創出・提供に向けた研究開発を気候変動予測分野と影響評価分野の連携体制の下で実施した。平成27年度は、前年度までの成果を利用し、気候変動に関する精度の高い確率情報を効率的に創出するとともに、それを活用した精密な

影響評価等を実施する予定である。

今後は、平成 26 年度までの成果を活用し、気候変動に関する精度の高い確率情報を効率的に創出するとともに、それを活用した精密な影響評価等を実施し、平成 28 年度の事業終了までに気候変動リスク情報としての取りまとめを行う。

【気候変動適応戦略イニシアチブ】（文部科学省）

本施策は、我が国が実施する地球観測と気候変動予測に関するデータを統合解析し、地方公共団体等が行う気候変動適応策立案等に資する科学的知見として提供するための研究開発を行うものであり、以下のプログラムから構成されている。

○ 地球環境情報統融合プログラム（平成 23～27 年度）

地球観測データ、気候変動予測データ、社会・経済データ等を統合・解析して地球環境情報を創出するための情報基盤となるデータ統合・解析システム（D I A S）の高度化・拡張と利用促進を図るための研究開発を実施するものである。

平成 25 年度は、地球観測データ等の増加等に対応するための D I A S の高度化・拡張、国際的・国内的な利活用の促進、長期運用体制の検討、気候変動予測結果を地域で利用できるようにするための技術開発を推進した。平成 26 年度は、データの増加等に対応するための D I A S の高度化・拡張、国際的・国内的な利活用の促進、長期運用体制の検討を行った。平成 27 年度は、D I A S の高度化・拡張のための研究開発等を完了させるとともに、平成 28 年度以降の本格運用に備え、体制の整備と利活用の促進等を実施する予定である。

○ 気候変動適応研究推進プログラム（R E C C A）（平成 22～26 年度）

気候変動予測の成果を都道府県・市区町村などで行われる気候変動適応策立案に科学的知見として提供するために必要となる技術の研究開発を推進するものである。

平成 26 年度までに、全国 12 の地域をモデルに、ダウンスケール手法、データ同化技術、気候変動適応シミュレーション技術の研究開発を完了させた。

○ 気候変動適応技術社会実装プログラム（平成 27～31 年度）

R E C C Aでの知見を活かし、全国的な展開を目指した共通的な基盤技術を整備し、都道府県・市区町村等によるこれらの社会実装を支援するものである。

平成 27 年度は共通基盤技術の研究開発を進めるとともに、これら技術の社会実装に向けた体制整備を開始する予定である。

今後は、地方公共団体や企業等のニーズを踏まえ、R E C C Aでの成果を普及させる共通基盤的なアプリケーションの開発（精緻な近未来予測情報の創出技術、適応策の影響評価技術）を行うとともに、これらの技術が地方公共団体等において定着するための支援を行う。

【気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト】（農林水産省）

本施策は、農林水産物の収量・品質の安定化、農林水産業由来の温室効果ガスの削減、国際連携による開発途上国の温暖化対策の支援を目標に、気候変動と極端現象の影響評価、温暖化の進行に適応する技術の開発、温暖化の進行を緩和する技術の開発、国際連携による気候変動対策の技術開発を行うものである。

平成 25 年度は、31 研究グループに委託し、農林水産分野における気候変動や極端現象に係る影響評価、畜産や水産分野における適応技術の開発、開発途上国での気候変動対策への取組を始める等の拡充を行った。平成 26 年度は、24 研究グループに委託し、農林水産業における気候変動対策技術の開発を進めた。平成 27 年度からは、温暖化適応技術の開発に重点を置いた課題に取り組む予定である。なお、本施策は平成 22 年度から実施しており、平成 31 年度に終了する予定である。

今後は、「農林水産省気候変動適応計画」（平成 27 年 8 月 6 日農林水産省策定）を踏まえ、適応技術の開発に重点を置いた課題に新たに取り組む。

【戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発（A L C A）】（文部科学省）

本施策は、温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、かつ従来技術の延長線上にない、世界に先駆けた画期的な革新的技術の研究開発を推進するものである。

平成 25 年度は、太陽電池及び太陽エネルギー利用システム、超伝導システム、蓄電デバイス、耐熱材料・鉄鋼リサイクル高性能材料、バイオテクノロジー、革新的省・創エネルギーの領域における温室効果ガス削減に貢献する技術開発を推進した。加えて、関係省との連携により革新的な次世代蓄電池に関する研究開発を開始した。平成 26 年度は、引き続き、上記分野における研究開発を推進した。平成 27 年度は、引き続き、上記分野における研究開発を推進するとともに、関係省との連携により、化学とバイオの融合による化石資源から脱却した次世代の化成品合成一貫プロセスの研究開発に着手する。

今後は、温室効果ガスの排出削減に資するため、既存採択課題を着実に推進するとともに、関係省との連携等により本事業の研究開発の成果を着実に出口につなげる。

【地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト】 (農林水産省)

本施策は、「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）の達成に向けて策定された「バイオマス事業化戦略」（平成 24 年 9 月 6 日バイオマス推進活用会議決定）に基づいて、「草本」、「木本」、「微細藻類」を対象に、地域の産業、生活に必要な燃料等として低コストで安定供給する技術等を開発するとともに、農山漁村において、現在、多くが未利用となっている熱エネルギーを施設園芸等で効率的に利用する技術を開発するものである。農山漁村の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーの導入促進及び農山漁村の自立・分散型エネルギー供給体制の形成を目標に、平成 24 年度から 4 研究グループに委託して実施している。

平成 25 年度より順次拡充し、平成 25 年度は、計 5 研究グループに、平成 26 年度は、計 6 研究グループに委託した。

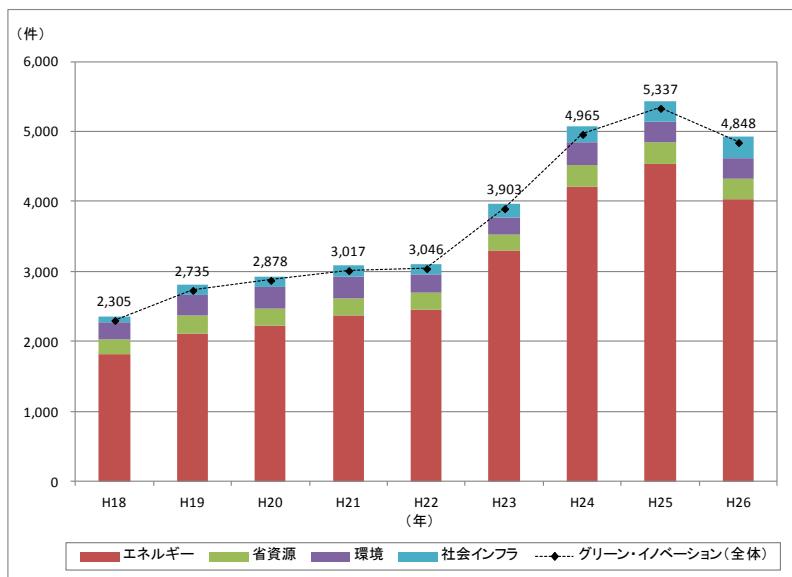
今後は、最終年度に当たる平成 27 年度に課題の成果を取りまとめるとともに、開発された有望な実用技術については実証研究等への展開を検討する。

b) 国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況（サービス化も含む）

現状

我が国におけるグリーン・イノベーション関連技術の特許については、出願（PCT 出願）公開ベース、登録ベース、いずれも近年増加していたが、平成 25 年から平成 26 年にかけて減少した。なお、平成 26 年においては約 4,900 件の出願（PCT 出願）公開、約 2 万件の登録となっている。分野別では、出願（PCT 出願）公開ベース、登録ベースとともにエネルギー分野の件数が件数全体の約 8 割を占めている（図表 III-1-11、12）。

図表III-1-11. グリーン・イノベーション分野の PCT 出願公開件数



注 1 グリーン・イノベーション関連技術の月別の PCT 出願の公開件数を集計して求めた年間の PCT 出願公開件数。

注 2 PCT 出願とは、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」（昭和 53 年 7 月 15 日号外条約第 13 号。以下「特許協力条約」という。）に基づいてなされた出願。

注 3 公報発行年が平成 18~26 年までのもの。

注 4 出願人国籍が日本国籍のもの。

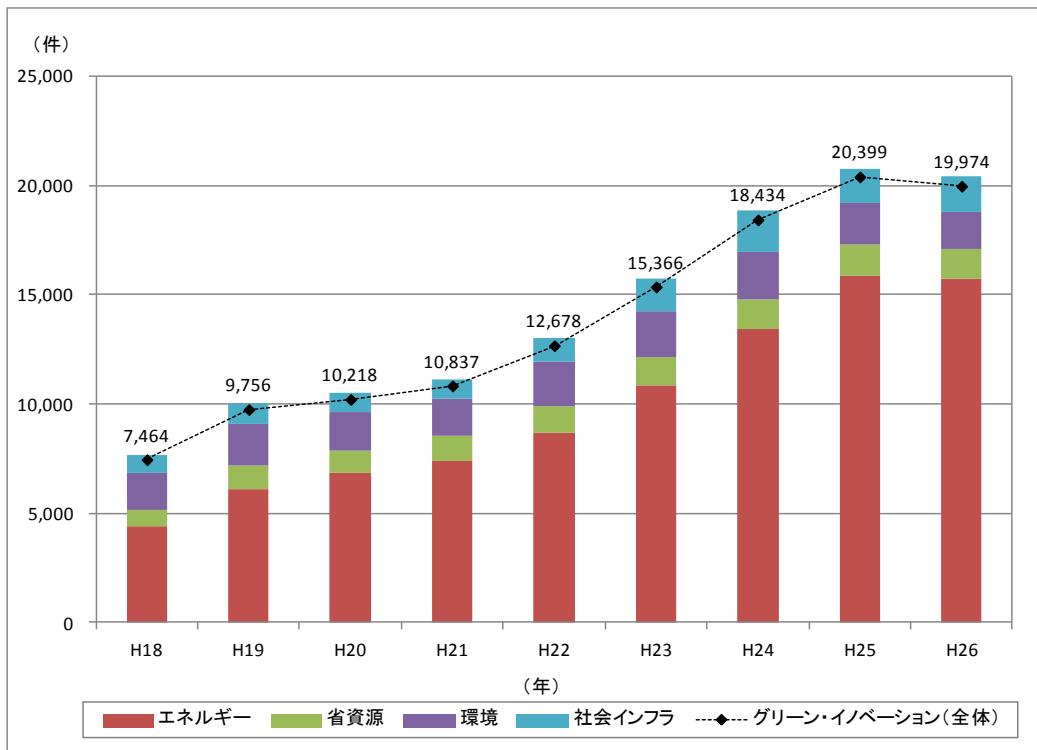
注 5 各年の調査実施時点で DWP I (トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社) に収録されている特許。

注 6 各技術区分の出願件数は、分野をまたいで出願されているものがあることから、一部ダブルカウントになつてゐるため、全体の値と分野別の積み上げの値が一致していないことに留意が必要である。

注 7 国際出願の国際公開は、国際出願日（優先権の主張がある場合は優先日）から 18 か月である。（特許協力条約第 21 条）

出典) 特許庁「平成 26 年度グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書」から作成

図表III－1－12. グリーン・イノベーション分野の日本での特許登録件数



注1 グリーン・イノベーション関連技術の日本での月別の特許登録件数を集計して求めた年間の特許登録件数。

注2 公報発行年が平成18～26年までのもの。

注3 出願人国籍が日本国籍のもの。

注4 各年の調査実施時点でDWP I（トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社）に収録されている特許。

注5 各技術区分の出願件数は、分野をまたいで出願されているものがあることから、一部ダブルカウントになっているため、全体の値と分野別の積み上げの値が一致していないことに留意が必要である。

注6 特許の審査請求から権利化（登録）までの期間である標準審査期間は平成25年度平均で18.8か月である（特許庁「特許行政年次報告書2015年版」）。

出典) 特許庁「平成26年度グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書」から作成

(参考) グリーン・イノベーション関連技術の区分

| 大区分 | 中区分 | 小区分 |
|--------|-------------|--|
| エネルギー | 創エネ技術 | 太陽光発電、太陽熱発電、風力発電、地熱発電、小水力発電・潮力・波力発電・揚力発電、バイオマス、燃料電池 |
| | 省エネ技術 | 超電導送電、次世代自動車、ヒートポンプ、省エネ住宅・建築、BEMS・HEMS、省エネ電気製品（家電・情報機器・照明）、次世代省エネデバイス、光エレクトロニクス、次世代触媒 |
| | 蓄エネ技術 | ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ナトリウム硫黄電池、レッドクスフロー電池、金属-空気電池、常温溶解塩電池、超電導電力貯蔵(SMES)等、水素貯蔵システム、キャパシタ、蓄熱技術 |
| | 資源作物 | 遺伝子組み換え資源作物、エネルギー資源材料 |
| 省資源 | エコマテリアル | ナノマテリアル、生分解性プラスチック、レアメタル・レアース使用量削減・代替技術、自己修復材、鉛フリー材、炭素繊維強化材、高磁性材 |
| | 再資源化 | レアメタルリサイクル技術、プラスチックリサイクル技術、家電リサイクル技術、金属リサイクル技術/コンクリートリサイクル技術/紙リサイクル技術、リサイクル評価技術/管理技術 |
| 環境 | 水質保全・水質汚染 | 河川、湖沼等の水質を保持する技術、水質汚染防止・浄化技術 |
| | 大気汚染 | 大気汚染防止技術（車両、工場からの排気による大気汚染の防止技術を含む）、大気浄化技術/フロン回収・分解・無害化 |
| | 土壤汚染 | 土壤汚染防止技術、土壤浄化技術、バイオレメディテーション |
| | 廃棄物処理 | 廃棄物を適正な処理で無毒化する技術 |
| | 有害物質対策・管理技術 | 化学物質の汚染抑制・管理技術、アスベスト対策技術、環境ホルモン対策技術 |
| | 温室効果ガス削減技術 | CO ₂ 等温暖化ガスの回収・固定化(CCS)技術 |
| | 環境リスク | 環境リスク評価技術 |
| | 地球観測・気候変動予測 | センサ、計測器等による高度な環境状態観測・計測技術、シミュレーション等を活用した気候変動予測技術 |
| | 低環境負荷建築・建造物 | 省資源・長寿命化住宅(ZEB、ZEHのうち構造・材料に関する技術)、環境配慮設計技術 |
| 社会インフラ | 生物多様性保存技術 | 自然再生に関する技術、生態系影響評価技術 |
| | 安全・安心な水環境 | 水資源・水環境の総合保全利用のための技術・システム |
| | 電力系統 | 安定的なエネルギー供給を行う電力システム |
| | 交通システム | 渋滞などの交通管理に関する技術 |
| | 豊かな緑環境 | 壁面緑化技術/屋上緑化技術 |

出典) 特許庁「平成 26 年度グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書」から作成

取組状況

【環境研究総合推進費】（環境省）

（P 24 の再掲のため、内容は省略）

【環境研究・技術開発推進事業】（環境省）

（P 25 の再掲のため、内容は省略）

【環境技術実証事業】（環境省）

（P 26 の再掲のため、内容は省略）

【電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業】（農林水産省）

本施策は、漁船漁業が化石燃料に大きく依存しており、地球温暖化を進める二酸化炭素を排出するため、二酸化炭素排出の削減に資する省エネルギー効果の高い電動漁船の開発を支援するものである。

平成 25 年度は 3 か年事業の最終年度であり、試作した 3 隻の電動船外機船及び 1 隻の船内外機船の実証試験、性能試験を実施し、その結果、既存機関と比較し 2 ~ 4 割程度の二酸化炭素排出量削減効果が得られた。

今後は、本事業で使用したリチウムイオンバッテリーが従来の蓄電池に比べると単位重量当たりの蓄電容量は大きいものの、航続距離等に制約があり、適用可能な漁業種類が定置網漁業や養殖業等に限定されることから、メーカーによるバッテリーの更なる大容量・小型化の進展を踏まえて、今後の適用漁業種類の拡大を検討する。

今後の課題

関係府省において、環境基本計画や平成 25 年に実施した前回の点検の際に指摘した課題も踏まえて、本分野に関する施策が講じられていることを確認した。

経済・社会のグリーン化については、環境マネジメントシステム（ISO14001 等）の登録や環境報告書の作成・公表を行っている企業数の推移を見ると、この 10 年間で大幅な伸びを示しており、一定の成果が出ているものと考えられる。一方で、近年はほぼ横ばいになっていることに鑑みると、企業の環境配慮行動の実態を把握した上で、企業システムにおける環境配慮の定着深化に向けて、中小企業への配慮、情報発信、各府省の連携等の施策の充実を図っていくことが必要である。特に、温暖化対策については、第四次環境基本計画において、我が国は 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。また、平成 42 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26.0% 削減（平成 17 年度（2005 年度）比で 25.4% 削減）することとしている。これは、現在、先進国で最高水準にある我が国全体のエネルギー効率の一層の改善を図る野心的な目標であるとともに、主要セクターの具体的な対策・施策を積み上げたものとなっている。経済・社会のグリーン化についてはこれらを十分に意識した各セクターの取組が必要である。

グリーン・イノベーションの推進については、関係府省において様々な研究開発事業が進められ、特許登録数も着実に伸び、環境産業市場規模も過去最大となっている。今後、温暖化対策をはじめとする環境保全を確実に進めていくためにも、低炭素・循環・自然共生・安全安心の各分野の研究開発予算の確保に努めるとともに、研究成果をより円滑に社会実装できるよう、関係府省が緊密に連携するとともに、産学官が一体となって常に出口を意識しながら施策を進めていくことが重要である。また、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の同時達成を実現するためにも、分野横断的な研究開発を進めていくことも重要である。

そして、こうした企業の環境行動や環境技術の研究開発等を支える環境投資についても、産学官が金融機関とより一層の連携を図りつつ推進していくことが重要である。

これらを踏まえ、今後、施策を推進する上での個別の課題は以下のとおりである。

- 経済・社会のグリーン化に向けては、企業が自主的かつ積極的に環境配慮行動を行うようなインセンティブを高めること等を通じて企業のシステムの中に環境配慮が組み込まれることが重要である。特に、中小企業は大企業と比べて、人的資源等のリソースが少ないことから環境配慮が難しい場合もある。中小企業においても環境に対する意識を維持・向上し、円滑に環境配慮行動が実施できるような支援策を検討すべきである。
- 環境金融の拡大は、環境ビジネスの促進や企業の環境配慮行動の取組の進展等につながることから、環境金融にかかる投資環境の整備を進め、環境金融に関する専門人材の育成、ノウハウの共有等に努めるほか、広く環境金融に対する意識の醸成に取り組むなど、我が国においても環境投資が拡大していくような環境づくりに努めるべきである。

- グリーン・イノベーションの推進に当たっては、各府省で実施している研究開発の成果が、企業の商品・サービスに活用され、また、これらの商品・サービスが地方公共団体において率先して導入されることで広く社会に普及していくよう、研究開発の成果を情報発信するとともに、先進的な技術の導入活用の支援を行なっていくことが重要である。また、国民各界各層が環境に配慮した行動を選択するよう、ひいては納税者としての立場からの理解が促進されるよう、様々なメディアを通じて分かりやすく情報発信していく必要がある。
- 各府省等で実施している環境分野の研究開発について、個別の成果を俯瞰した上で技術パッケージとして研究開発を促進することが重要である。その際には、今般答申された「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成27年8月20日中央環境審議会答申）においても指摘したとおり、低炭素・資源循環・自然共生の統合的アプローチの実践に向け分野融合的な研究を進めるとともに、基礎研究から応用研究、そして社会実装まで切れ目なくつながり、研究開発成果が広く社会に普及することで大きな成果が生み出されるよう、各府省等間の連携を一層強化すべきである。
- 気候変動による影響については、災害の頻発のみならず、農産物の品質悪化、熱中症発生率の増加、亜熱帯サンゴの減少等、幅広い影響が懸念されている状況を踏まえ、気候変動による影響の把握・分析や適切な適応策の検討等に資するグリーン・イノベーションを推進し、気候に対して強靭なまちづくりや安全・安心な国民生活の実現に向けた対応を行う必要がある。

2. 國際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭に置いた国際協力等

開発途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。そのためには、我が国がこれまで培ってきた公害対策、循環型社会形成のための3R、温室効果ガスの排出削減、並びに生物多様性の保全と持続可能な利用等の技術・取組を、開発途上国のニーズ・状況に適合させた上で、制度及びその運用技術をパッケージとして、知的財産権の保護を前提に展開することが有効である。

このような観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援
- b) 環境的に持続可能な都市（E S C : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

開発途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることができることである。

グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたらすことが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるよう支援を行う。

(2) 現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、N P O等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

さらに、地球観測の継続的な推進と国際的な観測連携・データ共有、学際的なデータ利用等の支援・協力や、各国の環境情報についてデータや施策・技術情報等のデータベース化と情報の共有を進めていくことも必要である。

地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と開発途上国的能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいく。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援

現状

我が国における環境産業の輸出額（推計）は、平成 16 年以降、地球温暖化対策を中心に大幅に増加し、平成 21 年にやや減少したものの、平成 22 年から再び増加に転じている（図表III－2－1）。

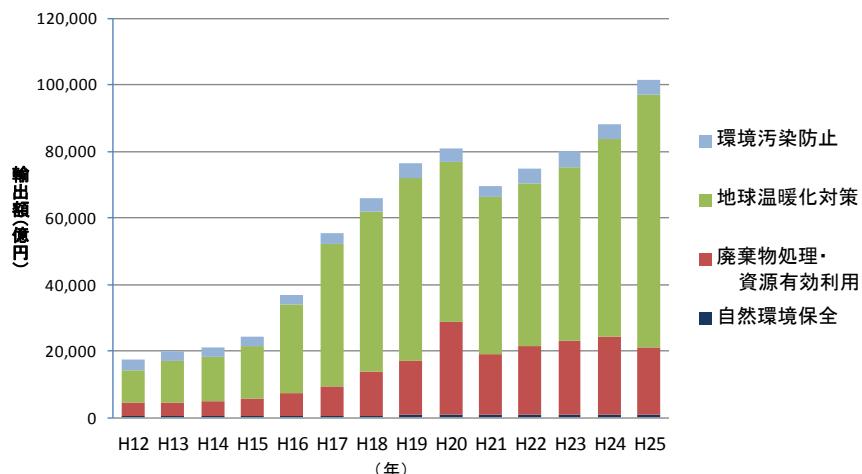
また、環境保全に係る国際協力の取組として、政府開発援助（O D A）の環境分野における援助実績をみると、我が国は、平成 25 年に 242 百万ドル（世界第 4 位）の援助を行うなど、経済協力開発機構（O E C D）開発援助委員会（D A C）^{※1} の中で、世界有数の援助国となっている一方で、ここ数年で援助額は減少傾向にある。（図表III－2－2）

さらに、国際的な技術協力の取組として、国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）と独立行政法人国際協力機構（J I C A）が共同で、平成 20 年度から「地域規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（S A T R E P S）を実施している。これは、地球規模の課題解決と将来的な社会実装に向けて、我が国と開発途上国の研究者が共同で研究を行う研究プログラムであり、平成 27 年度まで^{※2}で、43 か国で 99 プロジェクトを採択している（終了プロジェクトを含む。）。そのうち、環境・エネルギー分野は、平成 25 年度に、ネパール、ブラジル、タイ、インドネシアで 4 プロジェクト、平成 26 年度に、セルビア、インドネシア、ベトナムで 3 プロジェクトを採択した。（図表III－2－3）

※1 開発援助委員会（D A C）は、28 か国及び欧州連合（E U）の合計 29 メンバーで構成されている。

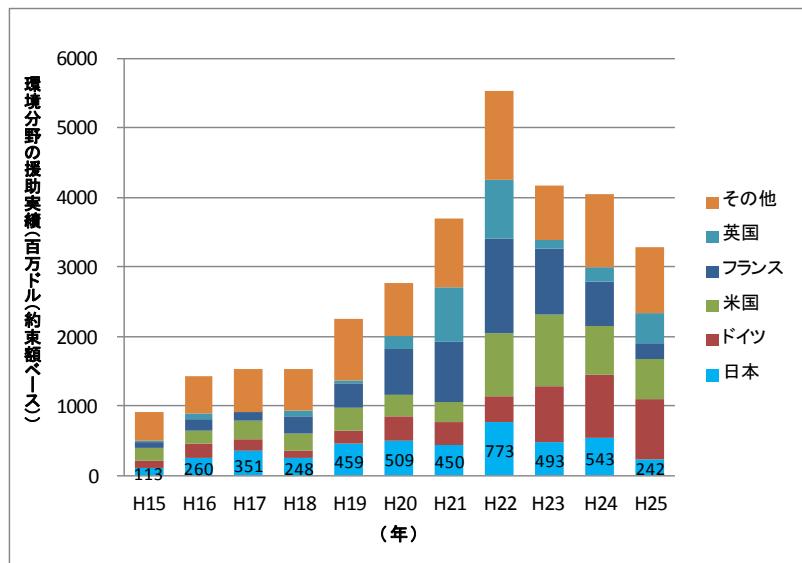
※2 平成 27 年度の研究課題件数は、平成 27 年 3 月に採択済みである。

図表III－2－1．環境産業の輸出額の推移（推計）



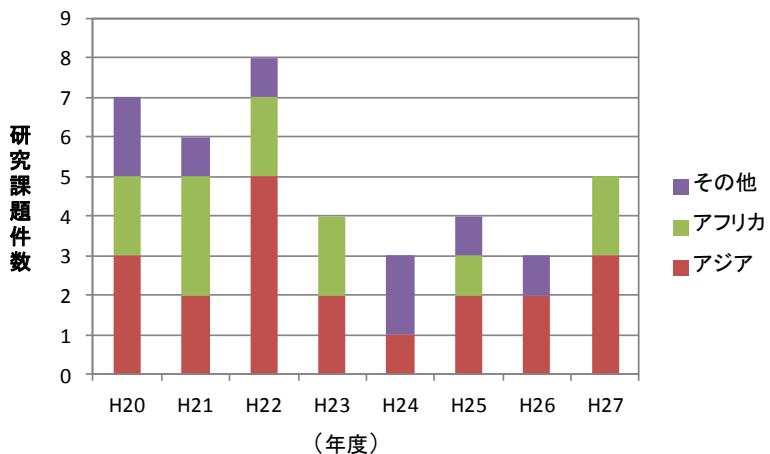
出典）環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」から作成

図表III－2－2. DAC諸国におけるODA（環境分野）実績



出典) OECD DAC ウェブサイト (http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CRS_1) から作成

図表III－2－3. 「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の環境・エネルギー分野の研究課題件数



注 平成27年度の研究課題件数は、平成27年5月に採択済みである。

出典) 国立研究開発法人科学技術振興機構ウェブサイト「SATREPS」から作成

取組状況

<国際的な枠組みづくりに関する取組>

【クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進】（環境省）

本施策は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、アジア諸国の「低炭素社会・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、自然共生社会の実現」を目標として、統合的な取組を推進するものである。

平成25・26年度は、以下の事業を実施した。

- 上記の目標の実現に資する技術協力事業等を環境省内で部局横断的・有機的に推進すべく、各取組状況の情報収集・共有のための省内連絡会議を開催した。また、アジア諸国及び国内の地方自治体・民間企業等に向けて、ニュースレターの発行等の広報活動を行った。
- 「日本－東南アジア諸国連合統合基金」（J A I F）※を活用して、東南アジア諸国連合（A S E A N）地域内の自治体が自らリーダーシップをとってE S Cを目指したアイデアを企画・提案・達成するための施策を行う「A S E A N－E S Cモデル都市プログラム」を21都市で実施することにより、A S E A N等の東アジア各国におけるE S Cを目指した取組の支援を行った。また、平成22年3月より東アジア各国の中央政府、地方自治体、国際機関、民間企業等が一堂に会する「E S Cハイレベルセミナー」を毎年主催している。平成26年3月にインドネシアで開催した第5回E S Cハイレベルセミナーには約180名が参加、平成27年2月にマレーシアで開催した第6回E S Cハイレベルセミナーには約250名が参加し、アジア各国や都市の取組状況について、活発な意見交換が行われたところである。これらにより、知見・優良事例等の共有・横展開や課題に関する議論を重ね、東アジアにおけるE S Cへの取組を支援した。
- 「東アジア首脳会議環境大臣会合」（E A S環境大臣会合）、「東南アジア諸国連合及び日中韓環境大臣会合」（A S E A N+3環境大臣会合）及び「日・A S E A N環境協力対話」等において、上記のE S Cモデル都市プログラムに関してこれまでの成果を踏まえた新たなプログラム案を調整・策定し協力を呼びかけるとともに、二国間オフセット・クレジット制度（J C M）を活用した支援策等の我が国の取組を紹介することで、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化に貢献した。
- 加えて、平成27年10月に開催されたA S E A N+3環境大臣会合において我が国から、今後の更なる協力分野として、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に取り組むため、同アジェンダに含まれる「持続可能な開発目標（S D G s：Sustainable Development Goals）」を視野に入れ、E S Cハイレベルセミナーを発展させる方針に関する提案を行った。
この提案を実現するため、引き続きアジア地域における環境協力を実施していく。

※ A S E A N統合に向けての支援及び日本とA S E A Nの協力を促進するために設立された基金。

【循環型社会形成に向けた国際的枠組みづくりへの貢献等】（外務省）

本施策は、循環型社会形成のための国際的な枠組みづくりの貢献、「国連環境計画国際環境技術センター」（U N E P／I E T C）による廃棄物管理分野での活動の支援、O D Aを通じた循環型社会形成に向けた開発途上国支援を行うものである。

平成25～27年度は、廃棄物の最小限化、廃棄物の環境上適正な管理、廃棄物輸出に際しての事前通報等を主な内容とする「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）の締約国として、「バ

一ゼル条約第 11 回締約国会議」（平成 25 年 5 月）、「第 9 回公開作業部会」（平成 26 年 10 月）、「アジア太平洋地域会合」（平成 27 年 3 月）、「バーゼル条約第 12 回締約国会議」（平成 27 年 5 月）に出席し、廃棄物の環境上適正な管理のためのガイドライン策定等の国際的枠組みづくりの議論に積極的に貢献した。また、ＵＮＥＰ／ＩＥＴＣの活動に継続的に拠出するとともに、ごみ収集システムの改善、住民意識向上等を通じた廃棄物管理の改善、循環型社会の形成のため、開発途上国に対するＯＤＡを実施している。

今後は、引き続き、国際社会における循環型社会形成に向けた議論に積極的に貢献していくとともに、ＵＮＥＰ／ＩＥＴＣへの支援等を通じて、環境上適正な我が国の環境技術の移転や開発途上国支援を行う。

＜国際協力に関する取組＞

【地球環境観測体制の強化】（環境省）

本施策は、現在運用している「いぶき」（ＧＯＳＡＴ）のデータの精度向上を図り、得られたデータによって気候変動科学への貢献と気候変動対策施策に活用するとともに、平成 29 年度（2017 年度）の打ち上げを目標として、「いぶき」（ＧＯＳＡＴ）後継機を宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）、国立環境研究所（ＮＩＥＳ）と協力して開発するものである。

観測データの精度向上では、地上及び航空機観測によるデータを用いた衛星観測データの検証・補完体制強化を実施するため、地上観測設備の設置や、航空機観測を実施し、温室効果ガスの全球的な多点観測データを取得できる体制を整えている。本施策による航空機観測では、平成 24 年度に 2,033 回だった温室効果ガスの鉛直観測を、平成 25 年度に 2,851 回、平成 26 年度に 3,321 回と、頻度を増加させ継続的に実施している。また、衛星観測データを検証する地上観測設備も、空白域となっている東南アジア地域に、1 点追加するための機器整備を平成 26 年度から着手した。衛星以外の手段による観測頻度を増やし、それらを用いた衛星データの検証を行うとともに、衛星観測の空白域の補完を行い、気候変動の予測の精緻化や大陸・亜大陸スケールの CO₂ 吸收排出量の推計等による地球環境観測を推進している。

気候変動科学への貢献と気候変動対応施策の活用においては、「いぶき」打ち上げ後から平成 26 年 12 月までに「いぶき」観測データを利用した論文は 136 本にのぼっており、それらの知見の一部が、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第 5 次評価報告書（AR5）にも引用された。また、平成 26 年 12 月には、「いぶき」によって観測された世界の大都市上空の人為起源 CO₂ 濃度と温室効果ガス排出量（インベントリ）から推定した人為起源 CO₂ 濃度との間に相関関係があることを公表し、インベントリの検証に利用できる可能性を示した。「いぶき」後継機では、「いぶき」による観測成果を発展させ、1 日に観測できる観測点を約 400 点から約 600 点に増やし、温室効果ガス排出量の把握可能な領域を東京や大阪等と同規模の大都市（約 20 km²）まで向上するべく開発を行っている。平成 25 年度は、一部の部品について製作試験を実施した。平成 26 年度は、「いぶ

き」後継機の一部の部品について基本設計を行い、試作機の製作を開始した。平成 27 年度は、「いぶき」による観測・解析結果から得られた課題を踏まえ、引き続き「いぶき」後継機の開発を行うとともに、地上設備の開発に着手する。

今後は、「いぶき」後継機の平成 29 年度の打上げを目指し、引き続き開発を進めるとともに、インベントリの監視ツールとしての活用方法を検討するなど、データ利用促進のための取組を実施する。そして、平成 32 年（2020 年）以降の次期枠組みを含む気候変動対策へ貢献するなど、我が国の国際社会における役割を継続的に果たすとともに、開発途上国を含む全球の排出量を把握し、低炭素社会開発に向けた対策推進のための情報提供を行う。

【気候変動分野における途上国支援】（外務省）

本施策は、気候変動分野において、開発途上国の気候変動分野への緩和及び適応に係る取組の支援を実施するものである。具体的には、我が国は、平成 25 年（2013 年）11 月の「国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議」（COP19）において、平成 25 年（2013 年）から平成 27 年（2015 年）までの 3 年間に、開発途上国に対して官民合わせ 1 兆 6 千億円（約 160 億ドル）の支援を表明した。また、平成 26 年（2014 年）9 月の「国連気候サミット」において、今後 3 年間で 14,000 人の人材育成を約束するとともに、開発途上国の気候変動への対処能力の向上を包括的に支援する「適応イニシアチブ」の立ち上げを発表した。

COP19 で表明した支援の約束を一年半余りで達成したほか、我が国の適応支援をまとめた適応イニシアチブ事例集を作成し、COP20 で各国に配布した。また、平成 27 年（2015 年）5 月に開発途上国の気候変動対策を支援するために設立された「緑の気候基金」（GCF）への拠出を可能にするための法律が成立し、GCF との間で 15 億ドルを拠出するための取決めを取り交わした。これにより、GCF が開発途上国支援を開始するために必要な条件が充足されたことから、開発途上国支援の準備が開始された。

今後も、開発途上国の気候変動対策支援を着実に実施する。

【気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト】（農林水産省）

（P31 の再掲のため、内容は省略）

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

本施策は、我が国の環境技術をアジアに展開し、各国の実情に合わせた実証事業を行うものである。具体的には、以下のとおりである。

○ 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

本施策は、我が国企業が有する環境分野等の高い技術力について、アジアを始めとする潜在市場を有する国に展開するため、我が国企業、大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を

有する、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」（NEDO）の技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化する。

平成25年度は、平成24年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施した。平成26年度は、平成24・25年度からの継続案件をそれぞれ1件実施した。平成27年度は、平成24・25年度からの継続案件をそれぞれ1件実施している。本施策は、平成23年度から実施しているものであり、委託先企業においては、現地企業との合弁の進展等により、事業化に向けた進捗が見られ、現地ニーズに応じ、環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待される。

今後は、横展開等により、更なる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを強化する。

○ 公害防止分野での実証事業

本施策は、我が国が有する環境分野等の技術をインフラ・システム輸出につなげる「前段階」として、相手国現地において、産業技術の研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有するNEDOの技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国との了解覚書等の調整を行う。

平成23年度から、近年の急激な下水処理場整備に伴い発生した未処理汚泥の投棄により、地下水への悪影響が生じている中国広東省において、公害防止分野として、下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業を1件実施している。平成24・25年度は、日中間をめぐる状況により事業が中断していたが、平成26年度には、NEDOと国家発展改革委員会との間で了解覚書を締結し事業を再開した。平成27年度には、4月に実証を行うための現地工事に着工し、8月に基礎構造物の建設を完了し、主要設備の据付作業を進めており、12月から実証運転を開始する予定としている。

また、平成26年度には、金属廃液及び汚泥の投棄の際に高コストな処理費用が必要となっているマレーシアにおいて、金属汚泥の有用金属回収技術に係る研究・実証事業を1件採択した。平成27年3月にNEDOとマレーシアの公的機関との間で了解覚書を締結し、実証事業を開始した。今後は、実証運転に向けて事業を進めていく。

【我が国循環産業・3Rの戦略的国際展開育成事業】（環境省）

本施策は、廃棄物適正処理に係る二国間協力と我が国企業を有機的に結びつけることにより、開発途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図るとともに、我が国循環産業の国際展開を積極的に支援するものである。また、各国の3R関連の事業形成や政策立案の促進のため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」*を開催するとともに、国連地域開発センター（UNCIRD）に拠出を行うも

のである。具体的には、以下の施策を行っている。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進業務

我が国の循環産業の海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象とした実現可能性調査（F S）を平成 25 年度に 10 件（新規 7 件、継続 3 件）、平成 26 年度に 17 件（新規 16 件、継続 1 件）実施した。この結果、商用運転を開始したもの 2 件、契約、覚書（M o U : Memorandum of Understanding）締結、入札まで至ったもの 10 件、J C M 等他の事業に発展したもの 6 件等の成果があった。平成 27 年度は、F S を 15 件（全て新規）実施している。また、我が国の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状についての理解促進を目的として、各国の主要な現地関係者を我が国に招へいし、研修を実施しており、平成 26 年度は 12 か国から 45 名を招へいした。

○ アジア諸国における 3 R の戦略的実施支援事業

平成 20 年（2008 年）の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア 3 R 推進フォーラム」は、アジアにおける 3 R の推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、平成 27 年 8 月までに 6 回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による 3 R プロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている。フォーラム第 6 回会合（平成 27 年 8 月モルディブ）は、アジア諸国及び太平洋島嶼国等の 39 か国の政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、N G O など 300 名超の参加を得て開催され、3 R の具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。また、平成 28 年にはオーストラリアにて「第 7 回アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」の開催が予定されている。

今後は、これまでの事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成 26 年度以降の 3 年間を事業拡充期として、案件の熟度に応じ、より戦略的に支援を実施していく。また、引き続き 3 R 関連の事業形成や政策立案を促進していく。

※ 平成 26 年 2 月の第 5 回会合から、「アジア 3 R 推進フォーラム」から「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」へ名称変更した。

【リサイクルビジネス展開可能性調査費】（経済産業省）

本施策は、近年のアジア各国での経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の増加によるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まりを踏まえ、我が国企業によるアジア等の新興国でのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、「事業実施可能性調査」（F S）を実施するものである。

平成 25 年度は、平成 24 年度からの継続案件 3 件のほか、新たに 3 件の F S を実施した。平成 26 年度は、平成 25 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 3 件の F S を実施した。平成 27 年度は、新たに 2 件の F S を実施している。本施策は、

平成 23 年度から実施しており、事業化につながった案件も複数あるが、支援案件の多くは、F S 後に現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。

今後は、F S を継続しつつ、法整備、廃棄物回収、リサイクルの仕組みづくり等の課題への対応として、相手国に対するリサイクル制度構築支援等を進める。

【アジア水環境パートナーシップ（W E P A）】（環境省）

本施策は、アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、平成 15 年（2003 年）に京都で開催された第 3 回世界水フォーラムにおいて提唱されたものである。W E P Aは、アジアの 13 のパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有等を通じて、各国における行政担当者の能力向上、水環境管理体制の強化を目指す取組である。

第Ⅰ期（平成 16～20 年）では、ネットワーク構築とデータベースの整備を行った。第Ⅱ期（平成 21～25 年）では、第Ⅰ期で明らかになった課題を受けて設定した共通課題「生活排水処理」及び「気候変動と水環境」に関するワークショップを開催するとともに、各国の水環境管理の分析等を通じ、各国において必要な課題である、法的枠組みや遵守の強化、インベントリ情報の把握、生活排水処理率の向上等の分析を行った。また、各国の水環境管理に関する制度の枠組み、「生活排水処理」及び「気候変動と水環境」に関するこれまでの議論や調査結果、パートナー国の水環境の現状の情報等を取りまとめた「W E P A 水環境管理アウト ルック 2012」を発行した。第Ⅲ期（平成 26～30 年）では、引き続き情報共有の取組を継続するとともに、一部の対象国においてアクションプログラムを作成し、それに基づいた水環境管理の改善の取組を支援していく。

今後は、W E P A 第Ⅲ期の活動を通じて、各国の水環境管理の改善に向けて取り組んでいくとともに、各種セミナー等の場を通じてW E P A の活動で得られた情報等を対外的に発信していく。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

本施策は、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募で選定した民間事業者による分散型排水処理技術や産業排水処理技術等を用いた「事業実施可能性調査」（F S）等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開に当たっての効果的支援策を検討することを目的として実施しているものである。また、環境規制の整備・執行・改善も含めた相手国政府への働きかけ等による、現地のビジネス環境の改善、高い技術を有するものの情報や人材面等の理由で海外展開を躊躇する国内の中小企業等に対する現地の環境規制やプロジェクトに関する情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供等のビジネス展開に当たっての更なる効果的な支援策を検討するものである。

平成 25 年度は、平成 24 年度に行ったモデル事業のうち 3 件（インドネシアで

の浄化槽整備、ベトナムでの有機性産業排水の処理、中国農村地域における面源汚染の浄化）の現地実証試験を実施するとともに、新たに2件（ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及、ベトナムでの染色産業排水の処理）のモデル事業を選定し、FSを支援した。平成26年度は、平成25年度に行ったモデル事業のうち3件（ベトナムでの有機性産業排水の処理及び染色産業排水の処理、ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及）の現地実証試験を実施するとともに、新たに3件（ベトナムでの水産加工工場排水の処理、マレーシアでの浄化槽の整備、インドでの工業団地における再生水システムの構築）のモデル事業を選定し、FSを支援した。平成27年度は、これまでにFSを実施した4件（ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及、ベトナムでの水産加工工場排水の処理及び染色産業排水の処理、マレーシアでの浄化槽の整備）について、引き続き現地実証試験を実施するほか、公募により新規案件を選定し、FSを支援する。平成25年度から29年度までに、モデル事業を10件程度完了することを見込んでおり、そのうち海外展開に至る事業の件数を5件（平成29年度）程度に増加させることを見込んでいる。平成26年度末時点では2件（見込み含む。）となっている。

今後は、事例の更なる蓄積を進めるとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者に共有していく。

【日中水環境協力事業】（環境省）

本施策は、平成23年4月に日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」等に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚濁物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の中国国内での普及促進により、中国国内における水環境改善を図るものである。

平成25年度は、山東省威海市における分散型排水処理モデル施設の水質浄化効果把握のためのモニタリングを実施した。また、平成24年度に設計を行った四川省徳陽市のモデル施設の建設を行い、モニタリングを実施した。さらに、現地調査を通じて浙江省嘉興市において、モデル施設の設計を行った。平成26年度は、山東省威海市、四川省徳陽市のモニタリングを引き続き実施するとともに、平成25年度に設計を行った浙江省嘉興市のモデル施設の建設及びモニタリングを実施し、平成27年3月には、これらのモデル施設を中国に引き渡した。また、同日に両国局長級で締結した「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」に基づき、平成27年度は、畜産排水分野に関する共同研究やセミナーを実施する。

今後は、本事業で整備した排水処理技術の普及状況や維持管理状況等について調査・分析を行い、中国国内に導入可能な排水処理技術の検証を行うとともに、我が国の水関連企業の中国国内でのビジネス展開も視野に入れつつ、更なる協力の可能性について検討する。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】（国土交通省）

本施策は、世界の水環境問題の解決、下水道分野における我が国企業の海外展開促進を目的として、我が国下水道事業の経験と技術を活かした案件形成支援や、下水道システムの戦略的な国際標準化等を推進するものである。

平成 25 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、サウジアラビア等との間で下水道分野における政府間協議及び官民共同セミナーを実施したほか、サウジアラビア、カンボジアを対象に本邦研修を実施し、我が国の下水道技術に関する理解の醸成を図った。平成 26 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシアの重点対象国を中心に政府間協議及びセミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシアを対象に本邦研修を実施し、下水道事業実施能力の強化を図った。また、国際標準化作業への関与については、ISO の水の再利用の標準化を議論する「TC 282」（我が国が幹事国を務めている。）の取組を始め、汚泥の処理・処分、雨水管理等の水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進している。

今後も引き続き、ベトナム、インドネシア等の重点対象国を中心に政府間協議及びセミナーを実施予定である。本施策は、平成 21 年度から実施しており、平成 25 年 9 月には、インドネシア公共事業省と社会資本整備分野に係る協力覚書を締結し、平成 26 年 3 月には、ベトナム建設省と下水道分野に関する技術協力の覚書を 3 年間更新するなど、東南アジア諸国の政府機関との関係構築が着実に進展していることに伴い、政府間協議やセミナーの開催数が増加している。また、国際標準化についても引き続き、議論に積極的・主導的に参画し、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準策定作業に取り組む。

b) 環境的に持続可能な都市（E S C : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

現状

我が国は、世界的に進む都市化を見据え、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」として、現在 11 都市・地域を選定している。各都市・地域は、国際フォーラムや国際会議を開催するなど、国際的なネットワーク拡大に取り組んでいる。（図表 III-2-4）

また、持続可能性に配慮した木材についての消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取組として、独立した第三者機関が環境・経済・社会の側面から一定の基準を基に適切な森林経営が行われている森林や経営組織等を認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させる森林認証制度がある。その中で、認証された森林からの木材・木材製品について、製造、加工、流通の各段階において、非認証のものと区別して取り扱っていることを認証する C o C (Chain of Custody) 認証がある。C o C 認証は、世界共通の 1 つの規格に

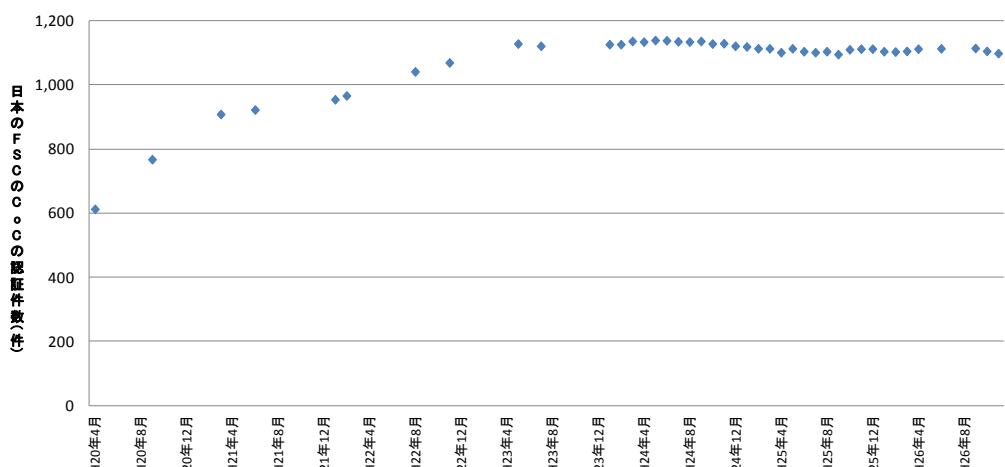
に基づき審査認証する F S C (Forest Stewardship Council) と、各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う P E F C (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の2つの制度が国際的に普及している。F S C、P E F Cともに世界全体での件数は伸びており、我が国の認証件数は、平成27年6月末時点では第9位、P E F Cでは第14位となっている。F S C、P E F Cの認証件数については、上位の国は多くは先進国であるが、一部の開発途上国・新興国（中国、ブラジル等）も上位に入っている。先進国の認証件数の動向については、例えば、F S C第2位の米国は減少傾向、P E F C第1位のフランスは横ばい傾向にある。我が国については、いずれも平成23年頃まで増加傾向にあり、その後は横ばいの状況が続いている。（図表III-2-5、6）

図表III-2-4. 選定された環境未来都市



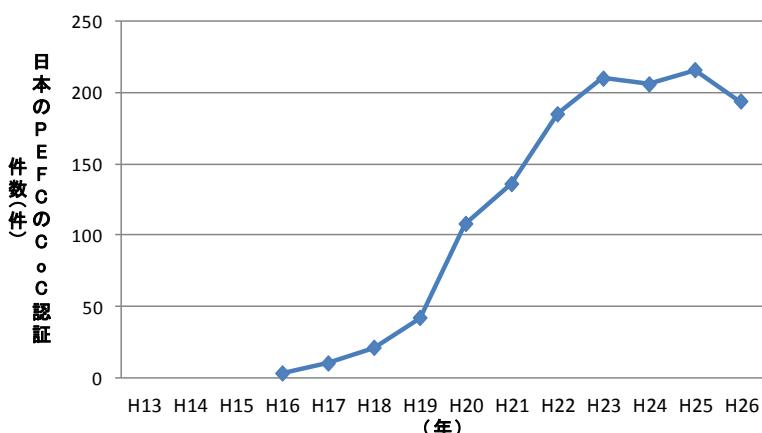
出典) 内閣府地方創生推進室 ウェブサイト「環境モデル都市・環境未来都市」

図表III-2-5. 我が国におけるF S CのC o C認証件数



出典) F S C ウェブサイト「Facts&Figures」から作成

図表III－2－6. 我が国におけるP E F CのC o C認証件数



出典) P E F C事務局資料から作成

取組状況

<持続可能な都市づくりに関する取組>

【「環境未来都市」構想の推進及び世界への拡大】（内閣官房、内閣府、外務省）

本施策は、厳選された戦略的都市・地域である「環境未来都市」において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、温室効果ガスの排出削減等に向け、世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、国際課題解決力の強化を図るものである。

平成25年10月及び平成26年12月に、持続可能な都市モデルの実現と普及展開を図るため、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、多くのアジア諸国の政府・自治体の高官が参加した（平成25年10月：第3回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム：約400名、42か国1地域参加、平成26年12月：第4回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム：約250名、6か国参加）。平成25年10月の同フォーラム開催の際には、外務省、国際連合工業開発機関（U N I D O）、O E C D、福岡県北九州市の共催により、開発途上国をはじめとした世界各国の今後の都市づくりに貢献するため、「都市づくりの将来に関する国際会議」も開催した。また、平成27年2月には、マレーシアのジョホールバル市において、「環境未来都市」構想推進国際フォーラム in マレーシアとして、初めて国外で開催した（約300名、10か国参加）。これらのフォーラムの場においては、国内での事例紹介に加え、海外の先進的な取組事例の共有、意見交換を行うことで、国際的なネットワークをより強固なものとした。国際フォーラムについては、「環境未来都市」の選定以降、計5回（国内4回、海外1回）実施しており、国内の地方公共団体、民間企業のみならず、海外（主にA S E A N）への普及効果として成果を挙げている。平成27年度は、平成27年10月に国内での第5回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを実施し、さらに平成28年2月に国外でのフォーラム実施を予定しており、更なる普及活動を計画している。

今後は、フォーラムだけでなく、自治体、民間団体等で構成された「環境未来都市」構想推進協議会において、更なる「環境未来都市」構想の更なる深化や国

際展開等を図る。

【環境共生型都市開発の海外展開】（国土交通省）

本施策は、我が国がこれまで培ってきた幅広い環境分野の技術・ノウハウをパッケージとしてアジア等の海外に展開するとともに、高度な関連技術を有する日本企業のビジネス機会の拡大を図ることを目的として、新興国の都市開発ニーズ等の調査・分析や、日本の都市開発に関する情報の国際社会への発信・提案等を行うものである。具体的には、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話等に活用するとともに、海外セミナー開催等による情報発信を行い、構想・企画といった川上段階からの民間コンソーシアムによる事業拡大に向けたアプローチを支援する。

環境共生型都市開発の海外展開を官民連携で推進するため、平成 23 年に「海外エコシティプロジェクト推進協議会」が設立され、平成 26 年には一般社団法人となった。平成 25 年度は、ベトナムとエコシティ開発の実施促進に関する協力覚書を締結し、同協議会とも連携して環境共生型都市開発に関する日本の経験・技術を紹介するセミナーをベトナムで開催した。平成 26 年度は、ベトナムにおけるエコシティ開発の具体化に向けた相手国政府との協議等を行うとともに、中国との間では、政府関係者、民間事業者約 100 名が参加し、「日中スマートシティ交流会議」を千葉県柏市で開催した。また、ミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行った。

今後も、関係政府機関や関係企業等との更なる連携強化を図りつつ、平成 26 年に設立された「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」も活用し、新興国への環境共生型都市開発事業の海外展開を推進する。

【クリーンアジア・イニシアチブ（C A I）の推進】（環境省）

（P 40 の再掲のため、内容は省略）

＜生物多様性の保全に関する取組＞

【I T T O-C B D 共同プロジェクト】（外務省）

本施策は、生物多様性保全の重要性が特に高い「熱帯林」の持続可能な経営を促進する国際熱帯木材機関（I T T O）加盟国（生産国 34 か国）に対し、生物多様性条約（C B D）の森林の生物多様性作業計画を実施するための能力構築及び技術支援を行うため、I T T Oに拠出するものである。本施策では、平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する国際目標として、「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（C O P 10）で採択された「愛知目標」の目標達成に資する事業を優先し、以下の内容に貢献することとしている。

- 热帯生産林における生物多様性保全を推進する。（愛知目標 7：林業が持続可能に管理される。）
- 森林保護地域の画定、管理を支援する。（同目標 11：保護地域を通じて生

物多様性が保全される。)

- コミュニティの生計向上及び森林減少・劣化回避の活動への参加を推進する。(同目標 14: 自然の恵みが提供され、回復・保全される。)
- 生物多様性の保全と自然資源の持続可能な利用を通じた地域社会改善を支援する。(同目標 15: 劣化した生態系の少なくとも 15%の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。)

平成 25 年度は、I T T O が実施するペルー北西部の生物圏保護区におけるマングローブ生態系保全の強化、地域社会を基にしたフィジーのレワ・デルタ及びビティ・レブにおける脆弱な森林の復旧及び持続可能な経営、インドネシアのスマトラにおける選抜有用在来種の保全の促進に拠出した。

今後は、熱帯生産林における生物多様性の保全のためのガイドライン、木材生産国における森林の生物多様性に関するプログラムの実施に貢献するため、引き続き、本施策を実施する。

【S A T O Y A M A イニシアティブ国際パートナーシップ実施事業】(環境省)

本施策は、人間活動の影響を受けて、維持・形成されている二次的自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために設立された「S A T O Y A M A イニシアティブ国際パートナーシップ」(I P S I) の運営等に必要な費用を I P S I 事務局である国連大学に拠出し、「S A T O Y A M A イニシアティブ*」を推進することを目的とするものである。

平成 25 年度は、9 月に福井県福井市において、I P S I 総会、生物多様性の保全と人間の豊かな暮らしの実現に向けた I P S I 戦略の実施をテーマとした公開フォーラム等を開催し、各国から約 140 名が参加した。サイドイベントにおいては、国内の多様な主体の連携を促進するため「S A T O Y A M A 推進ネットワーク」が設立された(平成 27 年 3 月現在 105 団体)。平成 26 年度は、I P S I 戦略に基づき策定した「I P S I 行動計画 2013-2018」を踏まえ、優先行動の具体化に着手した。また、10 月の韓国ピョンチャンにおける「生物多様性条約第 12 回締約国会議」(C O P 12) にて、I P S I 総会、持続可能な開発の実現に向けた生産ランドスケープ・シースケープでの活動促進をテーマとした公開フォーラム、サイドイベントを開催し、愛知目標の達成に貢献する I P S I の取組について紹介するとともに、各国からの参加者約 100 名と共に今後の展望について議論と情報共有を行った。

平成 27 年度は、I P S I メンバーの優良事例となり得るプロジェクトに資金援助(100 万円/件)を行う「S A T O Y A M A 保全支援メカニズム」を本格的に運営、実施する。試行プロジェクトにおいては、タイ山岳民族の伝統的農業と G I S 技術を活用した持続可能な土地利用システムの確立、ネパールの 3 村落における生物多様性地域戦略の策定及びそのコミュニティベースでの実行体制の確立、同モデルの国内 30 地域への普及といった成果が出ている。また、アフリカ地域における二次的自然資源の持続可能な利用と管理についての知識を集約し、S A T O Y A M A イニシアティブの意義を明確化し、共有する目的で、平成 27 年 8 月に

ガーナにおいてワークショップを開催した。その成果は、アフリカ地域の取組事例に学術的な分析を加え、政策立案に資する出版物として刊行する予定である。IPS I 運営委員会では、行動計画の中間レビュー・プロセスについて、SATO YAMAイニシアティブの愛知目標への貢献及び定量評価等の検討を予定している。

今後も、愛知目標の達成に向けた自然資源の持続的な利用推進のため、IPS I メンバーの拡大（平成27年8月現在172団体）、複数のIPS I メンバーによる協力活動の促進（平成27年8月現在29件）、SATO YAMAイニシアティブのコンセプトを取り入れた生物多様性行動計画策定メンバーの拡大等により、SATO YAMAイニシアティブの活動を更に充実させる。

※ 自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の持続的な利用・管理の推進のための取組。

重点検討項目②：国際的な枠組みづくりにおける主導的役割

環境に関する国際交渉において、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国が国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的な貢献が必要であるとの観点から、以下の a) 、 b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与(特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約)
- b) 国連における持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）及びそのＳＤＧｓを統合した 2015 年より先の国際開発目標（ポストＭＤＧｓ）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

環境に関する国際交渉においては、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国の国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際枠組みの形成に向けて積極的に貢献するとともに、特に開発途上国における取組の実施を支援する。

(2) 現状と取組状況

環境問題に関する国際交渉においては、我が国の国益と国際貢献の両方の観点から戦略的に取り組み、各国との対話、国際的な議論に引き続き積極的に参加していくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与 (特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約)

現状

開発途上国への優れた低炭素技術の普及等を通じ、地球規模で温室効果ガス排出量を削減するとともに、クレジットを獲得し日本の削減目標の達成に活用する JCM を推進しており、平成 27 年 10 月末時点で 15 か国との間で JCM を実施している。また、低炭素技術を活用した JCM プロジェクトは、モンゴル 2 件、ベトナム 1 件、インドネシア 3 件、パラオ 1 件が登録され、計 7 件となっている。（図表 III-2-7）。

図表III－2－7. JCMパートナー国別の進捗状況（平成27年10月末時点）

| パートナー国 | 署名時期 | 合同委員会の開催数 | プロジェクトの登録数 | 方法論の採択数及び手続中の件数 | 環境省JCM資金支援事業・NEDO実証事業の件数(H25-27) |
|---------|----------|-----------|------------|-----------------|----------------------------------|
| モンゴル | 2013年1月 | 3回 | 2件 | 2件 | 2件 |
| バングラデシュ | 2013年3月 | 2回 | | | 3件 |
| エチオピア | 2013年5月 | 1回 | | | |
| ケニア | 2013年6月 | 1回 | | | 1件 |
| モルディブ | 2013年6月 | 2回 | | 1件 | 2件 |
| ベトナム | 2013年7月 | 4回 | 1件 | 5件 | 9件 |
| ラオス | 2013年8月 | 1回 | | | 2件 |
| インドネシア | 2013年8月 | 5回 | 3件 | 10件 | 19件 |
| コスタリカ | 2013年12月 | 1回 | | | |
| パラオ | 2014年1月 | 3回 | 1件 | 1件 | 3件 |
| カンボジア | 2014年4月 | 1回 | | | 1件 |
| メキシコ | 2014年7月 | 1回 | | | 1件 |
| サウジアラビア | 2015年5月 | 1回 | | | |
| チリ | 2015年5月 | 未開催 | | | |
| ミャンマー | 2015年9月 | 未開催 | | | 1件 |
| 合計 | 15か国 | 25回 | 7件 | 19件 | 44件 |

出典) 環境省ウェブサイト「二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向」

取組状況

【気候変動問題の解決に向けた国際交渉への積極的な参画及び取組の実施】（財務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、平成27年（2015年）末の「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）における、新たな枠組みの合意に向けた積極的な貢献及び数々の気候変動に関する取組の実施により、我が国が気候変動分野において主導的な役割を担うためのものである。また、国際民間航空機関（ICAO）、国際海事機関（IMO）において、航空及び海運の国際交通分野からの温室効果ガス削減に関する議論に参加するものである。

平成26年から27年においては、平成27年末のCOP21で合意を目指す平成32年（2020年）以降の新たな国際枠組みに関する交渉において、新枠組みに対する我が国の考え方を発信し、交渉に積極的に貢献してきている。我が国の平成32年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減目標（約束草案）については、平成27年7月17日に地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定し、国連に提出した。このほか、「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式対話、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国との気候変動政策対話等の国際交渉を補完する様々な具体的な取組を積極的に実施した。特に、毎年行っている「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式対話は、COP20後初めてのハ

イレベルの交渉官が集まる会合であり、日本の気候変動交渉に対する積極姿勢を示す大きな機会となった。また、ICAO総会を始めとする各種会議体、IMO海洋環境保護委員会等において国際交通分野からの温室効果ガス削減に関する議論に参画した。平成27年5月、我が国において、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援するGCFへの拠出を可能にするための法律案が成立し、15億ドルの拠出取決めに署名した。これにより、GCFは開発途上国支援を開始するために必要な条件が充足されたことから稼働した。このような開発途上国の取組への支援を通じ、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みの構築に向けたモメンタムの向上に貢献した。

今後は、COP21で、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みに合意することを目指し、枠組みの構築に向けた交渉や取組に、引き続き積極的に貢献していく。また、ICAO、IMOにおける、国際交通分野（航空及び海運）からの温室効果ガス削減に関する議論にも引き続き、貢献していく（平成27年（2015年）11月時点）。

【二国間オフセット・クレジット制度の構築】（外務省、経済産業省、環境省）

本施策は、開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していくものである。

平成27年10月末までに、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマーの15か国とJCMを構築している。また、経済産業省及び環境省では、潜在的なJCMプロジェクトの発掘や実証等を行うため、308件の実現可能性調査等や6件の実証事業を行った。さらに、環境省では、JCMでのクレジットの獲得を目指すプロジェクトに対して設備補助等の支援を行う「JCMプロジェクト設備補助事業」や、アジア開発銀行（ADB）の信託基金への拠出を通じたプロジェクト支援を実施しており、合計44件（平成27年10月末時点）のプロジェクトを支援した。加えて、上記署名国を含む17か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、測定・報告・検証（MRV）体制構築支援、人材育成支援やクレジットの発行を見据えた登録簿の開発・構築も実施した。

今後は、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth：ACE（エース）」（平成25年11月発表。以下「ACE」という。）に基づき、平成28年（2016年）までに署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速するとともに、引き続き、プロジェクト形成を積極的に支援する。

【水銀に関する水俣条約に関する取組】（外務省、経済産業省、環境省）

〔水銀に関する水俣条約制定のための条約交渉〕（外務省）

本施策は、水俣病の経験を有する我が国として、水銀による健康被害や環境

汚染が二度と繰り返されてはならないとの強い決意のもと、また我が国としてその優れた水銀代替・削減技術をいかし、世界の水銀対策に主導的に取り組む観点から、水銀から人の健康と環境を保護するための国際的枠組みである「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）の制定交渉（制定後の条約に係る交渉含む。）を取り組むものである。

水俣条約は、5回の政府間交渉委員会会合を経て、平成25年10月、熊本県熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において採択された。また、平成26年11月には、タイのバンコクで第6回政府間交渉委員会が開催され、水俣条約の実施のために必要な事項について引き続き議論を行った。平成27年11月現在、水俣条約への署名は128か国・地域、締結は19か国である。

今後は、水俣条約の採択を受けた、水銀のライフサイクル全体に渡る包括的規制に対する国際的機運を引き続き維持し、「水俣条約締約国会議第1回会合」（COP1）に向け、関係国間での議論を加速化していく。

[水銀に関する水俣条約の締結に向けた国内法整備]（経済産業省、環境省）

平成27年3月10日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定・国会提出され、6月12日に成立した。

今後は、同法律の施行に備え、法の執行状況を監督するために必要となる調査等を実施するとともに、関係省庁と連携し、国内実施計画の策定を推進する等、より効果的かつ着実な施策の実施を確保する。

[水銀に関する水俣条約の早期発効及び各国における効果的な実施の推進]（環境省）

本施策は、外交会議議長国である我が国として、水俣条約の早期発効及び各国における効果的な実施の推進に向けて主導的な役割を果たすことを目的とするものである。具体的には、開発途上国の条約締結に向けた人材育成支援や水俣病の経験を踏まえた我が国の優れた技術・ノウハウの国際展開を通じて開発途上国の水銀対策の推進を支援する。なお、水俣条約は、50か国との条約締結の後90日目に条約が発効するとされており、外交会議においてUNEPは、今後2～3年内の条約発効を目指す旨発言している。

平成26年度は、開発途上国への我が国の水銀対策技術の国際展開を図るため、国内の水銀対策技術に関する調査を行うとともに、水銀対策に関する支援ニーズを把握するため、開発途上国の現状把握の調査を実施した。開発途上国への調査については、15か国を対象に水銀の利用状況等に関する概況調査を行うとともに、特に、インドネシア、フィリピン、ベトナムを対象として、現地詳細調査及びその結果報告等のためのワークショップを開催した。

今後は、調査により得られた技術シーズ及び支援ニーズに基づき、国立水俣病総合研究センターや国立環境研究所等の知見も生かしつつ、我が国の水銀対策技術の展開を図るとともに、支援対象国の拡大を図る。

- b) 国連における持続可能な開発目標（S D G s）及びそのS D G sを統合した 2015 年より先の国際開発目標（ポスト M D G s）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

現状

ポスト 2015 年開発アジェンダの策定に向けた取組については、平成 24 年 6 月に開催されたリオ+20 において、持続可能な開発目標（S D G s）に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受けて設置された O W G での議論を、平成 26 年 7 月に「S D G s – O W G 報告書」として取りまとめ、同年 9 月の国連総会に提出した。同報告書が基礎となり、平成 27 年 1 月からポスト 2015 年開発アジェンダの策定に向けた政府間交渉が開始され、我が国代表団も積極的に議論に参加してきた。同年 9 月の国連サミットにおいて、S D G s を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。

生物多様性の保全について、我が国は、「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（C O P 10）の議長国として、「愛知目標」達成に向けた議論を先導するとともに、開発途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局への拠出等を行うほか、条約事務局主催の会議を支援するなど、「愛知目標」の達成に向けて主導的役割を果たしている。

取組状況

【平成 27 年（2015 年）より先の国際開発目標（ポスト 2015 年開発アジェンダ（「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の名称で採択））の策定に向けた国際議論への関与】（外務省、国土交通省、環境省）

[持続可能な開発目標（S D G s）に関するオープン・ワーキンググループ（O W G）への参加]（外務省、環境省）

本施策は、平成 24 年 6 月に開催された「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において、S D G s に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受けて、平成 25 年 1 月に設置されたオープン・ワーキンググループ（O W G）の各会合に我が国が出席し、議論に積極的に貢献するものである。

平成 26 年 7 月に「S D G s – O W G 報告書」が取りまとめられ、同年 9 月の国連総会に提出された。同報告書には、我が国が重視してきた、人間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、保健、防災等が盛り込まれるなど、我が国として議論に大きく貢献できた。また、同報告書には、大気、水質及び土壤汚染対策、生態系の保護等の環境保全に関する目標に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセス等についての目標も含まれており、地球にも最大限配慮した目標が盛り込まれた。S D G s – O W G の議論は、平成 26 年 7 月に報告書が提出され、その議論を終了し、同報告書が基礎になり、平成 27 年

1月から「ポスト2015年開発アジェンダ」に係る政府間交渉が開始された。

[持続可能な開発のための2030アジェンダの策定に向けた政府間交渉への参加]
(外務省、国土交通省、環境省)

本施策は、国際的な議論が進展している、「ミレニアム開発目標」(MDGs)の達成期限である平成27年(2015年)より先の国際開発目標の在り方について、我が国として、人間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、保健、防災等の課題に対処し得る枠組みが策定されるよう議論に積極的に貢献するものである。また、同アジェンダには、大気、水質及び土壤汚染対策、生態系の保護等の環境保全に関する目標に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセスについての目標も含まれており、地球にも最大限配慮したアジェンダの策定に向け、議論に参加するものである。

平成27年1月に国連でポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた政府間交渉が開始され、同年7月にかけて、同アジェンダ策定のための政府間交渉が実施されており、我が国代表団も積極的に議論に参加した。8月には、前述のSDGs-OWGで合意されたSDGsのほか、序文、宣言、実施手段及びフォローアップから構成される同アジェンダのドラフトが実質合意され、9月の国連サミットにおいて、修正なく、SDGsを中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。ドラフトには、人間中心(people-centered)、誰一人取り残さない(no one will be left behind)など、我が国が重視する人間の安全保障の理念を反映した考え方や、あらゆるステークホルダーが役割を果たす新たなグローバル・パートナーシップ、保健、教育、防災、環境、気候変動等の、我が国が重視してきた要素が盛り込まれた。また同アジェンダは、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサリティが最大の特徴となっている。

今後は、開発協力大綱や環境基本計画等を基に我が国の開発、環境等の分野における施策において同アジェンダの実施に取り組んでいく。

【持続可能な開発のための教育協力等】(文部科学省)

本施策は、ユネスコの信託基金の拠出を通じて、世界平和の確立と人類の福祉への貢献というユネスコの理念に貢献することで、我が国が国際社会において主導的役割を果たすことを目指すものである。

平成25年度は、「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に拠出し、「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD、2005年-2014年)」の後半5年の戦略の中で、主要な問題として位置付けられている気候変動、防災及び生物多様性に焦点を当てた事業を実施した。平成26年度は、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」開催のための事業として、準備会合等の運営、広報活動等を実施した。

今後は、DESDの後継プログラムとして、第37回国連教科文組織総会(平成25年11月)で採択され、第69回国連総会(平成26年12月)にて承認された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」(GAP)の具体的な実施に向

けて、E S Dを実践する教育者の育成を目指す「教育者」、E S Dへの若者の参加の支援を目指す「ユース」等G A Pに明記されている優先行動分野に対し重点的に協力を行う。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】（環境省）

本施策は、「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（C O P 10）の議長国である我が国として、「愛知目標」について、開発途上国を対象に達成に必要な能力の養成を目的として、「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置・資金拠出し（平成 22・23 年度に計 50 億円を拠出）、「愛知目標」の達成を支援するものである。

生物多様性国家戦略の改定支援等の開発途上国的能力養成に資する事業が条約事務局により実施されており、日本基金を核とした他国等からの協調支援が行われている。日本基金により実施された条約事務局主催のキャパシティービルディング（開発途上国的能力構築）等の会議開催累積数は、平成 25 年度までに 105 回、平成 26 年度までに 169 回、参加人数の累計は約 7,400 人であり、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられたほか、C O P 12 の決定の中でもその重要性が強調された。

今後は、「愛知目標」について、目標期間である平成 32 年（2020 年）までに達成できるよう、開発途上国への効果的な支援が実施されるように環境省から助言等を行う。また、条約事務局主催のキャパシティービルディング等について、平成 27 年度は、47 の会議が実施される予定である。

今後の課題

関係府省において、環境基本計画や平成 25 年に実施した第 1 回点検の際に指摘した課題も踏まえて、本分野に関する施策が講じられていることを確認した。

我が国が有する先進的な環境技術による国際協力は、開発途上国の持続可能な開発に貢献するのみならず、我が国の経済成長にも貢献するものである。JCMは着実にパートナー国が増加しており、水ビジネス等の国際展開支援も進められるなど国際協力の取組が着実に進められているが、環境分野のODA予算が減少するという課題も見受けられる。今後も我が国の環境技術をいかして国際社会の持続可能な開発に貢献すべく一層の取組を進めていくことを期待する。また、我が国は、水銀に関する水俣条約の策定交渉において主導的な役割を果たすなど、環境保全の国際的な枠組みづくりに大きく貢献した。今後は、同条約の締結及び実施促進のための開発途上国の水銀対策を支援する等、引き続き世界の水銀対策をリードしていくことも重要である。加えて、環境配慮型都市づくりなどの国際協力は、多くのステークホルダーや技術分野にかかわることから、官民が一体となって分野横断的に進めていくことが重要である。

地球規模の環境問題を解決するためには、多国間の協力・協調を進めていくことが重要である。このためにも、国際的に表明した我が国の目標の実現に向けた取組を進めていくとともに、COP等の国際ルールづくりへの積極的な関与や、国際機関への人的・財政的な貢献を着実に行い、国際社会の一員としての責務を果たし、国際社会全体が一体となって地球環境保全ができる体制づくりに貢献していくことが期待される。

これらを踏まえ、今後、施策を推進する上での個別の課題は以下のとおりである。

- 開発途上国の持続可能な開発への支援については、関係する国際機関への資金協力や人的支援の一層の充実を図ることによって、多数の国と協力・協調しつつ、我が国がリーダーシップを取り、効果的かつ積極的に国際協力を進めていくべきである。
- 地球温暖化対策について、本年 7 月に国連に提出した日本の約束草案では、開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していくこととされている。今後、こうした点を踏まえ、我が国の JCM に関する経験や知見をいかしつつ、気候変動枠組条約締約国会議（COP）をはじめとした国際交渉の場等において、全ての国の参加する公平かつ実効性のある新たな国際枠組みの構築に向けて取り組んでいくべきである。
- 廃棄物の国際的な移動の増加に伴い、適正な国際資源循環を確保し、国際社会全体で資源生産性の向上を図る必要性が高まっていることから、我が国の循環産業の海外展開の支援に加え、開発途上国では適正な処理が困難であるが、我が国では適切な処理が可能な国外廃棄物を可能な範囲で受け入れ、資源の有効活用の検討を行うべきである。

- 「環境未来都市」構想等で創出された我が国の先進的な環境配慮型の都市モデルを国際展開する取組を進めるに当たっては、交通、住宅、ライフラインなどの都市インフラと併せて都市づくりを支える様々な環境技術や運用システム、人材育成等をパッケージで国際展開していくことが重要である。このため、関係府省は、これに関係する施策を連携させて相乗効果を発揮させるとともに、官民の関係者が一体となって取り組める体制づくりの充実に努めていくことが期待される。
- 生物多様性保全を国際社会全体で進めていくためには、平成32年（2020年）までの愛知目標を各国が着実に実現していくことが重要である。このため、開発途上国に対して支援等の国際協力を着実に推進するとともに、この基盤となる「生物多様性日本基金」の充実を更に進めることが期待される。また、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム」（IPBES）に積極的に参加・協力するなどして、生物多様性及び生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、それを的確に政策に反映させていくことが重要である。
- 本年9月に実施のためのグローバル・パートナーシップの重要性を強調して採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が先進国、開発途上国を問わず全ての国に適用される普遍性を有していることに鑑み、開発途上国におけるSDGsの効果的な実施の観点から、我が国の強みである環境技術等を活かし、開発途上国でのSDGsの実施のための支援を進めるべきである。国内におけるSDGsの効果的な実施の観点から、国内施策がSDGsの実施に当たって十分であるかどうかについて検討し、我が国の強みを伸ばす分野のうちで欠けているものの施策の取組を進めるべきである。

3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが重要である。そのためには、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育等の推進が必要である。また、コーディネーターの育成・活用等を通じた各主体間、地域間の継続的な連携促進を行うことが必要である。このような観点から、以下の a) 、 b) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPOなどの連携促進に向けた取組

b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

幼児から大人まで、あらゆる年齢階層に応じた環境教育・環境学習の機会を通じて、他者と対話し、行動できる力などの「未来を創る力」、環境についての知識、技能、マインドなどの「環境保全のための力」を育て、それをいかす場を広げる。

また、地域がその向かうべき方向性や目標を共有し、より良い環境・地域を創ろうとする意識・能力を高めるとともに、コーディネーターによる各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全に向けた活力の強化を図る。さらに、地域づくり・人づくりの先進的な取組を他の地域へ広げていくような地域間のネットワークも構築する。

（2）現状と取組状況

国は、家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育の取組や組織・ネットワークづくりを支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPOなどの連携促進に向けた取組

現状

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）において、都道府県及び市町村は、当該区域の自然的・社会的条件に応じた環境教育や協働取組等の推進に関する行動計画の作成

に努めることとされており、当該計画を作成している地方公共団体の数は、平成 26 年 11 月末時点で 29 となっている。

また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会において、「持続可能な開発のための教育」（E S D）^{※1} の推進拠点と位置付けられている「ユネスコスクール」^{※2}について、我が国の加盟校数は年々増加しており、平成 27 年 5 月時点で 900 校以上が加盟している（図表III－3－1）。

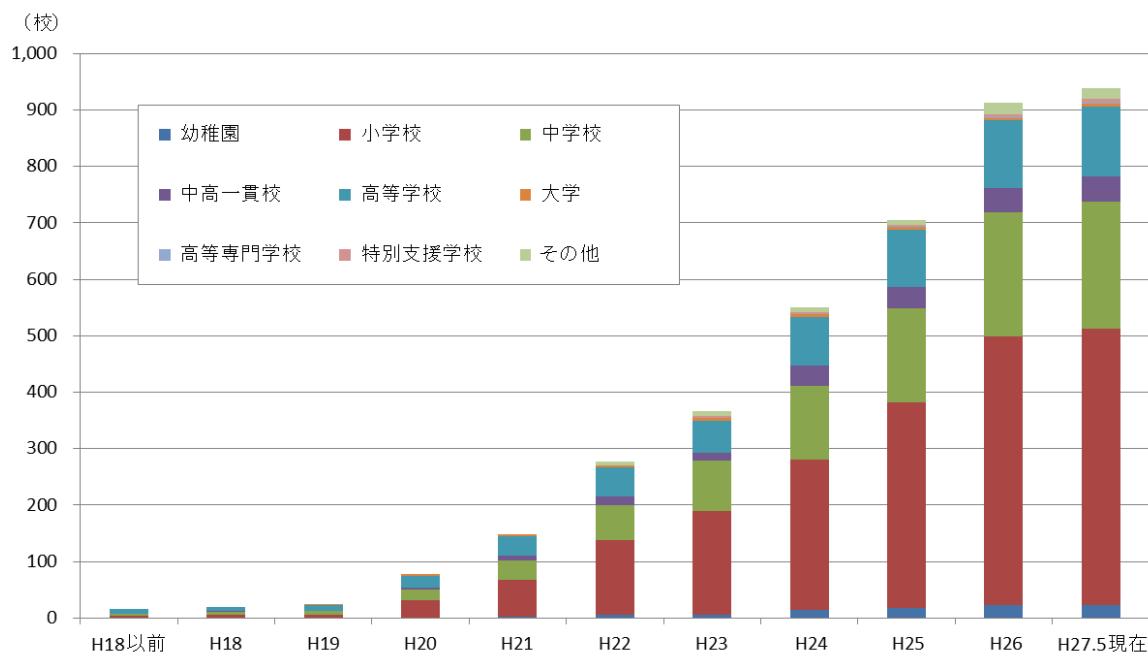
このほか、3 歳以上の幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」^{※3} の登録者数は、平成 20 年度をピークに減少傾向にあったが、保護者、指導者、地方公共団体、企業、団体といった様々な主体の支援・協力の下、平成 26 年度に増加に転じ、2,000 以上のクラブにおいて、10 万人以上が登録されている（図表III－3－2）。

※1 「持続可能な開発のための教育」（E S D）は、環境の保全、敬愛の開発、社会の発展を調和の下に進めしていく持続可能な開発のためのあらゆる教育や学習の場における活動である。

※2 ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。

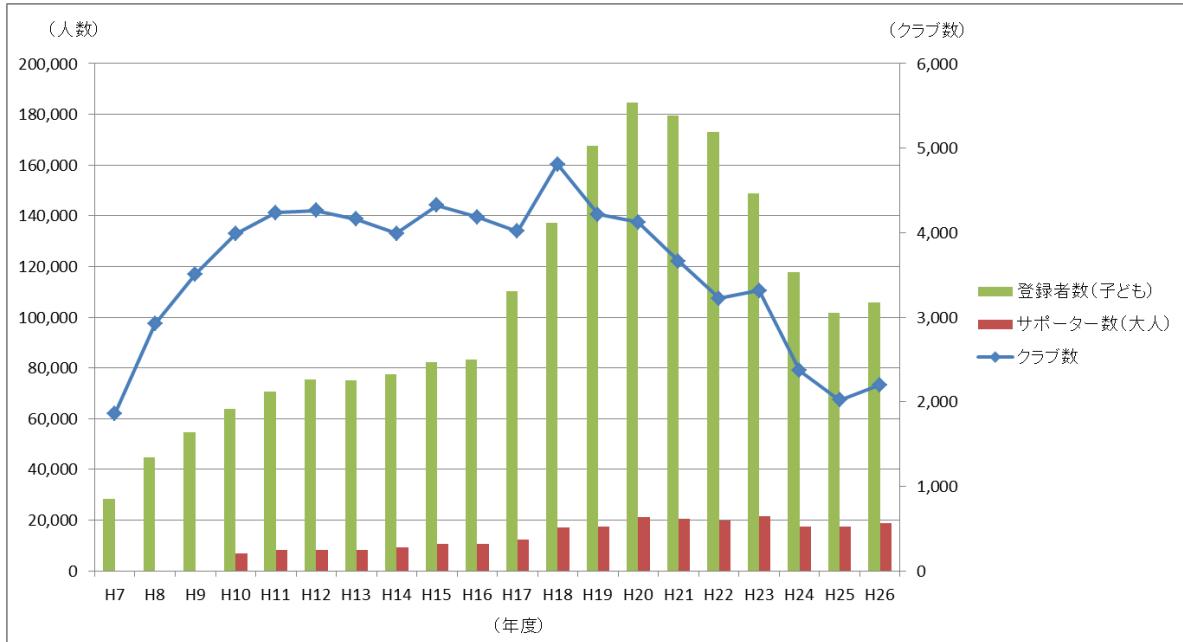
※3 環境省で委託していた「こどもエコクラブ事業」については、平成 22 年度の行政刷新会議事業仕分けにおいて廃止判定されたことを踏まえ、平成 22 年度限りで廃止されたが、その後、公益財団法人日本環境協会がこどもエコクラブの運営を継承している。

図表III－3－1. ユネスコスクールの加盟校数



出典) 文部科学省ウェブサイト「日本ユネスコ国内委員会」、文部科学省資料から作成

図表III－3－2. こどもエコクラブの登録者数等



出典) こどもエコクラブウェブサイト「登録クラブ・メンバー数」から作成

取組状況

＜総合的な取組＞

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】（環境省）

本施策は、平成 23 年 6 月に改正された「環境教育等促進法」等に基づき、国民・民間団体等において環境教育等が自ら進んで行われるよう、国として必要な施策を講ずるものである。

第一に、有用な環境教育の指導者を育て活用するという趣旨の下、民間における環境教育の指導者育成・認定等の事業や環境カウンセラーを登録する制度を運用しており、平成 26 年度について、前者の登録事業数は 47 件、後者の登録人数は 3,504 人となっている。また、環境省ウェブサイトにおいて、幅広い層のニーズに応じた教材・コンテンツ等のデータベースを提供しており、平成 26 年度のアクセス数は 345,375 件となっている。第二に、家庭、職場、地域等の様々な場所で、国民・民間団体等の環境教育等の取組が推進されるよう、国として必要な施策を講じている。具体的には、家庭や地域社会等における環境教育の在り方を考える講習会（通称：エコカフェミーティング）を平成 25 年度に 4 か所、平成 26 年度に 4 か所で実施したほか、文部科学省と連携し、教員等を始めとする環境教育・学習の指導者に対する実践的な研修である「環境教育リーダー研修基礎講座」を平成 25 年度に 4 回、平成 26 年度に 4 回実施した。このほか、E S D の視点を取り入れた小中学生向け環境教育のモデルプログラムを平成 25 年度に 20 件、平成 26 年度に 19 件作成した。さらに、产学研官民が連携して持続可能な社会の構築に取り組む強い意欲を持ち、自らの専門性に基づき、あらゆる分野でリーダーシップを発揮できる環境人材を育成するためのコンソーシアムである「環境人材

育成コンソーシアム」（平成 23 年設立）と連携し、平成 24 年度から、「グリーン・マネジメント・プログラム」ガイドラインに基づく高等教育機関を対象としたモデル授業や企業向けの環境経営力研修を実施しているほか、平成 26 年からは、企業の優良な環境教育の取組を発掘・普及する観点から、社員等を対象とした環境教育を実践する企業の優良事例を表彰する制度を実施している。第三に、地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス（通称：E P O）」を全国 8 ブロックにそれぞれ設置し、各主体間の連携促進のための各種取組を実施している。

今後は、「人材の育成」、「教材・プログラムの開発・整備」、「連携・支援体制の整備」の 3 本柱を軸に施策を推進する。

【環境教育の実践普及】（文部科学省）

本施策は、学校における環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を目的とし、文部科学省において、学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラムである「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」（G L O B E）事業への参加、教員等を始めとする環境教育・学習の指導者に対する「環境教育リーダー研修基礎講座」を環境省と連携・協力して実施するものである。

G L O B E 事業は、平成 25・26 年度に全国 16 のグローブ指定校においてグローブ活動を実施した。平成 27 年度は、全国 15 の指定校においてグローブ活動を実施することとしている。「環境教育リーダー研修基礎講座」は、平成 25・26 年度に各 4 回実施（参加者計 351 人）し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成した。

今後は、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図るため、G L O B E 事業を推進するとともに、「環境教育リーダー研修基礎講座」について、環境省と連携・協力しながら E S D の視点を取り入れた実践的な環境教育研修を実施することで、持続可能な社会の担い手となる人材の育成を図る。

【地球環境問題に関する知識の普及啓発】（国土交通省）

本施策は、地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的とし、「気候講演会」を開催するとともに、世界・日本の気候変動、温室効果ガス、オゾン層等の状況についての最新の情報を「気候変動監視レポート」として公表するものである。

気候講演会は、平成元年度から毎年一般向けに開催しており、平成 25・26 年度は各 1 回開催し、それぞれ約 250 名が参加した。参加者へのアンケートでは、講演のテーマ設定と講演内容について高く評価された。気候変動監視レポートは、平成 8 年度から毎年発行している。

今後は、地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及のため、引き続き、気候講演会の年 1 回程度の開催、気候変動監視レポートの年 1 回の公表を行う。

【NGOとの連携によるODA事業】（外務省）

本施策は、我が国のNGO等を支援することにより、開発途上国の「持続可能な開発」の実現に資する人材の教育・育成を行うとともに、得られた知見を通じて、我が国国民のESDへの意識向上に資するものである。具体的には、開発途上国・地域で活動しているNGOが実施する人づくり分野等の事業に対し、資金協力をを行う。

平成25・26年度は、開発途上国の草の根レベルにおける人材育成の促進のため、開発途上国で活動している我が国のNGOが実施する、「持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業」（ベトナム社会主義共和国）といった持続可能な農業、「災害に強い、森に守られた地域社会づくりプロジェクト」（フィリピン共和国）といった自然の防災への活用も含む防災教育事業等への支援を行った。なお、本施策に係るODA（平成25年度：176,498,880千円、平成26年度：184,363,812千円）のうち一定部分がESDに貢献している。

今後は、引き続き、開発途上国・地域で活動しているNGOが実施する人づくり分野等の事業に対して資金協力を実施する。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

本施策は、エコスクールを普及するため、文部科学省が、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施するものである。具体的には、内装の木質化について農林水産省、太陽光発電及び熱利用設備等について経済産業省、建築物の省CO₂化について国土交通省とそれぞれ協力しつつ、文部科学省において、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行う。

本施策は平成9年に開始し、平成24年度までに全国で1,564校をモデル校として認定しており、平成25年度は112校、平成26年度は80校をモデル校として認定した。平成27年度は44校をモデル校として認定する予定である（平成27年4月現在）。本施策の実施により、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入、校舎等の断熱性の向上、地域の木材利用等が進み、整備された学校施設が環境教育の教材として活用されており、ESDの普及と活性化が促進されている。

今後は、引き続き、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組む。

【日本／ユネスコパートナーシップ事業】（文部科学省）

本施策は、ESDの一層の推進、幅広い国民のユネスコ活動への参加の促進、ユネスコ活動の普及と理解の促進を図り、ユネスコの理念及び目標の実現を目指すものである。具体的には、ESDの推進と我が国におけるユネスコ活動の振興を図るために、国内の学校、教員養成機関、研究機関、NPO等と連携して、研修セミナー・国際会議等を実施する。

平成25年度は、ユネスコスクール全国大会・地域交流会等を開催するとともに、

E S Dに関するユネスコ世界会議に向け積極的な広報活動を展開した（12団体に委託）。平成26年度は、ユネスコスクール加盟の支援やユネスコスクール間の交流促進など、更なるE S Dの普及推進を図った（5団体に委託）。本施策は、平成19年度から実施しており、平成17年に19校であった国内のユネスコスクールは、平成27年5月時点で世界最多の939校に達した。

今後は、平成26年11月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市で開催された「E S Dに関するユネスコ世界会議」での成果を踏まえ、E S Dの推進拠点であるユネスコスクールの質・量両面の充実を図るとともに、E S Dの更なる普及促進を図る。

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】（国土交通省）

本施策は、気象や地震、地球環境等に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、地元の防災関係者や住民を主な対象者として、全国の地方気象台等が地方公共団体等と共同で「防災気象講演会」を開催するものである。

平成25年度は全国49か所で防災気象講演会を開催し、9,457名が参加した。平成26年度は全国47か所で防災気象講演会を開催し、1万名弱が参加した。平成27年度は全国50か所程度での防災気象講演会の開催を計画している。講演テーマは、主に台風・大雨、地震・津波を取り上げており、地元の防災関係者や住民といった聴講者へのアンケートでは8割を超える聴講者から「分かりやすかった」と評価された。

今後は、引き続き、地方公共団体等と共同して、全国で「防災気象講演会」を開催する。

【グローバル人材の育成に向けたE S Dの推進事業】（文部科学省）

本施策は、E S Dの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流等の促進、国際的視野を持つグローバル人材の裾野拡大を目的とするものである。具体的には、教育委員会及び大学等が中心となり、ユネスコ協会及び企業等の協力を得つつ、E S Dの推進拠点であるユネスコスクールとともに、「コンソーシアム」（連合体）を形成し、ユネスコスクールの発展及びE S Dの推進に資する事業を行う団体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費を補助する。

本施策は、平成26年度から実施しており、同年度は5件補助を実施した。これにより、各コンソーシアムは、構成員となるステークホルダーを増加させるとともに、ユネスコスクールへの新規加盟を促し、E S Dの理解を深めることができた。

今後は、平成26年11月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市で開催された「E S Dに関するユネスコ世界会議」での成果を踏まえ、E S Dの更なる普及促進を図る。

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】（経済産業省）

本施策は、産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーに関する情報を広告、イベント、ウェブサイト、パンフレット等により、国民各層に情報提供を行うものである。具体的には、省エネ性能ラベリングに関する情報提供や、省エネ性能の高い家電機器に関する情報提供、家庭でできる具体的な省エネ・節電方法とそのメリット、工場やビルの省エネ・節電の成功事例の発信等を行う。

省エネルギーの推進主体となる国民各層の理解と協力を得るため、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を平成25年度は、22件、平成26年度は、22件実施した。平成27年度は、23件を実施予定である。

今後は、引き続き、広告、イベント、ウェブサイト、パンフレット等により、国民各層に省エネルギーに関するきめ細かな情報提供を行う。また、イベントに関しては、アンケート等の実施により効果検証を行う予定である。

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】（経済産業省）

本施策は、新エネルギー^{※1}の導入に係る意義、それを促進するための制度に関する情報を事業者、地方公共団体及びその他国民各層に提供するとともに、新エネルギーに対する理解を深めるものである。これにより、国民各層における新エネルギーの加速的導入の実現を図るとともに、平成24年7月に開始された固定価格買取制度の円滑な運用に貢献する。

平成25年度は、固定価格買取制度施行から1年が経過したことを踏まえ、固定価格買取制度の更なる周知のため、新聞広告やエネママカフェ等の取組、小・中・高校生を対象としたグリーンパワーパックの作成・配付（エネルギー教育に关心のある学校など、97か所に約4,000冊）、親子を対象としたクイズ選手権の開催（全国8か所）、太陽光パネルを作成する発電ワークショップ、事業化に向けた再生可能エネルギー分野のビジネススクールの実施（全国5地域）等を行い、幅広い層を対象として、制度の普及啓発に努めた。平成26年度は、平成25年度事業に加え、再生可能エネルギーに取り組む事業者等が一堂に会するシンポジウム等を実施し、積極的な制度の普及に努めた。平成27年度も、これまでの事業を継続的に実施する。

今後は、再生可能エネルギー^{※2}の普及拡大に伴い、電気料金の一部として全ての電力利用者に新エネルギーの導入経費の一部の負担を求める再エネ賦課金額が増大していることから、国民負担を伴う固定価格買取制度に対する更なる周知を行い、支持を得るべく、より一層の推進を図る具体的な事業内容を検討する。

※1 本事業では、新エネルギーとは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」で指定のエネルギー（再生可能エネルギーに加え、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造（アルコール燃料、バイオディーゼル、バイオガスなど）、温度差エネルギー等を含む）をいう。

※2 本事業では、再生可能エネルギーとは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」で定義する太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス由来の電気に加え、太陽熱利用・バイオマス熱利用をいう。

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】（経済産業省）

本施策は、国際的な資源需要の高まりや供給不安等により、資源の確保・再資源化、循環型社会の推進など、3R推進の国民への普及啓発の重要性が一層増していることから、循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向を年度ごとに取りまとめ、広く国民に循環型社会形成に向けた政府の取組と現状を紹介するものである。

毎年、3R・環境に関心のある個人、リサイクル関係団体、都道府県等にハンドブックを配布しており、平成25年度は3,000部、平成26年度は4,000部を印刷した。また、ハンドブックの電子データをウェブサイト上で公開している。ハンドブック入手希望の問い合わせが多数あったため、平成27年度は5,000部印刷し、配布している。

今後は、引き続き、3Rに関する情報発信と普及啓発を更に充実させる。

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】（文部科学省）

本施策は、青少年の体験活動を推進するため、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発を図るものである。具体的には、全国的な普及啓発事業、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の社会貢献としての体験活動推進に関する企業CSRシンポジウム等を実施する。また、家庭、学校、青少年団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑にするための「地域プラットフォーム」を設置し、地域での持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援する。

平成25・26年度は、全国的な普及啓発事業において、「体験の風をおこそう推進運動」として毎年10月を推進月間に設定し、フォーラムの開催や関係団体間の連携の促進を図った。平成25年度は、558団体が参画し、1,114事業を実施し、20万人を越える人が参加した。平成26年度も、500団体が参画し、889事業を実施し、20万人を超える人が参加した。また、企業CSRシンポジウムにおいて、全国から応募のあった83社（96事業）の実践事例等について普及するとともに、優れた取組に対する表彰を行った。平成27年度は、引き続き、全国的な普及啓発事業や企業CSRシンポジウム等を実施するとともに、子どもと自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業として、全国19地域で持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援する。

今後は、引き続き、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信し、推進に寄与する関係団体間の連携を図るとともに、青年期の体験活動の推進に関する調査研究や企業の社会貢献を通じた体験活動の機会の充実を図る。また、地域における持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援することにより、青少年の体験活動を推進する。

【（独）国立青少年教育振興機構を中心とした自然体験活動等の機会と場の提供】 (文部科学省)

本施策は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立青少年教育施設において、立地条件や各施設の特色をいかして、自然体験活動等の機会と場を提供し、同機構に設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な体験活動等への支援を行うものである。具体的には、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して学習目的に応じた主体的・効果的な様々な体験活動の場・機会・情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など、積極的な相談及び学習支援を行っている。

平成 25 年度は、年間約 393 万人、平成 26 年度は、388 万人の利用があった。また、「子どもゆめ基金」による助成により、平成 25 年度は、3,517 件、平成 26 年度は、4,595 件の様々な体験活動等を支援した。

今後は、引き続き、地域や利用団体のニーズや課題を捉え、自然体験や集団宿泊体験等の様々な体験活動の教育効果の普及に努め、新規利用団体の増加を図るとともに、学校の利用促進にも積極的に取り組む。また、幅広く「子どもゆめ基金」の普及啓発を図るとともに、助成活動の成果等を分析しつつ、子どもの体験活動や読書活動の充実に努める。

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】（農林水産省）

本施策は、子どもの農林漁業体験が、食の大切さや農山漁村への理解・関心を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む等の効果が期待されることから、子どもの農山漁村における宿泊体験活動を推進するものである。具体的には、地域の多様な主体が連携した集落連合体に対し、宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等に対して支援する。

平成 20 年度から平成 25 年度までに、約 15 万人の小学生が、全国 155 の受入モデル地域において農山漁村での宿泊体験活動を体験した。

今後は、引き続き、小学生を始めとした子どもの農山漁村での宿泊体験活動を推進する取組に対して支援する。

【森林環境教育の推進】（農林水産省）

本施策は、地域住民が中心となった活動組織において、森林を利用した環境教育を効果的に実施されるよう支援するとともに、活動フィールドを積極的に提供するものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 森林・山村多面的機能発揮対策

地域住民が中心となった活動組織が実施する、森林を利用した環境教育活動に対する支援を行っている。活動組織数は、平成 25 年度は 447 団体、平成 26 年度は 944 団体となり、地域における森林環境教育の推進に寄与している。

○ 協定締結による国民参加の森林づくり

豊かな自然環境を有する国有林野において、多様な主体と協定を締結し、継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供している。そのうち、学

校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」の協定を、平成 26 年度末時点で 168 か所締結しており、森林環境教育の場として活用されている。

今後も、引き続き森林を利用した環境教育が効果的に実施されるよう支援とともに、活動フィールドを積極的に提供していくこととする。

【海辺の自然学校】（国土交通省）

本施策は、港湾の良好な自然環境をいかし、地域のNPO、教育機関、地方公共団体等と連携して、児童や親子を対象にした自然体験プログラムを開催し、環境教育を進めるとともに、地域のNPO等が開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制を整備するものである。

平成 25 年度は、全国 12 か所で 13 件の「海辺の自然学校」を開催した。平成 26 年度は、全国 20 か所で 21 件の「海辺の自然学校」を開催した。平成 27 年度は、全国 25 か所で 26 件の「海辺の自然学校」を開催する予定である。

今後は、引き続き、地域のNPOや地方公共団体、教育機関等と連携した「海辺の自然学校」を開催し、自然体験活動・環境教育の機会を提供する。また、「海辺の自然学校」のほか、NPO等の主催による自然体験活動・環境教育の機会が多くなることにより、地域住民等が良好な港湾環境形成に自ら積極的に参画する意識を醸成し、港湾・海洋における環境保全の大切さに対する地域住民の理解の増進を図る。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどによる環境教育の推進】（国土交通省）

本施策は、川をいかした体験活動や環境学習の場を拡大し、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、子どもの遊びの場、自然体験の場として河川を活用する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」や、川の自然環境や危険性を伝える指導者育成等を進めるものである。

河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しむ場・機会の提供を行っており、平成 26 年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所は 300 か所となっている。

今後は、引き続き、地域と連携し、河川をいかした環境学習、自然体験活動を推進する。

【里地里山保全活動支援業務】（環境省）

本施策は、里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティア等の活動団体等を主たる対象として、専門家を交えて実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会（「里なび研修会」）を開催するとともに、保全活動における課題や技術的方策を整理し、情報発信等を行うものである。

平成 19 年度から平成 25 年度までの 7 年間で、全国 35 都道府県において里地里山の保全活用のための技術的助言や取組事例の紹介、課題に対する解決手法等に

ついて専門家を交えて学ぶ「里なび研修会」を行い、平成 25 年度は全国 5 か所で実施した。また、里地里山保全活用に関するウェブサイトにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。本施策は、開催地における保全活動について、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携等の効果が得られたことから、平成 25 年度をもって終了した。

本施策は終了したもの、保全活動への参加者数の増加、地方公共団体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップ等が図られるよう、今後は、情報の更新を含め、引き続き、広報活動を行う。

【「国連生物多様性の 10 年」^{※1}推進事業】（環境省）

本施策は、愛知目標^{※2}を実現するために、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た UNDB-J を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化に向けた取組を進め、愛知目標の実現を着実に推進していくものである。

平成 25 年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催（参加人数 140 人）したほか、全国 3 か所において地域セミナーを開催（参加人数 1,790 人）した。平成 26 年度は、愛知県豊橋市で全国ミーティングを開催（参加人数 430 人）したほか、全国 3 か所で地域セミナーを開催（参加人数 1,070 人）した。また、平成 26 年 10 月に、韓国で開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）において、生物多様性条約事務局と共同で「UNDB Day」（国連生物多様性 10 年の日）というイベント（参加人数 120 人）を開催し、UNDB-J の取組や我が国の施策を国際的に発信した。これらの取組の成果として、生物多様性の主流化に関する指標については、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、生物多様性の認知度を平成 24 年度に 56% であったものを平成 31 年度末までに 75% 以上とするとしているが、平成 26 年度末時点では 46% と、認知度が低下している状況にある。このような状況を踏まえ、今後は、委員の取組を通じた主流化の一層の促進、セクター間の連携の強化、社会的発信力の強化、平成 32 年（2020 年）のゴールイメージ等の課題があることから、今年度の中間評価において、これまでの事業を評価するとともに、今後の事業の見直し等を行う。

※1 國際連合では、愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定めている。

※2 平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する目標として COP10 で採択されたもの。

【地域連携保全活動の推進】（環境省）

本施策は、地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するものである。具体的には、活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図るとと

もに、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成 22 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）に基づく、地域連携保全活動協議会の設立への気運の醸成・支援を図る。また、多様な地域・空間で取り組まれている活動、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、地域連携保全活動協議会や地域連携保全活動支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。

平成 25 年度は、生物多様性地域セミナーを全国 3 か所で実施したほか、生物多様性の保全活動に取り組む地域に対して、助言・指導を行う地域連携保全活動アドバイザーの派遣や地方公共団体間での意見交換会を開催した。平成 26 年度は、生物多様性地域セミナーを全国 3 か所で実施した。このほか、平成 25 年度から、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会が設立され、全国 10 か所（平成 27 年 3 月末時点）で地域連携保全活動計画が作成されるとともに、全国 9 か所（平成 27 年 3 月末時点）で地域連携保全活動支援センターが設置された。

今後は、ウェブサイトによる情報発信や、地方公共団体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、引き続き、全国各地で取組が進むよう努める。また、生物多様性地域連携促進法附則第 3 条第 1 項に基づき、同法の施行 5 年後である平成 28 年度において、施行状況を評価し、見直しについての検討を行う。

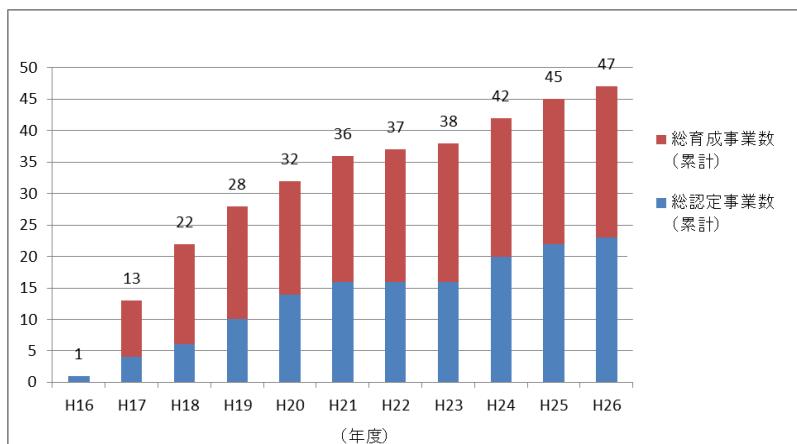
b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

現状

環境教育等促進法に基づいて設けられた、民間が行う環境教育の指導者の育成又は認定等の事業を国が登録する制度について、育成事業、認定事業を合わせて、平成 26 年度末時点で、累計 47 事業が登録されている（図表 III-3-3）。

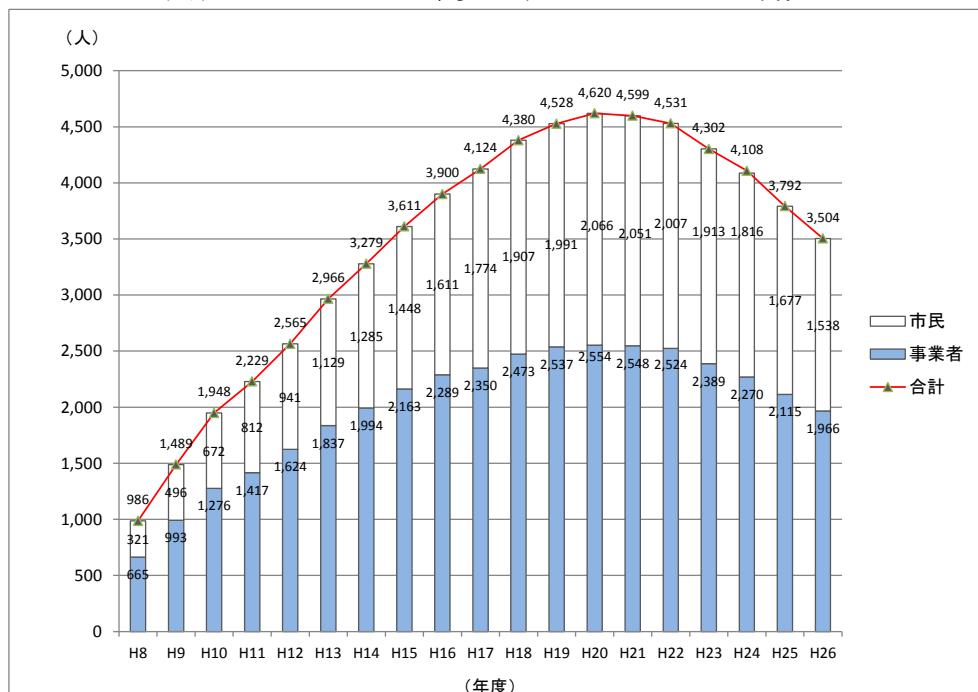
また、各地域で環境教育等を行う環境カウンセラーや地球温暖化防止の取組等について助言・指導等を行う地球温暖化防止活動推進員の人数の推移を見てみると、環境カウンセラーの登録数は、平成 20 年度の市民部門 2,066 人、事業者部門 2,554 人の合計 4,620 人をピークに、カウンセラーの高齢化や新規登録者の減少等により減少傾向が続いている。一方で、地球温暖化防止活動推進員の委嘱数は近年横ばいで推移しており、平成 26 年度は、6,842 人である（図表 III-3-5）。

図表III－3－3. 人材認定等事業登録制度における事業登録数



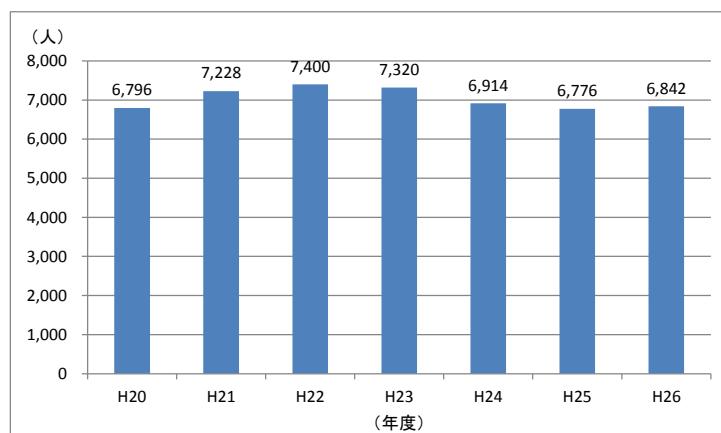
出典) 環境省資料から作成

図表III－3－4. 環境カウンセラーの登録数



出典) 環境省資料から作成

図表III－3－5. 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター (J C C C A) 「平成 26 年度地球温暖化防止活動推進センター便覧」から作成

取組状況

<総合的な取組>

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】 (環境省)
(P 65 の再掲のため、内容は省略)

【環境教育の実践普及】 (文部科学省)
(P 66 の再掲のため、内容は省略)

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】 (国土交通省)
(P 68 の再掲のため、内容は省略)

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】 (経済産業省)
(P 69 の再掲のため、内容は省略)

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】 (経済産業省)
(P 69 の再掲のため、内容は省略)

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】 (経済産業省)
(P 70 の再掲のため、内容は省略)

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】 (文部科学省)
(P 70 の再掲のため、内容は省略)

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】 (農林水産省)
(P 71 の再掲のため、内容は省略)

【海辺の自然学校】 (国土交通省)

(P 72 の再掲のため、内容は省略)

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどによる環境教育の推進】 (国土交通省)
(P 72 の再掲のため、内容は省略)

重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進

持続可能な地域づくりに向けては、地域に存在する資源を発見し、それらを適性かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることが重要である。特に、東日本大震災に伴う自立・分散型エネルギー・システムの構築への期待の高まりや、地域の活性化等の観点から、以下の a)、b) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組
- b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

地域に存在する資源を発見し、それらを適正かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることにより、地域の環境負荷の低減、自立・分散型エネルギー・システムの形成、地域社会の活性化を図る。

同時に、あらゆる階層、世代においてこれらの取組の担い手を育成し、知見や技術の将来世代への継承を推進する。

(2) 現状と取組状況

国は、地域資源の利活用の推進、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた制度の構築や支援・誘導施策の実施を進めていくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組

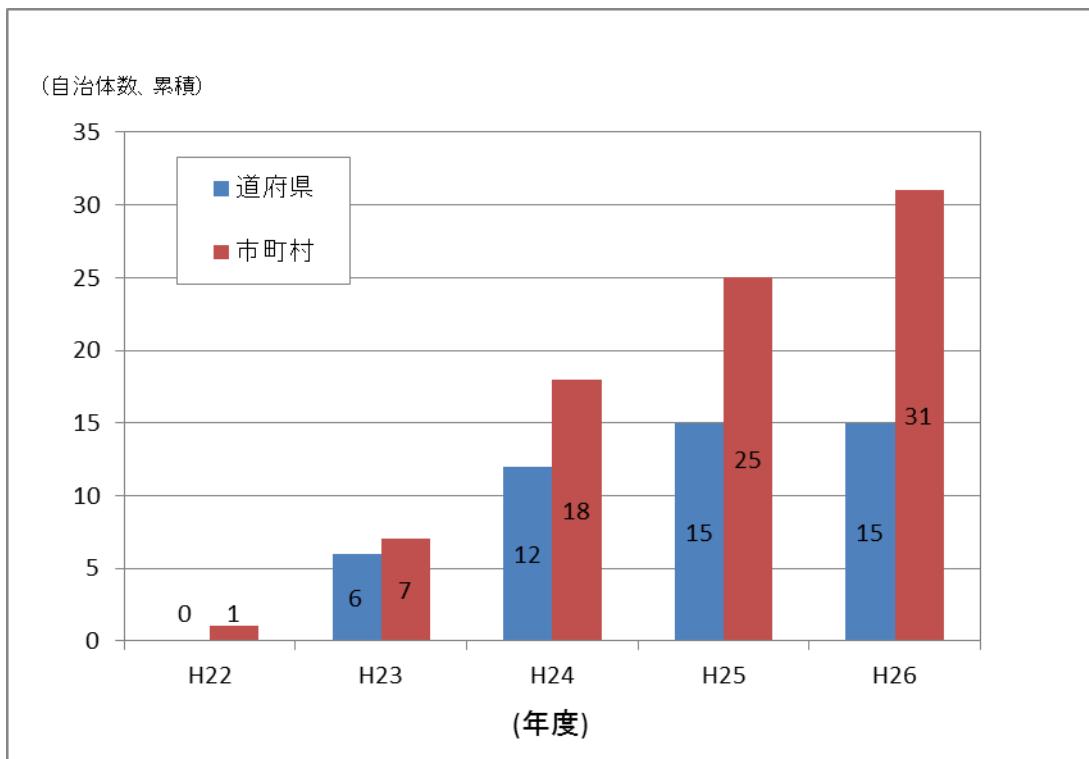
現状

日本国内における再生可能エネルギーの導入量は、近年、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電を中心に増加傾向にある。特に、平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始以降、再生可能エネルギーの導入量（運転を開始したもの）は、平成 24 年度 175.8 万 kW（7 月～3 月末）、平成 25 年度 713.9 万 kW、平成 26 年度 986.0 万 kW と着実に増加している。固定価格買取制度開始（平成 24 年 7 月）以降の累積の再生可能エネルギーの導入量は、平成 26 年度末時点で 1,875.7 万 kW となり、約 3 年間で、同制度開始前の累積導入量（約 2,060 万 kW）に比べ約 9 割増加した。

バイオマスのエネルギー利用は、地域の低炭素化とともに、地域の里山保全や、林業や発電事業を通じた地域経済活性化など、持続可能な地域づくりに大きく貢献するものである。それぞれの地域のバイオマス活用を推進するため、「バイオマス活用推進基本法」（平成 21 年法律第 52 号）に基づき、平成 26 年度末時点で、15 道府県及び 31 市町村がバイオマス活用推進計画※を策定している（図表 III-3-6）。

※ 都道府県及び市町村は、平成 22 年 12 月に閣議決定されたバイオマス活用推進基本計画で定められている 2020 年における目標、バイオマス活用推進に関する施策の基本方針、技術開発の方向性等を勘案し、それぞれの地域の計画の策定に努めることとされている。

図表 III-3-6. 地方公共団体におけるバイオマス活用推進計画策定状況



出典) 農林水産省ウェブサイト「地域バイオマス活用推進計画等の策定状況」から作成

取組状況

＜総合的な地域づくりのための取組＞

【「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進】（国土交通省）

本施策は、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化等に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から制定された、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 84 号）に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用等に取り組む低炭素まちづくりを推進するものである。具体的には、地方公共団体が「低炭素まちづくり計画」を策定するための、助言・指導等の支援を行う。

平成 25 年度は、8 都市（愛知県長久手市、東京都江東区、愛知県東郷町、北海道名寄市、鹿児島県薩摩川内市、愛知県安城市、滋賀県近江八幡市、福岡県北九州市）において、低炭素まちづくり計画が作成された。平成 26 年度は、8 都市（東京都渋谷区、埼玉県さいたま市、茨城県守谷市、埼玉県志木市、神奈川県小田原市、大阪府吹田市、神奈川県茅ヶ崎市、山口県宇部市）において同計画が作成された。

今後は、引き続き、同計画の作成や同計画に基づく低炭素まちづくりを支援する。

【低炭素地域づくりに向けた取組の支援、技術実証】（環境省）

本施策は、低炭素地域づくりに向けて、地域の再生可能エネルギー導入等のモデルとなる事業の支援や、先進的な技術の実証等を行うものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

地方公共団体や民間団体等を対象とし、地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や、省エネ等のモデルとなる取組について、事業化計画・実現可能性（F S）調査、設備導入に対する補助等を実施する。

本事業は、平成 26 年度から実施しており、同年度は、33 件の事業化計画策定・F S 調査、35 件の設備導入事業の支援を実施した。なお、事業実施に伴う同年度 CO₂ 削減見込量は、約 3,258 t-CO₂/年である。

○ 洋上風力発電実証事業

地域資源の有効活用による自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築を目指し、浮体式洋上風力発電の早期の実用化に向け、平成 24 年度に小規模機の国内初の建造・設置・運転を行った。

平成 25 年度は、国内初の 2 MW の浮体式洋上風力発電機（実証機）の本格的な運転を開始した。平成 26 年度は、平成 25 年度に設置した実証機の本格的な運転・発電、環境影響、台風等の気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行い、発電効率・制御方法、耐久性・安定性等に関する知見を得た。引き続き、平成 27 年度まで環境影響・漁業影響の検証、台風等の気象・海象への対応、安全性等に関する情報を収集・分析し、環境アセスメント手法の確立と事業性評価を行い、早期の実用化につなげる。

今後も、地域人材の活用・連携を促進し、地域づくりの取組と一体となった地域の低炭素化を支援する。また、浮体式洋上風力発電の実証を実施し、民間ベースでの早期実用化を目指すとともに、風力発電を含めた多様な再生可能エネルギーの加速的導入に向け、体系的な施策を戦略的に展開し自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築を目指す。

【農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業】（農林水産省）

本施策は、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援するものである。具体的には、事業者が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、資金計画の作成等の取組を支援する。

平成 25 年度は、全国 26 か所（新規 26 件）において事業を実施した。平成 26 年度は、全国 35 か所（継続 12 件、新規 23 件）において事業を実施した。平成 27 年度は、全国 34 か所（継続 19 件、新規 15 件）において事業を実施する予定である。このほか、毎年度、事業実施主体のサポートを行う事業団体を 1 団体採択している。

今後は、事業実施主体の取組状況に差があることから、取組状況に応じたきめ細かいサポートを新たに行うなどの改善を図る。

【小水力等再生可能エネルギー導入推進事業】（農林水産省）

本施策は、農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進するものである。具体的には、農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、地方公共団体や土地改良区等の発電施設の整備に係る適地選定や概略設計等の取組を支援する。

本施策は、平成 24 年度から実施しており、平成 25・26 年度は、小水力等発電施設の導入可能性の検討を全国で 835 件実施した（平成 25 年度：762 件、平成 26 年度：73 件）。

今後は、引き続き、小水力等発電施設の計画的整備を促進する。

<特定分野の取組>

【木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生対策）】（農林水産省）

本施策は、木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質バイオマスによる熱供給の取組について、木質バイオマスボイラーや木質チップ製造設備の整備等を実施する。当該施策の実施等を通じて、全国の間伐材等由来の木質バイオマス利用量は、平成23年度に71.7万m³だったものが、平成25年度は121.1万m³、平成26年度は178.7万m³となっている。平成27年度は、全都道府県において本対策により事業を実施する予定である。

平成25・26年度は、補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生対策について、47都道府県に対して交付決定を行い、木質バイオマスボイラーや木質チップ製造設備の整備等を実施した。当該施策の実施等を通じて、全国の間伐材等由来の木質バイオマス利用量は、平成23年度に71.7万m³だったものが、平成25年度は121.1万m³、平成26年度は178.7万m³となっている。平成27年度は、全都道府県において本対策により事業を実施する予定である。

今後は、未利用間伐材等の木質バイオマスが年間約2,000万m³発生していると推

計されていることを踏まえ、引き続き、木質バイオマスの安定的供給体制の構築及び木材需要の拡大を図る。

【河川等における小水力発電の推進】（国土交通省）

本施策は、再生可能エネルギーの導入拡大に資するため、小水力発電に係る規制緩和、小水力発電設備の設置等に取り組むものである。具体的には、以下の施策を実施している。

○ 河川法に基づく水利使用手続の簡素化・円滑化の実施

小水力発電（1,000kW 未満）のためにする水利使用について、特定水利使用（出力が最大 1,000kW 以上の発電のもの）から除外するなどの水利使用区分の見直しを行う政令改正を実施し、水利使用手続を簡素化した（平成 25 年 4 月 1 日施行）。また、平成 25 年の「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）の改正により、農業用水等を利用した従属発電について、許可制に代えて新たに登録制を導入し（平成 25 年 12 月 11 日施行）、従属発電の導入を促進した。さらに、小水力発電に係る規制緩和について、慣行水利権を利用した従属発電の水利使用許可手続等の簡素化を図った。上記の簡素化等の取組により、一級水系における小水力発電の年間の許可又は登録件数は、平成 20～24 年度の 5 か年平均で約 14 件だったが、平成 25 年度は 42 件、平成 26 年度は 45 件と件数の増加が認められる。

○ 小水力発電のプロジェクト形成の支援

小水力発電事業者が円滑に河川法に基づく手続を行えるよう、国土交通省の地方整備局等において「小水力発電プロジェクト形成支援窓口」を設置し、河川法の申請手続の相談など、地域の実情を踏まえた小水力発電のプロジェクトの形成を支援した。

○ 直轄管理ダム等へのダム管理用発電の積極的な導入、砂防堰堤への小水力発電導入の支援

平成 24 年度に実施した国土交通省等が管理する 118 ダムにおけるダム管理用発電の導入の可能性についての総点検の結果を踏まえ、更なる導入の可能性のあるダムにおいて順次検討を進め、導入を推進しており、平成 27 年 8 月末時点では、7 ダムで工事中であり、1 ダムで導入済みである。また、「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）」（平成 22 年 2 月）を作成し、これを基に砂防堰堤を活用した小水力発電の導入を支援した。

今後は、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、河川等における小水力発電を推進する。

【下水道における再生可能エネルギーの導入促進】（国土交通省）

本施策は、下水道における再生可能エネルギーの導入促進のため、下水道における再生可能エネルギーの創出に係る革新的技術の実証・普及、規格化・ガイドライン化等を推進するものである。

平成 25 年度は、新技術の研究開発及び実用化の加速により、下水道事業における

るコスト縮減や再生可能エネルギー創出等を実現するとともに、我が国企業による水ビジネスの海外展開を支援する「下水道革新的技術実証事業」（B-DAS Hプロジェクト）において、バイオマス発電技術を2件採択した。平成26年度は、下水道革新的技術実証事業において、下水汚泥から水素を創出する水素改質技術を1件採択した。また、下水汚泥固形燃料の日本工業規格（JIS）化、地方公共団体や民間企業が下水汚泥エネルギー化技術の導入検討の際に必要となる知見や情報をまとめた「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」の改訂（平成27年3月）、下水管路網の流量を推計し、下水熱の推定賦存量をまとめた「下水熱ポテンシャルマップ」の作成方法や活用事例を解説した「下水熱ポテンシャルマップ作成の手引き」（環境省連携事業）の取りまとめ（平成27年3月）を行った。

平成27年度は、下水道革新的技術実証事業において、バイオガス活用技術を実証するとともに、下水汚泥のエネルギー利用に関する下水道管理者の責務の明確化、民間事業者による下水熱利用に関する規制緩和を予定しているほか、様々な専門知識を有するアドバイザー等と連携した支援が必要であるため、下水熱利用に関するアドバイザー派遣事業を実施する。

【災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業】（国土交通省）

本施策は、港湾における再生可能エネルギー及び回生エネルギーの利活用を推進するため、港湾の低炭素化に加え、非常時においても港湾への電力供給を可能にするシステムの実証事業及び補助事業について環境省と連携して実施するものである。

実証事業は、平成24年度から26年度までの3か年の事業であり、当該期間に全国5か所で実施し、港湾地域の低炭素化を促進し、災害等非常時においても港湾活動の維持に必要な機能や安全性等を保持できることを確認した。また、補助事業は、低炭素荷役機械等の導入による港湾の低炭素化を進めるために平成24年度から実施しており、平成24年度は荷役機械22基、平成25年度は12基、平成26年度は16基、平成27年度は13基を採択した。なお、非常時においては、導入した荷役機械に搭載されている蓄電池から各種荷役関係機材に給電することで一定期間荷役作業を継続することが可能となる。

今後は、初期導入コストの課題等で各種設備の導入が進みにくいため、コスト低減を図るとともに、継続した導入支援を検討していく。

【港湾における洋上風力発電施設の導入の円滑化】（国土交通省）

本施策は、港湾の開発、利用及び保全と風力発電が共生することを目指し、港湾への洋上風力発電の導入円滑化を図るものである。

平成25年度より、洋上風力発電の構造安定や船舶の安全確保を図るため、「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会」を設置して検討を進め、平成27年3月に、当該委員会の検討結果として、水域占用許可の審査の際の技術的な判断基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（案）」を取りまとめ、公表した。

今後は、洋上風力発電が海域を長期かつ大規模に占用するなど、従来とは異なる占用施設となるため、港湾の利用等との調和を図る観点から、当該施設の特徴を踏まえた港湾区域等の占用に係る制度について検討する。

- b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

現状

環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査（環境省）において、重点的に取組を実施している政策分野を最大5件まで尋ねたところ、「地域づくり・人づくりの推進」と回答した地方公共団体（都道府県、政令指定都市、東京都特別区及び市区町村）は、平成25年度は約28%、平成26年度は約30%であった。また、「地域づくり・人づくりの推進を各主体（住民・住民団体・民間団体（N G O・N P O等）、事業者、他の地方公共団体）と連携・協働して取り組んでいる」と回答した地方公共団体は、平成25年度は約41%、平成26年度は約42%であった。

取組状況

【エコツーリズムの推進】（環境省）

本施策は、エコツーリズムの普及・定着のために、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村を含めた多様な主体から構成された地域協議会等に技術的な助言や指導等を行うとともに、自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等を通じて、エコツーリズムを推進することにより、国民の自然体験の機会を広げ、地域の再生・活性化に貢献するものである。

「エコツーリズム推進法」（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムを推進する地域において、エコツーリズムの実施の方法や、自然観光資源の保護等のために講ずる措置等を定めたエコツーリズム推進全体構想について、平成25年度は1件、平成26年度は2件を新たに認定し、認定数は計6件となった。エコツーリズム推進全体構想については、各都道府県1件以上の認定数を目標としている。「エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業」について、平成25年度は18団体、平成26年度は20団体にアドバイザーを派遣し、技術的な助言や指導等を行った。平成17年度の事業開始から延べ117団体にアドバイザーを派遣し、地域のエコツーリズムの初動や展開に重要なきっかけを与えていた。また、「エコツーリズムガイド等養成事業」について、平成25年度は79名、平成26年度は68名のガイド・コーディネーターが研修を修了した。なお、平成19年度の事業開始から556名の受講者が研修を修了した。「エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）」については、平成25年度は28団体の取組に対し支援を行った。平

成 23 年度の事業開始から延べ 90 団体に支援を行ったことになり、エコツーリズム全体構想作成支援のほか、エコツーリズムによる地域活性化にも寄与している。アドバイザー派遣を受けた団体や交付金事業の実施団体に対しては、事業の成果を全体構想の策定に結実させることを期待するものである。平成 27 年度も各事業を実施中である。

今後は、平成 27 年 1 月に「エコツーリズム推進に関する検討会」※が取りまとめた報告書において提示された「今後の推進方策」に沿って、エコツーリズムの概念の共有、情報の収集・発信・共有、エコツーリズムを継続するための仕組みづくり等の取組を関係府省等と連携しつつ推進する。

※ 平成 26 年 7 月に、関係省庁（環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省）による申し合わせにより、関係省庁及び有識者で構成される検討会が設置され、エコツーリズムの推進や課題を整理し、今後の必要な推進方策が検討された。

【グリーン・ツーリズムの推進】（農林水産省）

本施策は、都市住民に農村で活動する機会や食と農に対する認識を深める機会を提供するとともに、これを通じた農村の振興を図るため、新たな交流需要を創出する取組の推進等により、都市と農村の交流を促進するものである。

平成 25・26 年度は、地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズムや、「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム、農山漁村における大学・企業等の研修等に取り組む地域を支援した（平成 25 年度 150 地区、平成 26 年度 175 地区）。

今後は、都市と農山漁村の交流を促進するため、引き続き、農山漁村における受入地域の体制整備や活動拠点施設の整備等を推進する。

【川の魅力をいかした都市・地域づくりの推進】（国土交通省）

本施策は、地域の文化、自然とのふれあい、自然を保全・活用する機会を増やすため、地域と連携を図りながら、川の魅力をいかした地域づくりを推進するものである。

平成 25・26 年度は、地域における良好なまち空間と水辺空間の形成を支援する「かわまちづくり」支援制度※について、平成 25 年度は 15 か所、平成 26 年度は 11 か所を新たに登録した。

また、河川の水質浄化を目的として、国の管理する河川（ダムを含む）のうち、水環境悪化の著しい河川等の浚渫事業（河川等の底面の土砂を取り去る土木工事）、浄化施設整備事業等を実施した。今後は、引き続き、川の魅力をいかした都市・地域づくりを推進する。

※ 地方公共団体と地域住民が連携して、河川や水辺の整備によって良好なまち空間と水辺空間を形成する計画を策定し、国が同計画に基づく事業に対して支援する制度。

【森林・林業体験交流促進対策】（農林水産省）

本施策は、国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁

村における体験活動と連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施するものである。

平成 25・26 年度にそれぞれ新たに 2 か所で実施し、平成 26 年度末時点で 24 か所において、森林・林業体験活動の機会の提供に取り組んできた。平成 27 年度は、新たに 2 か所で実施する予定である。

今後も、引き続き、「子ども農山漁村交流プロジェクト」における受入モデル地域との連携を図りつつ、森林・林業体験活動の機会を提供する。

【ナショナル・トラスト運動の促進】（環境省）

本施策は、生物多様性の保全を目的として NPO 等が活動を行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得（ナショナル・トラスト運動等）が促進されるよう、情報の提供や助言等の必要な援助を実施するものである。

平成 26 年度から、「地域自然資産法」（平成 26 年法律第 85 号）※に関するパンフレットの作成、ナショナル・トラスト活動に関する税制上の優遇措置の実施状況の調査等を行った。また、環境省ウェブサイトにおいて、「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置（通知）」、「ナショナル・トラストの手引き」、「各種パンフレット」等について情報提供を実施した。

今後は、地域自然資産法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、地方公共団体の積極的な活用を推進するため、パンフレットの配布やウェブサイト等を通じて情報提供を行う。

※ 入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて、自然環境を保全するとともに、その持続可能な利用を推進することを目的とし、民間資金の活用、地方公共団体と民間団体等が行う自然環境トラスト活動の連携・強化を図ることを規定した法律（平成 26 年 6 月 18 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行）。

【地産地消の推進】（農林水産省）

本施策は、地域の生産者と消費者の結び付きを強化し、消費者の需要に対応した生産を行うこと等を通じ、地域の農林水産物の利用を拡大する地産地消の取組として、農産物の直売所を中心とした地場産農林水産物等の販売の取組や学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けた取組を推進するものである。

農産物の直売所数は、平成 25 年度は 23,710 か所で、前年度に比べ 150 か所増加し、年間総販売金額も平成 25 年度は 9,026 億円で前年度に比べ 577 億円増加した。また、学校給食における地場産農林水産物の利用割合は、平成 25 年度は 25.8% で前年度に比べて 0.7% 増加となっており、地産地消の取組は着実に進展している。

今後は、地場産農林水産物の更なる利用拡大を図るため、地域ぐるみの取組として、直売所を活用した多様な販売、学校給食をはじめとする施設給食での地場食材の利用拡大等の取組を推進する。

(参考 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流の好事例)

中央環境審議会総合政策部会では、第四次環境基本計画の進捗に係る点検の一環として、平成 27 年 8 月及び 9 月に、関東、中部、四国 の 3 ブロックにおいて地域づくりに関する以下のような取組を把握した。

関東ブロック

- 埼玉県において、エネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルを全国発信することを目標として、住民・企業・行政の協働によって、平成 24 年から実施している既存街区のエコタウン化に関する取組（埼玉県）
- 埼玉県さいたま市において、低炭素化のために実施している「天然ガス自動車や電気自動車の普及促進」、水素、電気等の多様なエネルギーを電気自動車や燃料電池自動車等に供給できる「ハイパーエネルギーステーションの整備」等の取組（さいたま市）
- 全国 1 位である埼玉県の快晴率をいかして、幼稚園や保育園を中心に太陽光パネルを設置し、市民による寄付金等の協力によって太陽光発電を行う市民共同発電の取組、薪ボイラーの導入促進等によるバイオマスエネルギーの活用や林業体験によって都市と森をつなぐ取組（認定 N P O 法人環境ネットワーク埼玉）
- 住宅の創エネ制御機器と電気自動車等のパーソナルモビリティを組み合わせた Honda・スマート・ホーム・システムによって、エネルギーの「家産家消」を実証する取組（株式会社本田技術研究所）

中部ブロック

- 飛騨地域において、ボランティアを募集して民家の手入れを行うことで古民家の継承を行うとともに、飛騨の里山での日常を世界中の人に紹介するサイクリングツアーを企画・運営するという、飛騨の里山を活用した取組（株式会社美ら地球）
- プロの和太鼓集団が中心となり立ち上げた N P O 法人が、愛知県の奥三河において、廃校を活用したカフェの運営、体験交流館での草木染めや自然観察等の取組の企画・運営、間伐材を利用した小屋作りを行う取組（N P O 法人てほへ）
- いわゆる限界集落となっている石川県金沢市東原町における、農産物のブランド化等の農業分野での取組、里山インターンシップ等の人材育成分野での取組、家庭から排出される生ゴミ等を減量・堆肥化する段ボールコンポストの普及等の環境分野での取組（N P O 法人くくのち）
- 福井県高浜町の主要産業である観光産業において、海水浴場入込客数が急減していることに伴う地域の活力低下等の問題の解決策として、海岸に係る国際的な環境認証であるブルーフラッグの認証取得を目指して、子ども達をはじめとする住民が海に親しむ機会の創出等を行う取組（高浜町）

四国ブロック

- 香川県の海が抱える「海ごみ問題」や「有機汚濁」等の課題を踏まえ、人と自然が共生する持続可能で豊かな海を実現するための里海づくりを行う取組（香川県）
- 瀬戸内海の島々における、自然や文化を学ぶツアー企画、漂着物調査、海岸清掃等の幅広い活動を行う取組（N P O 法人アーキペラゴ）
- 廃棄処分されるうどんをメタンガス化、バイオエタノール化、液肥化し、燃料や小麦栽培の肥料として資源を有効活用する「うどんまるごと循環プロジェクト」の取組（うどんまるごと循環コンソーシアム）
- 地域の環境保全の体験や自然遊び教室を通じて、子どもに芽生える「不思議」を大切に、学校と地域を結ぶ立場で人材育成を行っている取組（善通寺こどもエコクラブ）

今後の課題

関係府省において、環境基本計画や平成 25 年に実施した前回の点検の際に指摘した課題を踏まえて、本分野に関する施策が講じられていることを確認した。

地域の自然資源をいかした再生可能エネルギーや環境活動等は、環境保全とともに、地域経済活性化やコミュニティ形成、地域の担い手育成等の地域活性化にも貢献し得るものである。「地方創生」が国家的な課題となっている中で、地域が抱える経済・社会的な課題の解決にも資する環境施策を進め、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三社会の同時達成を図りつつ、環境・経済・社会が統合的に向上する持続可能な地域づくりを支援していくことが重要である。このためにも、関係府省が連携して、各分野の施策の相乗効果を生み出しつつ、総合的な視点で持続可能な地域づくりやこれを支える人づくりを支援する必要がある。また、産学官民の各セクターの環境意識の向上や環境配慮行動の促進を図るため、産学官民があらゆる場・機会を捉えて環境教育に取り組めるよう支援していくことが重要である。

これらを踏まえ、今後、施策を推進する上での個別の課題は以下のとおりである。

- 地域発の再生可能エネルギー事業やエコツーリズムなどの環境ビジネスは、環境負荷低減とともに、地域の経済成長や雇用創出に寄与し、地域の「グリーン成長」に大きく貢献し得るものである。また、水ビジネスに代表されるように地域発の環境ビジネスが国際展開できる場合もある。このため、関係府省等は、環境保全の視点とともに、環境ビジネスの国際競争力強化という視点も持ち、研究開発支援、国内外のビジネス情報提供、環境投資促進等の環境ビジネスを振興するための基盤づくりに取り組んでいくことが重要である。
- 環境教育については、環境教育等促進法の基本理念に則り、持続可能な社会の実現を目指して、一人ひとりの行動変革を引き出す E S D の視点を取り入れて施策の充実に努めるとともに、講じた施策の効果等を整理・検討することが重要である。また、全国的なネットワーク体制を整備し、地域に根ざした支援活動を行うことも重要であり、地域のネットワーク構築や取組支援等を中心となって担うセンター機能を有する体制を整備すべきである。
- 再生可能エネルギーの導入促進のための固定価格買取制度については、自然状況によって出力が大きく変動する太陽光発電に偏った導入が進んだことや国民負担増大への懸念を招いた等の課題が指摘されていることから、第四次環境基本計画に示された再生可能エネルギーの導入拡大の方向性を前提に、今後、国民の理解を得つつ、同制度を改善するための見直しに向けた検討を行っていくことが求められる。また、検討の際には、地域の特性に合ったエネルギー源の選定や、導入後の評価を行っていく仕組みづくりについても検討することが期待される。

- 人と自然が共生し、あらゆる資源の健全な循環が保たれた「地域循環共生圏」を実現するためには、相互に影響している「森」、「里」、「川」、「海」を一体と捉え、これらの保全・管理に取り組むことが重要である。このためには、関係府省等は緊密に連携して横断的視点で取り組む必要がある。また、都市と農山漁村が一層の連携・交流を図り、互恵的関係を構築し、持続可能な地域づくりに向けて取組を進めていくべきである。
- 環境保全の取組を進める上で、担い手を育成することは重要である。環境カウンセラー制度や地球温暖化防止活動推進員制度については、新規登録者の減少と減少に伴う高齢化に加えて、認知度の低さや、現場の意向との相違といった複合的な課題が見られる。国は、これらの課題を解消するように、制度の周知や研修の充実を図るとともに、情報提供や制度改善等を通じて、こうした地域の環境保全の核となる人材の活躍の場の充実に向けて積極的な支援を行うべきである。また、将来の環境保全活動を担うことになる若年層に対する環境教育の推進の観点から、近年、登録団体数が減少傾向にあるこどもエコクラブについて、国は環境人材に関する情報提供等の支援を行う等その充実を図っていくことが重要である。

4. 水環境保全に関する取組

重点検討項目①：健全な水循環構築のための取組

流域全体を捉え、地域の特性に応じた課題を取り込みつつ、取組を推進する観点から、以下の a) から d) までの項目について点検を実施した。

a) 流域に共通する施策の取組の状況

(効率的・持続的な水利用、生活排水処理、地下水汚染対策、生物の多様性の確保・気候変動対応、住民参加の推進 等)

b) 森林の水源涵養、生物多様性を目的とする山間部での取組の状況

c) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上、面源からの負荷の削減を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況

d) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 近年の国民のニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえると、環境保全上健全な水循環の確保を含め、より望ましいかたちで、水環境の改善・保全を進めていく取組が求められている。
- 良好的な水環境が保全され、持続的な利用が図られるよう、国、地方公共団体、流域住民等関係者の連携を図りつつ、流域全体を視野に入れ、水循環の健全化に向けた取組を推進していく必要がある。

(2) 現状と取組状況

国は、水環境の保全を進めるため、関係省庁の連携を一層強化しつつ、必要な制度の構築に取り組むとともに、水環境の保全に係る事例や関連施策等の情報を収集し、取組状況の把握・提供等を行うといった役割を果たし、地方公共団体等による水環境の保全に向けた取組を促進・支援することが必要である。また、関連施策の調整及び地方公共団体等の関係者間の調整を行い、必要に応じて制度の見直しを行うことが必要である。

さらに、流域住民等の関係主体による連携・ネットワーク形成等の支援に取り組み、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携を進めるとともに、直轄管理区間等における国の直轄事業において良好な水環境の保全に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

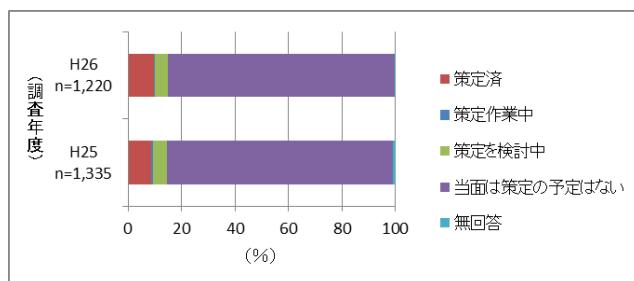
a) 流域に共通する施策の取組の状況

(効率的・持続的な水利用、生活排水処理、地下水汚染対策、生物の多様性の確保・気候変動対応、住民参加の推進 等)

現状

流域に共通する施策を示す取組の一つである地方公共団体における「流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画」の策定状況は、平成 25 年度、平成 26 年度ともに「策定済」「策定作業中」を合わせて 1 割程度にとどまっている状況である（図表 III-4-1）が、約 5 割の地方公共団体では健全な水循環の構築に関する必要な施策を実施している状況である（図表 III-4-2）。

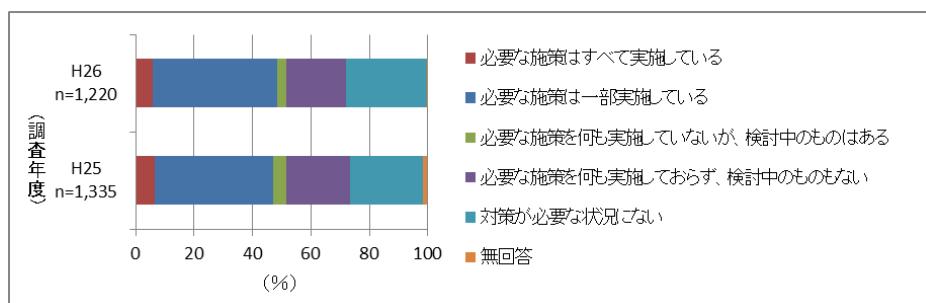
図表 III-4-1. 「流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画」の策定状況



注 既に策定済であれば、「改定作業中」、「改定を検討中」、「改定予定なし」のいずれも「策定済」に含む。

出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」から作成

図表 III-4-2. 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組状況



出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」から作成

取組状況

- 流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進していくため、水の再利用等による効率的利用、水利用の合理化、雨水の利用等を進めるとともに、必要に応じて、未活用水の有効活用、環境用水の導入、ダムの弾力的管理を図り、水質や水生生物等の保全等の観点から、流量変動も考慮しつつ、流量確保のための様々な施策を行う。

（第四次環境基本計画の記述 以下同様）

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

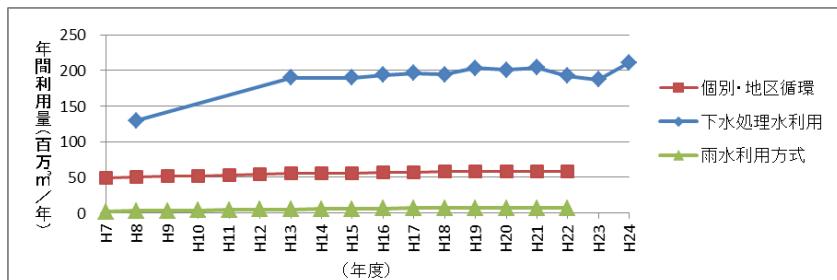
なお、水資源の確保や環境の保全の観点から、水の適正な利用を通じた健全な水循環を確保することが重要であり、「水循環基本法」（平成 26 年法律第 16 号）及び同法に基づく「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）を踏まえ、関係省庁をはじめ、関係者が十分に連携し、安全な水質の確保と健全な水循環の形成のための施策を総合的に推進していく必要がある。

【下水処理水の再利用等による水循環系の健全化】（国土交通省）

下水高度処理等による再生水を修景・河川維持用水等として供給することで、地域の水循環系の健全化を図り、平成 24 年度は、修景用水・河川維持用水・融雪用水等の再利用水として、年間約 2.11 億 m^3 （平成 22 年度：1.92 億 m^3 ）供給している（図表 III-4-3）。

今後は、引き続き下水処理水の再利用等による水循環系の健全化を図る。

図表 III-4-3. 再生水の利用量



出典）国土交通省「日本の水資源について～持続可能な水利用の確保に向けて～」から作成

【雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進】（国土交通省）

雨水貯留浸透施設等の設置により、流域からの雨水の流出量を抑制し、浸水被害の軽減を図るとともに、地下水涵養等健全な水循環の再生に寄与する。設置については、補助制度を設けており、平成 25 年度末で、全国で約 1,900（平成 23 年度：約 1,800）の建築物に雨水利用施設が導入され、雨水利用量は約 790 万 m^3 （平成 23 年度：約 760 万 m^3 ）である。また、平成 27 年 3 月 10 日には、国及び独立法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水利用のための施設の設置に関する目標を閣議決定するとともに、同日、雨水の利用の推進に関する基本方針を定めた。

今後は、引き続き交付金、税制等により雨水貯留浸透施設の促進を図っていくとともに、地方公共団体や国民等による雨水の利用を推進するため、雨水の利用効果や技術上の留意点等をまとめた手引きや事例集などを作成する。

【環境用水の導入】（国土交通省）

環境用水の導入を円滑に行えるように、水利使用の基準を明確にし、関係行政機関等の調整による地域合意の下、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図っている。

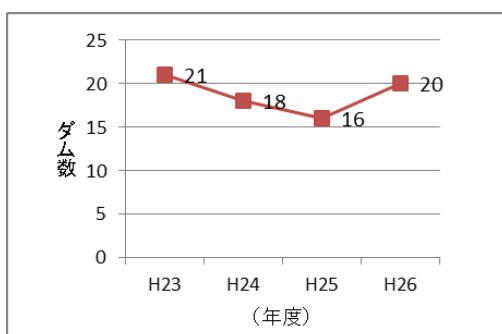
今後は、引き続き水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図る。

【ダムの弾力的管理による流況改善】（国土交通省）

ダム下流の河川環境を保全・改善するため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施しており、平成26年度は、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を全国の20ダムで実施した（図表3）。

今後は、引き続きダムの弾力的管理の取り組みを推進する。

図表III-4-4. 弾力的管理を行うダム数



出典）国土交通省「国土交通白書」から作成

【第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）】（国土交通省）

特に水環境の悪化が著しい河川・湖沼等における水質改善や水量確保の観点から、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等が一体となって「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、総合的な水環境改善事業を重点的に実施してきている。全国の一級河川に比べて、清流ルネッサンスⅡ対象河川の方が、環境基準を満足している地点の割合が大きく増加しており、今後は、引き続き水環境の改善を図っていく。

■綾瀬川（利根川水系）（BOD75%値）：

昭和61年 26.7mg/L → 平成25年 4.5mg/L

【健全な水循環構築のための水道事業者等の取組の推進】（厚生労働省）

水道法に基づく水道事業の認可を通して、また水道施設整備に対する効果的な国庫補助等を実施するなどにより、安全・快適な水道水の供給が確保されるよう、技術的・財政的支援を行っている。

今後は、水源から給水栓に至るまでの各段階でのリスクの把握、管理を行うなど、総合的な水質管理の徹底を推進するとともに、安全な水道水を供給する強靭な水道が50年、100年先まで持続するよう、「新水道ビジョン」（平成25年3月策定）に基づき施策を実施していく。

■指標：有効率(%)（=年間有効水量／年間給水量）

目標値→95%

実績値→平成 25 年度末：92.9%、平成 24 年度末：92.8%、平成 23 年度末：92.4%

■指標：原水良好度（有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)）

目標値→前年度以上

実績値→平成 25 年度末：96.3%、平成 24 年度末：97.0%、平成 23 年度末：96.8%

2. 関係機関が連携して水環境の保全を進めるとの考え方の下、生活排水処理を進めるに当たっては、人口減少等社会構造の変化等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、より効率的な汚水処理施設の整備や既存施設の計画的な更新や再構築を進めるとともに、河川水を取水、利用した後の排水については、地域の特性に応じて見直しを含めた排水系統の検討を行う。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【汚水処理施設整備の推進、連携】（農林水産省、国土交通省、環境省）

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の適切な役割分担の下、汚水処理施設の整備を連携して推進するとともに、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進を、国交省、農水省、環境省の3省で連携して実施しており、平成 26 年 1 月に、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を取りまとめた。

今後は、引き続き汚水処理の早期概成に向けて、効率的な汚水処理施設の整備及び既存施設の計画的な更新や再構築を推進するとともに、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しを推進する。

■汚水処理人口普及率（平成 26 年度末時点）

全体 90%（下水道 78%、浄化槽 9%、農業集落排水施設 3%）

（平成 25 年度末時点：全体 89%（下水道 77%、浄化槽 9%、農業集落排水施設 3%））

3. 流域全体を通じて、貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図り、湧水の保全・復活に取り組むほか、降雨時等も含め、地下水を含む流域全体の水循環や栄養塩類などの物質循環の把握を進め、地域の特性を踏まえた適切な管理方策の検討を行う。その際、地下水については、共有資源としての性格にも留意し、地下水流域の観点に立って検討を行う。また、非意図的な地下水汚染の未然防止の取組を進めること等により、有害物質による地下水汚染対策を推進する。さらに、流水は、土砂の移動にも役割を果たしていることから、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策、関係機関との事業連携のための方針の策定に取り組む。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【地下浸透規制による地下水汚染の未然防止対策の推進】（環境省）

有害物質の使用・貯蔵施設の設置者に対する地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準等の規制について、マニュアルや事例集及び開設等の技術的指針を作成するとともに講習会を開催し、周知徹底・普及を図ってきた。

平成 25 年度は、事例集等を更新し、事業者・地方公共団体・業界団体を対象とした講習会を全国 3 会場で延べ 8 回開催し、1,644 名の参加者を得た。

平成 26 年度は、管理要領等の解説書を作成し、事業者・地方公共団体・業界団体を対象とした講習会を全国 9 会場で延べ 14 回開催し、2,563 名の参加者を得た。

今後は、中央環境審議会答申の中で指摘があった地下浸透規制のあり方の検証を行う予定であり、科学的知見を収集した上で、地下浸透基準の設定方法等の妥当性を検討していく。

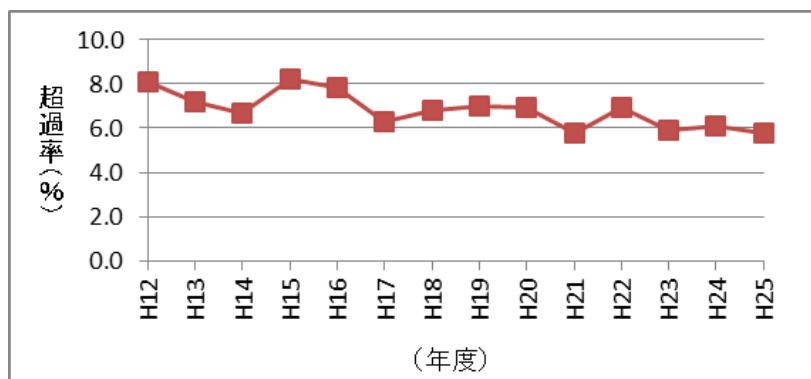
【地下水流域における硝酸性窒素等対策の推進】（環境省、農林水産省）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）は、地下水環境基準項目の中で、最も超過率が高く、対策を一層推進する必要がある（図表III-4-5～7）。

各地域における面的発生源（生活排水・農畜産業等）等の状況に合わせた、地域的・総合的な施策を推進する制度の構築が求められていたため、平成 26 年度までに、地下水流域における体制づくりや汚染メカニズム調査・解析などの地域の取組を技術的・経済的に支援する「地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策制度」（以下「総合対策制度」という。）を構築した。

今後は、総合対策制度を通じ、地下水流域における地域の取組を技術的・経済的に支援するとともに、その知見を盛り込んだ「硝酸性窒素等総合対策ガイドライン」の策定に向け、地域の取組を推進するために必要となる情報について収集整理を行うこととしており、引き続き関係省庁が連携して対策を推進する。

図表III-4-5. 地下水の環境基準超過①（全体）



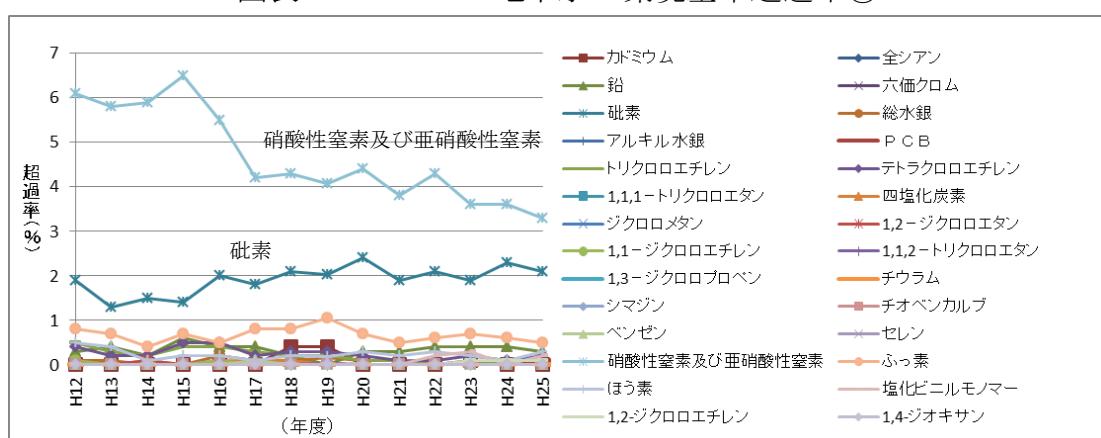
注1 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。

注2 超過率とは、全調査井戸数のうち、何らかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。

注3 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

出典) 環境省「地下水水質測定結果」から作成

図表III-4-6. 地下水の環境基準超過率②



注1 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。

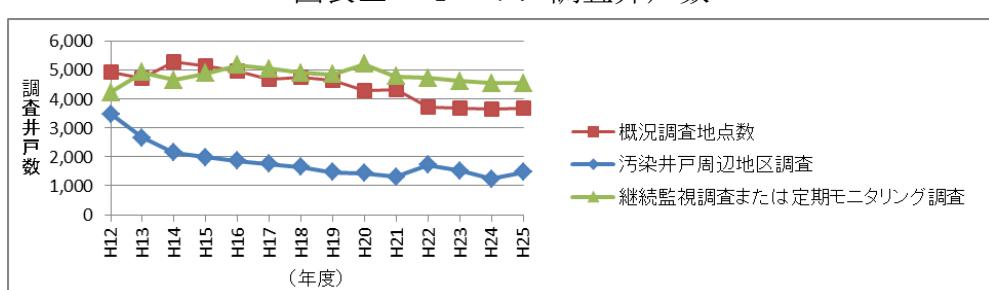
注2 超過率とは、調査数に対する超過数（測定当時の基準を超過した井戸の数）の割合である。

注3 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、平成21年11月に環境基準に追加。

注4 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

出典) 環境省「地下水水質測定結果」から作成

図表III-4-7. 調査井戸数



注 定期モニタリング調査は平成21年度より継続監視調査へ調査区分が変更となった。

出典) 環境省「地下水水質測定結果」から作成

【総合的な土砂管理の取組の推進】（国土交通省）

土砂の流れの変化に起因する問題が起きている流砂系において、関係機関との事業連携のための方針の策定や適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定、土砂移動のメカニズムの把握等に取り組んでいる。平成 26 年度までに連携方針を 13 水系で策定し、総合土砂管理計画を安倍川（安倍川水系）、日野川（日野川水系）の 2 水系で策定した。

今後は、引き続き土砂移動に関する調査研究を進め土砂移動の実態把握に努めるとともに、総合土砂計画の策定を推進するなど、関係機関と連携しながら総合的な土砂管理の取組を推進する。

【雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進】（国土交通省）

（P 92 の再掲のため、内容は省略）

【持続的な農業生産方式の導入の促進】（農林水産省）

（P 107 に記載のため、内容は省略）

【環境保全型農業直接支払交付金の推進】（農林水産省）

（P 108 に記載のため、内容は省略）

【農業環境規範の普及・定着】（農林水産省）

（P 108 に記載のため、内容は省略）

【有機農業の推進】（農林水産省）

（P 108 に記載のため、内容は省略）

4. より一層の生物多様性の確保を図るため、水辺地を含む流域の生態系を視野に入れた水辺地の保全・再生に取り組み、多様な水生生物の種や個体群などの保全を図る。また、底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る。さらに、多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【生物多様性国家戦略の推進】（環境省）

「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）において、「森・里・川・海のつながりを確保する」を基本戦略の一つに位置付け、戦略に基づき、関係省庁において取組を進めている。

今後は、生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）における愛知目標の中間評価等の結果も踏まえつつ、取組の一層の促進を図る。

なお、平成 26 年 12 月より「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、平成 27 年度は、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を行い、上記の基本戦略について国民に広く普及啓発を行って行く予定である。

【生物多様性上重要な湿地の保全の推進】（環境省）

「日本の重要湿地 500」は選定から 10 年以上が経過したため、平成 26 年度において、新たに知見の得られた重要な湿地や消滅した湿地等、現在の日本の湿地の状況を把握し見直しを行っている。

今後は、可能な限り早期の公表を目指すとともに、公表した情報の普及啓発に努める。また、自然環境調査等の実施により更なる全国における湿地に関する科学的データを蓄積し、その結果に基づいて湿地の保全の推進を図る必要がある。

【多自然川づくりの推進】（国土交通省）

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を全ての川づくりの基本として推進している。

今後は、引き続き「多自然川づくり基本方針」を踏まえ、良好な自然環境の再生のための川づくりを推進する。

【新規環境基準項目の検討】（環境省）

有機汚濁の代表的な水質指標である BOD 又は COD の平成 25 年度の環境基準達成率は 87.3% となっている。水域別では、河川 92.0%、湖沼 55.1%、海域 77.3% であり、河川における達成率は高くなっている。海域では、達成率は近年横ばいであるが、湖沼では依然として達成率が低い状況である（図表 III-4-8 ~10）。水質測定地点数については、平成 25 年度は前年度と比較し、健康項目は 0.6% 増加、生活環境項目は 0.9% 増加したが、平成 16 年度以降ほぼ横ばいの状況である（図表 III-4-11）。

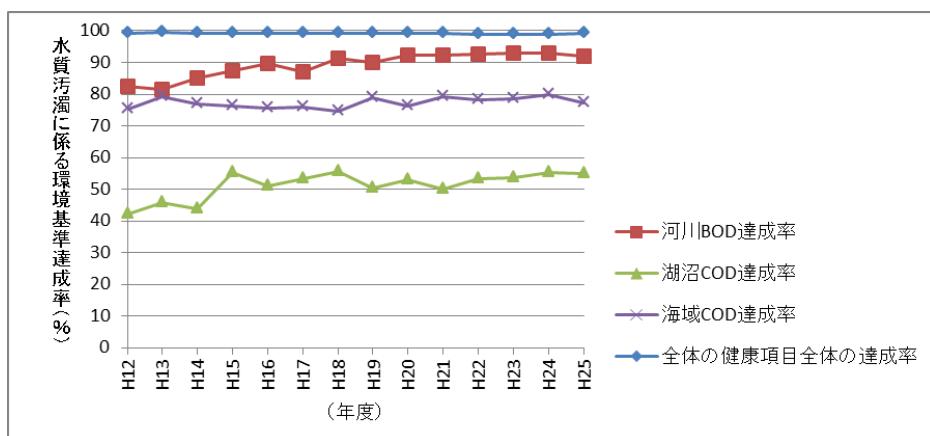
海域（特に閉鎖性海域）及び湖沼の水環境改善のため、より国民の実感にあった分かりやすい目標設定を行うことが肝要であることから、平成 25 年 8 月に環境大臣から中央環境審議会に「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」諮問し、生活環境項目環境基準専門委員会において、底層溶存酸素量（底層 DO）、沿岸透明度に関する審議が行われ、この審議の中で地方公共団体や関係者からのヒアリングも実施した。

現在、底層 DO については、生活環境項目環境基準とし、既存の類型とは別の類型を設定し、また、沿岸透明度については、環境基準ではなく、地域にとって望ましい目標値とする内容の専門委員会報告が取りまとめられたところ。

今後は、最終的な答申を踏まえ、目標値の設定等を行っていく。

このほか、水生生物に係る環境基準の類型指定については、国において平成 26 年度末までに 43 水域において類型指定を行っている。また、水生生物の保全に係る環境基準については、平成 25 年度以降、アンモニア、カドミウム等について検討を行っている。

図表III－4－8. 公共用水域の環境基準達成率①

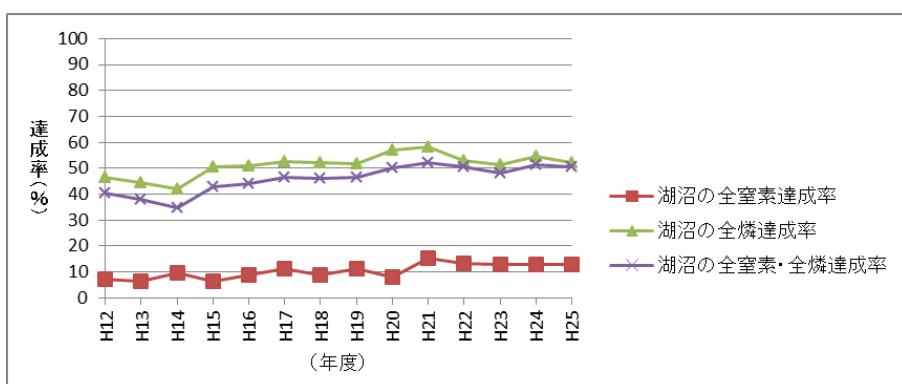


注1 河川はBOD、湖沼及び海域はCODである。

注2 達成率 (%) = (達成水域数／類型指定水域数) × 100

出典) 環境省「公共用水域水質測定結果」から作成

図表III－4－9. 公共用水域の環境基準達成率②

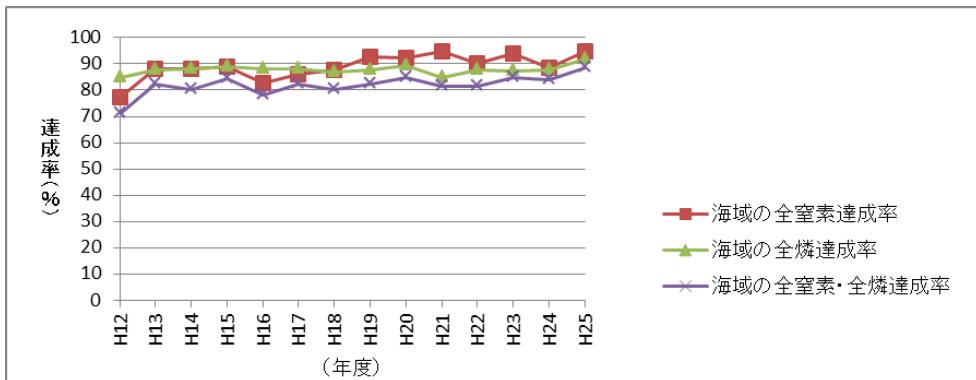


注1 数値は全窒素と全磷それぞれについて、全磷濃度の年間平均値で、各環境基準点の年間平均値の、全地点での平均を算出したもの。

注2 対象水域数は全窒素と全磷で異なる。

出典) 環境省「公共用水域水質測定結果」から作成

図表III－4－10. 公用用水域の環境基準達成率③

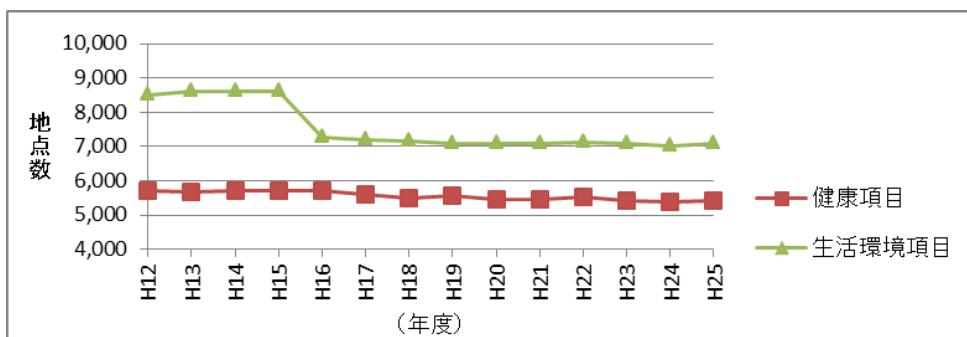


注1 数値は全窒素及び全磷それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。

注2 海域については、全窒素のみ又は全磷のみ環境基準を適用する水域はない。

出典) 環境省「公用用水域水質測定結果」から作成

図表III－4－11. 公用用水域における水質測定地点数



注1 生活環境項目は、BOD等7項目、全窒素及び全磷、全亜鉛（水生生物）について測定した地点数の合計値。

注2 BOD等7項目について測定した地点数と全窒素及び全磷について測定した地点数には重複がある。ここで示している生活環境項目の地点数は、各項目について測定した地点数の単純合計（のべ地点数）ではない。

出典) 環境省「公用用水域水質測定結果」から作成

【生物応答を利用した水環境管理手法の推進】（環境省）

水環境中に排出された化学物質による環境リスクについては、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質の人の健康や水生生物への影響が懸念されている。このため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法として、生物応答を利用した水環境管理手法の検討を行っており、平成26年度からは生物応答を利用した排水管理の方向性と検討課題の整理を行っている。

5. 気候変動に伴う気温の上昇や降雨量の変動幅の増大等により、水温上昇、水質や生態系の変化などの水環境への影響が予想されることから、これらの影響の把握と知見の蓄積を行い、想定される影響への適応策について検討を行う。

また、地震等災害時等においても、国民生活上最低限求められる水循環を確保できるよう、災害に強くエネルギー効率の高い適切な規模の水処理システムや水利用システムの構築や災害時の水環境管理の方策の確立など様々な施策を推進する。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【気候変動による水質等への影響解明、水循環への影響評価・適応策検討】（環境省）

平成 21 年度から平成 24 年度まで実施した「気候変動による水質等への影響解明調査」の結果、1980 年代～2000 年代の約 30 年間で公共用水域の過去の水温上昇が確認され、モデル湖沼として選定した琵琶湖では、気温上昇と水温上昇の間には一定の相関性があり、冬季気温の上昇が全循環開始時期の遅れに影響を及ぼすとの試算結果が得られた。

平成 25 年度より、湖沼に特化して、最新の気候モデル及び水質予測モデルを用いた水質及び生態系への影響予測並びに適応策の検討をモデル湖沼（八郎湖、琵琶湖、池田湖）で実施した結果、八郎湖については、水温上昇によるクロロフィル a 濃度の増加が予測されたが、琵琶湖及び池田湖については、水質及び生態系への顕著な影響は予測されなかった。

ただし、適用する気候モデルの違いなどにより異なった予測結果となる可能性もあることから、今後は、最新の知見による予測の精度向上を図りつつ全国の湖沼を対象とした適応策の検討を適切に進める必要がある。

【水道水質事故への対応】（厚生労働省、環境省）

水質事故等により公共用水域に大量に流出した場合に給水に支障を及ぼすような物質（水質事故の原因物質）についての知見を収集し、排出側での適切な管理を促進するとともに、水道側の水質事故への対応能力の向上を図る必要がある。

このため、厚生労働省では、厚生科学審議会生活環境水道部会において審議を行い、平成 27 年 3 月、万一水道原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置づけるとともに、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備、リスクの把握等を求める通知を発出し、水道事業者と関係者との連携強化を図っている。

今後は、水源から給水栓に至るまでの各段階でのリスクの把握、管理を行うなど、総合的な水質管理の徹底を推進する。

環境省では、平成 25 年度、平成 26 年度において厚生労働省が指定した浄水処理対応困難物質 14 項目のうち、4 項目について工場・事業場からの排出の実態及び公共用水域における存在量把握のための調査を実施し、今後の危機管理・リスク管理方策検討にあたっての知見の収集を行った。また、水質事故を踏まえて、廃棄物情報の伝達についてさらなる具体化及び明確化を図るため、平成 25 年 6 月に、廃棄物データシート（WDS）の記載内容を見直すなど、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の改訂を行った。

平成 27 年度は、これまでの結果等を踏まえ、地方公共団体・事業者等における危機管理・リスク管理方策について取りまとめを行う予定である。

6. 水環境に精通した人材育成が欠かせない。分かりやすい指標等の検討と併せて、人と水とのふれあい活動を促進するとともに、環境教育等を通じて、国民の水環境への関心を高めていく。また、水循環の機構の解明等良好な水環境の形成に資する調査研究や科学技術の進歩をいかした技術開発を推進する。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

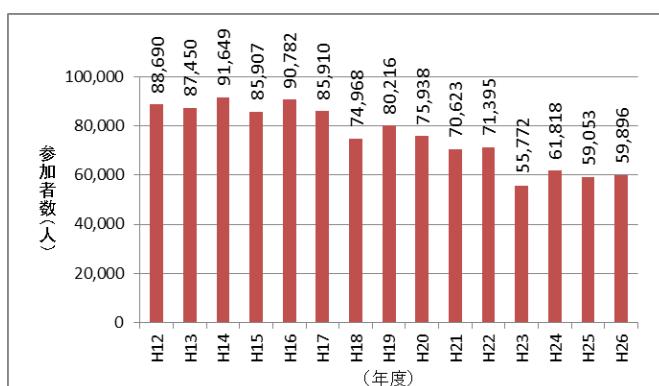
【全国水生生物調査】（国土交通省、環境省）

国土交通省及び環境省は、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また、環境問題への関心を高めるため、一般市民等の参加を得て全国水生生物調査を行っている（図表III-4-12）。平成26年度は約60,000人の参加を得て行われ、全国の調査地点2,252地点のうち、全体の61%の地点で「きれいな水」と判定された。

平成27年度も引き続き都道府県の協力を得て実施していく。

また、調査結果のデータベース整備が課題となっており、今後、調査結果について適切に整理、解析することが必要である。

図表III-4-12. 全国水生生物調査の参加人数



出典) 国土交通省・環境省「全国水生生物調査結果」から作成

【水辺のすこやかさ指標】（環境省）

学校での総合学習や住民・NPO等の環境学習において、地域に根ざした環境学習を行う際のツールとして活用することを目的に、多様な視点から川を取り巻く環境を調べる際に活用できる指標として策定した「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」について、学習教材用テキストの周知など、普及啓発を進めている。

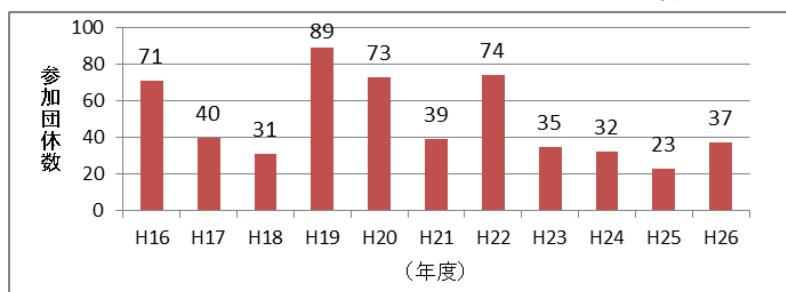
【こどもホタレンジャー事業】（環境省）

水環境保全活動を促進するとともに、直接水環境とふれあうことを通じて環境保全に対する理解と活動の推進を図ることを目的とし、活動の報告を募集し、優れた取組の表彰等を行っている。平成26年度は37団体からの応募があり（図表III-4-13）、そのうち5団体に対して環境大臣賞等の表彰を行った。

平成27年も引き続き実施することとし、より効果的な手法を検討していく予定

である。

図表III－4－13. ホタレンジャーへの応募数



出典) 環境省「こどもホタレンジャー事業」から作成

【海洋環境保全思想の普及・啓発活動】（国土交通省）

海洋汚染を防止し、海洋環境を保全するため、国民に対し海洋環境保全思想の普及・啓発活動を実施している。具体的には、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会、訪船指導、訪問指導及び若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を実施している。

平成26年における海洋環境保全に関する活動の実施状況は以下のとおり。

(括弧内は平成25年の実施状況)

海洋環境保全講習会 122(158)回 (参加人数 3,954(4,823)名)

訪船指導 3,771(3,929)隻

訪問指導 1,108(2,741)か所

海洋環境保全教室 407(427)回 (参加人数 22,677(30,474)人)

今後は、引き続きボランティアや地方公共団体等とも連携し、海洋環境保全思想の普及・啓発活動を精力的に実施していく。

【環境研究・環境技術開発の推進】（環境省）

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月22日中央環境審議会答申）及び担当部局の要望を踏まえ、環境省が必要とする研究開発テーマ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部専門家・有識者等からなる評価委員会による事前評価を経て採択された課題を研究している。

水環境保全に関しては、「健全な水循環システムの構築」、「環境計測・分析・汚染対策技術の強化・最適化」等に資する研究開発を公募対象としており、

「湖沼のブラックボックス負荷『底泥溶出』の定量評価に関する研究」、「持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発」、「水系感染微生物による水環境汚染の把握と指標微生物管理の限界に関する研究」、「人工構造物に囲まれた内湾の干潟・藻場生態系に対する貧酸素・青潮影響の軽減策の提案」、

「水草バイオマスの持続可能な収穫と利活用による湖沼生態系保全技術の確立」等に取り組んでいる。

また、平成27年8月に答申された新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略

について」を踏まえ、今後とも、安全確保の領域や自然共生領域、さらに環境分野全体の統合的アプローチを意識した統合領域等、様々な観点から水環境保全に取り組む。

【環境調和型水循環技術開発】（経済産業省）

水質規制の強化や水循環利用（再利用等）のニーズに対応すべく使用される膜や有害物質除去等の高度な水処理技術は、膨大なエネルギーの消費が問題となっているため、省エネ性や環境性能に優れた水処理に係る要素技術の開発を行い、実用化を目指すことを目的とし、①革新的膜分離技術の開発、②省エネ型膜分離活性汚泥法（MBR）の開発、③産業排水等からの汚泥を削減し省エネ化を実現する有用金属回収技術の開発、④難分解性の化学物質等の分解を省エネ化する高効率難分解性物質分解技術の開発の4テーマを実施し、平成25年度に終了したところ（①のテーマのみ平成24年度終了）。平成25年度は、MBR処理のエネルギー削減率30%の目標に対し、削減率43%（平成24年度42%）を達成、汚泥処理・処分のエネルギー削減率80%の目標に対し、削減率84.7%（平成24年度55%）、窒素除去のエネルギー削減率50%の目標に対し、削減率56%（平成24年度40%）であった。

【環境・エネルギー対策資金（公害防止関連）】（経済産業省）

事業者の公害防止対策に対する取組を促進し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境保全を図るために、中小企業等が水質汚濁関連を含む設備を導入するために必要な設備資金の低利融資を実施し、過去5年（平成22～26年度）の水質汚濁関連の貸付実績額は42.4億円（98件）であり、中小企業等に非収益設備である水質汚濁関連等の公害防止設備の導入に広く活用されている。

今後は、引き続き当該施策を活用して、中小企業等による環境負荷低減の取組を推進していく。

【公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置（汚水・廃液処理施設）】（経済産業省）

汚水又は廃液処理施設を導入した際に、固定資産税の課税標準の特例（特例率：1/3を参照して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を認めることとし、優遇措置の対象となる装置の取得価額、取得件数、これに伴う減税額はそれぞれ以下のとおりである。

平成25年度：取得価額463億円、取得件数7,363件、減税額3.8億円

平成26年度：取得価額477億円、取得件数6,308件、減税額4.4億円

今後は、引き続き本施策を通じ、事業者による環境負荷低減の取組を推進していく。

b) 森林の水源涵養、生物多様性を目的とする山間部での取組の状況

現状

森林の水源涵養、生物多様性を目的とする山間部での取組は、水環境の保全に資する多様な公益的機能を維持、向上させるよう継続して取り組んでいる。

取組状況

7. 森林は水源涵養機能、生物多様性保全機能など水環境の保全に資する多様な公益的機能を有しており、それらの機能を今後とも維持、向上させるよう、その保全、育成や適切な管理を図る必要がある。このため、水源地対策を進めながら、保安林等の法制度の活用や治山施設の整備により、森林を保全する。また、流域全体を通じて森林所有者等による森林の適正な整備を推進するとともに、水源涵養機能等の発揮を図るために適正な整備を必要とするものについては、治山事業など公的主体による森林の整備の推進を図る。さらに、溪畔林など水辺森林の保全・管理に際して水環境の保全により一層配慮するとともに、森林の公益的機能に着目した基金を地域の特性を踏まえて活用することやボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組を推進する。なお、森林整備に当たっては、地域の特性に応じた伐期の多様化や、複層状態の森林の整備等、多様な森林整備を通じて保水能力の高い森林の育成に努める。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。森林の整備や耕作放棄地対策は、生物多様性の保全などの環境の保全に資することから目標が達成されるよう継続する必要がある。

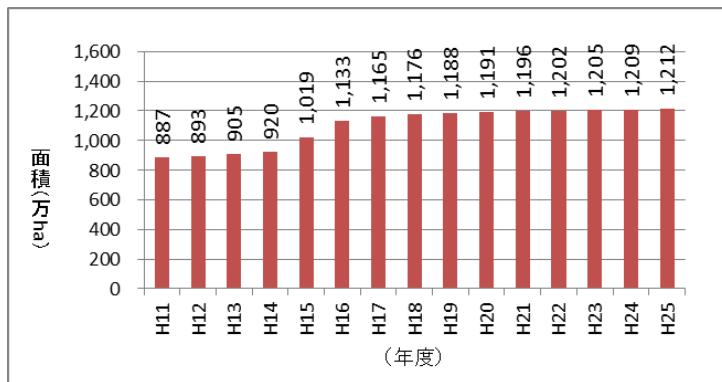
【治山事業（公共）】（農林水産省）

水源涵養等森林の公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な配備を図る（図表III－4－14）。

地震、集中豪雨等により発生した荒廃地の復旧整備や、水源地域において、機能の低下した保安林の整備等を治山事業により実施することにより、国土の保全、水源涵養等森林の公益的機能を維持増進し、地域の安全・安心の確保、環境の保全を図る。周辺の森林の山地災害防止機能等が確保されている集落数は、平成25年度は約54,700集落、平成26年度は約55,300集落（見込値）となっている（目標値：56,000集落（平成25年度）、58,000集落（平成30年度））。

今後は、引き続き治山事業の計画的な推進を図る。

図表III－4－14. 保安林面積



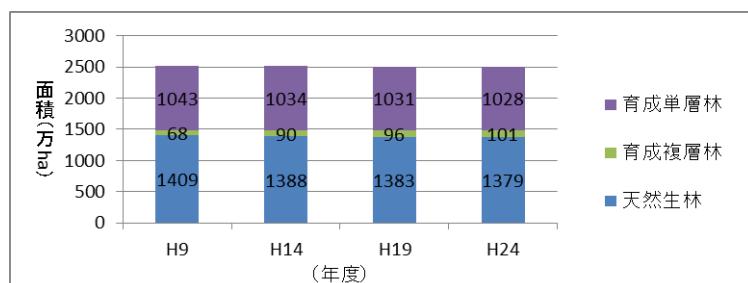
出典) 林野庁「森林・林業統計要覧」から作成

【森林整備事業（公共）】（農林水産省）

国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、多様で健全な森林づくりを推進する。育成途中有る水土保全林（土壤の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合は、平成25年度までの目標値78.68%に対し、平成25年度実績値は73.79%である（図表III－4－15）。また、市町村森林整備計画等において、水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合について、平成25年度の74%から平成30年度の78%まで向上させることを目標に設定している。

今後は、引き続き適正な森林整備の実施を推進していく。

図表III－4－15. 森林面積



出典) 林野庁「森林・林業統計要覧」から作成

【多様な主体による森林づくり活動の促進】（農林水産省）

森林の保全・整備については、森林所有者だけでなく、流域住民や事業者など多様な主体が参加することが重要であり、こうした活動を促進するための施策を講じ、平成26年度はNPO等の3団体、平成27年度はNPO等の3団体に支援を実施している。今後は、引き続き実施していく。

c) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上、面源からの負荷の削減を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況

現状

川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上のため、家畜排泄物の管理の適正化のほか環境と調和の取れた農業生産に係る各種施策、交付金による支援など継続して取り組んでいる。

取組状況

8. 農村・都市郊外部においては、川の流れの保全や回復と、流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上や面源からの負荷の削減を今後とも図る必要がある。このため、里地里山の保全、緑地の保全、緑化、適正な施肥の実施、家畜排せつ物の適正な管理を推進する。水源涵養機能等の農業の多面的機能は、農業の持続的な営みを通じて発揮されることから、水田や畠地の保全を推進し、耕作放棄地の発生を防止する。また、地域住民を含め多様な主体の参画を得て、水田や水路、ため池など農地周りの水環境の保全活動を進めるとともに、環境との調和に配慮しつつ基盤整備を推進する。あわせて、地盤沈下などが発生するおそれのある地域では、継続して監視を行うとともに、地下水利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進める。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】（農林水産省）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資することを目的に、家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準を策定し、法施行状況調査（平成 26 年 12 月 1 日時点）については、管理基準対象農家 49,830 戸の約 99.9% が管理基準に適合との結果である。

今後は、管理基準不適合農家については、引き続き管理基準に適合させるよう都道府県による指導等を行う。

【持続的な農業生産方式の導入の促進】（農林水産省）

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を認定し、支援措置を講じることにより持続性の高い農業生産方式の導入を促進し、平成 26 年度末現在のエコファーマー累積新規認定件数は 292,373 件（平成 24 年度末 278,540 件）となっている。

今後は、引き続き環境保全型農業直接支払交付金等エコファーマーを要件とする施策の推進とあわせ、エコファーマーの認定の促進を図る。

【環境保全型農業直接支払交付金の推進】（農林水産省）

平成 23 年度から、化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援。平成 25 年度の実施面積は 51 千 ha、平成 26 年度の実施面積は 58 千 ha と着実に増加しており全国的に取り組まれている。なお、平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 26 年法律第 78 号）に基づく制度として農業者の組織する団体等に支援を実施している。

今後は、引き続き取組が拡大するよう、当該施策の推進を図る。

【農業環境規範の普及・定着】（農林水産省）

土づくりの励行や、適切で効果的な施肥等、農業者が農業生産活動において実行されるべき基本的な取組として取りまとめた「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」を平成 17 年に策定し、その普及・定着を推進している。取組の普及・定着を図るため、補助事業等の要件等について、農業環境規範を関連づけることを実施しており、平成 26 年度は 40 事業において実施している（平成 25 年度：38 事業）。

今後は、農業環境規範の補助事業等への関連付けについて、毎年度、実態の把握及び周知を行い、事業数の拡大に努め、農業環境規範の普及・推進を図る。

【有機農業の推進】（農林水産省）

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化や有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組の推進とともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組の支援を行っている。平成 25 年度は、全国段階では、①有機農業への参入・定着のための事例調査（対象 200 件）、②有機農業栽培技術のマニュアルの作成及び配布、③有機農産物の流通拡大のためのマッチングフェアの開催（全国 4 か所）、地域段階では、供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証等（16 地区）に対し支援を行った。また、平成 26 年度においては、全国段階では、①有機農業への参入・定着のための事例調査（対象 229 件）、②有機農業研修カリキュラム等の作成及び配布、③有機農産物の流通拡大のためのマッチングフェアの開催（全国 3 か所）、地域段階では、供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証等（22 地区）に対し支援を行った。

平成 27 年度は、引き続き全国段階及び地域段階において有機農業の推進の取組のための支援を実施予定である。

今後は、「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成 26 年 4 月策定）に記載されている各目標の達成に向けて、引き続き有機農業に係る施策を推進する。

【耕作放棄地対策の推進】（農林水産省）

耕作放棄地の再生・利用を図り、農地を確保し、我が国の食料供給力の強化を図るため、基盤整備を通じた耕作放棄地の有効活用、中山間地域等直接支払や多

面的機能支払（平成 25 年度まで農地・水保全管理支払）による耕作放棄地の発生防止、放牧利用や市民農園としての利用促進、農業委員会が農地の利用状況調査や遊休農地の農業上の増進を図るために必要な指導等の活動支援、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による荒廃した耕作放棄地の再生利用に対する支援等、各般の施策を講じてきている。農用地区域における荒廃農地の解消面積は、平成 24 年が 9.1 千 ha、平成 25 年が 9.9 千 ha（平成 22～26 年度の解消目標面積は 6 千 ha/年）である。

なお、再生利用が困難な荒廃農地については、農業委員会による非農地判断を経た上で、林地化するなど農外の利用に供されている。

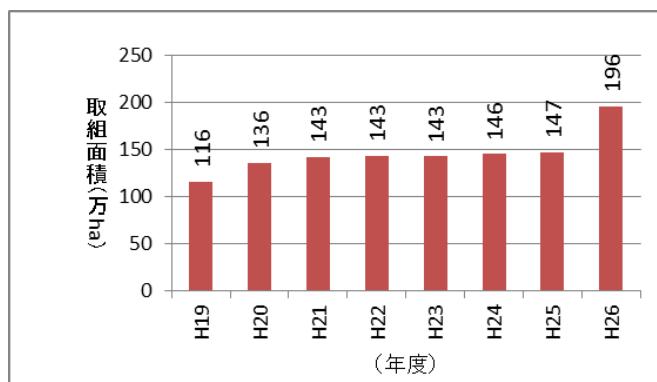
今後は、引き続き農地の耕作放棄地の発生防止及び解消に努めていく。

【多面的機能支払交付金の推進】（農林水産省）

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動への支援（農地維持支払）、地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動への支援（資源向上支払）を実施している。農地維持支払については、平成 26 年度は全国約 196 万 ha（平成 24 年度：約 146 万 ha）において取組を行っている（図表III－4－16）。また、中山間地域等直接支払交付金と併せ、平成 26 年度において全国で約 229 万 ha の農地で、農地・農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施している。

今後は、引き続き地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動の一環で、遊休農地発生防止のための保全管理等を支援していく。

図表III－4－16. 地域共同で行う活動により農地周りの水環境の保全管理を行う面積



注1 取組面積は、農地維持支払の全国における取組面積のことであり、水環境の保全活動に限ったものではなく、農地の砂利補充なども含む地域資源の適切な保全管理活動をしたもの。

注2 H19～H22 実績は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25 実績は、「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

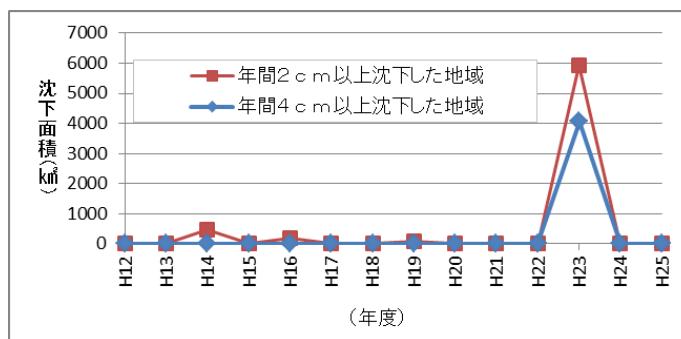
出典) 農林水産省「平成 26 年度多面的機能支払交付金の実施状況」から作成

【地盤沈下対策の推進】（環境省）

地盤環境の保全を図ることを目的に、毎年度、全国の地方公共団体（47 都道府県、20 政令指定都市）の地盤沈下測量結果の取りまとめを行っている（図表III-4-17）。平成 26 年度は、20 都道県 29 地域から地盤沈下水準測量データの報告があり、平成 25 年度に年間 2 cm 以上沈下が発生した地域は全体の 13.8%（4 地域/29 地域）であった。また、「地下水保全と持続可能な地下水利用のためのガイドライン」（以下「地盤沈下対策ガイドライン」）（案）を作成した。

今後は、水循環基本計画の内容を受け、地盤沈下対策ガイドライン（案）を修正する予定である。

図表III-4-17. 全国の地盤沈下地域の面積（年度別推移）



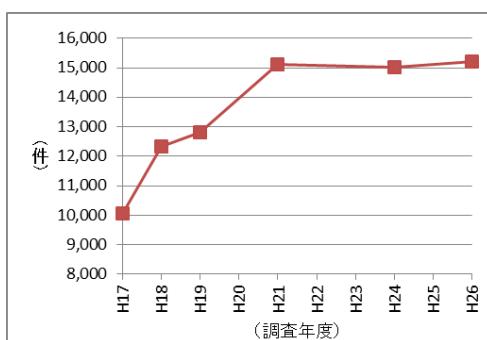
注 平成 23 年度は東北地方太平洋沖地震による影響があると考えられる地域の地盤沈下面積が含まれている。

出典) 環境省「全国の地盤沈下地域の概況」から作成

【湧水の保全・復活対策】（環境省）

湧水を保全するため、湧水の実態を調査・公表するとともに、湧水の保全・復活対策に係るガイドラインの普及等により、地域の取組を支援している。（図表III-4-18）。

図表III-4-18. 湧水の把握件数



出典) 環境省「湧水保全に係る状況調査」から作成

【地下水流域における硝酸性窒素等対策の推進】（環境省）

(P95 の再掲のため、内容は省略)

d) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況

現状

河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組は、補助事業や交付金等による設備導入の促進を進めている。

取組状況

9. 都市部においては、水循環の変化による問題が現れやすく、河川流量の減少、親水性の低下、ヒートアイランド現象等が依然として問題となっており、貯留浸透・涵養機能の回復など、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させる方向で関連施策の展開を図る必要がある。このため、地下水涵養機能の増進や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である緑地の保全と緑化を推進するとともに、都市内の水路等の創出・保全を図る。

また、地下水涵養を促進するため、雨水浸透施設の整備、流出抑制型下水道の整備、透水性舗装の促進等を進める。さらに、雨水や下水処理水等の生活用水としての利用等を進めるとともに、貯水池の弾力的な運用や下水の高度処理水等の河川還元等による流量の確保等の取組を進める。河川護岸の整備に際しては、多自然川づくり等自然に配慮した河川整備を進めること等により水辺の自然環境を改善し、生物の良好な生息・生育の場の確保に努める。この他、親水性の向上、ヒートアイランド対策等への活用が有効な地域では、都市内河川、下水の高度処理水等の利用や地中熱、下水熱の利用を環境影響に配慮しつつ進める。地下水使用の抑制が必要な地域においては、表流水への転換を含めた代替水対策や地下水採取規制が行われていない地域での地下水使用の合理化等を進める。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【都市公園の整備、緑地保全等の推進】（国土交通省）

都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、都市公園の整備、緑地保全等を推進している（都市域における水と緑の公的空間確保量：12.0m²/人（平成18年度）→12.9m²/人（平成25年度）、目標値：13.5m²/人（平成28年度））（図表III-4-19）。

今後は、引き続き官民協働等による効率的・効果的な施策の実施を推進していく。

図表III－4－19. 都市域における水と緑の公的空間確保量



出典) 国土交通省「都市公園等整備現況調査」から作成

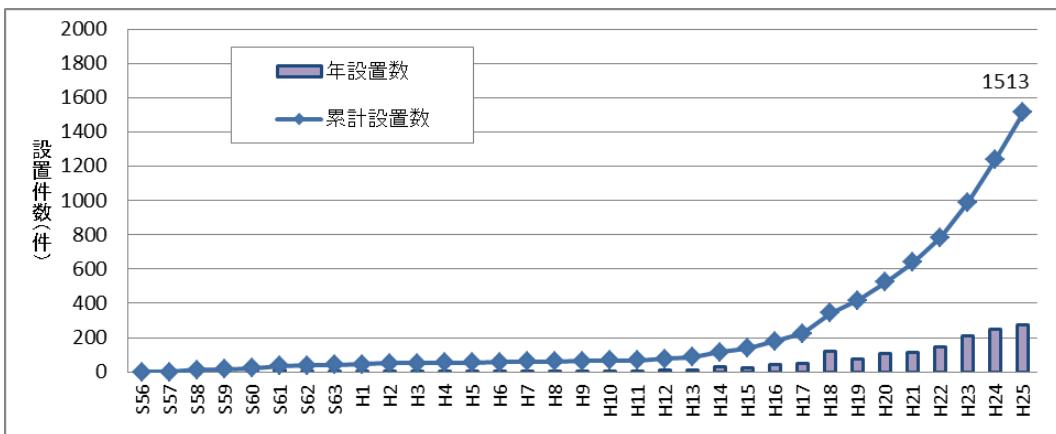
【地中熱利用の促進】（環境省）

地中熱利用ヒートポンプの普及促進を図ると同時に地中熱利用が地下水・地盤環境へ影響を及ぼすことを防止するため、モニタリング機器を備えた先進的地中熱利用ヒートポンプシステムを導入する事業への補助事業を実施し、平成25年までの累積設置件数は1,513件であった（図表III－4－20）。また、平成26年度に「地中熱利用にあたってのガイドライン」の改訂を行った。

平成27年度は、これまでの補助事業の効果検証、環境配慮型地中熱利用新技術実証事業の効果検証について検討を行う予定である。

今後は、更なる効率的・効果的な地中熱利用技術の普及促進を行うとともに、環境配慮型の最適な地中熱利用モデルの構築・普及促進を行う予定である。

図表III－4－20. 地中ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数



出典) 環境省「地中熱利用状況調査」から作成

【下水熱利用の促進】（国土交通省）

制度面・技術面等から下水熱利用を推進しており、社会資本整備総合交付金等による下水熱利用設備の導入支援に加え、平成25年度はグリーン投資減税の対象設備に下水熱利用設備を追加し、また、B-DASHプロジェクトにおいて低コスト型下水熱利用システムを実証し（平成26年度にガイドライン取りまとめ）、さらに、平成25年度、26年度には、下水熱ポテンシャルマップの開発を行った。

これらの施策により、下水処理場での下水熱利用が35か所（平成24年度時点）に加え、民間事業者等による利用が15か所（平成27年11月時点）実施されている。今後は、動き始めつつある具体的な事業を支援し、優良事例を掘り起こす

ことで、より目に見える形で機運の波及を図る。

【雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進】（国土交通省）
(P 92 の再掲のため、内容は省略)

【下水処理水の再利用等による水循環系の健全化】（国土交通省）
(P 92 の再掲のため、内容は省略)

【多自然川づくりの推進】（国土交通省）
(P 98 の再掲のため、内容は省略)

【地盤沈下対策の推進】（環境省）
(P 110 の再掲のため、内容は省略)

重点検討項目②：水環境改善のための取組

水質の改善がなかなか見られず、水環境を改善する観点から、以下の a) から d) までの項目について点検を実施した。

- a) 湖沼における水質改善、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全に向けた取組の状況
- b) 閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組の状況
- c) 海洋汚染の防止を図るための取組の状況
- d) 国際協力・連携の取組の状況

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 流域全体を視野に入れ、水循環の健全化に向けた取組を推進し、特に水質改善が進んでいない閉鎖性水域の対策を進める。
- 水質、水量、水生生物等、水辺地を総合的に捉えて様々な水環境保全施策を展開するとともに、環境への負荷が自然浄化能力を超えないようするため、水利用の各段階における負荷の低減と汚染の未然防止が図られるよう必要な対策を講じる。
- 海岸漂着物等の対策を引き続き実施するとともに、我が国における水環境保全に関する技術と経験をいかし、国際協力・連携の取組を推進する。

(2) 現状と取組状況

国は、水環境の保全を進めるため、関係省庁の連携を一層強化しつつ、必要な制度の構築に取り組むとともに、水環境の保全に係る事例や関連施策等の情報を収集し、取組状況の把握・提供等を行うといった役割を果たし、地方公共団体等による水環境の保全に向けた取組を促進・支援することが必要である。

また、海外の水環境が我が国の水環境と密接に関連があることを認識し、国際的な視野に立ち、水環境の課題に取り組んでいくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 湖沼における水質改善、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全に向けた取組の状況

現状

湖沼における水質改善、湖辺環境の保全については、汚濁負荷量の削減のほか、下水の高度処理及び自然浄化機能の活用など地域の特性を踏まえ対策を進めている。

取組状況

10. 湖沼等の閉鎖性水域については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。また、流域からの負荷削減の取組が進んでいるものの、底質に蓄積された汚濁物質の溶出や内部生産の影響により水質改善が未だ十分でないことから、底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況の把握を進める。
- 浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、湖沼においては、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全を図る。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【湖沼の水質における関係者間の連携】（環境省）

湖沼へ流入する汚濁負荷量の削減を目指し、土地利用調整会議の活用を図る等関係者の連携を図りつつ、湖沼の保全、富栄養化防止のための取組を進める必要がある。

平成 25・26 年度に湖沼水質保全計画が策定された、「八郎湖」「野尻湖」「中海」「宍道湖」の土地利用に関する関係者との連携状況に関しては、4 湖沼とも、都道府県は、関係者（県、流域地方公共団体、土地改良区、農協、大学など）と連携した流出水対策推進計画（土砂の流入防止、農薬や肥料の減量、住民による水質保全活動など）を策定するとともに、定期的な対策の推進管理、パンフレットによる啓発活動を実施している。

【水質保全対策事業（水質保全施設整備）】（農林水産省）

農地等から閉鎖性水域など公共用水域へ排出される汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等を推進している。平成 6 年度の事業開始から、全国で 37 地区（うち閉鎖性水域関係 15 地区）を完了して水環境保全に貢献している。

今後は、引き続き本事業を実施していく。

【下水の高度処理等による水環境の保全】（国土交通省）

汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。

■高度処理実施率 実績：約 44%（平成 26 年度）

目標：約 43%（平成 28 年度）

（高度処理実施率＝高度処理実施済みの人口／高度処理が必要な区域の人口）

■合流式下水道改善率 実績：約 73%（平成 26 年度）

目標：約 100%（平成 35 年度）

(合流式下水道改善率=「下水道法施行令」(昭和34年政令第147号)に基づく汚濁負荷量削減の対策施設が整備されている区域の面積／合流式下水道により整備されている区域の面積)

今後は、引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進する。

【非特定汚染源対策の推進】（環境省）

平成17年の「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年法律第61号)の改正を受け、全国11の全ての指定湖沼にて流出水対策推進地区が指定され、各地方公共団体において非特定汚染源対策が進められている。更なる対策推進に向け、対策効果把握等の検討を行い、「非特定汚染源対策の推進に係るガイドライン」の改訂作業を進めてきたところであり、平成26年12月に第二版の公表を行った。

今後は、湖沼等の水質保全の関係者等に参考資料として幅広く活用されるよう努めていく。

【湖沼水質汚濁メカニズムの解明と湖沼水質保全対策の効果的な手法の整理】（環境省）

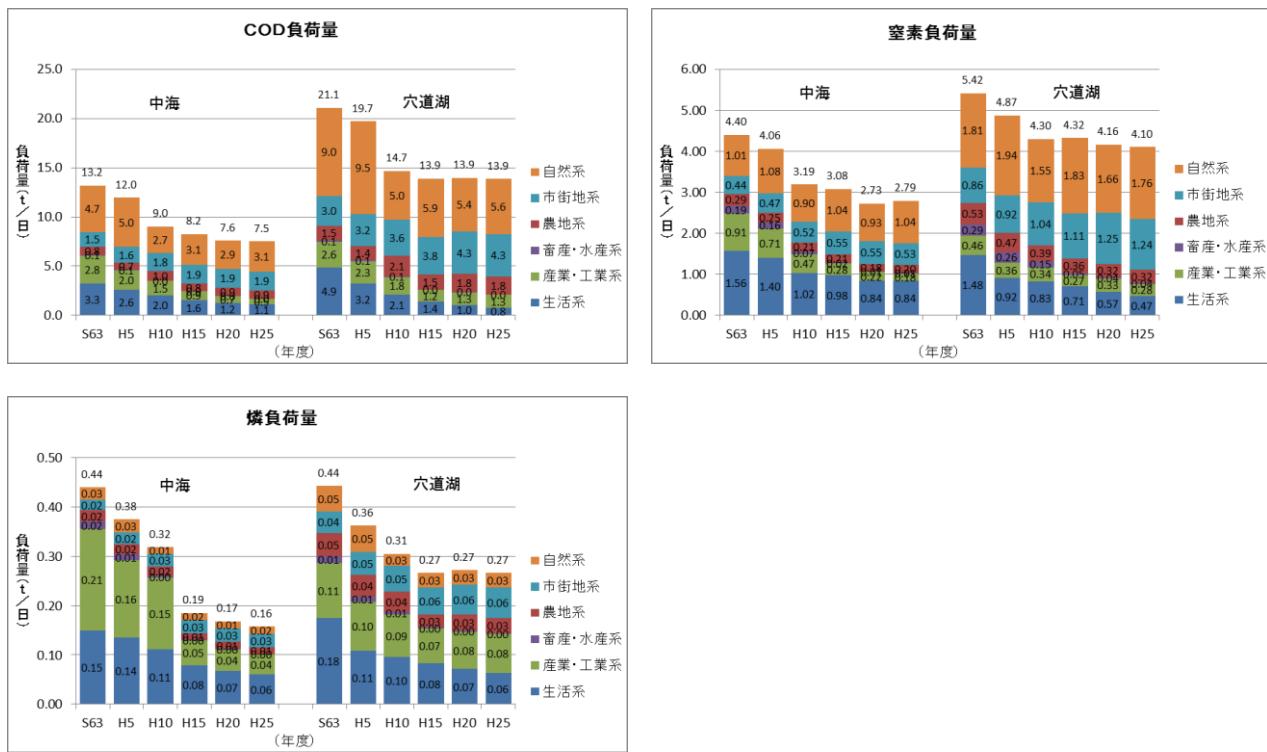
湖沼への流入負荷量は主に生活系の負荷の削減で経年的に減少してきているが、COD(化学的酸素要求量)は改善の傾向が見られない(図表III-4-21)ことから、原因として考えられる要因の水質に及ぼす影響の実態把握に努めている。

平成25年度は難分解性有機物の調査方法、影響と対応策の例示などの整理を行った。このほか、汽水湖の水環境の保全と対策などの参考資料(「日本の汽水湖～汽水湖の水環境の現状と保全～」)を取りまとめた。平成26年度は、底層溶存酸素と透明度を改善するモデル事業(諏訪湖)を地方公共団体に委託実施し、改善効果を確認した。また、指定5湖沼で底層溶存酸素と透明度に関する影響要因の整理、水質予測モデルを用いて水質汚濁メカニズムの解析を行い、その結果から、課題の抽出を行った。

平成27年度は、更にモデル事業を3湖沼で行うとともに、底層溶存酸素と透明度に関する影響要因、水質予測モデルによる影響要因の分析結果を精査するとともに、底層溶存酸素等に対する効果的な対策実施手法について検討を行うほか、要因の調査方法、対策のモニタリング等に関する検討を行う予定である。

今後は、引き続き底質からの溶出も考慮して湖沼水質汚濁のメカニズムを解明するとともに、栄養塩等の影響要因及び影響程度を明らかにした上で、望ましい湖沼水環境実現に向け、効果的な施策の組み合わせについて検討する。

図表III－4－21. 湖沼における汚濁負荷量の推移



注 COD、窒素、燃は環境基準点の年間平均値の全地点平均値

出典) 環境省「公共用水域水質測定結果」から作成

【自然浄化機能を活用した有効な水質保全対策の推進】(環境省)

平成 23 年度及び平成 24 年度に公募により選定した 6 湖沼において、植生等による自然浄化機能を活用した実証事業を平成 25 年度まで実施した。平成 26 年度は実証事業の効果検証結果や課題を踏まえた配慮すべき点、また、参考事例を取りまとめた「自然浄化対策～生態系機能を活用した“健やかな湖沼水環境”の実現を目指して～」を公表した。

なお、自然浄化対策の実施に当たり、適切な維持管理の徹底や、モニタリングを実施しその結果に応じて順応的な対応を図ることなどに配慮していくことが必要である。

【健全な内水面生態系復元等推進事業】(農林水産省)

内水面漁場環境の保全、カワウ・外来魚駆除等に係る漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量・生産量を維持・回復し、淡水魚介類の安定供給を図る。

平成 25・26 年度は、健全な内水面生態系復元等推進事業を全国内水面漁業協同組合連合会及び全国 6 ブロックにおいて実施した。

平成 27 年度は、健全な内水面生態系復元等推進事業を全国内水面漁業協同組合連合会及び全国 6 ブロックにおいて実施している。

カワウ被害の深刻化を踏まえ、平成 27 年度において、当事業予算を拡充し、力

ワウの生息状況調査や駆除・繁殖抑制活動の補助率を2分の1から定額とした。

今後はこれまでの技術開発によって得られた知見（カワウ・外来魚の新たな駆除技術等）を踏まえ、より効果的な取組を推進する。

【環境技術実証事業（湖沼等水質浄化技術分野）】（環境省）

既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、第三者が客観的に実証する事業を実施することにより、普及を促進する。当分野では、汚濁物質及び藻類の除去、透明度の向上等の技術について、平成17年度から平成26年度までに23技術について実証している。

今後は、引き続き対象技術の環境保全効果等を客観的に実証するとともに、有用な技術の普及を図る。

【生物多様性上重要な湿地の保全の推進】（環境省）

（P98の再掲のため、内容は省略）

【持続的な農業生産方式の導入の促進】（農林水産省）

（P107の再掲のため、内容は省略）

【環境保全型農業直接支払交付金の推進】（農林水産省）

（P108の再掲のため、内容は省略）

【農業環境規範の普及・定着】（農林水産省）

（P108の再掲のため、内容は省略）

【有機農業の推進】（農林水産省）

（P108の再掲のため、内容は省略）

- b) 閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組の状況

現状

閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組として、総量削減の在り方検討、暫定排水基準の見直し、水産環境整備などの施策を継続している。

取組状況

11. 内湾等の閉鎖性水域については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。また、流域からの負荷削減の取組が進んでいるものの、底質に蓄積された汚濁物質の溶出や内部生産の影響により水質改善が未だ十分でないことから、底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況の把握を進める。

浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組を推進する。また、自然生態系と調和しつつ、栄養塩類の管理などを通じ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる「里海」の創生を進める。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。

【海の再生等閉鎖性水域における総合的な取組の推進】（国土交通省、環境省）

東京湾等の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画を策定し、総合的な施策を推進している。

東京湾においては、平成 25 年 5 月に策定した「東京湾再生のための行動計画（第二期）」（計画期間平成 25 年～34 年度）に基づき、各種取組を実施しており、平成 25 年 11 月には、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」を設置した。

また、大阪湾においては、平成 26 年 5 月に「大阪湾再生行動計画（第二期）」を策定し、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」の回復を目指して、多様な主体と連携した環境改善を推進している。

引き続き東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画に基づき、総合的な施策を推進していく。

【第 8 次水質総量削減の在り方の検討】（環境省）

閉鎖性海域における総合的な水環境改善対策を推進するため、平成 26 年 9 月に、中央環境審議会に「第 8 次水質総量削減の在り方について」を諮問した。

現在、中央環境審議会総量削減専門委員会において、干潟・藻場の保全・再生等を通じた生物多様性・生物生産性の確保など「きれいで豊かな海」の観点を含め、第 8 次水質総量削減の在り方について検討が行われている。「第 8 次水質総量削減の在り方について」の答申が出された後は、その内容を踏まえ、第 8 次水質総量削減の実施に向け、総量規制基準等の検討を進めていく。

【海域の窒素、燐に係る暫定排水基準の見直し】（環境省）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国 88 箇所の閉鎖性海域が定められており、窒素及び燐について排水規制が行われている。平成 25 年 9 月の窒素、燐の暫定排水基準の見直しを踏まえ、今後は、暫定排水基準適用事業場における排出水の実態把握等や、一般排水基準化に向けた検討を進めていく。

【モニタリング（汚濁物質などの状況把握）】（国土交通省、環境省）

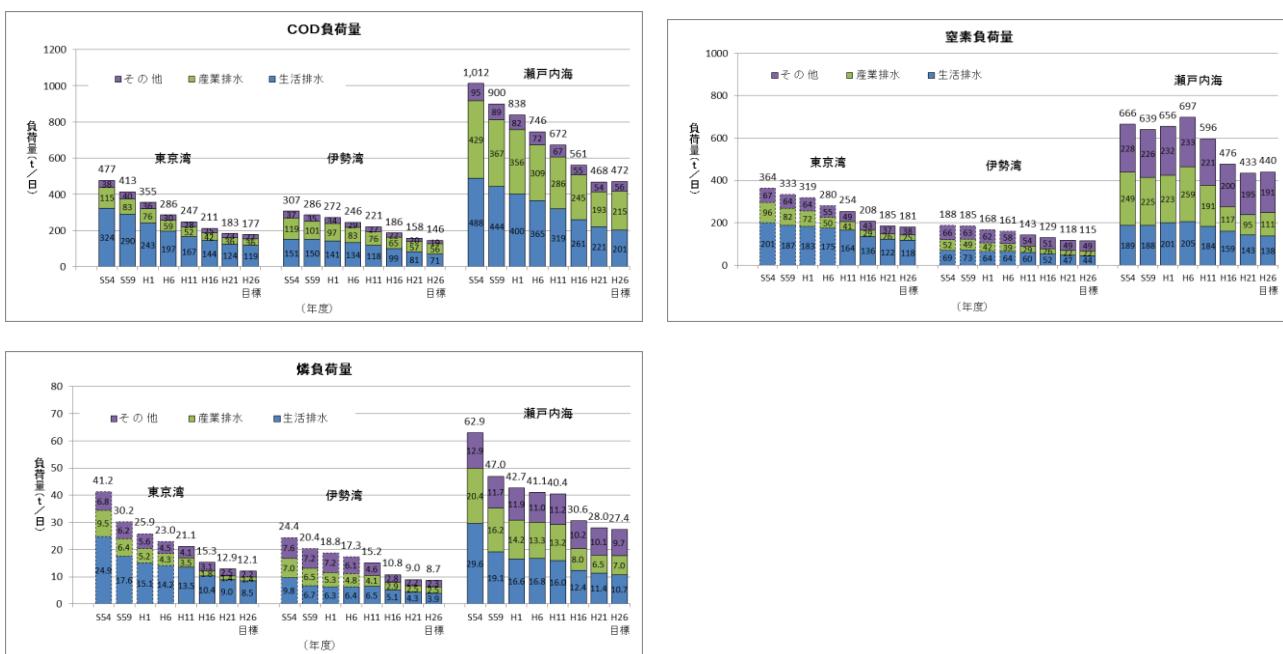
環境省では、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握するとともに、各海域の水質等について統一的な手法による調査を通じて汚濁状況を的確に把握するモニタリングを実施しており、汚濁負荷量は各海域において順次削減が進んでいる状況である（図表III-4-22）。引き続き調査を実施し、閉鎖性海域に係る施策検討の基礎資料として活用していく。

国土交通省では、閉鎖性水域の海洋環境保全のため、各種環境モニタリングを実施している。

- ・千葉灯標に設置したモニタリングポストにおける水質の常時観測
- ・地球観測衛星による観測データを利用した東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動、消滅等を把握・海上保安庁の測量船による瀬戸内海における貧酸素水の実態把握調査

今後は、引き続き閉鎖性水域の海洋環境保全のため、各種環境モニタリングを継続して実施する。

図表III-4-22. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移



注 硝素・燐の S54～H6（点線の棒グラフ）は関係都府県による推計値、グラフ右端の H26 は目標値。

出典) 「発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係都府県による推計結果」から作成

【瀬戸内海環境保全基本計画の変更】（環境省）

「瀬戸内海環境保全基本計画」（平成 12 年 12 月 19 日閣議決定）について、中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会における審議を踏まえ見直しを行い、平成 27 年 2 月 27 日に、基本計画の変更が閣議決定された。新しい基本計画には、瀬戸内海の多面的な価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、各種施策の積極的な実施に努めること等が盛り込まれており、今後はそれらの状況を適宜フォローアップしていく。

【有明海・八代海等の再生】（環境省）

有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から報告された解決すべき諸問題について調査し、当該海域の環境保全及び改善を図る。

平成 24 年度に評価委員会に小委員会を設置して以降、生物・水産資源・水環境を巡る諸問題や再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析を行っており、平成 27 年度も、引き続き再生のための評価等について検討を行うとともに、二枚貝の減少要因解明や海域の特性を把握するための調査を実施し、平成 28 年を目途とする評価委員会報告の取りまとめに向けた検討を行う予定である。

【水産環境整備事業】（農林水産省）

水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、もって、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図ることを目的に、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施している。平成 25 年度は全国の閉鎖性水域のうち 11 地区、平成 26 年度は 14 地区において、藻場・干潟の保全・造成、堆積物の除去や覆砂等の水域環境保全のための事業が実施された。平成 27 年度当初予算においては、全国の閉鎖性水域のうち 15 地区において、藻場・干潟の保全・造成、堆積物の除去や覆砂等の水域環境保全のための事業が実施される予定である。

「漁港漁場整備長期計画」（平成 24 年 3 月 23 日閣議決定）では、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間でおおむね 23 万 ha の漁場において効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね 5,500ha の藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生息環境を新たに保全・創造するとされており、今後も目標の達成に向け、水産環境整備事業の推進を図る必要がある。

【干潟の再生】（国土交通省）

閉鎖性海域において環境の保全・再生を図るため、港湾整備等により発生する浚渫土砂を有効活用し、干潟の再生の取組を行った。平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で干潟を 45ha 再生することを当面の目標として取り組んでいる。

平成 25 年度は、全国で 3.6ha の干潟の再生が完了した。

平成 26 年度は、干潟の再生を継続して行った。

今後は、平成 28 年度までに全国で残り 30ha の干潟の再生を行う予定である。

【底質環境の改善に向けた取組】（国土交通省）

赤潮・青潮の発生原因と考えられている、海水交換の悪化、富栄養化に対して、港湾整備等により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行い底質環境の改善を図った。平成24年度から平成28年度までの5年間で覆砂・深掘り跡の埋め戻し等を115ha実施することを当面の目標として取り組んでいる。

平成25年度は、全国で26.8haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行った。

平成26年度は、全国で17.3haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行った。

今後は、平成28年度までに全国で47.7haの覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行う予定である。

【里海の創生】（環境省）

自然生態系と調和しつつ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる里海づくりの取組を推進するため、平成26年度は、藻場・干潟等の分布状況を把握するための効率的な調査手法を検討するとともに、各地の里海づくりに関する情報を収集・整理した。

今後は、藻場・干潟の分布状況の把握や情報発信等を通じて、地域における里海づくり活動を促進するための取組を進めていく。

【環境技術実証事業（閉鎖性海域における水環境改善技術分野）】（環境省）

既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、第三者が客観的に実証する事業を実施することにより、普及を促進する。当分野では、水質及び底質の直接浄化、生物生息環境の改善等に関する技術について、平成19年度から平成26年度までに15技術を実証した。

引き続き対象技術の実証を行い、有用な技術の普及を図っていく。

【生物多様性保全回復施設整備交付金事業】（環境省）

我が国を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接に関連する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業を支援することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、自然共生社会づくりを推進する。

平成25年度より、本施策において、熊本県が荒瀬ダムを撤去し球磨川（球磨川水系）の生態系を回復する事業を採択し、継続して支援している（交付金：国費1/2以内）。また、モニタリングにより河川環境の回復が確認されている。

平成27年度も引き続き当該取組を支援する予定である。

【下水の高度処理等による水環境の保全】（国土交通省）

（P115の再掲のため、内容は省略）

【持続的な農業生産方式の導入の促進】（農林水産省）

（P 107 の再掲のため、内容は省略）

【環境保全型農業直接支払交付金の推進】（農林水産省）

（P 108 の再掲のため、内容は省略）

【農業環境規範の普及・定着】（農林水産省）

（P 108 の再掲のため、内容は省略）

【有機農業の推進】（農林水産省）

（P 108 の再掲のため、内容は省略）

c) 海洋汚染の防止を図るための取組の状況

現状

海洋環境保全対策を効果的に進めるため、我が国周辺海域海洋環境調査による現況把握のほか、国際的な協力・貢献などの取組を継続している。

取組状況

12. 海洋汚染の防止を図るため、陸域からの負荷の削減などの適切な対策を進めるとともに、陸域からの負荷とその影響について調査研究を進める。また、海洋環境の保全に当たっては、海域を共有する関係各國間の協力が重要であり、海洋環境に係るデータの集積、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進、国際協力体制の構築の推進を図る。さらに、海岸漂着物等については、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るとともに、漂流ごみ及び海底ごみについても実態の把握に努める。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。なお、産業廃棄物の海洋投入処分量の更なる削減をし、海洋汚染の防止を推進する必要があり、また、海岸漂着物対策に関しては、より一層の発生抑制対策の推進を図り、回収・処理事業との相乗効果を高めていく必要がある。

【海洋環境モニタリング】（環境省）

廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施及び我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効果的に実施するため、我が国周辺海域における陸上・海上起因の汚染物質による影響の経年的変化を適切に把握している。

平成 25 年度は、沖縄近海（D 測線）の 4 測点（陸域起源：2 測点、海洋投入処分位置：2 測点）において、海水、堆積物等の調査を行った。平成 26 年度は、九

州北海域（F測線）の8測点（陸域起源：8測点）において、海水、堆積物等の調査を行った（図表III-4-23）。

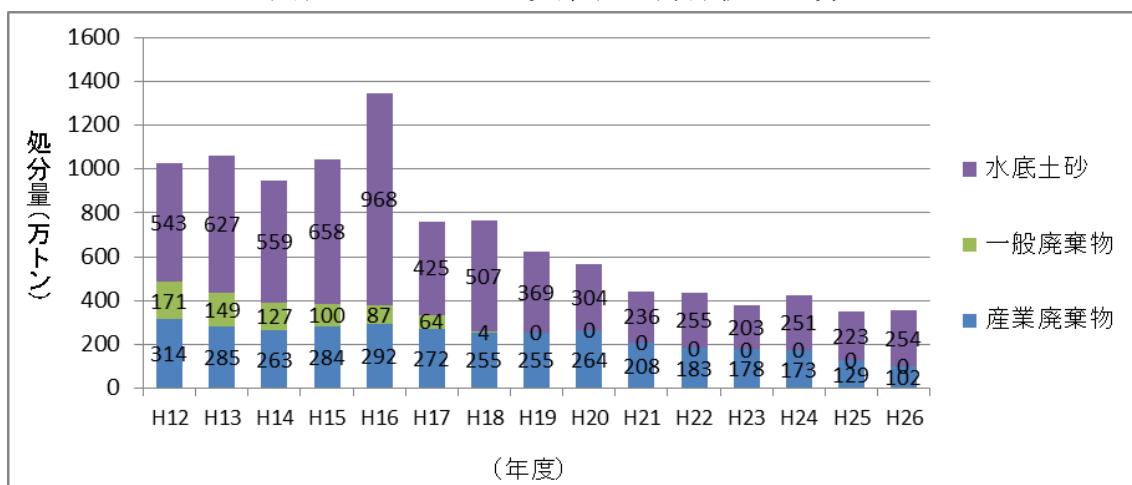
平成27年度は、北海道・東北東海域（A側線）の5測点（陸域起源：5測点）、海洋投入処分位置3測点及びホットスポット※1測点において、海水、堆積物等の調査を行う予定である。

今後は、引き続きモニタリング調査及び過去に海洋投入処分を実施した海域のモニタリングにおいて、高濃度のP C Bが検出された観測点の調査を行う。

なお、近年問題となっているマイクロプラスチック等、P C Bや重金属以外の問題への対応が課題となっており、実態調査を行い、生態系への影響など各種検討を行う必要がある。

※ 過去の調査により、堆積物について他の沖合域で見られない高濃度汚染が確認された海域

図表III-4-23. 廃棄物の海洋投入処分量



注 一般廃棄物の海洋投入処分は、平成19年4月1日より禁止されている。

出典) 環境省「海洋投入処分量集計資料」から作成

【海洋汚染調査】（国土交通省）

外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、採水、採泥を実施し、海水及び海底堆積物中の油分、P C B、重金属、有機スズ化合物、C O Dを分析し、報告書をインターネットにより公開している（昭和47年度より継続実施）。

今後は、引き続き海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施する。

【廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書（以下「ロンドン条約・議定書」という）を通じた取組】（外務省、環境省）

我が国は、ロンドン条約・議定書に加盟し、その着実な実施に貢献することで、海洋投棄による海洋環境の汚染防止に取り組んでいる。毎年、ロンドンの国際海事機関本部で開催される締約国会合等での議論に積極的に参画しており、今後も、引き続き締約国会合での議論に積極的に参加し、ロンドン条約・議定書の着実な実施

に貢献していく。

産業廃棄物の海洋投入処分量については平成 24 年 173 万トン、平成 25 年 129 万トン、平成 26 年 102 万トンと年々減少傾向にある（図表III－4－23）が、他の締約国と比較すると多い状況にある。赤泥の海洋投入処分については、平成 26 年度末に終了しており、今後は、引き続き産業廃棄物の海洋投入処分量の削減に努め、海洋汚染を防止していく。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄については、平成 27 年 6 月現在、我が国において実施されておらず、今後、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可申請があれば、最新の知見を踏まえた適正な審査を実施していく。

【マルポール条約に基づく国内対応（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の着実な推進】（国土交通省）

船舶による海洋汚染等の防止を目的としたマルポール条約の適格な実施を確保し、海洋環境の保全等に資することを目的とする。

平成 25 年度は、マルポール条約の容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則を定めた附属書Ⅲ及び船舶による大気汚染の防止のための規則を定めた附属書VIの改正に伴い、これを国内担保するため、同法施行令及び施行規則について所要の改正を行った。平成 26 年度は、附属書VIの改正に伴い、これを国内担保するため、同法施行令について所要の改正を行った。

今後も、海洋環境の保全等に資することを目的として、国際条約等の改正内容の国内担保措置を適確に実施していく。

【北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）を通じた取組】（外務省、環境省）

北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）には、中国、韓国、ロシアとともに参加し、北西太平洋地域（日本海及び黄海）における海洋環境の状況調査、データベース構築、緊急時行動計画の策定、漂流・漂着ごみ対策等の取組を行っている。

我が国は、平成 25 年 12 月に富山県で第 18 回政府間会合を開催し、各国の活動拠点における活動状況の共有や、N O W P A P 運営等に関する議論を行った。平成 26 年 10 月にモスクワで開催された第 19 回政府間会合に参加し、N O W P A P 運営等に関する議論を行った。

本年ドイツにおいて開催されたG 7 エルマウ・サミットにおいては、海洋環境の保全に対するコミットメントが示されたところであり、今後、G 7 メンバー国として、N O W P A P 政府間会合等の機会を捉え、N O W P A P における関連取組みの強化を促す。

このほか、平成 25 年度は、過去に改良した富栄養化状況評価手順書を基に、ケーススタディを実施した。平成 26 年度は、評価手順書における予備評価手順のうち、衛星クロロフィル a を用いた広範囲にわたる海域評価を開始した。平成 27 年度においても引き続き実施する予定である。

今後は、濁水に対応した衛星クロロフィル a 濃度推定アルゴリズムを使い、N O W P A P 海域全域を対象として、富栄養化の兆候が見られる海域の抽出を試みる。

【船舶バラスト水規制管理条約に規定されるバラスト水処理設備に係る承認】（国土交通省）

「船舶バラスト水規制※管理条約」が採択されており、本条約が発効した際には、我が国船舶は当該基準を満たす必要がある。これを受け、当該基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水処理設備の承認を進めている。平成 26 年度末時点で、13 型式に承認を与えている（平成 24 年度末時点では 8 型式）。

今後は、引き続き日本国籍船舶に搭載可能な処理設備の承認を適切に進める上で、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進を図る。

※ 船舶の復原性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水のこと

【漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業】（環境省）

漂流・漂着・海底ごみ（海洋ごみ）については、単に景観等の問題だけではなく、微細化したプラスチックごみ（マイクロプラスチック）の自然環境への影響等も懸念されているところ、単に海岸に漂着したごみを回収・処理するだけではなく、発生を根本から抑制していく視点が重要である。

現状では、海岸漂着物地域対策推進事業の成果等（同事業で回収したごみの総量は約 11 万トン）を含む海洋ごみの状況把握や、海岸清掃事業マニュアル、海岸漂着物流出防止ガイドラインの策定等の取組が着実に進んでいる。

平成 25 年度は漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国 14 か所、平成 26 年度は全国 150 か所において実施し（新たに、沖合域の漂流・海底ごみ調査を実施したため、調査地点が増加。）、平成 27 年度は、全国 150 か所程度実施予定である。

また、海岸漂着物等地域対策推進事業では、平成 27 年度より海岸漂着物のみならず、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理にかかる費用も対象とし、例えば地方公共団体の判断により漁業者が持ち帰ったごみの回収・処理事業を実施することができることとするなど、海洋ごみの回収の推進に努めている。

発生抑制対策のためのモデル調査結果は地方公共団体等で活用いただけよう、広く周知している。加えて、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」では、海洋ごみの回収・処理に加え、発生抑制対策に係る事業も補助対象としており、各都道府県において地域の実情に応じた発生抑制対策を推進している。また、当該補助金を活用して各都道府県が実施した発生抑制対策については、環境省が取りまとめ、フィードバックを実施し好事例の普及に努めていく。

今後は、地域環境保全対策費補助金事業の成果等を活用し全国的な状況を把握するとともに、代表的な地域・海域における詳細な状況について並行してモニタリングすることで、引き続きより広範囲かつ詳細な状況把握に努める。また海洋

ごみの削減については、海岸漂着物等地域対策推進事業（都道府県が実施する海洋ごみの回収処理・発生抑制対策事業を支援する補助事業）を着実に実施し、回収・処理と発生の抑制を推進する。

【海岸漂着物の円滑な処理】（国土交通省、農林水産省）

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に流木等の処理を実施。平成25年度は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を全国8か所において、平成26年度は同事業を全国7か所において実施した。

なお、平成26年6月に「海岸法」（昭和31年法律第101号）が改正され、海岸管理を適正かつ確実に行う法人・団体を海岸管理者が海岸協力団体として指定することが可能となったため、今後、海岸協力団体が活動の一環として行う海岸の清掃活動により、海岸に堆積する流木及びゴミ等の削減が見込まれ、当該事業との相乗効果を高めることが期待される。

d) 国際協力・連携の取組の状況

現状

水環境の国際協力・連携の取組は、技術協力、資金協力、関連ステークホルダーの能力構築のほか、水ビジネス展開支援などを継続して行っている。

取組状況

13. 我が国の水環境と世界の水環境が密接につながっていることを踏まえ、国際的な視野にたって、諸外国における水環境の保全・改善に貢献することが重要である。このため、我が国における水環境保全に関する技術と経験をいかし、官民を含む多様な主体の連携を深めながら、制度移転や技術的支援、インフラ整備支援を推進するなど国際協力・連携の取組を推進する。

また、水利用による環境影響の評価であるウォーターフットプリントの算出プロセスが、節水・省水・排水処理等の我が国の水資源の確保・水環境の改善に関する高い意識や技術をより適切に評価するものとなるよう、積極的な役割を果たしていく。

さらに、将来的に大きな水需要の拡大が見込まれているアジア・中東等の地域において、「量」と「質」の両面から顕在化している水問題に対処するため、官民一体となった積極的な取組を通じ、我が国の水関連産業の国際競争力強化を通じた海外の水環境の改善を図る。

上記事項の推進のため、以下の取組を行っている。なお、我が国の民間企業が有

する優れた水処理技術の海外展開の促進・支援を一層強化することにより、海外における水環境改善を図る必要があり、また、アジア各国の水環境ガバナンスを強化する取組については、各国の水環境管理の進展度合いや課題に応じた支援を行う必要がある。

【ロンドン条約・議定書を通じた取組】（外務省、環境省）

（P124の再掲のため、内容は省略）

【北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）を通じた取組】（外務省、環境省）

（P125の再掲のため、内容は省略）

【ODAを通じた国際的な水環境保全への対応】（外務省）

我が国の水環境保全に関する技術・経験をいかし、開発途上国のニーズに合う形で海外の水環境問題の解決を図ることを目的に、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力をアジア、中東、アフリカ及び中南米地域にて実施。

引き続き我が国の水環境保全に関する技術・経験をいかし、海外の水環境問題の解決を図ることに努めていく。

【アジアモンスーン地域連携水田・水環境評価検討事業】（農林水産省）

アジアモンスーン地域における水田農業の有する多面的機能の重要性について、INWEPF*が実施する多面的機能の貨幣価値換算評価やその結果の国際社会への情報発信等の活動の支援により、多面的機能に関する国際社会の理解の醸成を図るとともに、これらの活動を通じてそれら機能を増進する取組を推進する。

平成25年度は、5月にタイにて開催された第2回アジア太平洋水サミットにて、多面的機能の重要性について関係者で共有した。また、11月にタイで開催されたINWEPF運営会議では、水田の地下水涵養機能の貨幣価値換算評価についての活動報告を行った。

平成26年度は、11月にベトナムで開催されたINWEPFシンポジウム及び運営会議、並びに平成27年4月に開催された第7回世界水フォーラムにおいて、水田の多面的機能の重要性や同機能を増進するための取組について情報発信し、同機能の国際社会への理解醸成を図った。

なお、第7回世界水フォーラムにおいて、当該水フォーラム参加者の意見を反映した「閣僚への勧告文」に多面的機能の重要性についての記述がなされた。

* International Network for Water and Ecosystem in Paddy Field：アジア地域を中心とした水田農業を営む17ヶ国及び国際機関から成る組織

【アジア水環境パートナーシップ（WEPA）】（環境省）

WEPAは、アジアの13のパートナー国との協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、関連ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水

環境ガバナンスを強化することを目指す取組である。

平成 27 年 4 月に開催された第 7 回世界水フォーラムにおいて、これまでの W E P A の取組等について発信した。

これまでの W E P A の活動の結果、各国の水環境担当行政官の知識や課題解決能力等は向上してきており、また、パートナー国間の強い連携が生まれている一方で、各国においては発展段階や各国固有事情等によって多様な課題を抱えていることが明らかになっている。

このため、第Ⅲ期（平成 26～30 年）では、これを受けた取組を進めていくことが強く求められており、更なる支援の強化を行っていくなど、各国のレベルやニーズに応じた支援を進めていく予定である。

【中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業】（環境省）

日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚染物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の中国国内での普及促進により中国国内における水環境改善を図ることを目的として、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、現地調査を通じて、山東省威海市、四川省徳陽市、浙江省嘉興市において、分散型排水処理モデル施設の設計等を行った。

平成 26 年度は、これらの分散型排水処理モデル施設の維持管理マニュアルの作成を行うなど技術的支援を行うとともに、「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」を両国局長級で締結した。

平成 27 年度は上記の意向書に基づき、畜産排水分野に関する共同研究やセミナーを実施する。

今後は、中国国内に導入可能な排水処理技術について検証を行うとともに、我が国の水関連企業の中国国内でのビジネス展開も視野に入れつつ、更なる協力の可能性について検討する。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】（国土交通省）

世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するために、「政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図っている。

プロジェクト形成に関しては、平成 25 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、サウジアラビア等との間でセミナー及び政府間協議を実施した。また、サウジアラビア、カンボジアを対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を図った。

平成 26 年度も、ベトナム、インドネシア、マレーシアの重点対象国を中心に政府間協議やセミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシアを対象に本邦研修を実施し、下水道事業実施能力の強化を図った。

平成 27 年度も引き続きベトナム、インドネシアなどの重点対象国を中心に政府間協議・セミナーを実施予定である。

国際標準化の推進に関しては、我が国が幹事国を務めるT C 282（水の再利用）の取組を始め、汚泥の処理・処分、雨水管理などの水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進している。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、アジア・大洋州を対象に実現可能性調査（F S）や現地実証試験等を支援することで、具体的なビジネスモデルを構築することを目的に事業に取り組んでいる。

公募により産業排水処理、生活排水処理などのモデル事業を採択しており、平成25年度は、3件の現地実証試験の実施及び2件の実現可能性調査（F S）の実施の支援を行い、平成26年度は、3件の現地実証試験の実施及び3件の実現可能性調査（F S）の実施を支援した。

平成27年度は、4件の現地実証試験を実施及び公募により3件の新規案件について実施可能性調査を実施する。

今後は、更に事例の蓄積をしていくとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者に共有していく。

【し尿処理システムの国際普及の推進】（環境省）

国連ミレニアム開発目標（S D G s）の達成及び公衆衛生の向上、水環境の保全に寄与することを目的として、浄化槽やし尿処理施設等、日本発の優れたし尿処理技術の国際普及を図っている。

平成25年度及び平成26年度には、中国及びベトナムの現地調査、有識者による日本のし尿処理技術の国際普及に向けた方向性の検討、海外関係者を招いたし尿処理技術に関する国際ワークショップの開催等を実施した。

平成27年度には、第7回世界水フォーラムへの参加等を通じ浄化槽等の普及促進を図ったほか、3回目となる国際ワークショップの開催に向けた準備、浄化槽の国際普及戦略に関する検討等を行っている。

今後は、持続可能な開発目標（S D G s）の水に関する目標の達成に貢献するため、J S C^{*}やJ I C A等の関係機関とも連携しながら、浄化槽等日本のし尿処理システムのさらなる普及を推進していく。

* J S C：日本サニテーションコンソーシアム（Japan Sanitation Consortium）

アジア・太平洋水フォーラムが推進する地域の水に関するナレッジハブ・ネットワークのサニテーション分野のハブ組織として、下水道、オンサイト処理、し尿処理等に関する専門機関によるコンソーシアムという形で、2009年に設立。

【アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業】（環境省）

地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット技術に

ついて、新たな市場メカニズムを念頭におきつつ、現地での環境条件下における実証実験を平成 24 年度より、インドネシアとの政府間合意のもと、同国の水産加工場における排水処理対策技術を対象に着手した。

平成 25 年度は、インドネシアの水産加工場に実証施設を設置しモニタリングを開始するとともに、現地政府等関係者を対象にした現地ワークショップ及び訪日研修を実施した。

平成 26 年度は、モニタリングを継続し、コベネフィット効果の算出・分析を行った。この結果、対象水産加工場の排水は基準を満たすレベルに改善され、他の排水処理方式と比べ、約 6 割の温室効果ガスの削減効果が確認できた。また、現地政府等関係者を対象にした現地ワークショップ、及び訪日研修を実施した。

平成 27 年度は、インドネシアの水産加工業とパーム油を対象としたコベネフィット型排水処理対策のための調査を実施している。

今後、メタンガス等のエネルギー回収やパーム油産業における排水対策の実証試験を実施するとともに、継続的な能力構築を行う。

【国連大学拠出金（低炭素型水環境改善システム研究事業）】（環境省）

アジアの開発途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行う。またこれにより、開発途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。

平成 26 年度は、調査実施方針を策定し、アジア地域 4 都市の基礎データの収集及びワークショップを行い、都市と水環境に関する実態や関連施策の動向について共有し、当該都市における課題を把握した。

平成 27 年度は、調査対象地域の拡大及び基礎的データの収集を行い、収集・整理した水質関連情報等を提供するためのデータベースを構築する。さらに、水質予測モデルの構築と水環境の持続可能性を評価する指標の開発に着手する。

今後は、引き続きアジアの開発途上国への情報整備・政策評価手法の提供を行い、政策立案・実施能力の向上を図る。

今後の課題

関係府省において、環境基本計画を踏まえ、本分野に関する施策が講じられていることを確認したが、水質に係る環境基準を達成していない地域が残っており、今後も施策の更なる充実が必要である。加えて、施策を効果的・効率的に推進するためにも、関係省庁をはじめ、関係者が緊密に連携していくことが重要である。

平成25年に実施した前回の点検の際に指摘した課題も踏まえて、施策が進展していることは高く評価できる。

一方で、以下のとおり、前回点検時から引き続き問題となっている課題や新たに対応が必要となっている課題など、個別課題も見受けられていることから、引き続きこれらの課題を踏まえて施策を推進すべきである。

- 水循環基本計画の策定を踏まえ、関係省庁をはじめ、関係者が十分に連携し、流域全体に配慮しつつ、水環境や生態系の保全、持続可能な地下水の保全と利用など健全な水循環の形成のための施策を総合的に推進していく必要があるが、あわせて水循環の健全性を評価するための指標に係る調査研究を推進する必要がある。
- 地下水環境基準超過率の高い硝酸性窒素等について、総合対策制度を通じて地下水流域における地域の取組を技術的・経済的に支援するとともに、その知見を盛り込んだ「硝酸性窒素等総合対策ガイドライン」の策定へ向け、地域の取組の推進に必要となる情報について収集整理を行い、検討を行う必要がある。また硝酸性窒素等の対策の推進にあたっては、関係省庁をはじめ関係者が連携して取り組むことが重要である。
- 気候変動による水環境への影響が懸念されることから、科学的知見の集積及び最新の知見を踏まえ、気候モデルを用いた将来の水質や生態系への影響予測の精度向上を図りつつ、全国の湖沼を対象とした適応策の検討を行うなど、水質等への影響解明、水循環への影響評価・適応策の検討を行う必要がある。
- 水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価する水生生物調査の結果を生物多様性の観点からも適切に整理、解析するとともに、その結果等も踏まえ、水環境の状況を生物で評価する手法について検討を行う必要がある。
- 森林の整備や農地保全対策は、森林や農地の有する多面的機能を発揮させ、水源の涵養や生物多様性の保全など環境の保全にも資することから、目標が達成されるよう引き続き計画的に推進することが必要である。
- 湖沼へ流入する汚濁負荷量の削減を目指し、都道府県が設置する土地利用調整会議の活用を図る等関係者間の連携を図るとともに、水質予測モデルを用いて水質汚濁のメカニズムを解明し、湖沼の水質保全、富栄養化防止のため水環境に効果的な施策の組み合わせについて検討を進める必要がある。

- 閉鎖性海域を取り巻く水環境について、水質や藻場・干潟の状況等に関する各種調査・研究を推進し、これらに関する科学的知見の充実を踏まえ、水質の保全や生物多様性・生物生産性の確保等の観点から総合的な水環境改善対策の検討を進める必要がある。
- 海洋ごみ対策に関しては、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、近隣諸国との連携・協力を含めた、より一層の発生抑制対策の推進を図り、回収・処理事業との相乗効果を高めていく必要がある。また、引き続き回収・処理事業の成果等を活用した全国的な状況把握に努める必要がある。さらに、特に近年問題となっているマイクロプラスチックの汚染実態に関する調査研究を推進する必要がある。
- 我が国の水処理技術の海外展開においては、引き続き現地のニーズを把握し、地域に最も適する技術を適用することにより、水環境改善を図る必要がある。

5. 大気環境保全に関する取組

重点検討項目①：社会情勢の変化を踏まえた新たな課題への対応

近年、騒音を発生する施設、形態が多様化し、従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音、低周波音の問題が発生している。また、新たな宅地開発に伴い、新たに居住することとなった者に係る騒音問題が発生していることも環境基準の達成率が改善しない要因と推測されている。

一方、民間建築物の解体が今後ピークを迎える中、アスベスト飛散、ばく露防止対策の徹底も重要である。さらに、大都市を中心とする平均気温の上昇に伴い、大気の熱ストレスが増大する地域においてヒートアイランド対策及び熱中症対策を推進する必要がある。

こうした様々な社会的状況の変化に伴う新たな課題について、科学的知見を踏まえて、検討を行う必要があり、このような観点から、以下の a) から d) までの項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 騒音・低周波音に係る科学的知見の集積と対策の検討
- b) 後住者に係る交通騒音問題の未然防止
- c) ヒートアイランド対策の計画的実施の促進
- d) アスベスト飛散、ばく露防止対策

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

- 従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音問題について対策を検討するために必要な科学的知見を集積する。その中でも、風力発電施設等から発生する騒音・低周波音については、その発生・伝搬状況や周辺住民の健康影響との因果関係等、未解明な部分の調査研究を進め、必要な情報を積極的に発信する。また、それらの施設から発生する騒音・低周波音が環境に及ぼす影響を適切に調査、予測及び評価するための手法を確立する。
- 車両の低騒音化などの発生源対策や、住宅の防音工事といったばく露側の対策に加え、交通施設の沿道・沿線に住居等が新たに立地しないよう、潜在的な後住者に対し沿道・沿線の騒音状況を情報提供するなどの誘導施策により、交通騒音問題を未然に防止するための取組を行う。
- 関係府省と連携し、今後のエネルギー需給構造の変化等を踏まえた熱環境の状況把握、地域の実情に応じた人工排熱の利活用・低減並びに地表面被覆及び都市形態の改善の計画的実施を促進する。また、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の大気の熱ストレスに対する軽減策の実施も促進する。
- アスベスト対策については、解体時における建築物等のアスベストの使用状況の確認をより徹底していくとともに、その解体現場における飛散状況を迅速に把握するための効率的かつ効果的な測定方法の確立及び飛散・ばく露防止対策の徹底

を図る。

(2) 現状と取組状況

国は、全国的観点から必要な枠組みを構築するとともに、事業者、地方公共団体等の各主体との連携強化により、取り組むべき対策を効果的に実施することが必要である。なお、国自身が大きな事業者、消費者であることから、率先して環境負荷の低減に努めることが必要である。

また、それぞれの主体の大気環境改善のための取組状況の把握、検証に努めるとともに、様々な主体による取組が社会的に評価されるような仕組みについても検討を行うことが必要である。環境目標値の順次設定及び必要に応じた改定を行うことが必要である。

さらに、良好な大気環境・生活環境の確保のため、大学等研究機関とも連携しながら調査・研究を行うとともに、関連する情報を積極的に提供することが必要である。

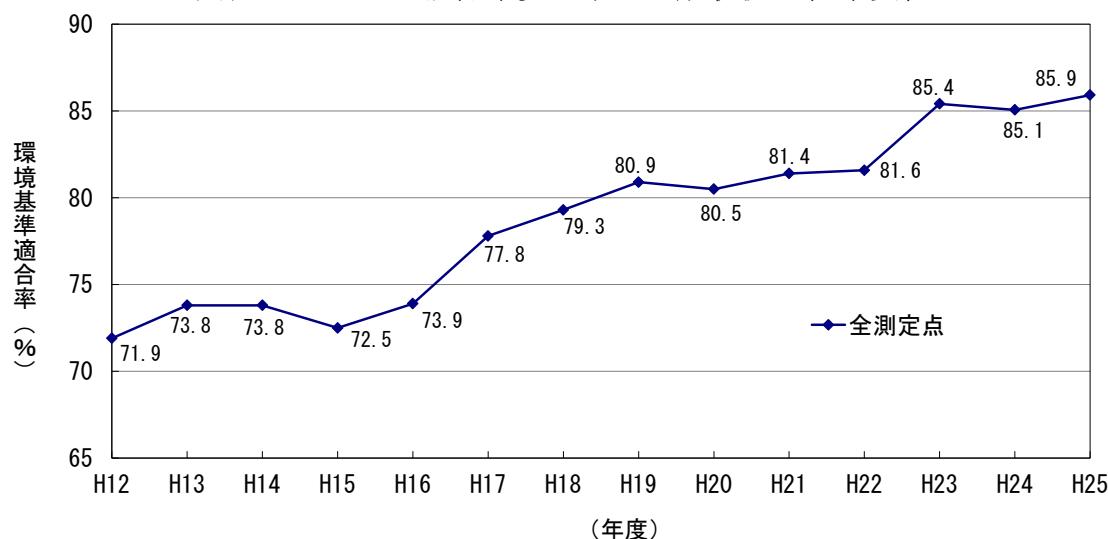
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 騒音・低周波音に係る科学的知見の集積と対策の検討

現状

一般地域における騒音環境基準の達成状況（道路に面する地域を除く。）は、平成12年の集計開始以来、ほぼ継続して改善の傾向を示している。平成25年度は、全測定地点3,174地点（前年度3,107地点）で騒音状況の測定を行い、そのうち85.9%（同85.1%）の地点で環境基準に適合した（図表III-5-1）。

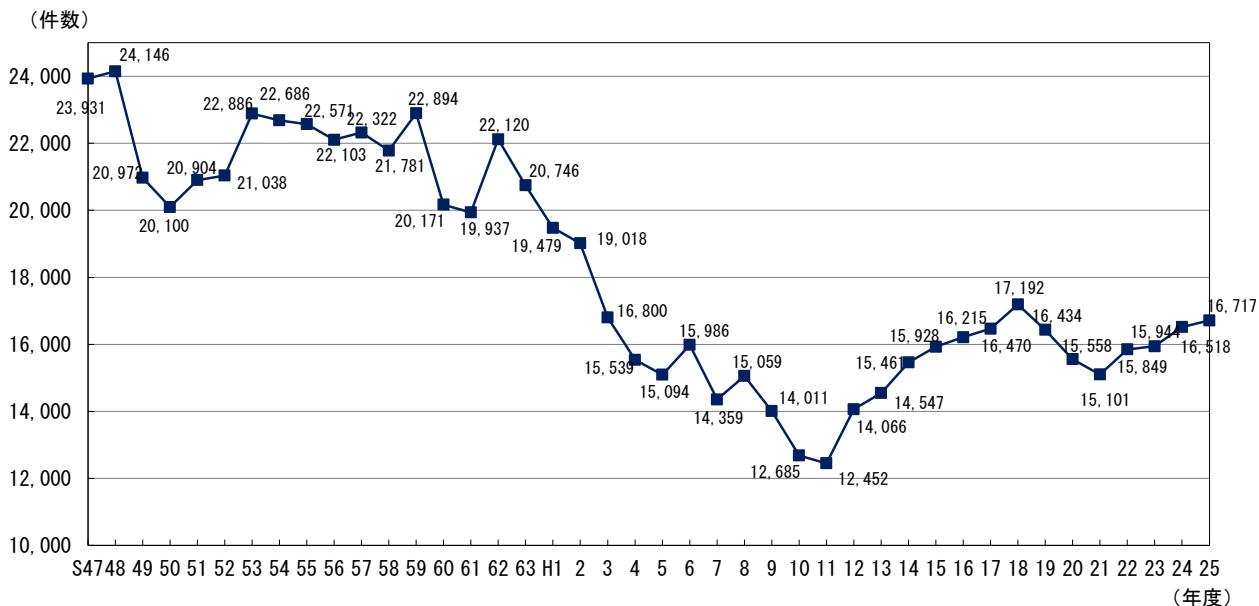
図表III-5-1. 騒音環境基準の達成状況の経年変化



出典) 環境省報道発表資料 平成25年度騒音規制法施行状況調査

騒音に係る苦情の件数は、昭和 47 年の集計以来、おおむね減少傾向にあったが、平成 11 年以降増加に転じており、現在は微増傾向にあり、平成 25 年度の苦情件数は 16,717 件だった（図表III－5－2）。

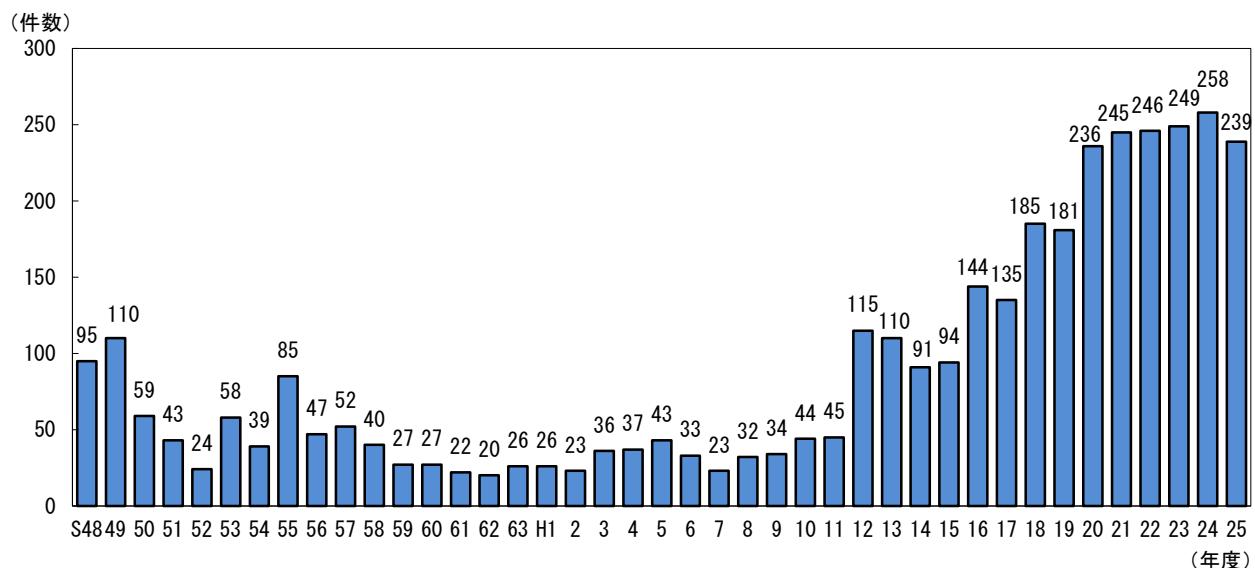
図表III－5－2. 騒音に係る苦情件数の推移及び平成 25 年度苦情発生源別内訳



出典) 環境省報道発表資料 平成 25 年度騒音規制法施行状況調査

低周波音に係る苦情の件数は、騒音に関する苦情の件数と比較すると絶対数は少ないものの、苦情の件数が近年急増しており対応が重要となっている。平成 11 年と平成 25 年の低周波音に係る苦情件数を比較すると、平成 11 年は年間 45 件だったが、平成 25 年には 239 件となり、約 6 倍と大きく増加している（図表III－5－3）。なお、同じ期間で騒音についての苦情件数は 1.3 倍程度の増加にとどまっている。

図表III－5－3. 低周波音に係る苦情件数の年次推移



出典) 環境省報道発表資料 平成 25 年度騒音規制法施行状況調査

取組状況

【騒音・低周波音に係る科学的知見の集積と対策の検討】（環境省）

風力発電施設から発生する騒音・低周波音について科学的知見を集積するため、環境政策支援の研究費である環境研究総合推進費により、平成 22 年度より風力発電による低周波音の人への影響等に関する研究を行い、風車騒音の実測データの収集や、低周波音に対するヒトの反応に関する調査等を実施している。

また、平成 25 年度から局長委嘱による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を開催し、風力発電施設に係る調査、予測および評価手法等について検討を行っている。平成 26 年度には上記検討会の下で「風力発電施設に係る騒音対策技術等に関する分科会」を開催、騒音対策技術の動向把握等を行った。平成 27 年度は、引き続き、上記検討会において検討を進めている。

さらに、低周波音に関する問題については、解決のために広範な知識が要求されることから、地方公共団体職員を対象に講習会を開催し、苦情解決のために配慮すべき事項の説明や、低周波音の測定方法等技術的な解説等を行っている。講習会は平成 24 年度に 3 回、平成 25 年度に 6 回、平成 26 年度に 4 回開催しており、平成 27 年度は 6 回開催の予定である。

b) 後住者に係る交通騒音問題の未然防止

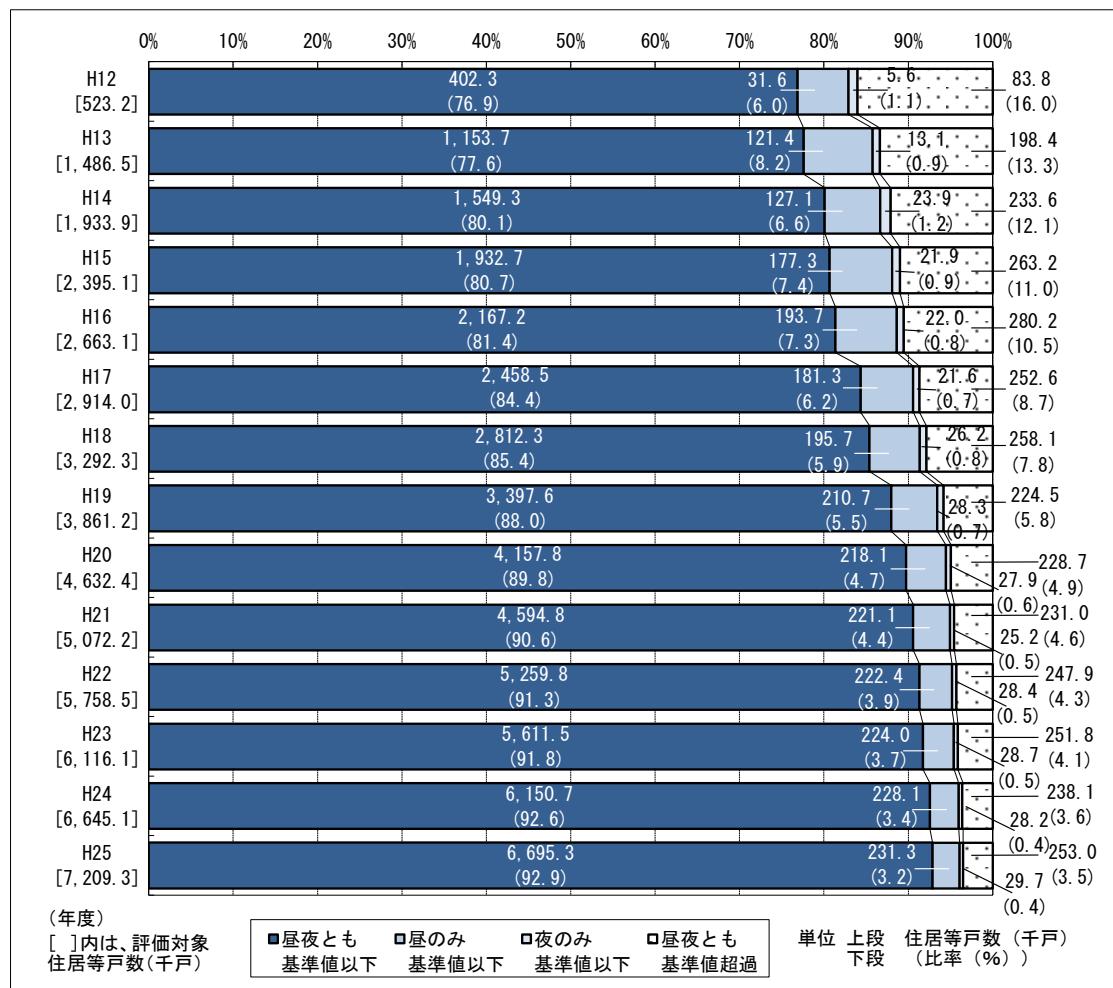
現状

<道路に面する地域における騒音>

自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、発生源対策等の実施により、全体として緩やかな改善の傾向にあるものの、依然として環境基準が達成されていない状況にある。

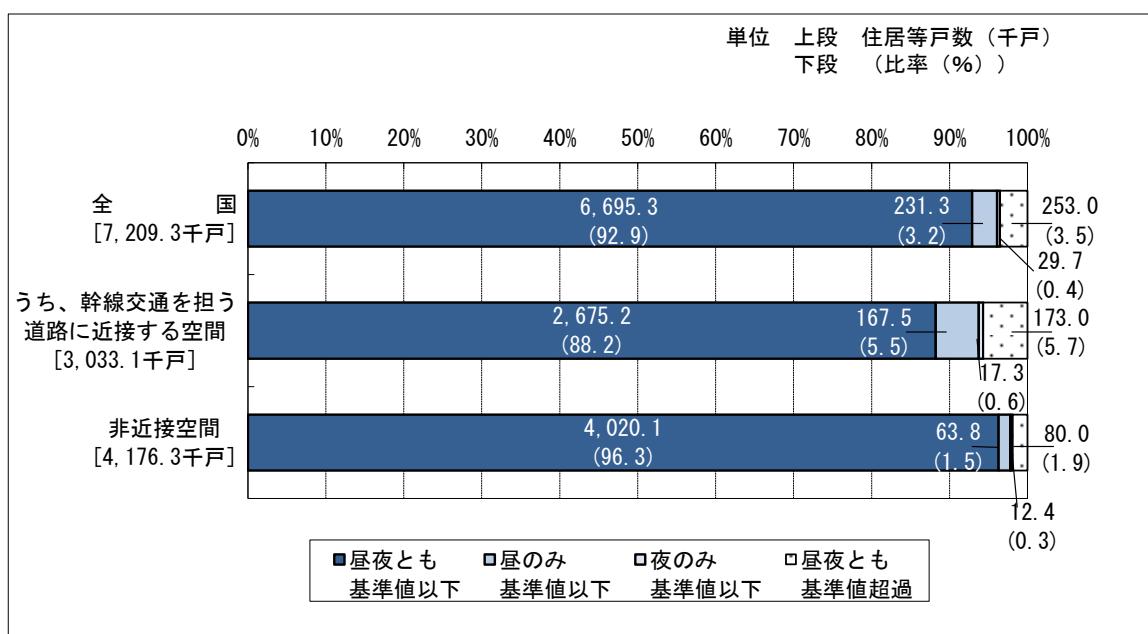
平成 25 年度は、全国 7,209 千戸の住居等を対象に評価を行い、環境基準を超過したのは 514 千戸（7%）であり（図表III－5－4）、このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある 3,033 千戸のうち環境基準を超過した住居等は 358 千戸（12%）であった（図表III－5－5）。

図表III－5－4. 道路に面する地域の騒音環境基準の達成状況の評価結果
(全国・経年変化)



出典) 環境省報道発表資料 平成25年度自動車交通騒音の状況

図表III－5－5. 道路に面する地域の騒音環境基準の達成状況の評価結果 (全体)



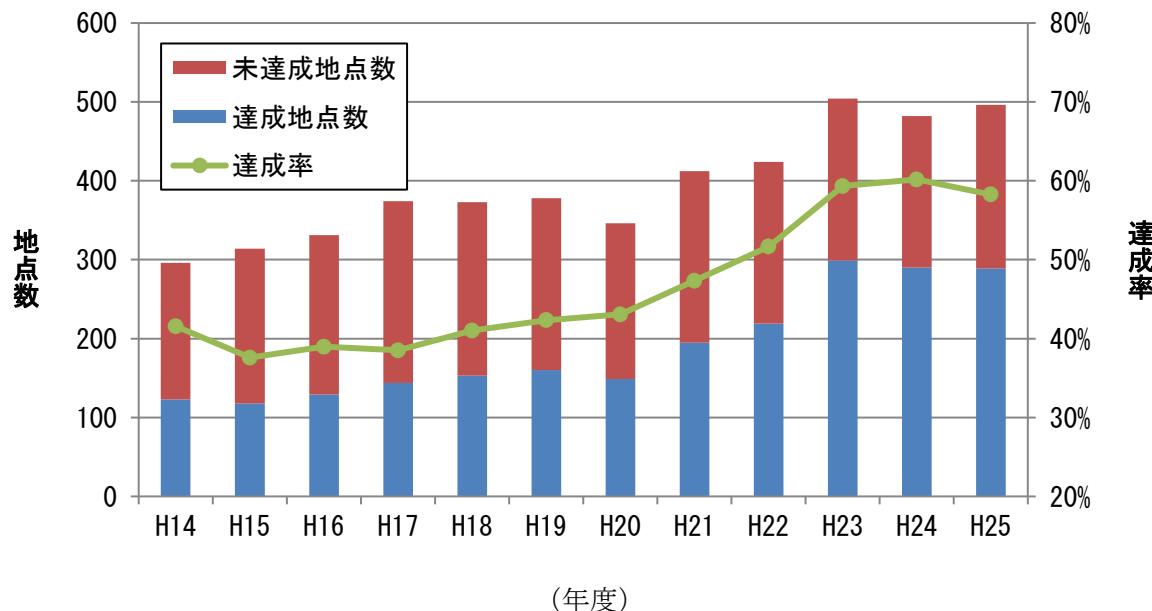
出典) 環境省報道発表資料 平成25年度自動車交通騒音の状況

<新幹線鉄道騒音>

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、発生源対策等の実施により、長期的には改善傾向にあるものの、依然として環境基準が十分達成されていない状況にある。

平成 25 年度は、496 地点において測定・評価を行い、測定地点のうち 289 地点 (58.3%) で環境基準を達成した。また、東海道、山陽、東北及び上越新幹線沿線において、主に住居地域を中心におおむね 75 デシベル以下が達成されているが、一部で達成していない地域が残されている（図表III－5－6）。

図表III－5－6．新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の評価結果（全国・経年変化）

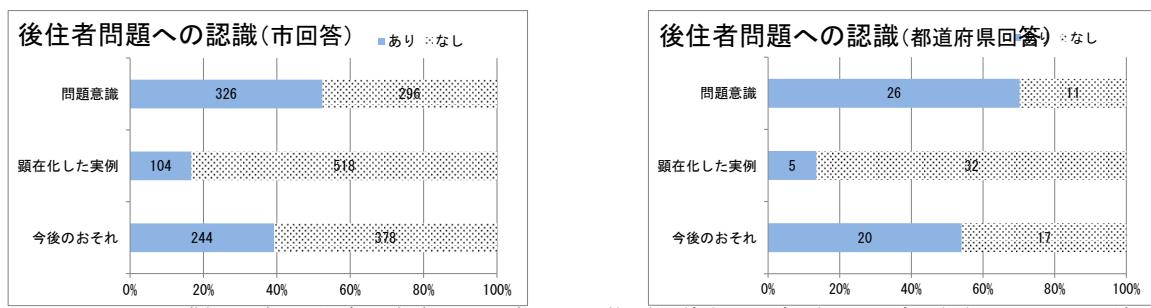


出典) 環境省水・大気環境局自動車環境対策課資料から作成

<後住者交通騒音問題に係る地方公共団体の認識>

既存の交通施設の沿道・沿線において、従前は人が居住していなかった地域で宅地開発が行われた結果、新たに居住することとなった者（後住者）に係る交通騒音問題についての地方公共団体へのアンケートによれば、5割を超える地方公共団体で問題意識を持っており、約2割弱で既に問題が顕在化し、約4割が今後の問題発生のおそれがあると回答している（図表III－5－7）。

図表III－5－7．後住者に係る交通騒音問題への地方公共団体の認識



出典) 平成 24 年度に実施した地方公共団体（都道府県・市（特別区含む））アンケート結果から作成

取組状況

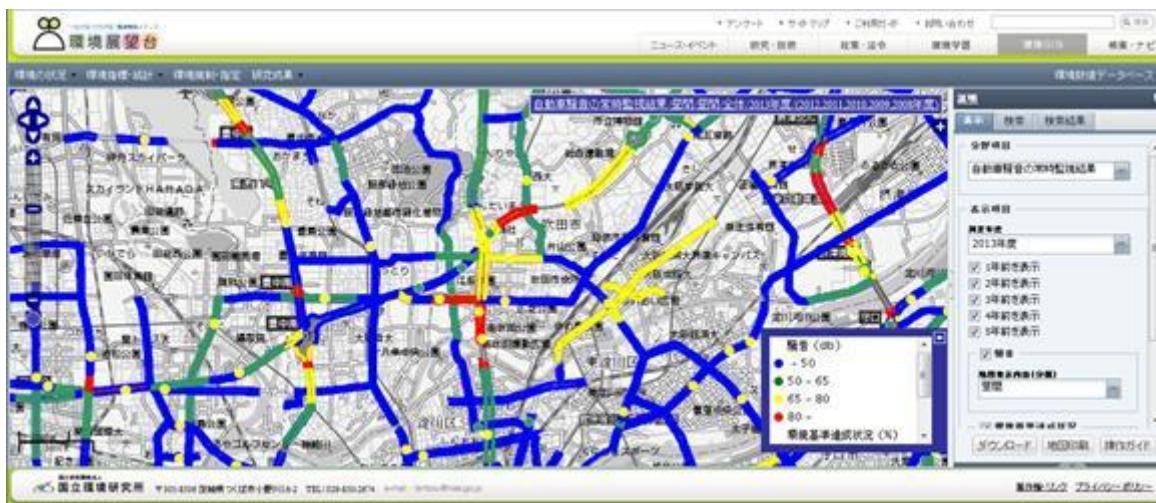
【交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン】（環境省）

今後のまちづくりに当たり、騒音問題の未然防止の観点から、沿道・沿線の騒音状況を情報提供するなどの誘導施策等により、交通施設とその沿道・沿線地域の土地利用の調和を図っていく必要があるが、具体的な対策が講じられている事例は僅かしかなかった。このため、従来から講じられてきた発生源対策等の継続・強化は引き続き重要であることに留意しつつ、各地で実施されている先進的な事例をもとに、交通施設と沿道・沿線地域の土地利用の調和を図る各種対策の選択肢を整理し、市町村の環境部局の担当者が、適切な沿道・沿線対策を選択する上で参照できる指針として、平成 26 年 4 月に「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン」を策定し、各地方公共団体に周知した。

【自動車騒音常時監視結果の情報提供】（環境省）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、地方公共団体により自動車騒音の常時監視が行われ、各地方公共団体により毎年公表されている。平成 25 年度には全国 860 団体において、延長 46,347km の幹線道路に面する地域における 7,209 千戸の住居等が評価された。また、環境省においても集計結果を公表するとともに、国立研究開発法人国立環境研究所ウェブサイト「全国自動車交通騒音マップ」にて広く結果の周知を図っている（図表III－5－8）。

図表III－5－8. 全国自動車交通騒音マップ掲載例



出典) 国立研究開発法人 国立環境研究所ウェブサイト「全国自動車交通騒音マップ」

【騒音情報の可視化に資する新幹線鉄道騒音の予測・評価手法の検討】（環境省）

新幹線鉄道騒音の測定・評価は、地域を代表する地点において行うことを基本としているが、一方で、沿線住民等により正確に騒音情報を提供することや地域の騒音実態をより正確に把握・評価することを実現するためには、新幹線鉄道騒音の面的な分布を把握することが重要と考えられる。そのためには、適切な精度を

持った新幹線鉄道騒音予測手法の確立が必要であり、平成 27 年度に、新幹線鉄道騒音予測モデルに関する検討を開始した。

c) ヒートアイランド対策の計画的実施の促進

現状

主要都市と、都市化の影響が比較的少ないとみられる地点平均の季節平均した気温などの長期変化傾向を図表III－5－9、熱帯夜日数は図表III－5－10 のとおりであり、都市部の気温上昇はそれ以外の地域よりも高く、熱帯夜日数が増加傾向にある等、依然として厳しい状況が続いている。

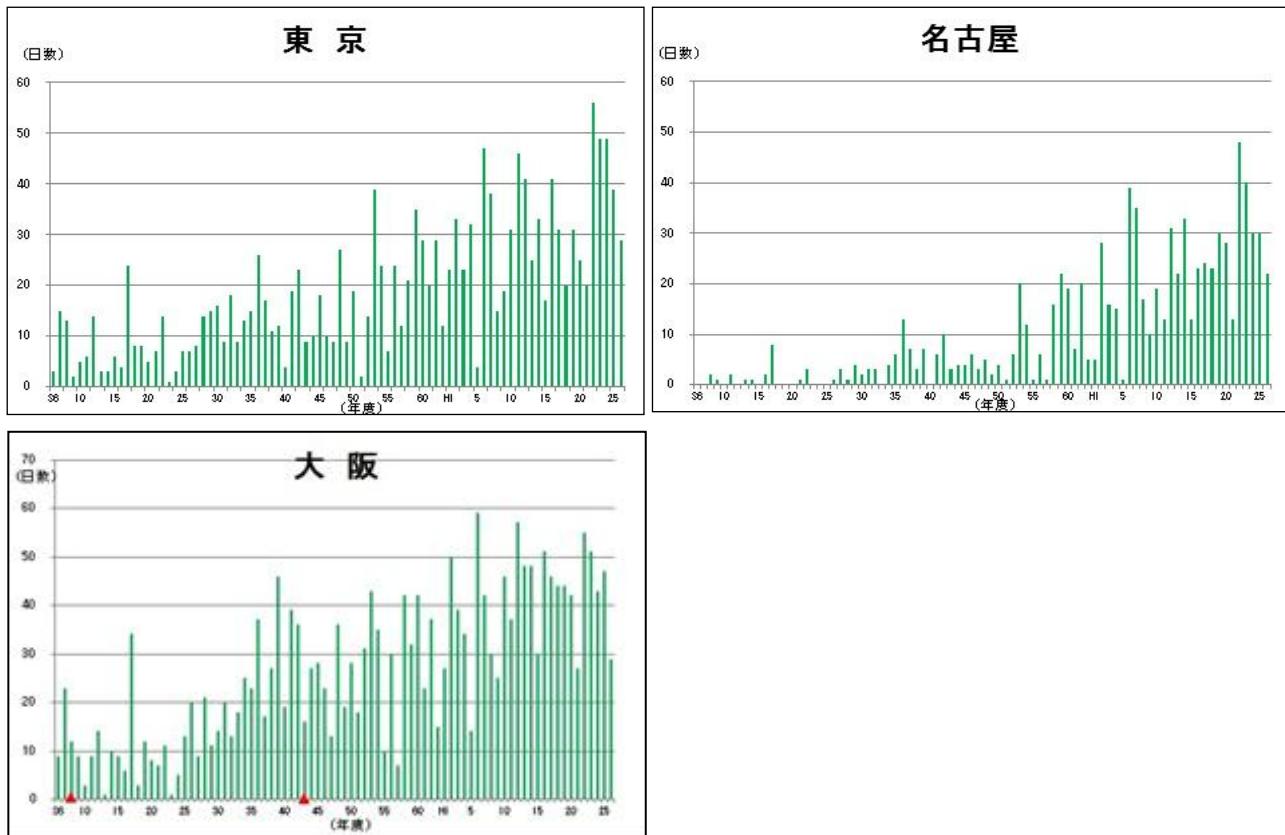
図表III－5－9．主要都市及び都市化の影響が比較的少ないとみられる地点の平均気温
日最高気温、日最低気温の長期変化傾向（昭和6年(1931年)～平成26
年(2014年)）

| 地点 | 気温変化率 (°C／100年) | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 平均気温 | | | | | 日最高気温 | | | | | 日最低気温 | | | | |
| | 年 | 春 | 夏 | 秋 | 冬 | 年 | 春 | 夏 | 秋 | 冬 | 年 | 春 | 夏 | 秋 | 冬 |
| 東京 | 3.2 | 3.2 | 2.0 | 3.4 | 4.4 | 1.6 | 1.7 | 1.1 | 1.7 | 1.8 | 4.4 | 4.5 | 2.8 | 4.5 | 6.0 |
| 名古屋 | 2.8 | 3.0 | 2.3 | 3.1 | 3.0 | 1.1 | 1.4 | 0.8 | 1.1 | 1.3 | 3.9 | 4.4 | 3.3 | 4.3 | 3.9 |
| 大阪 | 2.7 | 2.6 | 2.2 | 3.1 | 2.7 | 2.2 | 2.3 | 2.1 | 2.2 | 2.1 | 3.6 | 3.5 | 3.5 | 4.2 | 3.3 |
| 15 地点 平均 | 1.4 | 1.7 | 1.1 | 1.5 | 1.5 | 1.1 | 1.4 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 1.8 | 2.0 | 1.6 | 1.8 | 1.8 |

注 表中の 15 地点は、都市化の影響が少ないとみられる地点（網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、宮崎、多度津、名瀬、石垣島）の平均を表している。

出典) 気象庁「ヒートアイランド監視報告 2014」から抜粋

図表III－5－10. 各都市における年間熱帯夜日数の長期変化傾向



注 観測場所の移転を「▲」で示した。

出典) 気象庁「ヒートアイランド監視報告 2014」から抜粋

一方、都市域における水と緑の面的な確保状況（都市域における水と緑の公的空間確保量）の推移は図表III－5－11のとおりであり、緩やかな改善傾向にある。

図表III－5－11. 全都市域における水と緑の面的な確保状況の推移

| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 12.0 | 12.1 | 12.3 | 12.5 | 12.6 | 12.7 | 12.8 |

注 都市域における水と緑の公的空間確保量：都市域（港湾区域を含む）の自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間で、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したもの。

出典) 平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（国土交通省）から作成

さらに、省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及については、図表III－5－12のとおりであり、緩やかな増加傾向にある。

図表III－5－12. 省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及状況

| | 単位 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 省エネ機器 | 特定機器数 | | 21 | | | 23 | | | 26 | 28 |
| 新規建築物 | 適合率% | 85 | 87 | 85 | 83 | 85 | 88 | 85 | 93 | 93 |
| 新規住宅 | 適合率% | 15 | 15 | 16 | 18 | 26 | 43 | 47 | 53 | 49 |
| 低公害車 | 保有台数 (万台) | 1,221 | 1,442 | 1,649 | 1,823 | 2,055 | 2,253 | 2,443 | — | — |

出典) 環境省水・大気環境局大気生活環境室資料から作成

取組状況

【ヒートアイランド対策の計画的実施の促進】（国土交通省、環境省）

ヒートアイランド対策については、環境省と国土交通省が事務局となり、関係省庁連絡会議を開催し、実施すべき対策を体系的に取りまとめたヒートアイランド対策大綱を策定している。平成25年には、新たな知見等を踏まえ大綱の見直しが行われ、従来からの取組である「人工排熱の低減」「地表面被覆の改善」「都市形態の改善」「ライフスタイルの改善」の4つの柱に加え、暑熱環境対策としての「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が新たに加えられた。

平成27年には関係省庁連絡会議を開催し、関係省庁による対策の進捗状況を整理し、対策の計画的実施に努める予定である。

【人工排熱の低減】（文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省他）

人工排熱の低減に関しては、エネルギー消費機器等の効率化の促進、省エネルギー性能の優れた住宅や学校施設等建築物の普及促進、低公害車の技術開発・普及促進、交通流対策及び物流の効率化の推進並びに公共交通機関の利用促進、未利用エネルギー等ヒートアイランド対策に資する新エネルギーの利用促進が進められている。

（低公害車の技術開発・普及促進については、重点検討項目③参照。）

【地表面被覆の改善】（農林水産省、国土交通省）

- 民間建築物の敷地や官庁施設、公共空間等における緑化等の推進

緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度による建築物の緑化の義務づけ、緑地協定制度による住民合意に基づく緑化の推進、緑化施設整備計画認定制度による民間事業者自発的な緑化の推進等により、民有地の緑化を進めている。

また、住宅や建築物の整備に関する各種事業における緑地整備等への補助や、一定割合以上の空地を有する建築物について容積率制限等の緩和を行う総合設計制度を活用した緑化やオープンスペースの確保により緑化等を進めている。

- 雨水・下水再生水の活用の推進

地方公共団体への財政的支援等により、下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備をすすめるとともに、せせらぎ用水としての雨水、下水再生利用を積極的に推進している。

○ 都市農地の保全の推進

都市農地は、都市の緑を形成する主要な要素になっており、ヒートアイランド現象の緩和など、国土・環境の保全の役割を果たしているため、都市地域及びその周辺の地域の都市農地の保全の推進を図っている。

【都市形態の改善】（国土交通省）

○ 水と緑のネットワーク形成の推進

「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」及び「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に基づく取組の推進、特別緑地保全地区制度等による緑地の保全等により、都市における水と緑のネットワークの形成を推進する。

○ ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドラインの活用推進

都市を流れる「風の道」を活用するまでの配慮事項等を示した「ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン」の活用を促進することにより、広域、都市、地区のそれぞれのスケールに応じて、都市形態の改善や地表面被覆の改善及び人工排熱の低減等の対策が適切に行われる都市づくりを推進する。

【ライフスタイルの改善】（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省他）

ライフスタイルの改善に関しては、都市の熱の発生抑制を図る観点でのライフスタイルの改善に向けた取組の推進（省エネルギー製品の導入促進、夏の軽装推進等）及び自動車の効率的利用（エコドライブの推進）が進められている。

（自動車の効率的利用については、重点検討項目③参照。）

【人の健康への影響等を軽減する適応策の推進】（環境省）

ヒートアイランド現象によって生じる暑熱環境による人の健康への影響を軽減する対策（適応策）の実施を促進するため、平成25年度から、モデル事業を実施しており、平成27年度には、街路空間における対策を効果的に導入するための考え方等をまとめる予定である。

また、平成27年より、都市部の余剰地下水等を活用した低炭素型都市環境に資する暑熱対策技術についてモデル事業を実施し、効果の検証等を行う予定である。

さらに、熱中症対策の観点から、気象データより全国各地における暑さ指数（W B G T）の実況値・予測値を算出し、ウェブサイトにおいて他の熱中症予防情報と併せて公表を行っている。ウェブサイトには平成25年度には1,150万件、平成26年度は1,400万件のアクセスがあった。平成27年度も引き続き情報の提供を行う予定である。

【観測・監視体制の強化】（文部科学省、国土交通省他）

過去の長期観測データや数値シミュレーションモデルを活用し、ヒートアイランド現象の実態監視とその要因分析を行い、それらの結果を「ヒートアイランド監視報告」等とし毎年提供している。また、現状の都市気候をよりよく再現するための数値シミュレーションモデルの精緻化により、監視報告の充実を図っている。

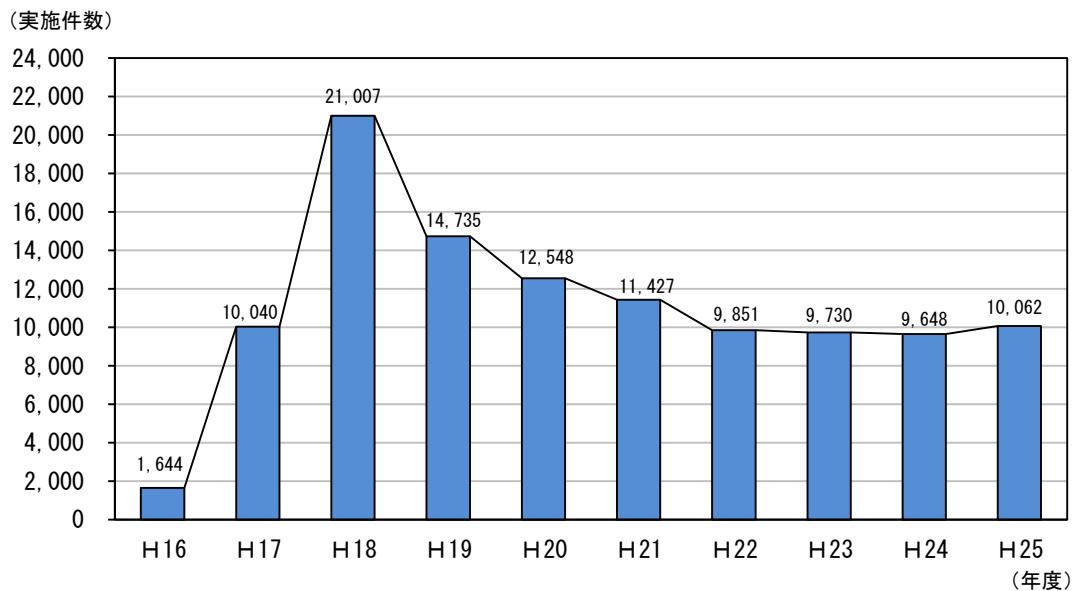
また、地表面の被覆や利用状況（土地利用・土地被覆）のモニタリングと時間変化は、都市化の進展やヒートアイランド現象を評価する上で重要であるため、地球観測衛星「だいち」で取得されたデータで空間解像度30mという細かさで土地被覆分類図を作成し、一般へ公開している。今後は、アルゴリズムの更新等で土地被覆分類図の高精度化を図る予定である。

d) アスベスト飛散、ばく露防止対策

現状

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、吹き付け石綿等特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合、特定粉じん排出等作業実施届出が必要となるが、平成 24 年度の全国の特定粉じん排出等作業件数は、9,648 件、平成 25 年度は 10,062 件であった（図表 III-5-13）。

図表 III-5-13. 特定粉じん排出等作業実施件数の推移



出典) 平成 26 年度大気汚染防止法施行状況調査（平成 25 年度実績）

（平成 27 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課）

環境大気中におけるアスベストの飛散実態を把握するため、全国 54 地点（平成 24 ～26 年度）においてモニタリングを実施した。その結果、4 地点において、比較的高い濃度の石綿（10 本/L 超）が検出されたが、いずれも解体现場のセキュリティゾ

ーン入口や集じん出口から検出されたものであり、建物周辺及び一般環境中で、比較的高い濃度の石綿は検出されなかった（図表III－5－14）。

図表III－5－14. 環境大気中におけるアスベストモニタリング結果の推移

| 地域分類 | 地点数 | 総纖維数濃度(本/L) | | | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------|--------|-------|--------|-------|------|
| | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| | | 最小値 | 最大値 | 最小値 | 最大値 | 最小値 | 最大値 | |
| 発生源周辺地域 | 旧石綿纖維製造事業場等 | 1 | 0.056 | 0.43 | 0.12 | 0.27 | 0.09 | 0.23 |
| | 廃棄物処分場等 | 10 | 0.056 | 0.7 | 0.1 | 1.1 | 0.056 | 0.39 |
| | 解体現場（建物周辺） | 10 | 0.056 | 1.7 | 0.11 | 1.3 | 0.11 | 1 |
| | 蛇紋岩地域 | 2 | <0.056 | 0.23 | 0.14 | 0.51 | 0.081 | 0.62 |
| | 高速道路及び幹線道路沿線 | 6 | <0.056 | 0.92 | 0.1 | 0.48 | 0.081 | 0.36 |
| バックグラウンド地域 | 住宅地域 | 7 | <0.056 | 0.8 | 0.1 | 0.45 | 0.071 | 0.3 |
| | 商工業地域 | 5 | 0.15 | 0.66 | 0.089 | 0.54 | 0.1 | 0.35 |
| | 農業地域 | 1 | 0.28 | 0.48 | 0.18 | 0.43 | 0.14 | 0.16 |
| | 内陸山間地域 | 4 | 0.056 | 0.49 | 0.056 | 0.46 | 0.056 | 0.41 |
| | 離島地域 | 4 | 0.11 | 1 | 0.11 | 0.71 | 0.071 | 0.67 |
| その他の地域 | 破碎施設 | 4 | 0.11 | 0.62 | 0.1 | 1.1 | 0.071 | 0.51 |
| | 合計 | 54 | - | - | - | - | - | - |

| (参考)集じん出口等における調査結果 | 総纖維数濃度(本/L) | | | | | |
|--------------------|-------------|-----|--------|-----|--------|------|
| | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| | 最小値 | 最大値 | 最小値 | 最大値 | 最小値 | 最大値 |
| 解体現場（セキュリティゾーン入口） | 0.11 | 2.4 | 0.79 | 320 | 0.34 | 70 |
| 解体現場（集じん出口） | 0.22 | 7.9 | 0.28 | 110 | 0.11 | 0.96 |
| 合計 | - | - | - | - | - | - |

注1 総纖維数濃度が1本/Lを超えた地点は、電子顕微鏡法により石綿纖維数濃度を確認。

注2 解体現場：建築物又は工作物の解体、改造又は補修作業現場

建物周辺：解体等現場の直近で一般の人の通行等がある場所との境界

セキュリティゾーン入口：作業員が出入りする際に石綿が直接外部に飛散しないように設けられた室の

出入口の内側又は外側

集じん出口：集じん・排気装置の外部への排気口内部又は排気口付近

出典) 環境省報道発表資料 平成26年度アスベスト大気濃度調査結果について（お知らせ）

また、東日本大震災の被災地での倒壊建築物の解体やがれき処理等によるアスベストの飛散状況を確認するため、延べ1,303地点（平成24、25年度は8県、平成26年度は福島県）においてモニタリングを実施した。その結果、延べ3地点において、比較的高い濃度の石綿（10本/L超）が検出されたが、いずれも、工作物等に敷設された石綿含有断熱材の除去現場の集じん・排気装置の排気口から検出されたものであり、建物周辺及び一般環境中で、比較的高い濃度の石綿は検出されなかった（図表III－5－15）。

図表III－5－15. 東日本大震災の被災地におけるアスベストモニタリング結果の推移

| 調査地点分類 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
|---|--------|-------------|--------|-------------|--------|--------------|
| | 延べ地点数 | 総繊維数濃度(本/L) | 延べ地点数 | 総繊維数濃度(本/L) | 延べ地点数 | 総繊維数濃度(本/L) |
| (1)①避難所、仮設住宅等の周辺(避難所、仮設住宅、授業が行われている学校等の周辺だけではなく住民が生活する場所を選定する。) | 316 | <0.056～0.85 | 283 | <0.056～12 | 50 | <0.056～0.85 |
| (1)②被災自治体において、環境省が毎年実施している地域 | 36 | <0.056～0.79 | 27 | <0.056～2.1 | 4 | <0.056～0.22 |
| (2)①倒壊、半壊又は一部損壊している建築物等(アスベスト含有のビル、マンション、学校、病院及び船舶等)で、「解体・改修中の現場」 | 39 | <0.056～300 | 6 | <0.056～12 | 0 | - |
| (2)②倒壊、半壊又は一部損壊している建築物等(アスベスト含有のビル、マンション、学校、病院及び船舶等) | 1 | 0.17～0.51 | 0 | - | 0 | - |
| (2)③破碎等を行っているがれき処理現場及びがれきの集積場 | 227 | <0.056～4.6 | 141 | <0.056～24 | 36 | <0.056～0.90 |
| (2)④がれきの破碎等を行っている廃棄物中間処理施設及び最終処分場 | 38 | <0.056～4.8 | 18 | <0.056～1.7 | 1 | <0.056～0.19 |
| (2)⑤その他(測定の必要があると自治体が判断した地点) | 56 | <0.056～0.93 | 13 | <0.056～0.96 | 4 | <0.056～0.056 |
| (3)前回のモニタリング調査で石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点 | 6 | <0.056～0.73 | 1 | 0.62～0.85 | 0 | - |
| 計 | 719 | - | 489 | - | 95 | - |

注 総繊維数濃度が1本/Lを超えた地点は、位相差/偏光顕微鏡法により石綿繊維数濃度を確認。

総繊維数濃度が10本/Lを超えた地点は、電子顕微鏡法により石綿繊維数濃度を確認。

出典) 東日本大震災アスベスト対策合同会議報告書(平成27年3月 環境省 厚生労働省)から作成

比較的高い濃度の石綿が検出された地点においては、速やかに関係地方公共団体に連絡し、事業者等に改善指導を行っている。

取組状況

【大気環境におけるアスベスト飛散、ばく露防止対策】(環境省)

平成24年度の中央環境審議会「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」を踏まえ、平成25年6月、大気汚染防止法を改正し、解体等工事の事前調査の義務化、立入検査等の対象の拡大等、規制強化を図った。また、立入検査マニュアルや石綿飛散防止マニュアル等、各種マニュアルの整備、改訂を行った。

平成26年度は、改正大気汚染防止法で規制強化された事前調査の実施、説明、掲示等の施行状況を確認するため、モデル調査を実施するとともに、地方公共団体職員の技術力の一層の向上を図るため、技術講習会を開催した。

平成27年度は、引き続き全国モニタリングや被災地モニタリングを実施し、技術講習会の開催を継続するとともに、中間答申に基づき、更なる石綿飛散防止対策やリスクコミュニケーションの充実を図るための検討を行う。

【作業環境におけるアスベスト飛散、ばく露防止対策】(厚生労働省)

平成24年度は、平成23年度に実施した東日本大震災の被災地における建築物の解

体等の作業現場の気中石綿濃度モニタリングの結果等を踏まえ、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（厚生労働大臣公示。以下「技術指針」という。）を制定した。

平成25年度は、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）を改正し、建築物等に張り付けられた石綿含有保溫材等の管理や吹付け石綿の除去等の作業を行う場合の隔離等の措置の強化を行った。また、同規則の改正に併せて技術指針を改正するとともに、改正技術指針に基づく石綿飛散漏えい防止対策のマニュアルを作成した。さらに、アスベスト分析マニュアルを作成した。

平成26年度は、全国28都道府県において、改正石綿障害予防規則、技術指針及び解体マニュアルの周知・啓発のための中小解体工事業者等を対象とした講演会を開催した。

平成27年度は、全国22都府県において、講演会を開催した。

また、現在までモニタリングを継続的に実施し、東日本大震災アスベスト対策合同会議において必要な対策について検討を行っている。

【廃棄物処理におけるアスベスト対策】（環境省）

人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある石綿を含む廃棄物について高度な技術による無害化処理を促進するため、平成18年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を一部改正し、高度な無害化処理技術を審査し認定するための石綿無害化処理に係る大臣認定制度を創設した。

石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定申請の審査及び新たな無害化処理技術に係る評価・検討を行うに際しては、「石綿廃棄物の無害化処理に係る技術等審査委員会」を設置することとしている。

なお、石綿廃棄物無害化処理認定に係る申請があった際には、無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い又は行おうとする者の基準（申請者が当該申請に係る無害化処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かの審査を含む。）及び無害化処理の用に供する施設の基準への適合状況について評価を行っている。

無害化認定の申請に際しては、事前相談なども開催し、認定に係る事前相談会・本審査・現地確認を平成24年度は3回、平成25年度は2回、平成26年度は1回開催した。その結果、現時点での認定数は2事業者となっている。

平成27年度は、認定に係る事前相談会・本審査・現地確認を3回開催する予定にしている。

【建築物におけるアスベスト対策の推進】（国土交通省）

建築物における通常使用時のアスベストの飛散による健康被害を防止することを目的として、吹付けアスベスト等の使用の有無の把握及び除去等の飛散防止対策を推進している。

具体的には、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）による吹付けアスベスト

等を添加した建築材料の使用の禁止等の規制、社会資本整備総合交付金等による地方公共団体や民間事業者が実施するアスベスト除去等の補助、建築物石綿含有建材調査者の育成のための資格制度の創設（平成25年7月）、国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査（平成24年度：123棟、平成25年度：85棟、平成26年度：55棟）、建設業の関係団体に対する関係法令の遵守の指導等の取組を行っている。

重点検討項目②：広域的な取組を重視した大気汚染対策の取組

PM2.5については、環境基準の達成率が低く、国民の関心も高いことも踏まえ、より一層の対策の強化が求められている。また、PM2.5及び光化学オキシダントについては、濃度の動向等の実態把握や生成機構の解明に係る調査等の推進や、その原因物質の排出インベントリの作成や予測シミュレーションモデルの構築に係る取組等の強化が必要である。さらに、東アジア地域からの広域大気汚染の影響も踏まえた対策の在り方について、検討が必要である。

このような観点から、以下のa)からc)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) PM2.5に係る取組
- b) 光化学オキシダントに係る取組
- c) 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 広域大気汚染シミュレーションを活用し、大気汚染物質濃度の動向等の把握や生成機構の解明を行うとともに、排出インベントリの整備・改善、常時監視の体制整備及び測定精度向上等を図る。また、広域大気汚染による影響を踏まえつつ、対策コストに対する効果の評価も含めた有効な対策の在り方を検討し確立する。特に、光化学オキシダントについては、広域大気汚染や気象条件の変化などの影響を大きく受けやすい注意報等とは別に、環境改善効果を適切に示す指標について検討を行い、結論を得ることを目指す。
- 東アジア地域における広域大気汚染対策については、科学的知見に基づく大気環境管理の枠組みの構築に向けた、東アジア地域での大気汚染物質の排出量、大気中濃度の把握や汚染機構解明の推進と、これらの政策への反映を行う。また、二国間協力に加え、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）や日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）など、既存の国際協力の枠組みを踏まえつつ、東アジア地域規模での広域的な大気環境管理を目指し、国際協力を進める。

(2) 現状と取組状況

我が国における大気汚染については、これまでの様々な取組により、全体としては改善しつつあるが、まだなお多くの課題が残されている。特に、光化学オキシダントについては、その環境基準達成率は1%以下と著しく低く、PM2.5については、年平均濃度がおおむね減少傾向にあるものの、近年は横ばいであり、環境基準の達成率は低い。

また、国際的には、東アジア地域において急速な経済発展を伴う大気汚染物質の排出量が増加することで大気汚染が深刻化している。

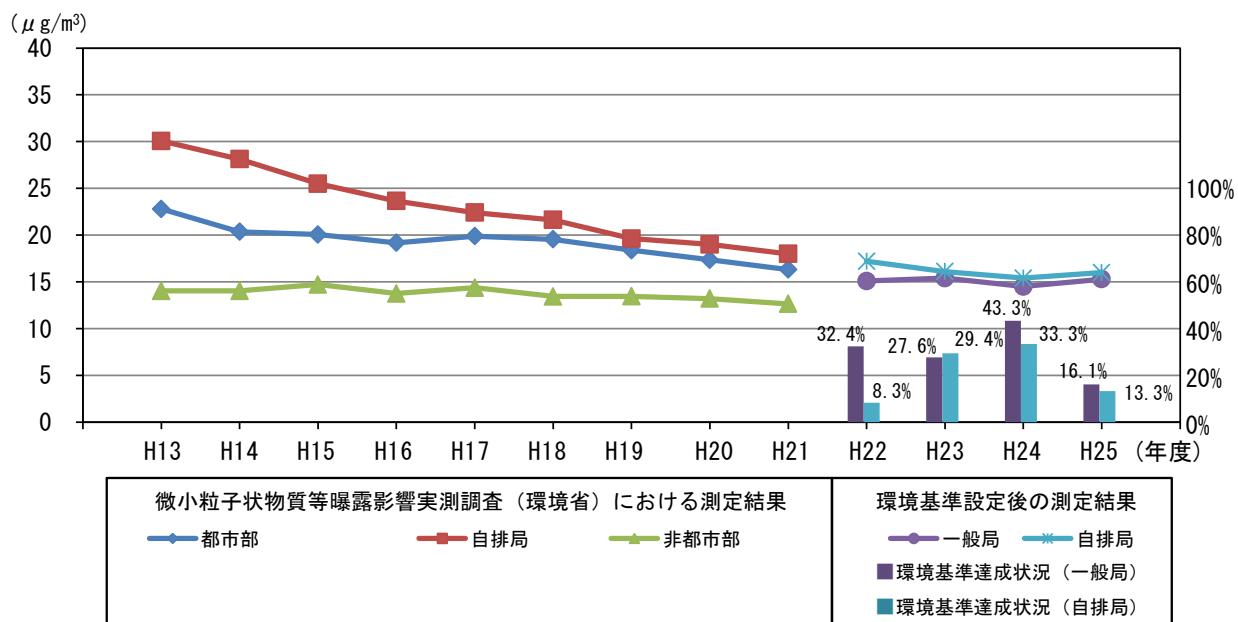
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) PM2.5に係る取組

現状

PM2.5濃度の年平均値はおむね減少傾向にあったが、近年は横ばいで、環境基準の達成率は低い（図表III-5-16）。平成25年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）で16.1%、自動車排ガス測定局（以下、「自排局」という。）で13.3%（平成24年度 一般局：43.3%、自排局33.3%）であり、一般局、自排局ともに前年度より低下した。平成25年度は、7月、8月に光化学スモッグ現象が多く発生し、大気中で二次的にPM2.5が生成して日平均値が高くなつた日が全国的に多く、また、2月に風が弱いなどの気象条件により、関東地域を中心に日平均値が高くなつた日が多くあった。これらの要因により、短期基準が非達成となつた日が多くなり、環境基準の達成率が低下したと考えられる。

図表III-5-16. 我が国におけるPM2.5濃度の年平均値の推移



出典) 平成25年度 大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）から作成

取組状況

【現象解明と対策検討に向けた取組】（環境省）

平成25年度は、「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」を策定し、「国民の安全・安心の確保」、「環境基準の達成」、「アジア地域における清浄な大気の共有」の3つの目標に向けて、PM2.5対策に取り組んで行くこととした。

平成 26 年度は、中央環境審議会の微小粒子状物質等専門委員会において、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」が取りまとめられた。中間取りまとめでは、PM2.5 について、越境汚染の影響は西日本などで比較的高いが、国内発生源も一定の寄与割合を占めており、その影響が示唆されることから、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされている。また、PM2.5 の生成機構や発生源の寄与割合について科学的に解明すべき課題も残されていること等を踏まえ、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とされている。

今後は、中間取りまとめを踏まえ、短期的課題とされたばいじんや窒素酸化物の排出抑制対策の強化及び燃料蒸発ガス対策の導入の検討を進めるとともに、中長期的課題である二次生成機構の解明、発生源寄与割合の把握など科学的知見の集積を図る。

また、PM2.5 の健康影響に関する知見についても疫学調査等を進めているところであり、引き続き国内外の知見の集積に努めていく。

【常時監視体制の充実】（環境省）

常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として地方公共団体が実施している。その結果は地方自治体から報告されるとともに、速報値は大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）により、リアルタイムで公表されている。

平成 26 年度末時点の PM2.5 の測定局数は、全国で約 970 局であり、平成 25 年度末に比べて 110 局程度増加した。

【国民への情報提供・注意喚起に係る取組】（環境省）

平成 24 年度は、平成 25 年 1 月の中国での深刻な大気汚染により国民の間で PM 2.5 に対する関心が高まったことを受けて、同年 2 月に専門家会合を開催し、「注意喚起のための暫定的な指針」を取りまとめるとともに、環境省ウェブサイト上に PM2.5 に関する情報サイトを開設し、きめ細かな情報提供に努めた。

同指針については、新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直すこととされている。平成 25 年度には、日中の濃度上昇に対応するため、午後からの活動に備えた判断方法を追加した。さらに、平成 26 年度は、日中に濃度が大幅に改善した場合について、住民が引き続き、屋外活動を控えるなどの影響を及ぼすことのないよう、注意喚起の解除の判断方法等を追加するなど改善策を取りまとめ、都道府県等に通知した。

b) 光化学オキシダントに係る取組

現状

平成25年度の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局で0.3%、自排局で

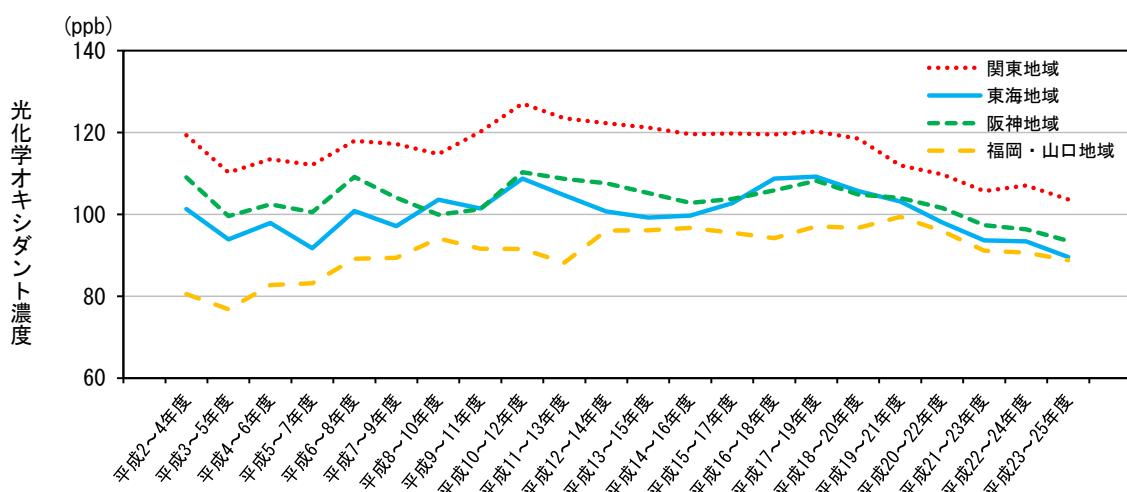
0.0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標※を用いて、注意報発令レベルの超過割合が多い地域である関東地域や阪神地域などの域内最高値の経年変化をみると、近年、域内最高値が低下しており、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆されている（図表III-5-17）。

また、光化学オキシダントの注意報等の発令状況については、年々の気象影響を取り除いて長期的な傾向を把握しやすくするよう、3年ごとの移動平均値（3年移動平均値）によって経年変化を見ると、平成19～21年頃から発令延日数は減少傾向にある（図表III-5-18）。

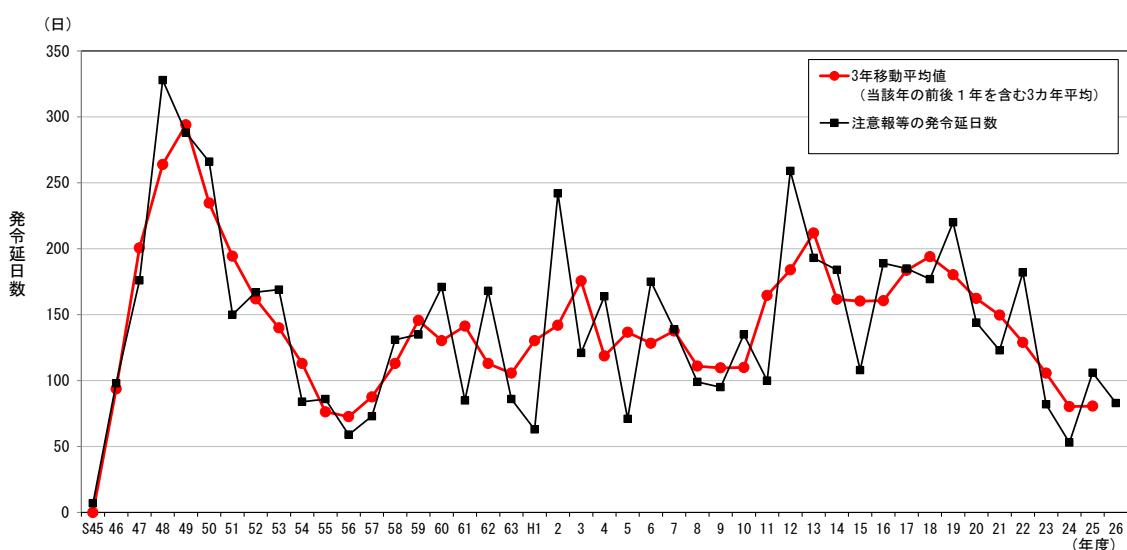
※ 光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値

図表III-5-17. 日最高8時間値の年間99パーセンタイル値3年移動平均の域内最高値の経年変化



出典) 平成25年度 大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）

図表III-5-18. 光化学オキシダント注意報等発令延日数の推移（3年移動平均値）



出典) 平成25年度 大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）から作成

取組状況

【現象解明や対策検討に向けた取組】（環境省）

平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画において、「光化学オキシダントについては、広域大気汚染や気象条件の変化などの影響を大きく受けやすい注意報等とは別に、環境改善効果を適切に示す指標について検討を行い、結論を得ることを目指す。」とされた。

これらを踏まえ、平成 24・25 年度の 2 年間にわたり「光化学オキシダント調査検討会」において、20 年以上にわたる我が国の大気汚染常時監視データの多角的解析を実施し、前駆物質削減対策による光化学オキシダントの長期トレンドを評価するための指標について検討を行い、新たに「日最高 8 時間平均値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値」を指標として活用することが提案された。

平成 25 年度から、平成 24 年 12 月 16 日の中央環境審議会答申「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について」を受けて、光化学オキシダント濃度が高くなる時期に、光化学反応性等を踏まえて物質を選定し、VOC モニタリングを実施するとともに、平成 26・27 年度は、光化学オキシダント濃度に影響していると示唆されている要因について、シミュレーション解析を実施し、これまでの対策の効果の検証や今後の対策に向けて検討を進めている。

また、光化学オキシダントの健康影響に関する知見についても疫学調査等を進めているところであり、引き続き国内外の知見の集積に努めしていく。

【VOC 排出抑制の取組】（経済産業省、環境省）

VOC の排出抑制の取組は、塗装や化学製品製造等のうち大規模な施設における VOC 排出規制と事業者による自主的な取組を組み合わせて行っている。VOC 排出規制として、規制施設の地方公共団体への事前届出及び VOC の排出濃度基準の遵守等の義務付け、光化学スモッグ注意報等発令時における VOC 排出抑制の協力要請等を行っている。

環境省の「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会」では、排出インベントリを更新するため、VOC の排出量の調査、発生源品目別等の推計を行っている。VOC 排出量は、平成 12 年度に約 140 万トンであったが、平成 25 年度は約 72 万トンとなっており、平成 12 年度に比べ 4 割以上削減されている。

事業者による自主的な取組については、その取組を促進するため、各業界団体等が自ら目指すべき方向性や方策を業界団体毎に設定の上、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会で毎年度フォローアップを実施している。

平成 25 年度に、「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）排出抑制のための自主的取組のための指針」を設定するとともに、VOC 排出抑制の意義やメリットなどを周知するため、全国 11箇所で VOC 排出抑制セミナーを開催した。

自主的取組参加 40 団体（約 7,500 社）による平成 25 年度の排出量は、平成 12 年度比約 6 割減の約 20 万トンであり、原料等の代替等により継続して VOC の排出が抑制されている。

【大気汚染に関する気象情報の提供】（国土交通省）

都道府県が実施している大気汚染防止対策を支援するため、大気汚染に関連する気象予報等を都道府県に通報している。また、光化学スモッグの発生しやすい気象状況が予想される場合に、都道府県を対象とした「スモッグ気象情報」や、全国を対象とした「全般スモッグ気象情報」を発表している。

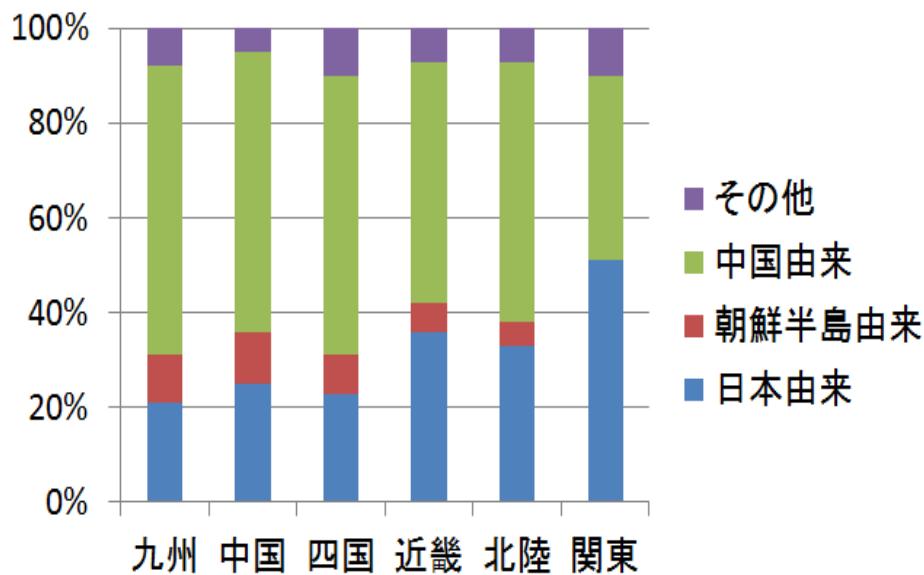
平成25年度は、スモッグ気象情報を223回、全般スモッグ気象情報を5回、平成26年度は、スモッグ気象情報を144回、全般スモッグ気象情報を1回発表した。

c) 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組

現状

越境汚染の寄与割合は西日本などで比較的高く、平成22年通年を対象とした感度解析の結果においても越境汚染が低減した場合に我が国のPM2.5濃度の低減効果が大きいと示唆されている。PM2.5の年平均濃度に対する越境汚染の寄与割合は、西日本で大きく、九州地方では約7割（中国約6割、朝鮮半島約1割）、関東地方では約4割（中国約4割、朝鮮半島0割）と推計されている。一方、国内発生源の寄与割合は、東側に行くほど大きく、九州地方では約2割、関東地方では約5割と推計されている（図表III-5-19）。

図表III-5-19. PM2.5の国内及び国外の寄与割合(2010年通年を対象とした推計例)



出典) 金谷有剛、「日本のPM2.5はどこからくるのか～越境汚染の寄与をさぐる～」
(中央環境審議会第2回微小粒子状物質等専門委員会資料) から作成

取組状況

【日中二国間協力の推進】（経済産業省、環境省）

平成18年度より、日中省エネルギー・環境総合フォーラムにおける日中企業間

交流を通じて、我が国企業が持つ優れた省エネ・環境技術の中国での普及・展開を促進している。

平成 20 年度からは、大気汚染対策と気候変動対策の両方を見据えた、日中コベネフィット・アプローチ協力を開始し、産業分野における窒素酸化物や温室効果ガスの削減効果の分析を行う共同研究や訪日研修等の能力強化を実施している。

平成 26 年度からは、中国での PM2.5 による大気汚染問題を契機に協力ニーズが高まっていることを踏まえ、我が国の地方公共団体を中心とした関係機関の知見や経験を中国主要都市の人材育成等に活用する、日中都市間連携協力を実施している。

【日中韓三カ国による協力の発展】（環境省）

TEMMなどの協力枠組みを活用し、平成 25 年度から大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話を毎年開催し、三カ国の大気汚染対策の現状や個別課題についての情報を共有するとともに、今後の協力についての検討を行っている。

また、平成 27 年度からは政策対話の下に設置したワーキンググループ（①対策に関する科学的な研究、②大気のモニタリング技術及び予測手法）を通じて、共同研究や技術協力を推進している。

【東アジア地域における大気汚染対策の推進】（外務省、環境省）

EANETを平成 13 年度から本格稼働し、東アジア地域における大気環境管理のための重要な基盤として、その発展を図っている。

平成 22 年度からは、アジア諸国の政府組織や国際機関が参加する対話型プラットフォームであるアジア・コベネフィット・パートナーシップ（ACP）を通じ、コベネフィット・アプローチの主流化を促進している。

平成 23 年度からは、気候変動や大気汚染に係る知見を持つ国際応用システム分析研究所（IIASA）との共同ワークショップの開催等により、大気汚染対策と気候変動対策の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の活動を推進している。

平成 24 年度からは、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）に参加し、国家行動計画策定支援等のイニシアティブに参画している。

平成 26 年度からは、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROA P）とともに、大気汚染に関する科学的知見の集積や、EANET 等の地域的取組を包括する合同フォーラムを通じた地域連携の推進に取り組んでいる。また、クリーン・エア・アジア（CAA）とともに、「アジアの清浄な都市大気環境のための指針」の作成とこれを活用した能力構築や、都市大気環境に関する政府間会合を通じた課題や対策の共有に取り組んでいる。

重点検討項目③：排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減に向けた取組

自動車排出ガスによる大気汚染については、自動車の単体規制や自動車NOx・PM法、低公害車の普及促進により、全体としては改善傾向にあるが、二酸化窒素（NO₂）については環境基準を達成していない地点が引き続き残存し、浮遊粒子状物質（SPM）については達成率100%を示す年度もあるがその状況を継続的・安定的に維持しているとはいえない。自動車騒音については、発生源対策等の実施により、環境基準の達成状況は全体として改善の傾向にあるが、依然として環境基準が達成されていない状況にある。また、自動車から排出されるCO₂は、運輸部門の9割近くを占めている。

こうした自動車に起因する環境負荷を低減させ、環境的に持続可能な都市・交通システムを実現することが重要である。

このような観点から、以下のa)からc)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境性能に優れた自動車の普及促進の取組
- b) 自動車単体規制の取組
- c) エコドライブや公共交通機関利用の促進等交通の環境負荷低減対策や未然防止対策などの総合的な取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

- 全体として、大気環境が改善しつつあることを踏まえ、規制的手法だけではなく、経済的手法や、情報提供による自主的取組の推進も重視する。
燃料消費等により排出される大気汚染の原因となる物質を減らす施策は同時に温室効果低減にも資するものもあり、大気汚染防止の施策が同時に地球温暖化防止にも資する場合があるという視点が重要である。
- 今後、大幅な人口減少と高齢化が進展すると予測される中で、コンパクトなまちづくりが必要となっている。そして、人にも自然にも配慮した、大気汚染や騒音、熱ストレスの低減を可能にする環境的に持続可能な都市・交通システムの実現が求められている。その際には、環境分野の技術革新等による経済発展を目指すグリーン・イノベーションの観点と、都市と交通システムが低炭素社会づくりに係る重要な要素であるという観点が重要である。
- 大気汚染や騒音による環境負荷の低減のため、交通機関に対する発生源対策、緑地帯や遮音壁等のばく露側の対策に加え、交通施設による大気汚染や騒音の影響が大きい地域の周辺は緩衝帶として機能する土地利用を行う等の未然防止対策をバランスよく実施することが必要である。
- 事業活動や日常生活において、低公害車の利用のほか、エコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車の安全な利用といった利用面での低

公害化・低炭素化を含め、できるだけ燃料を消費しない移動行動を呼びかける。

また、情報共有による関係者の自発的な協力を促進するため、高度道路交通システム（ITS）技術の積極的な活用や、騒音マップによる情報提供などを含めた効果的な情報発信の手法を検討していく。

（2）現状と取組状況

国は、全国的観点から必要な枠組みを構築するとともに、事業者、地方公共団体等の各主体との連携強化により、取り組むべき対策を効果的に実施する必要がある。なお、国自身が大きな事業者、消費者であることから、率先して環境負荷の低減に努めることが必要である。

また、それぞれの主体の取組状況の把握、検証に努めるとともに、環境目標値の順次設定及び必要に応じた改定を行うことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

現状

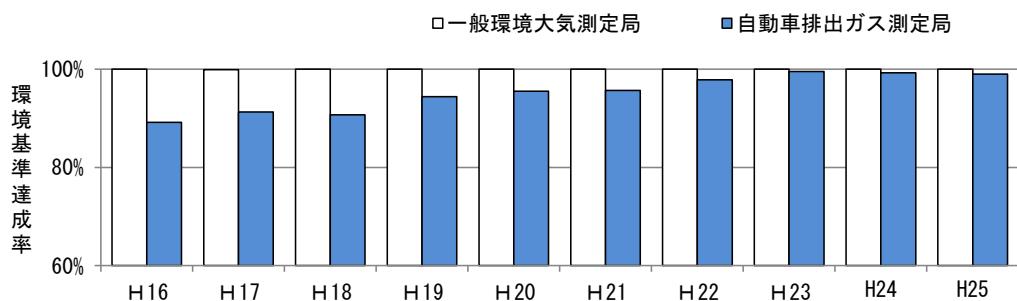
<大気汚染>

経年的見ると、NO₂やSPMに係る大気汚染の状況については、自動車の単体規制や、自動車NOx・PM法、低公害車の普及促進等により、全体としては改善傾向にあり、環境基準をおおむね達成している。しかしながら、都市部を中心としてNO₂については環境基準を達成していない地点が引き続き残存している。

平成25年度の環境基準の達成状況について、NO₂は、一般局ではすべての測定局で環境基準を達成しており、自排局では平成24年度（99.3%）と比較すると0.3ポイント低下（99.0%）したものの高い水準で推移している（図表III-5-20）。

SPMについては、平成24年度と比較して一般局が2.4ポイントでやや低下、自排局で5ポイント低下した（図表III-5-21）。多くの地点では環境基準を超える日が2日以上連続したことにより非達成となっており、一時的な気象要因が影響した可能性が考えられる。

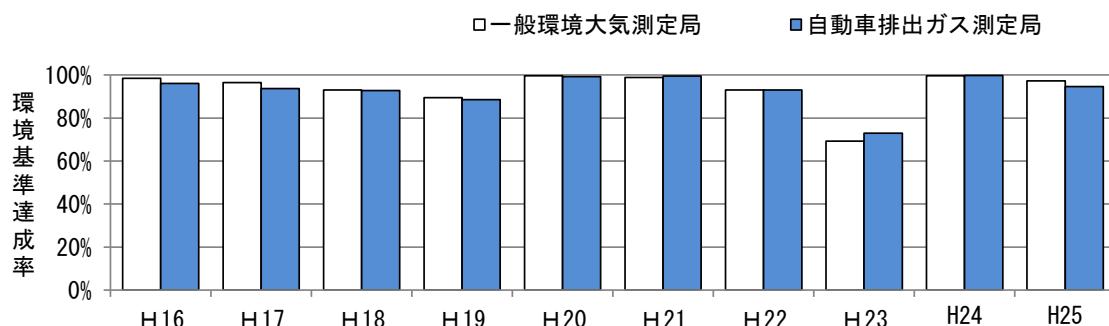
図表III－5－20. 二酸化窒素の環境基準達成率の推移



| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | |
|-----|--|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局 | | 測定局数 | 1,444 | 1,424 | 1,397 | 1,379 | 1,366 | 1,351 | 1,332 | 1,308 | 1,285 | 1,278 |
| | | 達成局数 | 1,444 | 1,423 | 1,397 | 1,379 | 1,366 | 1,351 | 1,332 | 1,308 | 1,285 | 1,278 |
| | | 達成率 | 100% | 99.9% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 自排局 | | 測定局数 | 434 | 437 | 441 | 431 | 421 | 423 | 416 | 411 | 406 | 405 |
| | | 達成局数 | 387 | 399 | 400 | 407 | 402 | 405 | 407 | 409 | 403 | 401 |
| | | 達成率 | 89.2% | 91.3% | 90.7% | 94.4% | 95.5% | 95.7% | 97.8% | 99.5% | 99.3% | 99.0% |

出典) 平成 25 年度大気汚染状況報告書 (環境省水・大気環境局)

図表III－5－21. 浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | |
|-----|--|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局 | | 測定局数 | 1,508 | 1,480 | 1,465 | 1,447 | 1,422 | 1,386 | 1,374 | 1,340 | 1,320 | 1,324 |
| | | 達成局数 | 1,486 | 1,426 | 1,363 | 1,295 | 1,416 | 1,370 | 1,278 | 927 | 1,316 | 1,288 |
| | | 達成率 | 98.5% | 96.4% | 93.0% | 89.5% | 99.6% | 98.8% | 93.0% | 69.2% | 99.7% | 97.3% |
| 自排局 | | 測定局数 | 409 | 411 | 418 | 412 | 403 | 406 | 399 | 395 | 394 | 393 |
| | | 達成局数 | 393 | 385 | 388 | 365 | 400 | 404 | 371 | 288 | 393 | 372 |
| | | 達成率 | 96.1% | 93.7% | 92.8% | 88.6% | 99.3% | 99.5% | 93.0% | 72.9% | 99.7% | 94.7% |

出典) 平成 25 年度大気汚染状況報告書 (環境省水・大気環境局)

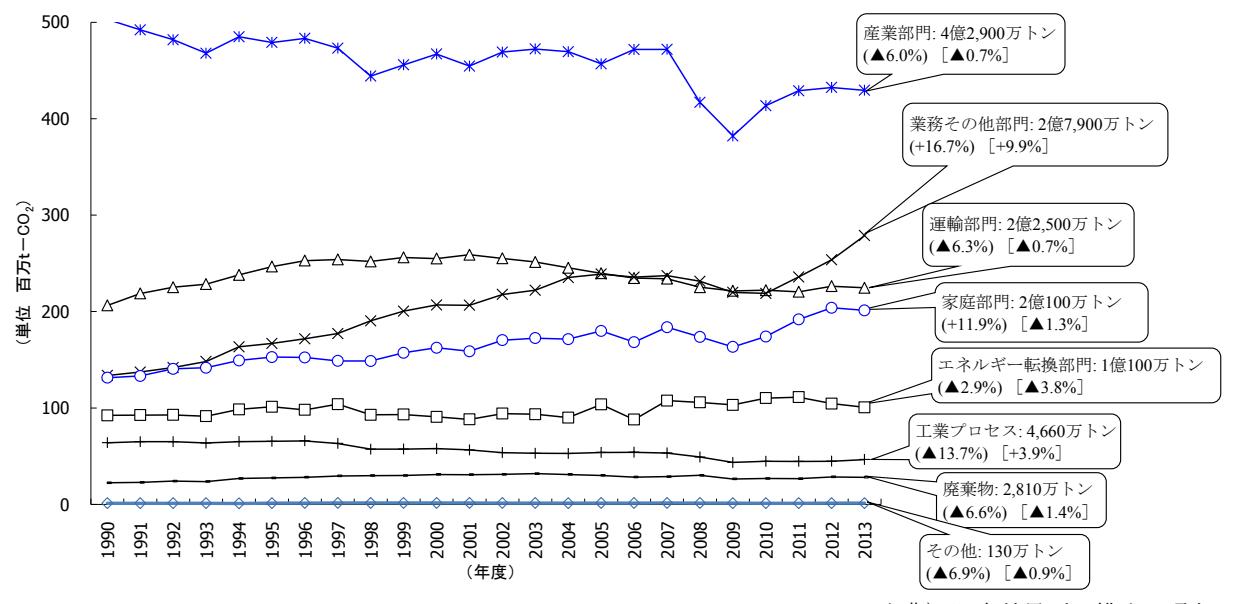
<道路に面する地域における騒音>

(P 137 の再掲のため、内容は省略)

<自動車から排出されるCO₂>

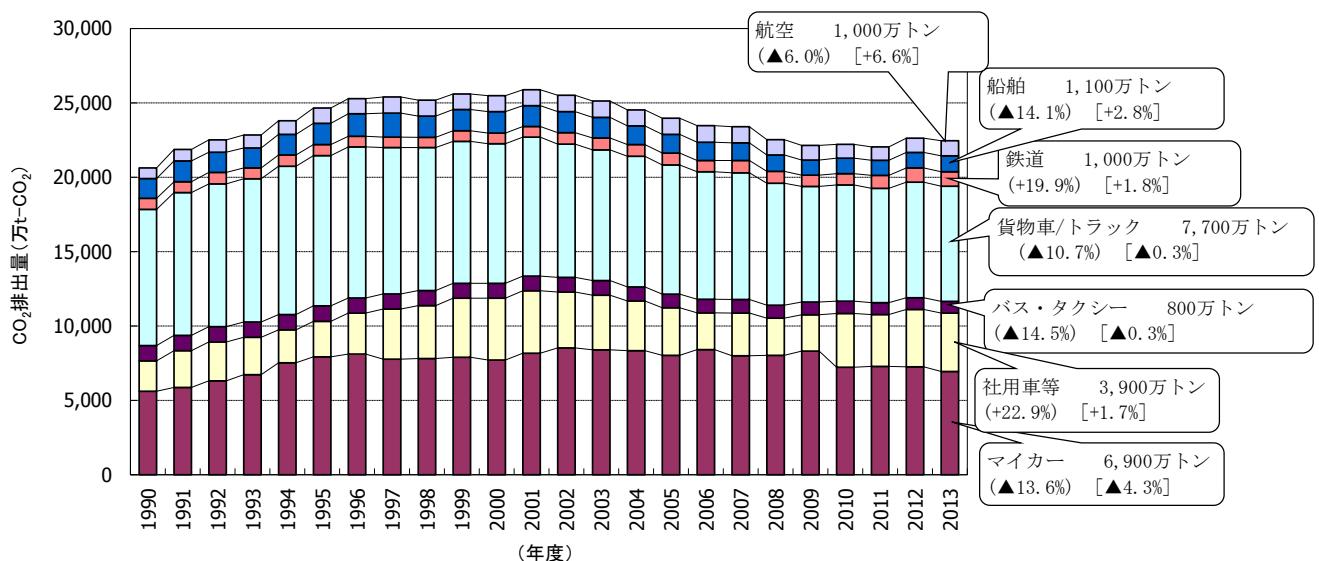
日本の温室効果ガス排出量の約9割を占めるCO₂排出量のうち、運輸部門からの排出量は平成25年度において約17%である（図表III-5-22）。運輸部門のうち、自動車からの排出量は約86%を占めている（図表III-5-23）。経年に見ると、運輸部門は平成14年度（2002年度）以降平成21年度（2009年度）までは減少傾向であったが、平成22年度（2010年度）以降は増減を繰り返しており、平成25年度（2013年度）は前年度比0.7%減となっている。

図表III-5-22. 部門別CO₂排出量の推移（電熱配分後）



出典) 温室効果ガス排出・吸収目録

図表III-5-23. 運輸部門概況（電気配分後）



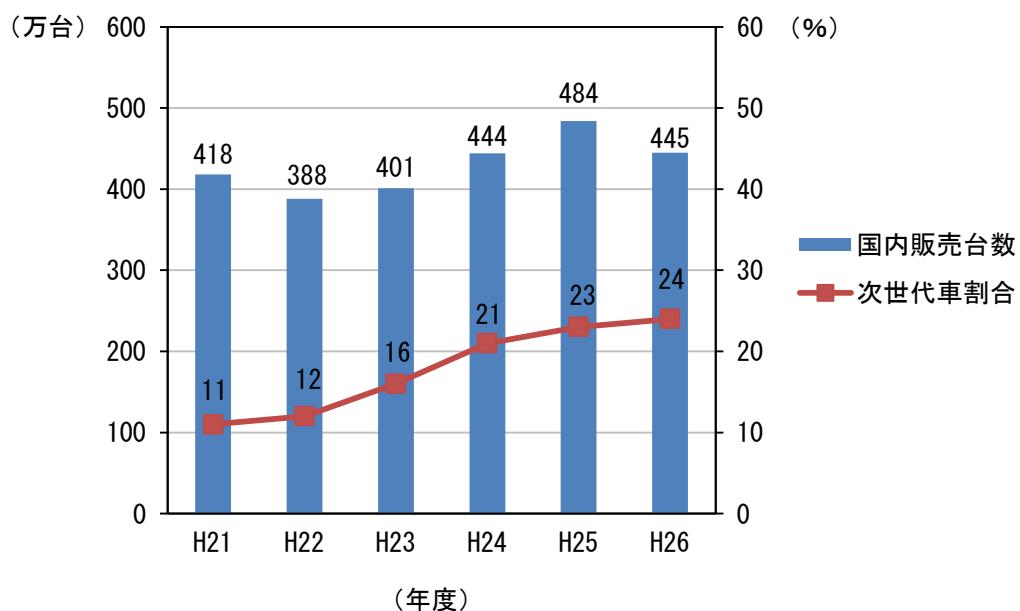
出典) 温室効果ガス排出・吸収目録

<次世代自動車の普及状況>

次世代自動車※については、平成 42 年（2030 年）までに新車販売に占める割合を 5 割から 7 割にするとの目標（「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定））があり、平成 26 年度（2014 年度）における新車販売に占める次世代自動車の割合は 24% となっている（図表 III-5-24）。

※ 次世代自動車：低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年閣議決定）に基づき、「ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等」と定義されている。

図表 III-5-24. 新車販売に占める次世代自動車の割合



出典) 経済産業省及び一般社団法人日本自動車工業会のデータから作成

取組状況

a) 環境性能に優れた自動車の普及促進の取組

【自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車への転換促進】（経済産業省）

自動車 NOx・PM 法に定める排出基準非適合車の使用猶予期間内において、排出基準適合車への買い換えを促進するため、環境・エネルギー対策資金（公害防止関連）の中で、中小企業等が自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合している自動車への買い換えや、NOx・PM 低減装置を購入するための資金を対象として、平成 26 年度までの 5 年間に 41.8 億円（195 件）の低利融資を実施した。なお、同法の使用猶予期間は平成 27 年度に終了するため、当該融資制度については平成 26 年度で終了している。

【次世代自動車等の普及促進】（経済産業省、国土交通省、環境省）

新車の環境性能の向上は、自動車分野の環境対策における主要な対策の一つである。このため、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図っている。具体的な取組は以下のとおり。

（税制優遇措置）

- ・ 環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税）を実施。エコカー減税対象車の販売台数は、平成 26 年度は約 434 万台（販売台数全体の約 87%）であった。
- ・ 平成 27 年度税制改正においては、エコカー減税について要件の見直しや適用期限の延長が行われ、軽自動車税にグリーン化特例が導入された。平成 28 年度以降の税制改正においては、平成 27 年度与党税制改正大綱等に沿って、消費税 10% 段階における自動車取得税の廃止や自動車税・軽自動車税における環境性能課税の導入等について、具体的な在り方の検討を行う。

（補助制度等）

- ・ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車等の購入者に対して、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策（導入補助）を実施。平成 26 年度は約 59,000 台に補助を行った。電気自動車等の次世代自動車については価格が従来車と比べて依然高価であることから、今後も量産効果による価格低減に向けてより一層普及を促進していくこととしている。
- ・ バス・トラック事業者等による CNG バス・トラック等の次世代自動車の導入に対して、環境対応車普及促進対策（導入補助）を実施。平成 26 年度は 833 台に補助を行った。
- ・ 電気自動車を導入する自動車運送事業者等への支援（導入補助）を実施。平成 26 年度は 39 件の事業を採択した。
- ・ 超小型モビリティを導入する地方公共団体等への支援（導入補助）を実施。平成 26 年度は 25 件の事業に対する支援を行った。超小型モビリティに関しては、引き続き成功事例の創出や国民理解の醸成を図ることにより、普及を促進していく。
- ・ 中小運送事業者において長期間使用しているトラックの環境対応型ディーゼルトラックへの更新促進対策（導入補助）を実施。平成 26 年度は 3,106 台に補助を行った。
- ・ 早期の自立的な市場の確立を目指すため、水素ステーションの整備を支援する事業を平成 25 年度から実施。さらに、低炭素な水素社会の実現と燃料電池自動車の普及・促進のため、再エネ由来の水素ステーションの導入に対して支援する事業を平成 27 年度から実施。

次世代自動車の普及促進・性能向上に関する技術開発・実証事業を通じて、次世代自動車の普及を促進するとともに、温室効果ガス削減にも貢献している。

b) 自動車単体規制の取組

【自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進】（国土交通省、環境省）

中央環境審議会において、自動車排出ガス・騒音低減技術の進展、走行実態や使用実態を考慮した自動車単体規制手法の見直しとともに、大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」の強化を検討した。具体的には、平成 27 年 6 月に「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申、第十一次答申、第十二次答申)」を受けて、二輪車及びディーゼル重量車については「自動車排出ガスの量の許容限度」を改正した。また、平成 27 年 7 月 29 日には、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」をいただいたところ。今後も引き続き、自動車排出ガス・騒音規制の強化に向けた検討を進めていくこととしている。

国土交通省では、上記の許容限度を確保するため、「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく新規検査及び使用過程車の継続検査（いわゆる「車検」）等による規制措置を適正に実施している。また、上記の許容限度の改正を踏まえた所要の手続きを進めている。具体的な取組は以下のとおり。

- 平成 26 年度には、ディーゼル重量車及び二輪車の排出ガス規制を強化するため、道路運送車両の保安基準等の改正に向けて、世界統一基準の国内法規への導入を進め、W T O の T B T 協定（貿易の技術的障害に関する協定）に基づく他の締結国への通報等を行った。改正省令等は平成 27 年 7 月に公布、施行を行い、平成 28 年 10 月以降、逐次適用される。
- 今後も引き続き、軽中量車について、国際基準に対応した排出ガス測定方法を導入するための国内法規の改正作業を進めていくこととしている。

c) エコドライブや公共交通機関利用の促進等交通の環境負荷低減対策や未然防止対策などの総合的な取組

【エコドライブの普及促進】（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会を中心とした広報啓発活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及推進を図っている。具体的な取組は以下のとおり。

- 11 月に「エコドライブ推進月間」を実施（平成 18 年度から継続実施）。
- 平成 24 年度の「エコドライブ推進月間」を機に、エコドライブの重点項目の見直しを行い、新たな「エコドライブ 10 のすすめ」を策定。
- 環境省では、エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2015 等において、関係団体等の協力を得て、エコドライブの普及推進を図った。
- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「エコドライブ活動コンクール」を後援した（平成 23 年度から継続）。
- 経済産業省及び国土交通省の連携事業において、トラック運送事業者などに

対して、エコドライブ管理機器の導入に対する支援を実施（運輸部門におけるエネルギー消費量の31%がトラック輸送による）。

- ・ 今後は、運送事業者以外の民間企業・団体や一般ドライバー等に対しても、エコドライブの普及を図るための各種取組を実施していく予定である。

【公共交通機関の利便性向上を通じた公共交通の利用促進】（警察庁、国土交通省、環境省）

公共交通システムの整備、改善等により公共交通機関の利便性の向上を図ることを通じて、マイカーから一人当たり環境負荷の少ない公共交通機関への転換を促進している。具体的な取組は以下のとおり。

- ・ 鉄道利用について、税制優遇措置、補助事業等により、鉄道新線整備、ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等に係る施策によるサービス・利便性の向上を実施している。
- ・ バス利用についても、税制優遇措置、補助事業等により、ノンステップバスの普及、ICカードの導入及びバスロケーションシステムの整備等を実施している。
- ・ LRT（次世代型路面電車システム）、BRT（バス高速輸送システム）等の整備によりマイカーから公共交通への転換を図る低炭素化に向けた公共交通利用転換事業を平成26年度より実施している。
- ・ 交通規制の観点からは、バス専用・優先レーン等の設定を行うとともに、バス優先の信号制御等を行う公共車両優先システム（PTPS）の整備を図っている。平成26年度末現在、40都道府県（総延長880.5km）で運用されており、引き続き交通実態に応じて必要な整備を推進する。
- ・ 通勤交通マネジメントについては、エコ通勤優良事業所認証制度を実施しており、平成26年度末時点で655事業所を認証。地域独自のエコ通勤推進施策との連携を強化しながら、通勤交通グリーン化を推進する。

【自転車の安全な利用環境の整備】（警察庁、国土交通省）

自転車はクリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識され、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まり等を背景にその利用ニーズが高まっている。一方、安全面での課題もあり、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から取組を行い、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を創出することが喫緊の課題とされている。主な取組は以下のとおり。

- ・ 国土交通省と警察庁にて、平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等を推進。

【「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進】（国土交通省、環境省）

平成 24 年度に制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用などに取り組む低炭素まちづくりを推進している。

低炭素まちづくり計画の策定に対する財政的支援等を行うことにより、低炭素まちづくりの推進に取り組んでおり、平成 26 年度末には 19 都市で低炭素まちづくり計画が策定されている。

【監視・観測結果の情報提供】（環境省）

都道府県等が自動車公害対策を計画的に行うために地域の状況を経年的に監視することが必要であるとして、騒音規制法及び大気汚染防止法に基づき、地方公共団体により自動車公害の常時監視が行われている。監視結果は各法律に基づき環境省へ報告され、集計結果が毎年公表されている。また、結果はウェブサイト等を通じて広く一般国民へも公表されている。具体的取組は以下のとおり。

- ・ 騒音監視事務に関しては、重点検討項目①を参照。
- ・ 大気汚染の監視事務に関しては、平成 25 年度には全国の都道府県等において、1,895 局（一般局 1,478 局、自排局 417 局）で測定が行われた。また環境省では集計結果を公表するとともに、大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）において広く結果の周知を図っている。

【交通流対策】（警察庁）

交通流の円滑化を図るため、情報処理技術等の進展を踏まえつつ、信号機の集中制御化・高度化、公共車両優先システム（P T P S）の整備等を実施している。信号機の集中制御化・高度化を継続的に進めており、平成 26 年度末現在、集中制御された信号機は約 73,600 基、高度化された信号機は約 96,700 基となっている。

【交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策】（環境省）

（重点検討項目①参照）

【自動車NO_x・PM法に基づく取組】（環境省）

自動車NO_x・PM法では、国は総量削減基本方針を定め、関係 8 都府県は総量削減計画を策定することとされている。具体的な取組は以下のとおり。

- ・ 平成 23 年 3 月に変更した総量削減基本方針に基づき、「平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成 27 年度までに監視測定期局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。」との目標の達成に向けて、関係行政機関及び関係都府県との連携の下、車種規制や基準適合車転換促進、エコドライブの普及啓発、交通流対策、交通需要マネジメント、局地汚染対策に係る調査検討などの取組を展開し

てきた。

- ・ 関係 8 都府県においては、平成 25 年 8 月までに総量削減計画を変更し、独自の流入車規制の実施も含め、各都府県における排出削減目標の達成に向けて各種取組を実施している。
- ・ 平成 32 年目標である「対策地域における大気環境基準の確保」を評価する手法については、数値計算と実測とを組み合わせた方法を今後確立する必要があることから、平成 26 年度より調査検討を行っている。

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(抜粋)

平成 23 年 3 月 25 日 閣議決定

2 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項

- (1) 自動車単体対策の強化等
- (2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- (3) 低公害車の普及促進
- (4) エコドライブの普及促進
- (5) 交通需要の調整・低減
- (6) 交通流対策の推進
- (7) 局地汚染対策の推進
- (8) 普及啓発活動の推進

今後の課題

関係府省において、環境基本計画を踏まえ、本分野に関する施策が講じられていることを確認したが、大気や騒音について環境基準をまだ達成していない地域や達成率の低い項目が残っていることから、今後も施策の更なる充実が必要である。加えて、施策を効果的・効率的に推進するためにも、関係省庁が緊密に連携していくことが重要である。

平成 25 年に実施した前回の点検の際に指摘した課題も踏まえて、施策が進展していることは高く評価できる。一方で、以下のとおり個別の課題も見受けられることから、引き続きこれらの課題を踏まえて施策を推進すべきである。

- 新幹線鉄道騒音について、環境基準を達成していない箇所の地域性や共通性等について分析するとともに、騒音の評価方法について検討する必要がある。
- 低周波音に係る苦情内容の詳細を調査して、苦情件数が増加している原因を分析し対策につなげていくことが必要である。
- 風力発電施設から発生する騒音等に関し、調査・予測・評価手法等に関する検討を進め、得られた知見の環境影響評価等への活用を図ることが重要である。
- 後住者に係る交通騒音問題については、土地利用のみならず建築物側の対策も重要であり、また、地方公共団体のみならず不動産開発業者や建築業者の理解と協力が不可欠であることを踏まえ、引き続き対策の実効性を高める方策を検討すべきである。
- ヒートアイランド現象については、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、より一層関係省庁等と連携し、東京都等をモデルケースとして対策の効果発現を図るとともに、その成果を日本全体の都市に広げ、熱中症対策にも資するようにすることが重要である。
- 石綿の飛散防止対策については、石綿の有無等に関する事前調査の結果について信頼性を確保するための調査機関の登録制度の創設を検討するとともに、いわゆるレベル 3 の建材を使用した建築物等の解体作業等に伴う石綿の飛散状況の実態把握などを行い、必要な措置を講ずる必要がある。また、平成 26 年施行の大気汚染防止法改正による規制強化の内容について、特に建物の所有者等への周知を徹底する必要がある。
- PM2.5 や光化学オキシダント等の大気汚染物質については、継続的に疫学研究を進めるなど、我が国における健康影響に関する知見の集積を図り、環境基準等の見直しに活用することが重要である。
- PM2.5 については、現時点の知見に基づき取り組むべき排出抑制対策を着実に推進するとともに、二次生成機構の解明やシミュレーションモデルの高度化等、科学的

知見の集積に努め、総合的な対策の検討に繋げる必要がある。

- 光化学オキシダントについて、長期的な改善傾向を評価するための新たな指標による評価を更に進めるべきである。また、PM2.5 対策と共に多くの課題が多いことにも留意しつつ、光化学オキシダントの低減効果の定量的な予測精度の向上や発生源寄与の解明を進め、排出抑制対策の推進が必要なVOCの検討を進めることが必要である。
- 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組については、既存の二国間やTEMM等の取組の一層の強化を図る必要がある。
- 大気汚染、騒音等の低減に加え、「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）に基づく温室効果ガスの削減、さらには低炭素社会実現の観点から、社会资本整備重点計画、交通政策基本計画と環境基本計画の連携を密にし、インフラ整備段階から環境対策の重要性を踏まえつつ、環境性能に優れた自動車の普及促進、エコドライブや公共交通利用の推進、交通流の円滑化等の各種交通環境対策を一層推進することが必要である。
- 平成32年度のNOx・PM法の対策地域における環境基準確保の目標に関して、適切に評価する手法を検討する必要がある。また、PM2.5は自排局の方が環境基準の達成率が低いことから、その要因を分析するとともに、自動車排出ガスに係るPM2.5の評価についても検討する必要がある。
- エコドライブの普及促進については、高度な情報処理技術の活用に加え、自動車メーカーの施設の活用、運送業者の経営層に対する啓発など、民間セクターを十分に活用し、幅広い利用者への働きかけをすることが重要である。
- 自転車利用の促進に当たっては、自転車通行空間の整備のみならず、自転車の交通ルールを徹底するなど、自転車のより安全な利用環境づくりを進める必要がある。
- 環境性能に優れた自動車の普及を促進するため、関係省庁が連携してあらゆる車種における先進環境対応車の導入支援等を進めるとともに、環境性能に応じた自動車関係税制の特例措置の充実を図ることが必要である。また、CNG車の利用が減っている原因について、ガソリン車やディーゼル車と比較して使用しにくい点などを分析し、その要因を取り除く対策を行うことが重要である。
- 引き続き再生可能エネルギー由来水素ステーションの導入支援を進めるとともに、産業車両の燃料電池化推進等水素社会実現に向けた取組を強化する。一方、水素ステーションの設置促進に当たっては、安全性の確保を徹底するとともに、その安全性や環境性能について、市民や地方公共団体への丁寧な情報発信が必要である。

6. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

重点検討項目：持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組

東日本大震災からの復旧・復興に際しては、各地域における多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで行うことが重要なことから、下記の a) から d) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 被災地における低炭素社会の構築に係る取組
- b) 被災地における循環型社会の構築に係る取組
- c) 被災地における自然共生社会の構築に係る取組
- d) 被災地における安全の確保に係る取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

各地域において、多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで復興を進めることが重要である。また、コンパクトなまちづくりや、効率的なエネルギーの利用を進めるライフスタイルを構築していくなど、環境に関して持続可能な地域として復興していくことが重要である。

（2）現状と取組状況

a) 被災地における低炭素社会の構築に係る取組

現状

東日本大震災の被災地における低炭素社会の構築に係る取組としては、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組が重要である。平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度開始後に同制度での新たな認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の発電容量は、平成27年3月末時点において、岩手県、宮城県及び福島県の3県合計で約92.6万kWである。

取組状況

【木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生対策）】（農林水産省）

本施策は、木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質バイオマスによる熱供給の取組について、木質バイオマスボイラー等の施設整備への補助を行うとともに、木質バイオマス発電の取組について、各地域に基金を造成し発電施設整備に係る資金の融通を行うとともに、地域における事業の効果的な実施のために地域関係者の連携や地域の課題解決に向けた調整等を行う地域協議会への支援を行うものである。

平成25・26年度は、補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生対策について、47都道府県に対して交付決定を行い、木質バイオマスボイラーや木質チップ製造設備の整備等を実施した。当該施策の実施等を通じて、全国の間伐材等由来の木質バイオマス利用量は、平成23年度に71.7万m³だったものが、平成25年度は121.1万m³、平成26年度は178.7万m³となっている。平成27年度は、全都道府県において本対策により事業を実施する予定である。

今後は、未利用間伐材等の木質バイオマスが年間約2,000万m³発生していると推計されていることを踏まえ、引き続き、木質バイオマスの安定的供給体制の構築及び木材需要の拡大を図る。

【浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業】（経済産業省）

本施策は、浮体式洋上風力発電について、国内初の大規模発電所（風車複数設置）の実証事業を福島県沖20kmで実施し、技術の確立を行うとともに、実用化に向けて、安全性・信頼性・経済性を明らかにするものである。福島県では、東日本大震災の被害からの復興に向け、再生可能エネルギーを中心とした新たな産業の集積・雇用の創出に大きな期待が寄せられており、世界一の浮体式洋上風力発電所を見据えた事業となっている。

平成25年11月に2MWの浮体式洋上風力発電設備（セミサブ式※）及び浮体式洋上変電所（サブステーション）を実証海域に設置し、運転を行っている。

今後は、平成27年度中に世界最大級の7MWの浮体式洋上風力発電設備2基等の設置を目指す。

※ 構造物の下部が半分海面下に沈み込んでいる半潜水式の浮体構造。

【再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業（グリーンニューディール基金）】（環境省）

本施策は、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」のため、地域主導の再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型エネルギーの供給システムの導入とともに、復興のまちづくりを加速的に推進するものである。平成23年度から東北の被災地域等において地域主導で実施している。

本基金を活用した事業の実施期間は、平成23年度から27年度までの5年間であ

り、基金を造成している各地方公共団体（8団体）において、実施計画に基づき地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を推進している。防災拠点等のうち、本事業実施予定の約3,000の施設に対し、平成24年度までに458か所の公共施設、9か所の民間施設への太陽光発電設備等の導入事業を実施しており、平成25年度は、990か所の公共施設、23か所の民間施設、平成26年度は、1,197か所の公共施設、18か所の民間施設への太陽光発電設備等の導入事業を実施した。なお、導入した設備の設備容量は、約2万kwである。

甚大な被害を受けた被災地域では、復興への街づくりに係る面的整備が進められているが、復興事業の進捗の遅れ、避難区域指定による防災拠点整備の遅れ、資材不足等の要因による入札不調等から、本基金事業の執行に影響が出ており、期間中の事業完了が困難となっている。今後は、状況を精査し、基金の事業期間延長を検討する。

b) 被災地における循環型社会の構築に係る取組

現状

東日本大震災により発生した災害廃棄物等（災害廃棄物は13道県^{※1}で約2,000万トン、津波堆積物は6県^{※2}で約1,100万トン発生）の処理については、岩手県及び宮城県を含めた12道県において、平成26年3月末までに処理を完了した。なお、岩手県及び宮城県の沿岸市町村の災害廃棄物の処理実績は図表III-6-1のとおりである。

残る福島県（避難区域を除く。）では、現在でも懸命な処理が続けられており、災害廃棄物の処理割合は約97%、津波堆積物についてもおおむね処理を完了している（平成27年3月末現在）。

東日本大震災の教訓を踏まえ、環境省では、都道府県及び市町村における、発災前の災害廃棄物処理計画の策定及び発災後の災害廃棄物処理実行計画のための指針として、「災害廃棄物対策指針」を平成26年3月に取りまとめ、全国の地方公共団体に周知しており、平成27年2月末時点で都道府県の21%、市町村の33%で災害廃棄物処理計画が策定されている。

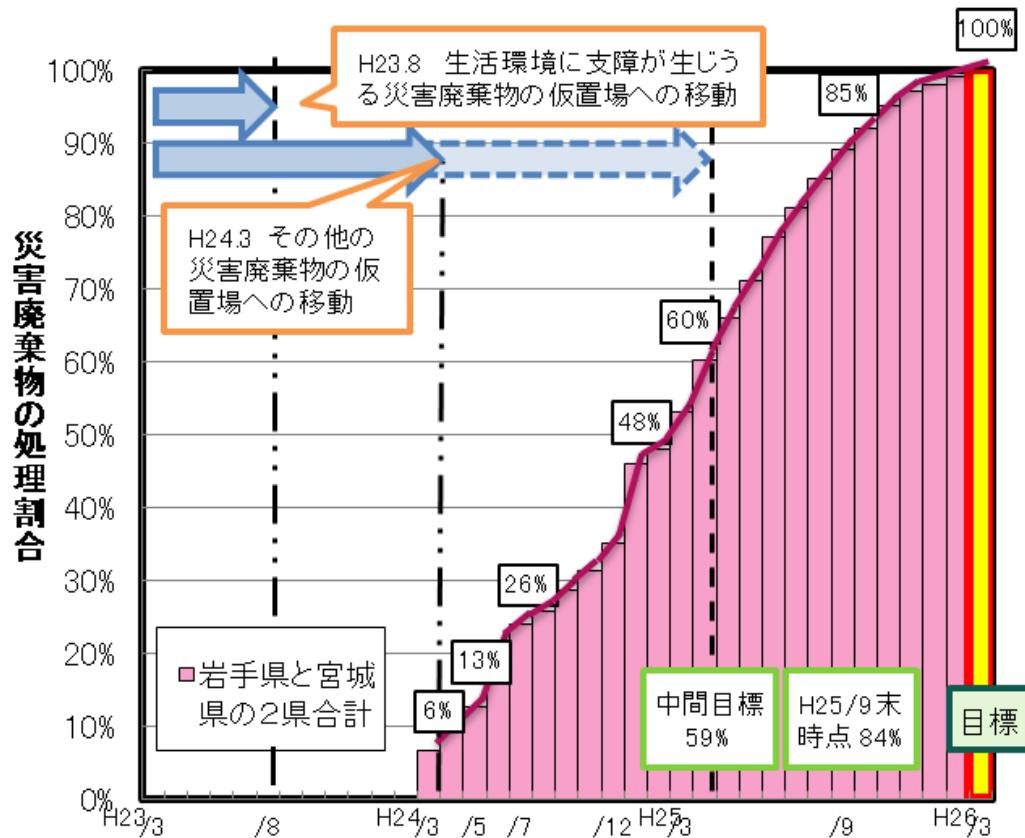
また、非常災害により生じた廃棄物^{※3}について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成27年法律第58号）が平成27年7月17日に公布され、同年8月6日に施行された。同法によって災害廃棄物対策に係る制度整備が行われた。

※1 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県の13道県。

※2 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定義される廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項）。

図表III－6－1. 岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



出典) 環境省災害廃棄物処理情報サイト「東日本大震災における災害廃棄物処理について」
(http://kouikishori.env.go.jp/disaster_waste/processing/processing_status/index.html)

取組状況

【東日本大震災により発生した災害等廃棄物処理の実施】（環境省）

本施策は、東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するため、地方公共団体に対し財政支援を行うものである。具体的には、市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用の補助等を行うものである。なお、補助率は地方公共団体の標準税収入に応じて、100分の50、100分の80、100分の90となっている。

前述のとおり、東日本大震災によって、13道県239市町村において約2,000万トンの災害廃棄物、6県において約1,100万トンの津波堆積物が発生したが、これらについても平成27年3月末時点における処理割合はいずれも99%であり、福島県を除く被災地域については、平成26年3月末までに処理を完了した。岩手県と宮城県の沿岸市町村の災害廃棄物については、全国の廃棄物処理施設で処理を行う広域処理により約62万トンを処理し、特に、仮設焼却炉の立地が困難であった岩手県では、可燃物の25%以上の処理に寄与した。また、不燃物や漁具・漁網の埋立処分についても広域処理により約5割を処理した。広域処理により処理期間の短縮につながり、目標期間内の処理を実現した。なお、災害廃棄物の約81%、津波堆積物のほぼ全量が再生利用され、公共事業等に活用された。

今後は、引き続き、処理の完了していない福島県の一部地域について、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して、国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。

【公共事業等における積極的な再生利用】（国土交通省）

本施策は、被災地の復旧工事において災害廃棄物を建設資材として活用するため、国土交通省が発注している仙台湾南部海岸の海岸堤防復旧の工事において、災害廃棄物（コンクリート殻、津波堆積土砂）を活用するものである。なお、仙台湾南部海岸の堤防復旧は、宮城県沿岸地域における被災地復興の第一歩とされた事業であり、平成24年7月の事業開始当初から各市町の復興計画や沿岸域で進められている災害廃棄物処理事業等と連携、調整を行ってきたものである。

平成24年7月に堤防復旧における災害廃棄物の利用を開始し、平成25年11月に山元町内の中浜工区においても活用を開始した。各年度の災害廃棄物活用量は、平成25年度は約20.3万m³、平成26年度は約4.3万m³である。

今後は、海岸堤防復旧における国土交通省の担当区間（仙台市、名取市、岩沼市、山元町の4市町の沿岸、約30km（宮城県からの代行区間を含む。））について、平成27年度中の完成を目標とし、同年度に約4.3万m³の災害廃棄物を活用する。

【東北地域での環境型ビジネス拠点の創出】（環境省）

本施策は、使用済小型家電という地域資源を最大限に活用することによって最先端のいわゆる静脈ビジネス^{*1}拠点を創出するとともに、地域の特性をいかした地域の発意・創意工夫により資源を循環させる事業の形成を進めるものである。具体的には、市町村における使用済小型家電回収体制を構築する「小型電子機器等リサイクルシステム実証事業」と、地域循環圏^{*2}の構築事例を積み重ねていく「地域循環圏形成モデル事業」を実施する。

小型電子機器等リサイクルシステム実証事業については、全国で実施しており、被災地においては、平成25年度は、青森県及び岩手県内の8地域、平成26年度は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県内の25地域において実施した。最終年度となる平成27年度も引き続き実施する。

全国を対象として実施する地域循環圏形成モデル事業については、平成24年度においては、被災地における採択はなかったが、新たに東日本大震災復興特別会計により、特定被災地方公共団体のみを対象とした事業を行うこととし、宮城県南三陸町で実施した。

今後も、引き続き、両事業を着実に進めることによって、被災地を含め資源を地域で循環していく取組の環を広げる。

*1 廃棄物の処理、処分、再資源化を担う産業。経済活動を人体の血液循環に例え、生産財や消費財がメーカーから小売や卸を経て消費者へ渡る流れを「動脈経済」、担い手を「動脈産業」と呼ぶのに対し、消費された廃棄物を再びメーカーへ運ぶ担い手を「静脈産業」という。

*2 地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。

c) 被災地における自然共生社会の構築に係る取組

現状

東日本大震災の被災地における自然共生社会の構築に係る取組としては、被災地域の豊かな自然の再生に資する取組が重要であることはもとより、復旧・復興に当たっても自然環境に配慮して行われることが重要である。

被災地における海岸防災林の復旧工事は、平成26年度末時点で、被災延長約140kmの約81%に当たる約114kmで着手し、このうち約30kmが完了している。海岸防災林の復旧に当たっては、自然環境に配慮して事業を実施している。

取組状況

【海岸防災林の復旧・再生】（農林水産省）

本施策は、東日本大震災の津波で被災した海岸防災林を早期に復旧・再生するものであり、林帶地盤の復旧のために盛土等の基盤造成をした上で、地域の植生等の自然条件や地元のニーズも考慮しつつ、樹木を植栽等するものである。なお、海岸防災林は、潮害、飛砂・風害の防備等の災害防止機能や津波の被害軽減効果を有し、人々の暮らしを守る重要な役割を果たしている。

被災した海岸防災林の被災延長約140kmのうち、平成25年度は約38km、平成26年度は約22kmについて、自然環境に配慮しつつ、復旧・再生に着手した。特に、自然環境等に配慮が必要な箇所については、有識者等の意見も踏まえ、事業を実施している。平成27年度は、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手するとともに、約40kmについて、植栽等の完了を目指す。

今後も引き続き、地域の実情や自然条件等を踏まえて植栽樹種等を検討するとともに、防災意識の向上や地域の振興のシンボル的な活動となり得るとの観点から、地域住民や民間団体等の参画を得ながら海岸防災林の植栽等を行うことが重要であり、関係機関の協力を得つつ、早期の海岸防災林の復旧・再生に取り組む。

【三陸復興国立公園再編成等推進事業及び三陸復興国立公園等復興事業】（環境省）

本施策は、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（平成24年5月7日環境省策定）に基づき、グリーン復興プロジェクトを実施することで、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威の学びに寄与しつつ、復興に貢献するものである。具体的には、三陸復興国立公園の創設、被災した公園利用施設の復旧、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の整備、地震・津波による自然環境への影響の把握等を行う。

- 三陸復興国立公園の創設及び被災した公園利用施設の復旧

平成 25 年度は、陸中海岸国立公園に青森県の種差海岸階上岳県立自然公園を編入し、三陸復興国立公園として指定するとともに、被災した公園利用施設の復旧を行った。平成 26 年度は、三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入するとともに、引き続き被災した公園利用施設の復旧を行った。

○ みちのく潮風トレイルの整備

みちのく潮風トレイルは、青森県八戸市から福島県相馬市までの約 700km にも及ぶロングトレイルであり、平成 25 年度は、青森県八戸市から岩手県久慈市までの約 100km を開通、平成 26 年度は、福島県相馬市から同県新地町までの約 50km を開通、平成 27 年度は、岩手県岩泉町から同県宮古市までの約 50km、岩手県野田村から同県普代村までの約 25km、岩手県釜石市から同県大船渡市までの約 145km を開通させた。平成 26 年 7 月から平成 27 年 10 月までに、延べ約 2,500 人に対し、既に開通している八戸から久慈間の踏破証明書を交付した（なお、相馬から新地間の踏破証明書の交付は平成 27 年 7 月から開始した。）。平成 26 年 7 月には八戸市に新たな利用拠点として種差海岸インフォメーションセンターを開設し、平成 27 年 9 月に入館者数 30 万人を達成した。

○ 地震・津波による自然環境への影響の把握等

平成 24 年度から実施している地震・津波による自然環境への影響調査の結果を踏まえ、平成 26 年度に「重要自然マップ」を取りまとめ、復興事業を実施する際の基礎資料として、関係市町村等に提供した。

今後は、三陸復興国立公園に編入した地域の集団施設地区及びみちのく潮風トレイルにおいて必要となる利用拠点施設・統一標識等の整備、みちのく潮風トレイルの早期全線開通等の取組を進める。

d) 被災地における安全の確保に係る取組

取組状況

【有害物質のモニタリング調査等】（環境省）

本施策は、有害物質等のモニタリング調査等を実施することで、東日本大震災の被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供によって不安を解消することで復旧・復興に資するものである。

平成 23 年度以降、被災地における環境汚染の状況を経年的に把握するために、大気環境中のアスベスト濃度及び海洋環境のモニタリング調査等を実施し、結果を隨時公表している。また、平成 23～25 年度の 3 年間で、34 の残留性有機汚染物質（P O P s）等を対象として、水質、底質、大気、生物の媒体について化学物質環境実態追跡調査を実施した。その結果、一部の物質及び地点において既往調査結果の濃度範囲を超えるものもあったが、いずれも既往調査結果の濃度範囲の上限を大幅に超えるものではなかったため、本調査は 3 年間で終了した。

今後は、平成 23 年度から実施している環境モニタリング調査について、アスベス
ト濃度調査を福島県で継続するとともに、海洋環境のモニタリング調査を引き
続き実施する。また、従来から実施している化学物質環境実態調査において、P
O P s 等のモニタリング調査に努める。

今後の課題

関係府省において、環境基本計画や平成25年に実施した前回の点検の際に指摘した課題を踏まえ、本分野に関する施策が講じられていることを確認した。東日本大震災は、人々の生活に不可欠なインフラはもとより、地域の豊かな自然環境にも大きな被害を与えた。国は平成23年度から平成32年度までの10年間を「復興期間」とし取組を進めており、インフラ復旧はおおむね終了している。一方で、単なる原状回復にとどまらず復興を契機として、低炭素・循環・自然共生に配慮した持続可能な地域づくりは、これからも進展させるべき施策であり、これら施策の進展に当たっては、復旧・復興という今後の地域の方向性が形成されるこの時期にこそ、環境配慮を十分に行うべきである。

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、環境保全や持続可能性にも配慮し、長期的かつ総合的な視点を持って、環境・経済・社会がともに向上する社会づくりを進めていくことが重要である。この視点で施策を推進していくためにも、関係府省は連携して分野横断的な施策を講ずるなどして、まちづくり全体を支援していくことが重要である。

これらを踏まえ、今後、施策を推進する上での個別の課題は以下のとおりである。

- 東日本大震災の被災地は多様で豊かな自然環境に恵まれている地域が多く、低炭素社会の構築に向けては、この自然環境に由来する自然エネルギーのポテンシャルの高さを活用した多様な再生可能エネルギーによる自立・分散型エネルギーの供給システムの確立が重要である。なお、多様な再生可能エネルギー施設の中には、洋上風力発電のように我が国で導入事例の少ないものもあり、導入に当たっては環境への影響に配慮し、これを行うべきである。
- 東日本大震災を始めとする近年の災害を教訓として、災害により生じた廃棄物の処理に係る必要な事項を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成27年法律第58号）に基づき、円滑かつ迅速に災害により生じた廃棄物を処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための対策を着実に実施すべきである。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強い地域づくりの視点を持った対応が必要である。被災地は豊かな自然環境に恵まれており、災害に強い地域づくりを行う上では、これらの自然環境をいかすことで、自然と共生した社会を実現していく必要がある。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を行う際には、再生可能エネルギー事業やエコツーリズムなど、自然資源を活用した経済活性化等にも資する取組を推進するための方策について検討を行い、環境・経済・社会がともに持続可能なものとなるよう努め、その際には、関係府省の連携も図られるべきである。

IV. その他

1. 各府省等における環境配慮の方針に係る取組状況

第四次環境基本計画第3部第1節において、「関係府省は環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与える政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進する。」とされている。

関係府省等の環境配慮の方針及び直近の自主点検結果は、以下のとおりである。

今後とも、各府省の環境配慮の方針の推進を図るため、P D C Aサイクルに基づく取組を一層強化していくべきである。

(1) 各府省等の整備運用状況

| | |
|---------------------|--|
| 調査対象とした関係府省等 | 16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省) |
| 「環境配慮の方針」の策定状況 | 「環境配慮の方針」策定済み関係府省等：16府省等 <策定府省等の推移> 平成14年度：4省等 平成15年度：10府省等 平成16年度：14府省等 平成17年度：15府省等 平成27年度：16府省等 |
| 「環境配慮の方針」が対象としている範囲 | 「環境に関わる政策分野」を対象：13府省等 「通常の経済主体としての活動分野」を対象：16府省等 |
| 「環境配慮の方針」の直近の自主点検状況 | 自主点検実施関係府省等：15府省等 平成26年度：4省等 平成25年度：11府省等 |

(2) 環境に関する政策分野について

環境に関する政策分野については、13府省等が環境配慮の方針の対象としている。各府省等における直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組及び自主点検結果に記載された取組（例）は以下のとおりである。

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） |
|---|---|--|
| 内閣府 (H15. 11 策定) (H17. 9 改正) (H20. 3 改正) (H21. 4 改正) (H23. 3 改正) (H25. 12 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境施策の基盤となる研究・統計等の整備 ○ 沖縄における環境共生型社会の形成 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）に掲げられているエネルギーの安定確保と気候変動問題へ対応するためのグリーンイノベーションに包含されている環境保全への取組の推進 ・ 沖縄における廃棄物処理施設整備事業の実施 |
| 警察庁 (H16. 7 策定) (H24. 12 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境犯罪の取締りの推進 ○ 交通管理による環境対策の推進 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法違反等の環境犯罪の取締りの推進 ・ 道路交通情報通信システム（VICS）の整備 |
| 総務省 (H15. 3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信を活用した環境負荷の削減等 ○ 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制 ○ 消防防災分野における環境問題への対応 ○ 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク（情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の普及を通じて、交通代替による環境負荷の軽減を推進 ・ 消火器・防炎物品等のリサイクル技術の活用推進 ・ 自動車取得税のエコカー減税、自動車税、軽自動車税のグリーン化特例 |
| 法務省 (H15. 7 決定) | ○ 被収容者への啓もう活動 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設に収容されている被収容者に対する環境意識の啓もう活動 |
| 外務省 (H15. 9 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境問題に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際枠組みづくり ○ 国際協力の実施等にあたっての環境配慮 | <p>（自主点検については、個々の案件に応じて適宜実施・公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境問題に関する各種国際会議における議論への参加 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） |
|--|--|---|
| 文部科学省 (H15. 9 策定) (H17. 7 改正) (H27. 9 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境分野の研究開発の重点的推進 ○ 原子力の利用に関する研究開発の実施 ○ 新エネルギー、省エネルギーに関する研究開発の推進 ○ 生物多様性の保全及び持続可能な社会実現への取組の推進 ○ 学校教育における環境教育の推進 ○ 社会教育における環境教育の推進 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星による地球観測及び海洋観測の推進 ・ CO₂ 排出削減を目的とした機材（ジェットエンジン等の高効率化に必要な超耐熱材料）の有用性の実証 ・ 生物多様性の保全及び持続可能な社会実現に向けた国際的取組の推進 ・ 現行学習指導要領において環境教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、その趣旨の実現及び環境教育に関する優れた実践の促進や普及 ・ 地域における環境教育を含めた様々な課題に対する学習活動の支援 |
| 厚生労働省 (H16. 6 決定) (H17. 9 改正) (H18. 9 改正) (H19. 7 改正) (H20. 11 改正) (H21. 11 改正) (H23. 3 改正) (H24. 3 改正) (H25. 5 改正) (H26. 3 改正) (H27. 3 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題に対する取組 ○ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 ○ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 ○ 水環境保全に関する取組 ○ 大気環境保全に関する取組 ○ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進 ・ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保 ・ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援 ・ 水道施設で発生する浄水汚泥の循環的利用の促進 ・ 既存化学物質の安全性点検の実施 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） |
|--|---|--|
| 農林水産省 (H15. 12 策定) | <input type="radio"/> 健全な水循環 <input type="radio"/> 健全な大気循環 <input type="radio"/> 健全な物質循環 <input type="radio"/> 健全な農山漁村環境の保全 <input type="radio"/> 試験研究・技術開発 <input type="radio"/> 環境教育・食育の推進 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画に基づく、森林整備事業及び水源地域等保安林整備事業（治山事業）の推進 森林吸収量確保のための間伐 「バイオマス活用推進基本計画」に基づくバイオマスの総合的な利活用の推進 グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の共生・対流の促進 土着天敵を有効活用した害虫防除システムの開発 第 2 次食育推進基本計画に基づく食育の推進 |
| 経済産業省 (H16. 9 制定) (H20. 3 改訂) (H25. 2 改訂) | <input type="radio"/> 温暖化対策 <input type="radio"/> 資源循環推進 <input type="radio"/> 環境経営・競争力の強化 <input type="radio"/> 化学物質管理 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年（2020 年）以降の将来枠組み構築に向けた国際交渉の推進、二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の推進 国内省エネルギー対策の推進、アジア諸国を中心とした国際省エネルギー協力の推進 再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー源の多様化、石炭・天然ガス等の高度利用 「カーボンフットプリント（CFP）を活用したカーボン・オフセット制度」等による環境ビジネスの促進 火力発電の技術開発等の推進、再生可能エネルギー等の活用による電気事業における市場環境の整備 3R関連法制度等に基づく取組の促進 企業等における化学物質の適正管理の推進 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） |
|---|--|--|
| 国土交通省 (H15. 3 策定) (H16. 6 策定) (H20. 7 策定) (H26. 3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策・緩和策の推進 ○ 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進 ○ 地球温暖化対策・適応策の推進 ○ 自然共生社会の形成に向けた取組の推進 ○ 循環型社会の形成に向けた取組の推進 ○ 環境保全の行動変容施策等の継続的展開 ○ 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進、低公害車普及、住宅・建築物の省エネ性能の向上 ・ 集約型都市構造の実現、水災害・沿岸分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策 ・ 全国海の再生プロジェクト、自然共生と生物多様性の保全、良好な海域環境の保全・再生・創出 ・ 建設リサイクルの推進、リサイクルポート高度化プロジェクトの実施 ・ 地球地図などの広域環境地理情報の整備による国際貢献、バラスト水問題の対応 |
| 環境省 (H14. 11 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の推進 ○ 地球環境の保全 ○ 大気・水・土壤環境等の保全 ○ 廃棄物・リサイクル対策の推進 ○ 生物多様性の保全と自然との共生の推進 ○ 化学物質対策の推進 ○ 環境保健対策の推進 ○ 環境・経済・社会の統合的向上 ○ 環境政策の基盤整備 ○ 放射性物質による環境の汚染への対処 | (環境基本計画を踏まえた目標とその達成のために推進すべき事務事業を示した「環境省政策体系」を定め、この体系に示した施策・事務事業について、政策評価の中で評価を実施) |
| 防衛省 (H15. 3 策定) (H27. 3 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の低減 (地球環境保全、生物多様性保全、循環型社会構築、大気環境保全、水環境保全、土壤環境保全、化学物質対策、その他) | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の運行対策による騒音対策の推進 ・ 職員の環境意識の高揚を図るべく、環境教育の推進 |

(3) 通常の経済主体としての活動分野について

通常の経済主体としての活動分野については、16 府省等が環境配慮の方針の対象としている。

具体的には、多くの府省等において「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）や「グリーン購入法」等の法律に基づく措置の実施を掲げている。また、各府省等の特色ある取組として、例えば、農林水産省及び環境省においては、経済主体としての活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた環境管理システムの国際規格であるISO14001を取得し、目的・目標等を定め、点検・見直し等を行っている。金融庁、農林水産省等においては、取引等がある事業者等に対し、事業者自身のグリーン購入の推進を働きかけている。その他、厚生労働省においては、早期退庁の促進及び年次休暇の取得促進による職場としての環境負荷の低減の取組を行っている。

なお、各府省等の直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組及び直近の自主点検結果に記載された取組のうち主なものは、それぞれは以下のとおりである。

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載 されていないが実際には取り組まれているもの |
|---|---|---|
| 内閣府 (H15.11策定) (H17.9改正) (H20.3改正) (H21.4改正) (H23.3改正) (H25.12改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品等の購入や使用に当たつての取組 ○ 庁舎の整備・管理等における取組 ○ 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等 | <p>【平成25年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン調達の推進 ・ 冷暖房の適正な温度管理（冷房28度程度、暖房19度程度）、昼休み中の執務室内の消灯やOA機器類の節電、夏期における執務室での軽装の奨励等によるエネルギー使用量の抑制 ・ 新人研修等における環境配慮の方針の周知 |
| 公正取引 委員会 (H18.1決定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品等の購入や使用に当たつての取組 ○ 環境に配慮した省資源の取組 ○ 職員に対する環境についての周知等 | <p>【平成25年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく物品等の購入 ・ 冷暖房の設定温度（夏季28度、冬季19度）、昼休憩時等の消灯等によるエネルギー使用量の抑制 [・ イントラ等を通じた職員に対する環境配慮の方針の周知] |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの |
|------------------------------------|--|--|
| 警察庁 (H16. 7 策定) (H24. 12 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品等の購入や使用に当たつての取組 ○ 庁舎の整備・管理等における取組 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達の推進 ・ 蛍光灯の間引き、冷暖房の適正な温度管理（冷房 28 度、暖房 19 度）、昼休み中の消灯、OA 機器類の節電等によるエネルギー等の使用量の抑制 |
| 金融庁 (H16. 12 策定) (H19. 8 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン調達の推進 ○ 低公害車の導入 ○ 受注業者等に対する働き掛け ○ エネルギー使用量の抑制 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない製品等の積極的な選択によるグリーン調達の推進 ・ 全公用車への低公害車導入の維持 ・ 入札及び発注契約時における事業者へのグリーン購入法推進の呼び掛け ・ 昼休みの消灯、OA 機器類の節電、冷暖房の適切な温度管理によるエネルギー使用量の抑制 |
| 総務省 (H15. 3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法の適切な実施 ○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）の適切な実施 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達の実施 ・ 政府の実行計画に基づく公用車の燃料使用量、用紙の使用量の削減等の地球温暖化対策の実施 |
| 法務省 (H15. 7 決定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境の保全のための取組 ○ 水環境の保全のための取組 ○ 廃棄物の削減のための取組 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない低公害自動車の導入 ・ 節水コマの積極利用等による水道使用量の抑制 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない物品等の調達の推進 |
| 外務省 (H15. 9 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法の適切な実施 ○ 政府の実行計画の適切な実施 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進 ・ 政府の実行計画に基づく低公害自動車の導入 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの |
|--|---|---|
| 財務省 (H15. 10 策定) (H17. 10 改定) (H20. 3 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 低公害車の導入 ○ エネルギー使用量の抑制 ○ 上水使用量の抑制 ○ グリーン調達の推進 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車への低公害車の導入 ・ 昼休み等の消灯、冷暖房の適正な温度設定等による電気使用量及びエネルギー供給設備等における燃料使用量の低減 ・ 節水の励行等による上水使用量の低減 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進 |
| 文部科学省 (H15. 9 策定) (H17. 7 改正) (H27. 9 改定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づく全ての取組 ○ グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく全ての取組 ○ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画に基づく全ての取組 ○ 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定）に基づく全ての取組 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> [・ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表] [・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン購入の推進] ・ 政府の実行計画に基づく公用車の効率的運用、効果的な用紙の使用 ・ 電気の供給を受ける契約（据切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）等の環境配慮契約の締結 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの |
|--|--|--|
| 厚生労働省 (H16. 6 決定) (H17. 9 改正) (H18. 9 改正) (H19. 7 改正) (H20. 11 改正) (H21. 11 改正) (H23. 3 改正) (H24. 3 改正) (H25. 5 改正) (H26. 3 改正) (H27. 3 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法に基づく取組 ○ 政府の実行計画に基づく取組 ○ 「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」（平成 27 年 1 月省内長時間労働削減推進チーム）を踏まえた働き方・休み方改革の推進 | <p>【平成 26 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない物品の調達 ・ 温室効果ガスの排出抑制による環境への配慮の促進 ・ 早期退庁及び年次休暇の取得促進による、仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じた職場としての環境負荷の低減 |
| 農林水産省 (H15. 12 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン調達の推進 ○ 「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める実施計画」の積極的な実行による、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減等 ○ 取引等がある受注業者等に対する発注に当たっての環境配慮行動の要求 ○ 環境に関する法令及び計画等の遵守による環境汚染の予防 ○ 環境管理システムの定期的な見直しによる継続的な改善、環境方針及びその運用成績の公表 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法に基づく環境負荷の少ない製品の調達、間伐材等の木材等の積極的な調達によるグリーン購入の推進 ・ 政府の実行計画に基づく、CO₂ 排出削減及び省エネルギー・省資源の取組の推進 ・ 公用車へのバイオ燃料の導入 ・ 電力の供給を受ける契約（据切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）等の締結によるグリーン契約の推進 ・ 環境管理システム（平成 18 年 3 月に ISO14001 認証を取得）の定期的な監視・測定、環境管理システムの見直し |
| 経済産業省 (H16. 9 制定) (H20. 3 改訂) (H25. 2 改訂) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「グリーン購入法」に基づく取組 ○ 「環境配慮契約法」に基づく取組 ○ 「政府の実行計画」に基づく取組 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の実行計画に基づく温室効果ガスの排出の抑制等 ・ 自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）等による環境配慮契約の推進 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進 |

| 府省等 (策定・改正等年月) | 直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組 | 直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの |
|---|--|---|
| 国土交通省 (H15. 3 策定) (H16. 6 策定) (H20. 7 策定) (H26. 3 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事における環境物品等の調達の促進 ○ 政府実行計画等の着実な実施 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進 ・ 政府の実行計画に基づく庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等 [・ 自動車の購入、建築物の設計等に係る環境配慮契約の推進] |
| 環境省 (H14. 11 策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスその他の環境負荷の低減 ○ 夏季の節電・省エネルギー対策の推進 ○ 資源の消費量の削減を含む 3 R の取組の推進 ○ グリーン調達の推進 ○ 環境に配慮した契約の推進 ○ 受注業者・出先機関に対する環境保全活動の実践の働き掛け ○ 情報の公開 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮、通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入等による温室効果ガス排出量の削減 ・ 「クールビズ」の励行による冷房時の室温原則 28 度の徹底 ・ 包装の簡略化、容器・包装の再利用・再生利用等による廃棄物の排出削減 ・ 全一般公用車への低公害車導入の維持、電気冷蔵庫等の廃棄におけるフロン系冷媒の回収・破壊の徹底等によるグリーン調達の推進 ・ 環境配慮契約法に基づく基本方針に従った自動車の調達に係る契約（総合評価落札方式）等の締結による環境配慮契約の推進 ・ 環境省の出先機関及び環境省職員の自主的な環境保全活動への参加支援 ・ 環境マネジメントシステム（平成 14 年 7 月に ISO14001 認証を取得）において定めた目的及び目標の達成状況の公表 |
| 防衛省 (H15. 3 策定) (H27. 3 改正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務活動における環境配慮 ○ グリーン調達の推進 | <p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の実行計画に基づく温室効果ガスの総排出量、公用車の燃料使用量等の削減 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達 |

2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年度、全国の20歳以上の男女約2,600人を対象とした「環境にやさしいライフスタイル実態調査」、全ての地方公共団体を対象とした「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」の2種類のアンケート調査を実施している。平成26年度（調査時期：平成27年1月～3月）に調査を実施し、これらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかとなった。環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じていく必要がある。

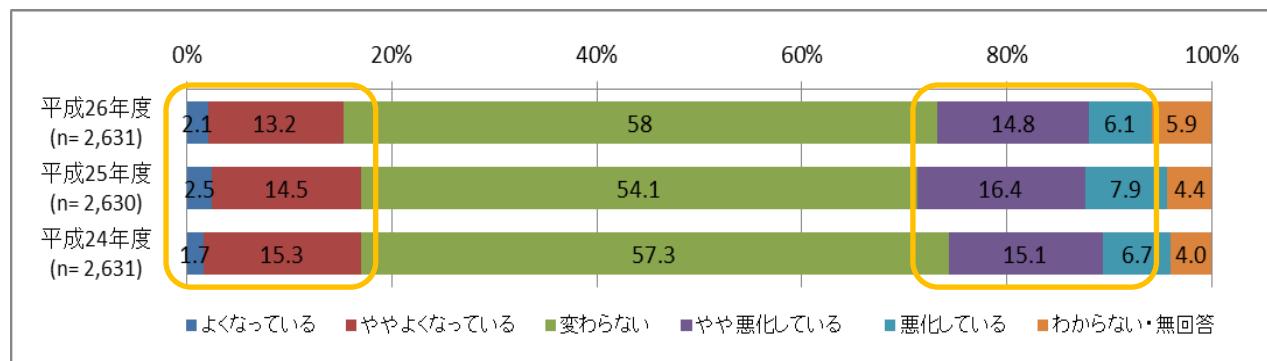
（1）環境にやさしいライフスタイル実態調査（国民アンケート）の概要

① 近年の環境の状況についての実感

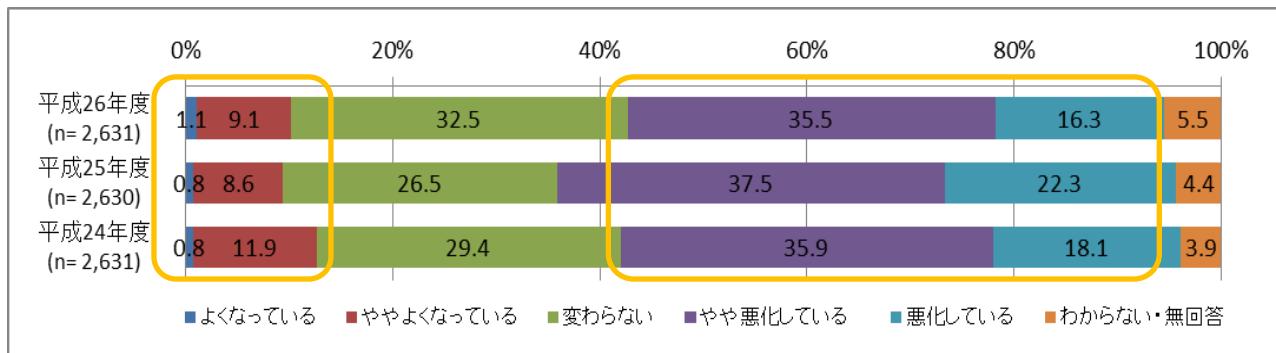
近年の環境の状況について、悪化を実感している人（「悪化している」と「やや悪化している」の合計）の割合は、地域、国、地球の全てのレベルにおいて、改善を実感している人（「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計）の割合を上回っている。また、悪化を実感している人の割合は、地域レベルより国レベル、国レベルより地球レベルの方が高くなっている。この傾向は平成24・25年度調査と同様である（図表IV-2-1）。

図表IV-2-1. 近年の環境の状況についての実感

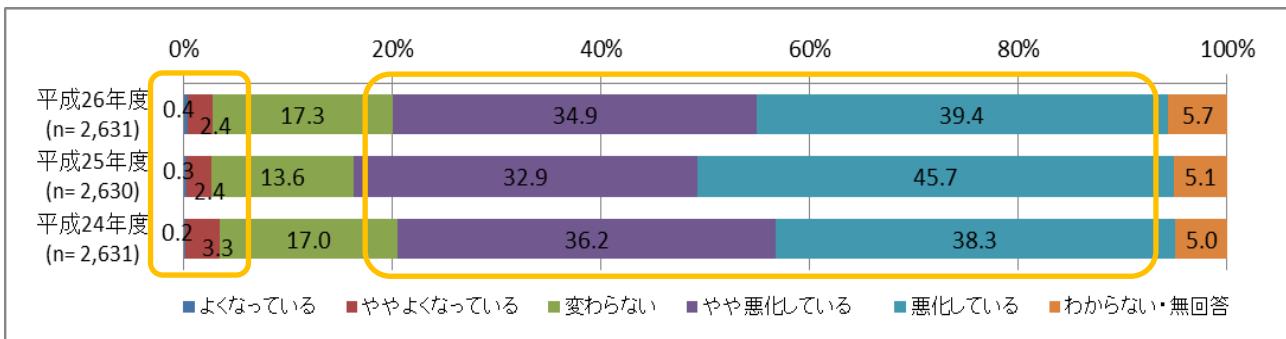
<地域レベル>



<国レベル>



<地球レベル>



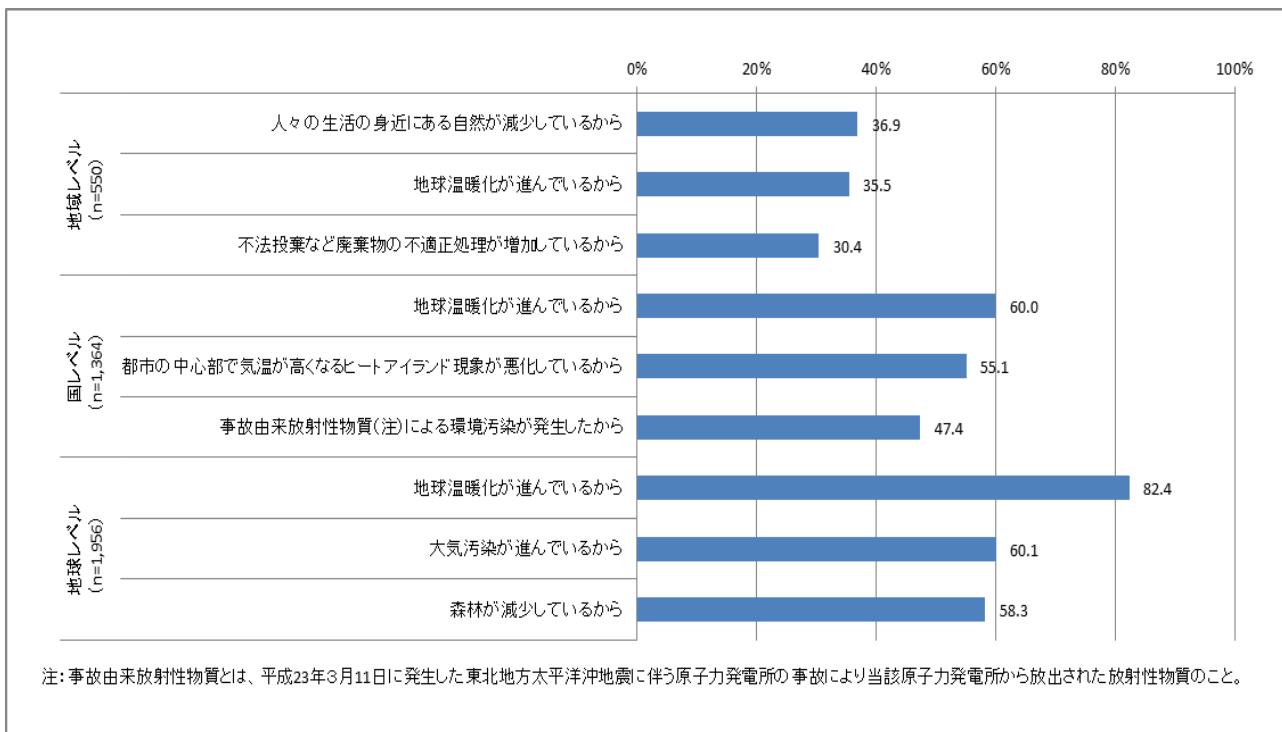
出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成 24 年度調査、平成 25 年度調査、平成 26 年度調査）」
から作成

② 近年の環境悪化を実感する理由

近年の環境の状況について、悪化を実感していると回答した人に対してその理由について質問したところ、「地球温暖化が進んでいるから」と回答した人の割合が全てのレベルで高く、特に地球レベルにおいては、約 8 割と非常に高い。

また、地域レベルでは、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」と回答した人の割合が最も多く、身近な生活環境の変化に環境の悪化を実感していることがうかがえる（図表IV－2－2）。

図表IV－2－2. 近年の環境悪化を実感する理由（各レベル別上位 3 項目）

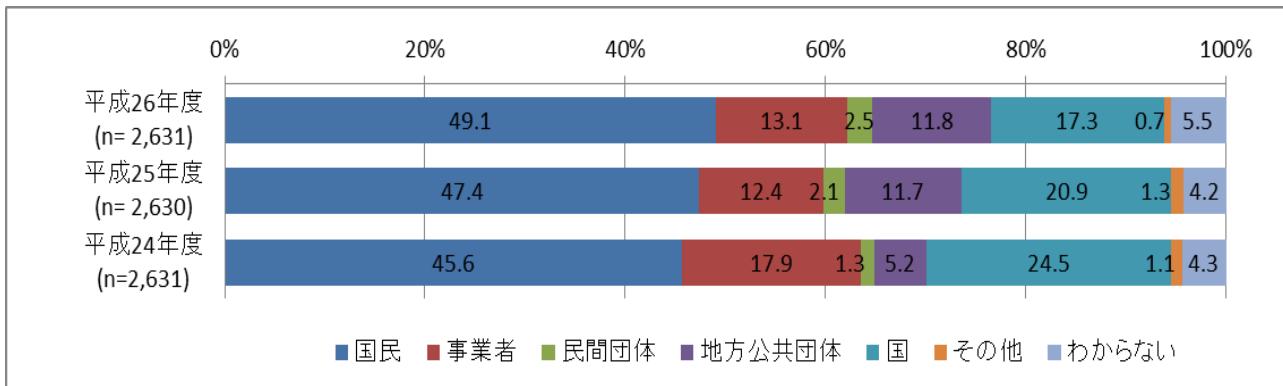


出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成 26 年度調査）」から作成

③ 環境保全で最も重要な役割を担う主体

環境保全で最も重要な役割を担う主体について、「国民」であると回答した人の割合は約半数であり、「国」（約 17%）や「事業者」（約 13%）といった他の主体を大きく上回っている。この傾向は、平成 24・25 年度調査と同様であり、国民が環境保全に取り組むことが重要であるとの意識の高さがうかがえる（図表IV－2－3）。

図表IV－2－3. 環境保全で最も重要な役割を担う主体



出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成 24 年度調査、平成 25 年度調査、平成 26 年度調査）」

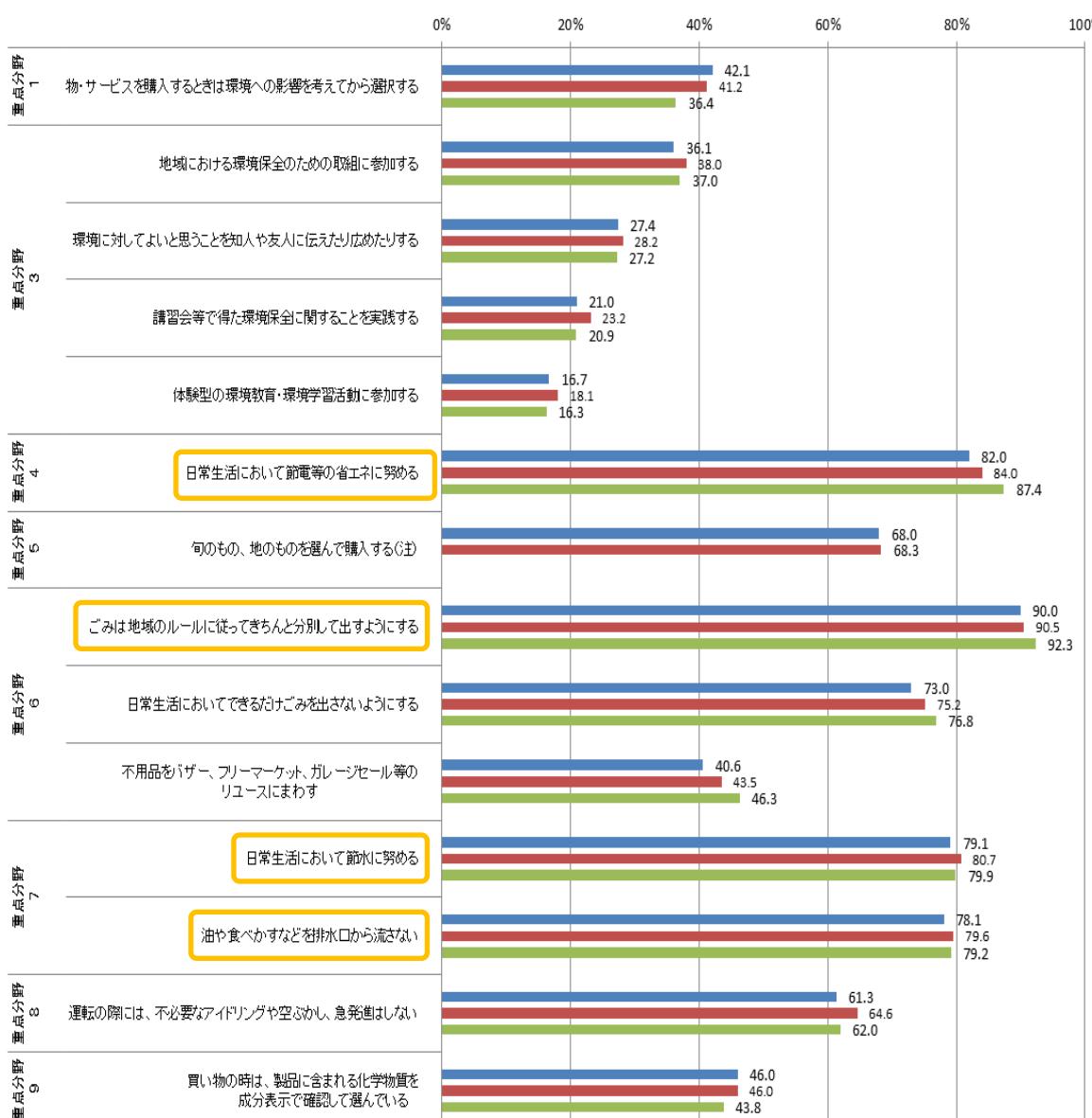
から作成

④ 環境配慮行動の実施状況

環境配慮行動の実施状況について、取り組んでいる人の割合は、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする」で9割、「日常生活において節電等の省エネに努める」、「日常生活において節水に努める」及び「油や食べかすなどを排水口から流さない」でそれぞれ約8割である。この傾向は平成 24・25 年度調査と同様であり、家庭において日常的に取り組める行動で高い割合を示している。

一方で、第四次環境基本計画の重点分野のうち、「重点分野 1：経済社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「重点分野 3：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」及び「重点分野 9：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」分野での行動にそれぞれ取り組んでいる人の割合は、5割を下回っている（図表IV－2－4）。

図表IV－2－4. 環境配慮行動の実施状況



注：「旬のもの、地のものを選んで購入する」は平成25年度からの設問。

■平成26年度(n=2,631) ■平成25年度(n=2,630) ■平成24年度(n=2,631)

重点分野1：経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点分野4：地球温暖化に関する取組

重点分野6：物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

重点分野8：大気環境保全に関する取組

重点分野3：持続可能な社会を実現するための地域作り・人づくり、基盤整備の推進

重点分野5：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

重点分野7：水環境保全に関する取組

重点分野9：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成24年度調査、平成25年度調査、平成26年度調査）」

から作成

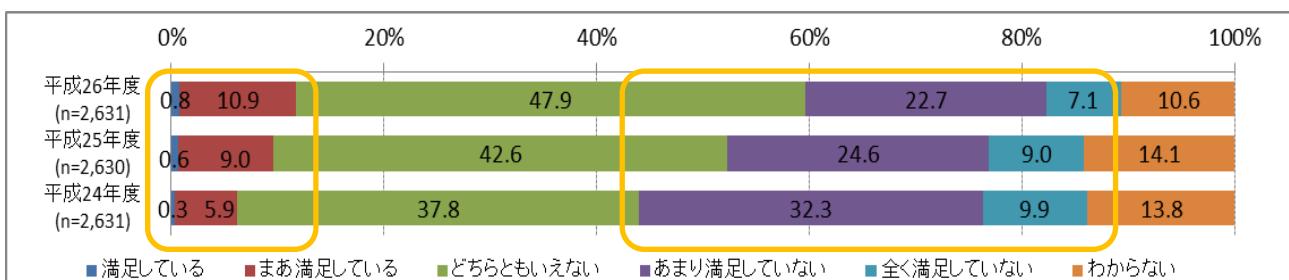
⑤ 環境行政への満足度

環境行政に対しては、国、地方公共団体の双方において、平成 24・25 年度調査と比較して、満足と回答している人（「満足している」と「まあ満足している」の合計）の割合が増加し、不満足と回答している人（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の合計）の割合が減少しており、満足度が向上している。

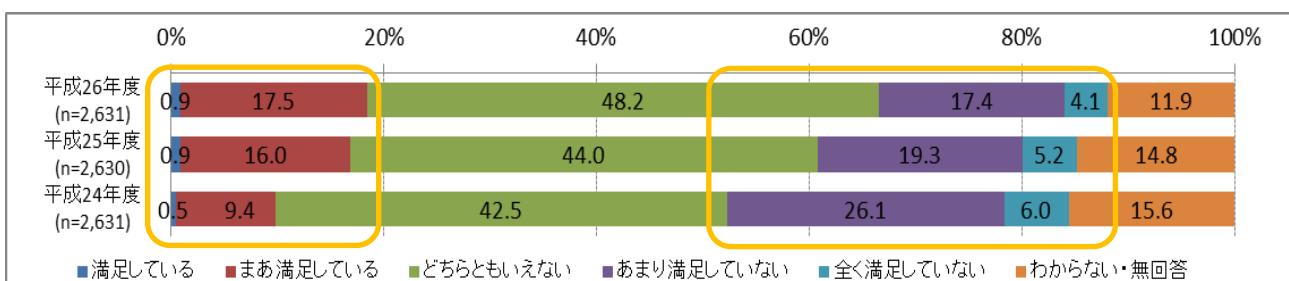
一方で、平成 24・25 年度調査と同様に、不満足と回答している人の割合が満足と回答している人の割合を上回っている（図表IV－2－5）。

図表IV－2－5. 環境行政への満足度

<国>



<地方公共団体>



出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成 24 年度調査、平成 25 年度調査、平成 26 年度調査）」

から作成

⑥ 環境行政に対して今後求めること

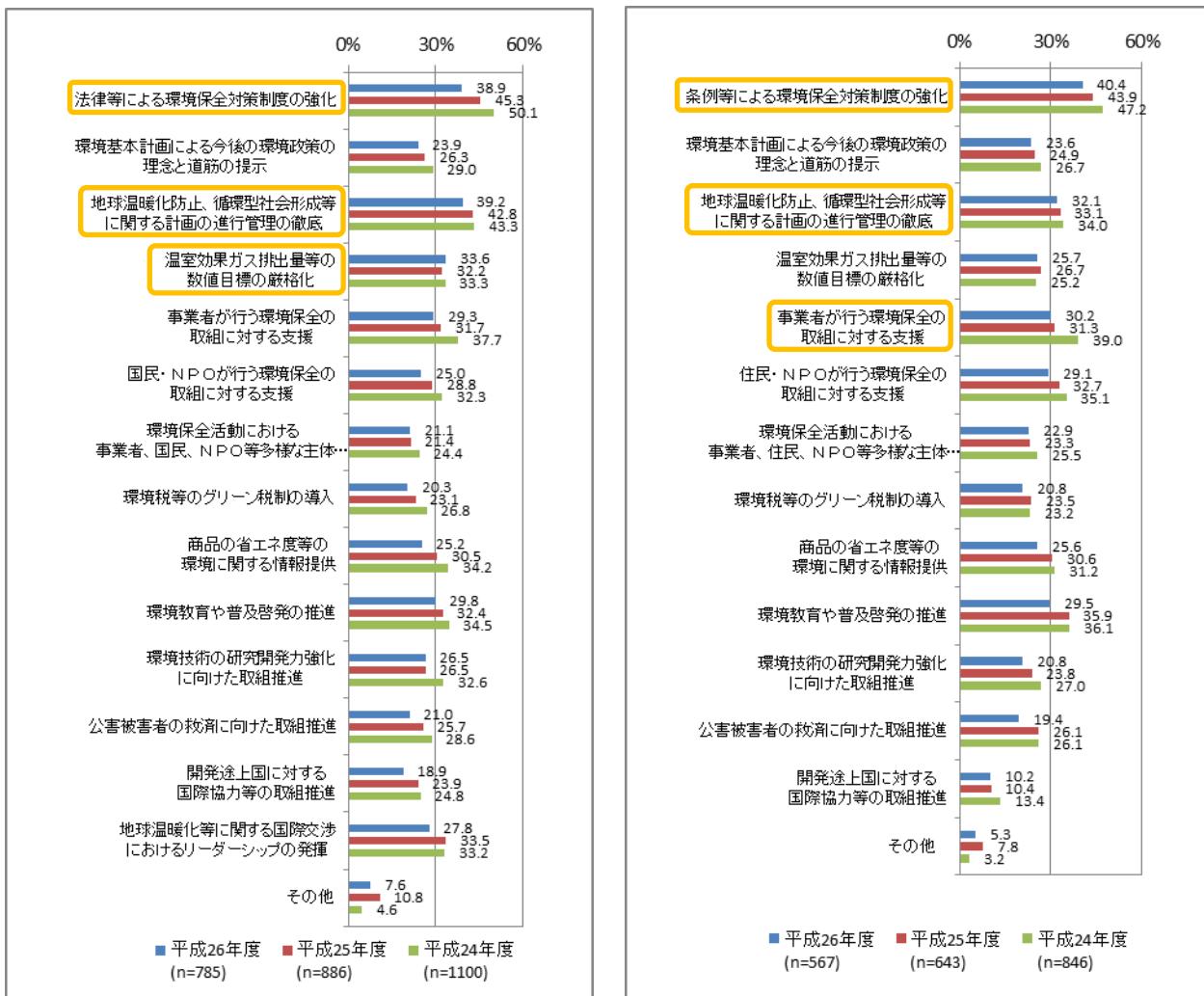
環境行政に対して不満足と回答している人に対して今後環境行政に求めることについて質問したところ、国、地方公共団体の双方において、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」と「地球温暖化防止、循環型社会形成等に関する計画の進行管理の徹底」と回答した人の割合が高い。

このほか、国においては「温室効果ガス排出量等の数値目標の厳格化」と回答した人、地方公共団体においては「事業者が行う環境保全の取組に対する支援」と回答した人の割合が高くなっている（図表IV－2－6）。

図表IV－2－6. 環境行政に対して今後求めること

<国>

<地方公共団体>



出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成24年度調査、平成25年度調査、平成26年度調査）」

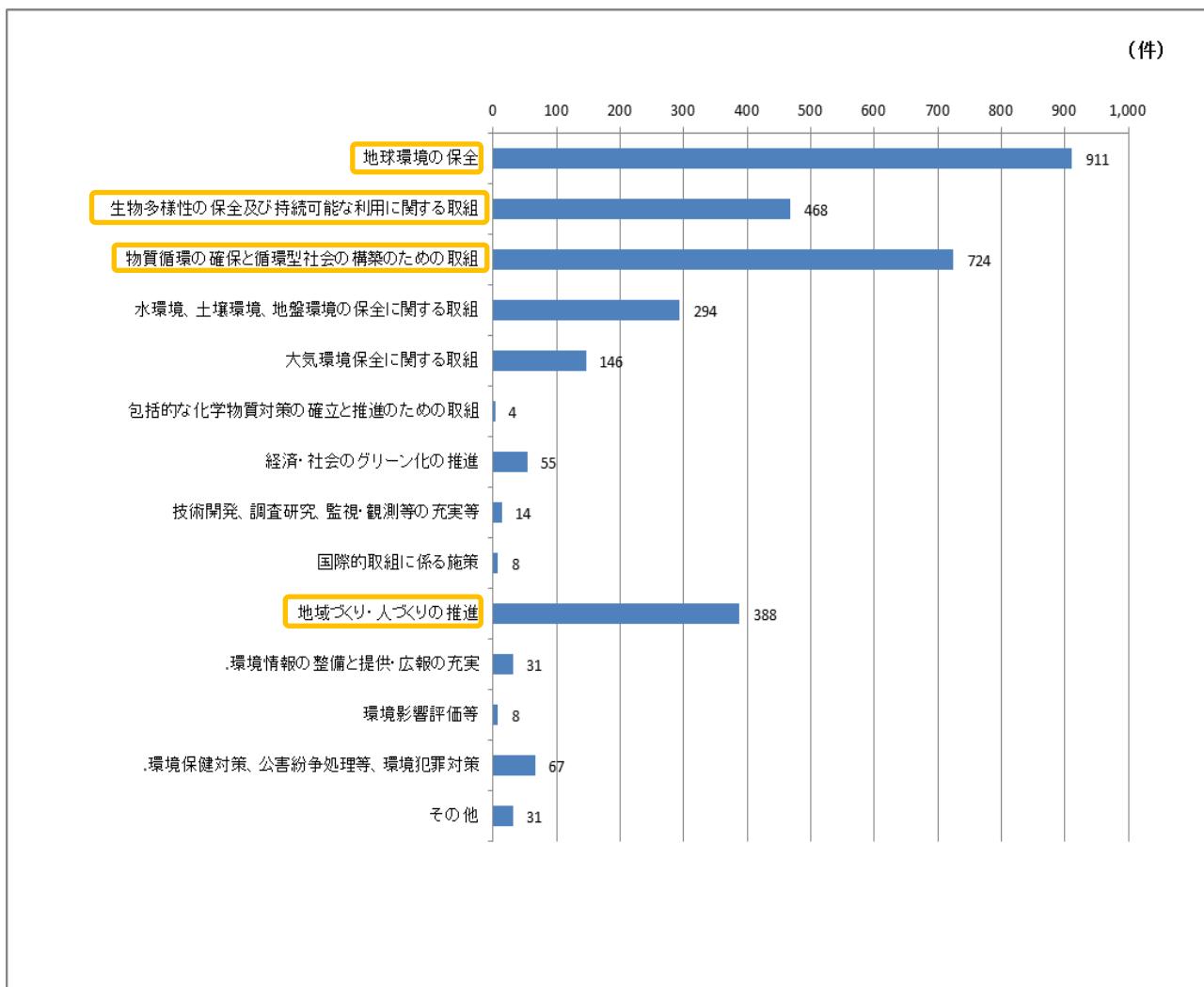
から作成

(2) 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（地方公共団体アンケート）の概要

① 環境施策の実施状況

地方公共団体が重点的に取組を実施している環境施策を第四次環境基本計画の取組分野ごとに見ると、「地球環境の保全」が911件と最も多く、全回答の約3割を占めた。次いで、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「地域づくり・人づくりの推進」の順に実施件数が多くなっている（図表IV-2-7）。

図表IV-2-7. 環境施策の実施状況



注 現在重点的に取組を実施している分野について、最大5つまで回答可能とした（回答地方公共団体数：1,216、総回答数：3,321）

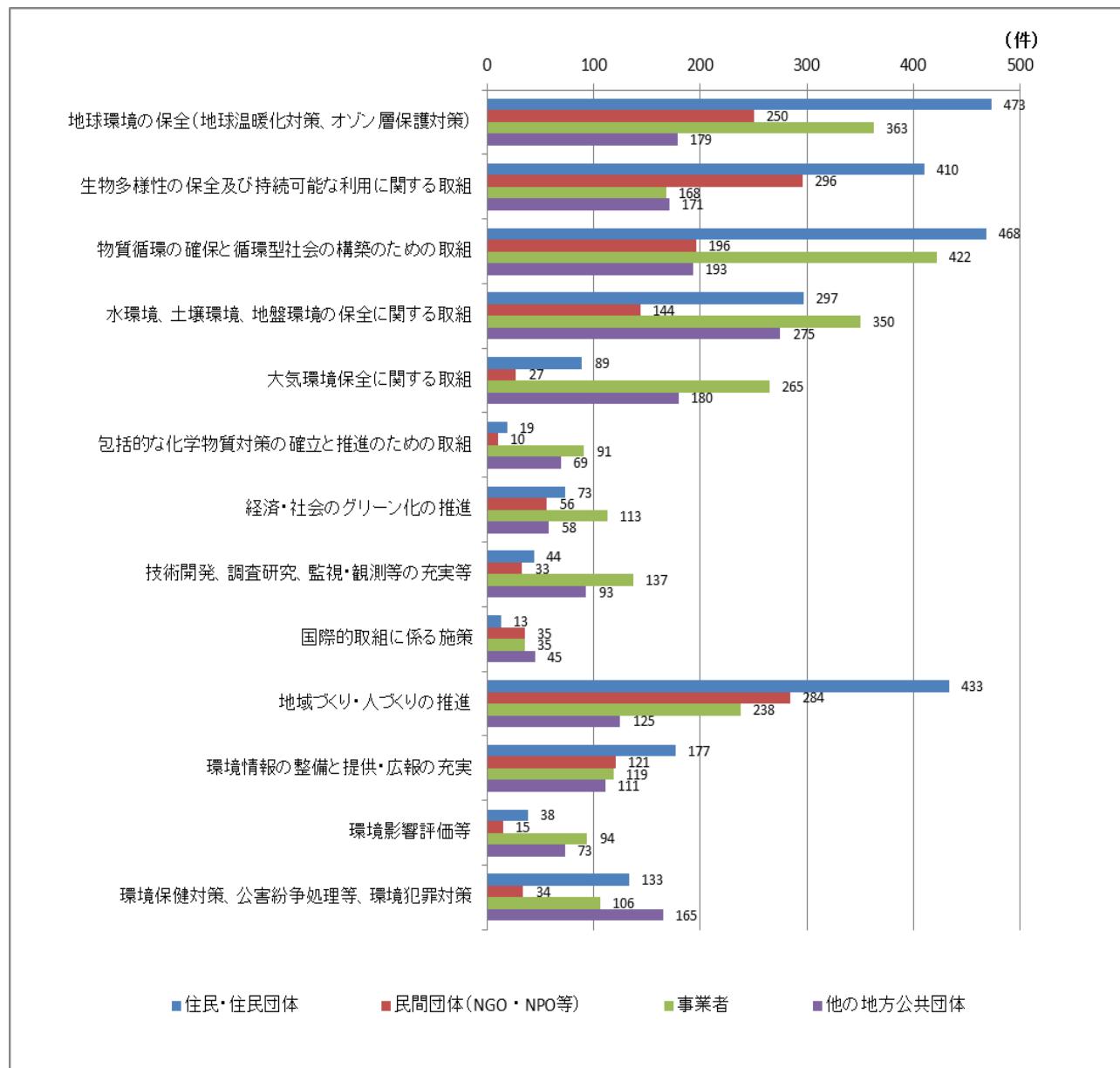
出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（平成26年度調査）」から作成

② 各主体との連携・協働の実施状況

地方公共団体と各主体との連携・協働の実施状況を第四次環境基本計画の取組分野ごとに見ると、「地球環境の保全（地球温暖化対策、オゾン層保護対策）」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「地域づくり・人づくりの推進」等の分野において、最も多く連携・協働している主体は、住民・住民団体であった。

また、「水環境、土壤環境、地盤環境の保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」等の分野においては、最も多く連携・協働している主体は、事業者であった（図表IV-2-8）。

図表IV-2-8. 各主体との連携・協働の実施状況



出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（平成26年度調査）」から作成

参考（各調査対象の属性等）

（1）環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

ウェブサイトを用い、全国の20歳以上の男女を対象に平成27年2月13日から2月17日を調査対象期間としてアンケート調査を実施し、2,631人の回答を得た。

回答者の属性が、性別、年代別、地域別に、日本の人口比率とおおよそ一致するよう設定し、調査を実施した。

① 性別

| 男性 | 女性 | 全体 |
|--------|--------|---------|
| 1,267 | 1,364 | 2,631 |
| (48.2) | (51.8) | (100.0) |

② 年代別

| 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 341 | 457 | 423 | 415 | 465 | 530 | 2,631 |
| (13.0) | (17.4) | (16.1) | (15.8) | (17.7) | (20.1) | (100.0) |

③ 職業別

| 農林漁業 | 商工販売 サービス業 | 自由業 | 会社役員・ 会社経営 | 会社員 | 公務員 | |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------|-------|---------|
| 24 | 106 | 74 | 29 | 694 | 86 | |
| (0.9) | (4.0) | (2.8) | (1.1) | (26.4) | (3.3) | |
| 団体職員 | 学 生 | パート・ アルバイト | 専業主婦 | 無 職 | その 他 | 合 計 |
| 30 | 89 | 368 | 595 | 508 | 28 | 2,631 |
| (1.1) | (3.4) | (14.0) | (22.6) | (19.3) | (1.1) | (100.0) |

④ 地域別

| 北海道・ 東北 | 関東 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国・ 四国 | 九州・ 沖縄 | 全国 |
|------------|--------|-------|--------|--------|-----------|-----------|---------|
| 322 | 862 | 109 | 370 | 420 | 253 | 295 | 2,631 |
| (12.2) | (32.8) | (4.1) | (14.1) | (16.0) | (9.6) | (11.2) | (100.0) |

⑤ 都市規模別

| 政令指定都市 | 10万人以上の 市、東京23区 | 10万人 未満の市 | 町村 | 合計 |
|--------|--------------------|--------------|-------|---------|
| 803 | 981 | 663 | 184 | 2,631 |
| (30.5) | (37.3) | (25.2) | (7.0) | (100.0) |

注 括弧内は%。小数点第2位を四捨五入。

(2) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」

全ての地方公共団体（1,788 団体：47 都道府県、20 政令指定都市、東京都 23 特別区及び 1,698 市町村）を対象として、平成 27 年 1 月中旬から同年 3 月中旬にかけて、ウェブサイト上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収する形式により調査を実施した。期間内に、1,220 団体から回答が寄せられた。（有効回収率：68.2%）

| | 発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 | 回収構成割合 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 都道府県 | 47 | 41 | 87.2% | 3.4% |
| 政令指定都市 | 20 | 16 | 80.0% | 1.3% |
| 特別区 | 23 | 22 | 95.7% | 1.8% |
| 市 | 770 | 588 | 76.4% | 48.2% |
| 町 | 745 | 454 | 60.9% | 37.2% |
| 村 | 183 | 99 | 54.1% | 8.1% |
| 合計 | 1,788 | 1,220 | 68.2% | 100.0% |

